

「改正児童館ガイドライン（仮称）」の理解  
を促すための調査研究

－「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月）を理解するための確認ツールの開発－

座長 植木 信一

新潟県立大学 教授

平成 31 年 3 月

**MIZUHO**

みずほ情報総研株式会社



# 「改正児童館ガイドライン（仮称）」の理解を促すための調査研究 概要

－「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月）を理解するための確認ツールの開発－

本調査研究では、「児童館ガイドライン」の活用状況等を把握・整理するとともに、関連法令・通知、先行研究の成果等を踏まえたうえで、『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール（以下、「確認ツール」という。）を開発した。

## 「児童館ガイドライン」活用実態調査

2018(平成 30)年 7 月豪雨により災害救助法の適用を受けた全国 11 府県にある 65 市 38 町 4 村を除く、全国の市区町村(1,634 団体)の児童館を所管する部署並びに、同市区町村管内の公設民営児童館の運営団体本部(各市区町村につき 1 団体)を対象とした。

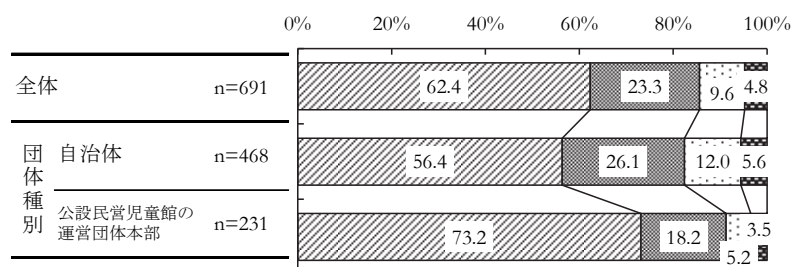
調査基準日	特に指定した設問を除き、2018(平成 30)年 9 月 1 日現在
回収	市区町村(自治体) 1,139/1,634 団体(69.7%) *1 公設民営児童館運営団体本部 234 団体 *2
調査項目	児童館ガイドラインの活用状況、児童館運営に係る評価の実施状況等
*1	市区町村(自治体)は、管内における公設公営児童館の状況について回答を得た。
*2	市区町村における公設民営児童館の設置有無に関する統計データがないため、調査対象数ならびに回収率は算出不可。

### 【調査結果からわかったこと】

#### ◇ 「児童館ガイドライン」（2011（平成 23）年版【廃止】）の認知状況

- －「『児童館ガイドライン』を読んだことがあり、内容まで理解している」が 62.4%で最も高い。
- －回答者の団体種別ごとにみると、「『児童館ガイドライン』を読んだことがあり、内容まで理解している」と回答した割合は、自治体が 56.4%、公設民営児童館の運営団体本部が 73.2%と、民間団体が運営する公設民営児童館のほうが自治体(公設公営児童館)よりも「児童館ガイドライン」を理解しているとする割合が高い。

「児童館ガイドライン」の認知状況（SA）

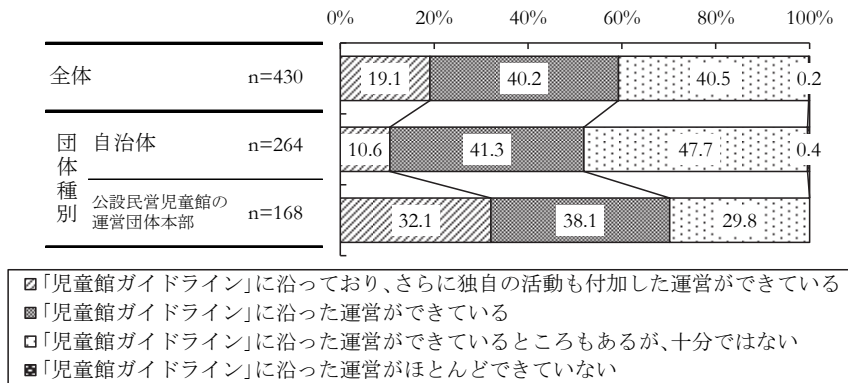


■	「児童館ガイドライン」を読んだことがあり、内容まで理解している
■	「児童館ガイドライン」を読んだことがあるが、内容までは理解できていない
□	「児童館ガイドライン」の名前を聞いたことはあるが、読んだことはない
■	児童館ガイドラインを知らない(名前を聞いたことがない)

#### ◇ 「児童館ガイドライン」に沿った児童館運営の実施

- －「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができているところもあるが、十分ではない」が 40.5%、次いで「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができている」が 40.2%、「『児童館ガイドライン』に沿っており、さらに独自の活動も付加した運営ができている」が 19.1%。
- －回答者の団体種別ごとにみると、公設民営児童館の運営団体本部は「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができている」(38.1%)と回答した割合が最も高く、自治体(公設公営児童館)は「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができているところもあるが、十分ではない」(47.7%)が最も高い。

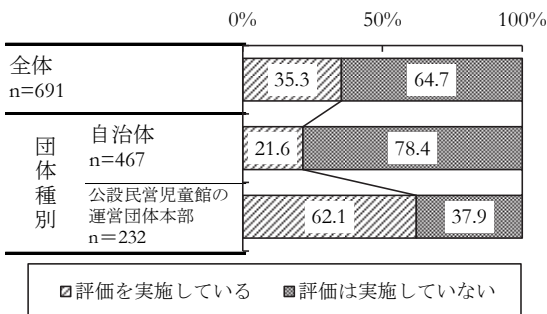
「児童館ガイドライン」に沿った児童館運営の実施状況（SA）



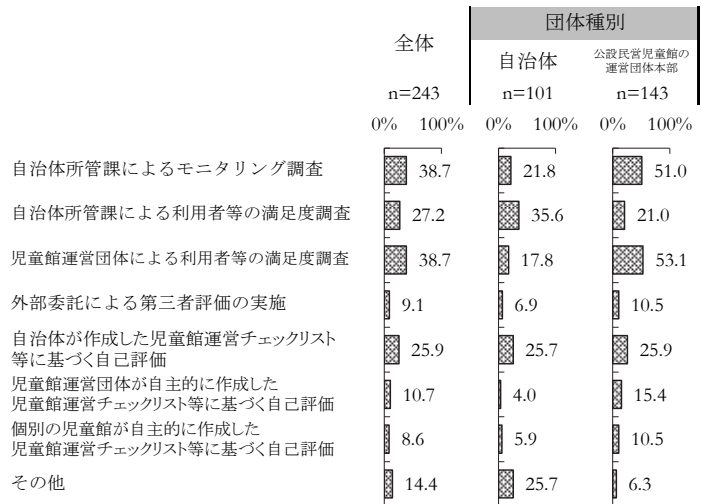
◇ 児童館活動に関する評価の実施状況

- 「評価を実施している」割合は、自治体（公設公営児童館）で 21.6%、公設民営児童館の運営団体本部で 62.1%と、公設公営児童館より公設民営児童館で高い。
- 評価方法は、「自治体所管課によるモニタリング調査」および「児童館運営団体による利用者等の満足度調査」と回答した割合が 38.7%で最も高い。団体種別ごとにみると、公設民営児童館の運営団体本部は「児童館運営団体による利用者等の満足度調査」が 53.1%、「自治体所管課によるモニタリング調査」が 51.0%と高く、指定管理者のモニタリング調査や事業評価の一環として児童館の運営・活動に関する評価が実施されているところが多いことがうかがえる。

児童館の活動・運営に関する評価の実施状況（SA）



具体的な評価方法（MA）

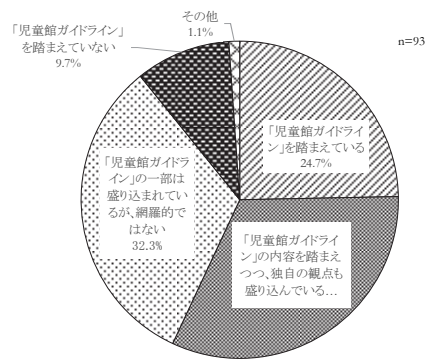


◇ 児童館の活動に関する評価で使用している「チェックリスト」\*3

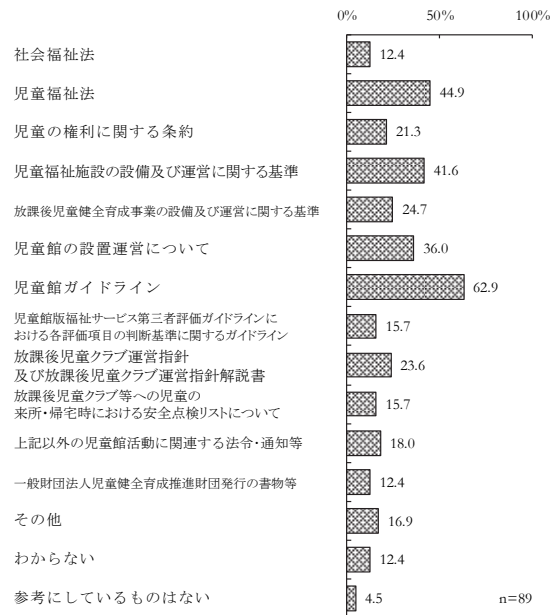
- 「チェックリスト」の内容は、「『児童館ガイドライン』の内容を踏まえつつ、独自の観点も盛り込んでいる」および「『児童館ガイドライン』の一部は盛り込まれているが、網羅的ではない」と回答した割合がそれぞれ 32.3%、次いで「『児童館ガイドライン』を踏まえている」が 24.7%、「『児童館ガイドライン』を踏まえていない」が 9.7%。
- 参考とした法令・資料等としては、「児童館ガイドライン」が 62.9%で最も高く、次いで「児童福祉法」が 44.9%、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が 41.6%となっている。「チェックリスト」の初回作成時期や直近の更新・改定時期が 2011（平成 23）年以降であるとする回答が多かったことと重ね合わせると、内容面についても「児童館ガイドライン」が影響しているのではないかと推察される。

\*3 本調査では、「チェックリスト」を「児童館の運営・活動に関する自己評価の際に利用するツール」と定義している。たとえば、「自己評価表」、「自己点検表」、「運営指針」、「チェックリスト」、「マニュアル」等が該当し、必ずしも一般的なチェックリストに限定するものではない。

「チェックリスト」と「児童館ガイドライン」関係性 (SA)



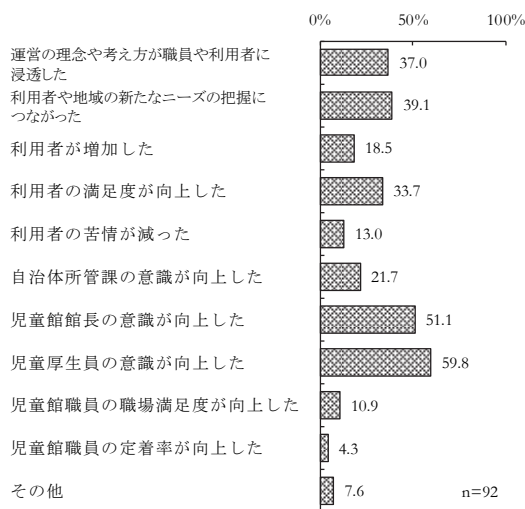
「チェックリスト」作成時に参考とした法令・資料等 (MA)



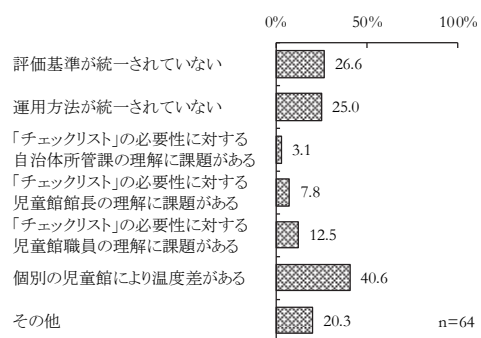
◇ 「チェックリスト」活用の効果と課題

- 効果は、「児童厚生員の意識が向上した」と回答した割合が 59.8%と最も高く、次いで「児童館館長の意識が向上した」が 51.1%、「利用者や地域の新たなニーズの把握につながった」が 39.1%、「運営の理念や考え方が職員や利用者に浸透した」が 37.0%。
- 「チェックリスト」を活用することは、児童館館長及び児童厚生員の意識向上、利用者や地域の新たなニーズ把握につながるなど、児童館の館長・児童厚生員など児童館運営者側への効果が高いと考えられる。
- 課題は、「個別の児童館により温度差がある」が 40.6%で最も高く、次いで「評価基準が統一されていない」が 26.6%、「運用方法が統一されていない」が 25.0%。

「チェックリスト」活用による効果 (MA)



「チェックリスト」の活用における課題 (MA)



## 「児童館ガイドライン」の運営・実践における活用状況に関する取組事例調査

「児童館ガイドライン」活用実態調査より、児童館の運営や活動状況を把握・評価等している団体(自治体又は児童館運営団体)を抽出し、その具体的な取組内容等をお伺いし、2018(平成 30)年 10 月に発出された「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツールの開発や活用方法の検討に役立てることを目的として、ヒアリング調査を実施した。

調査実施期間	2018(平成 30)年 10 月～11 月
調査対象機関	4 件(地方自治体 2 件、児童館運営団体 2 件)
調査項目	「児童館ガイドライン」を踏まえたチェックリスト等の内容、作成方法、評価方法、結果の活用方法等

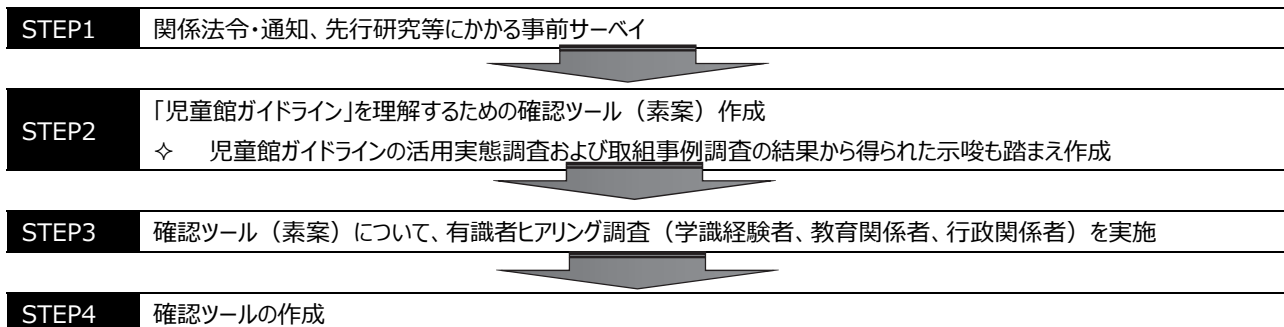
### 【調査結果からわかったこと】

- ◇ 児童館を自治体の計画や業務プロセス等に明確に位置づけることによる積極的な児童館施策推進の重要性
  - －調査対象とした 2 つの自治体では、市の条例に基づき設置される委員会や児童館施策について議論がなされていたり、市の基本計画の重点プランのひとつとして児童館施策が盛り込まれるなど、いずれも市政のなかで児童館を重要な拠点として位置づけていることが明らかとなり、自治体における主体的で、計画的な児童館施策の推進が、まずは重要な観点のひとつとして考えられる。
- ◇ 「児童館ガイドライン」に基づく運営が実現されていくような仕組みづくりの有効性
  - －調査対象団体では、日々の実践での気付きや、業務計画策定、活動の振り返り等において、「児童館ガイドライン」に基づく運営が実践されていくような仕組み、業務プロセスを自治体所管課や児童館運営本部が中心となって整備していた。一方で、○×等による評価を目的とした、いわゆる「チェックリスト」を活用しているところはない。1 団体は 2017(平成 29)年度までは評価シートを活用していたが、○をとることが目的化したり、チェック項目では測れない取組の把握や評価ができないこと等の課題があり、2018(平成 30)年度より活用を中止している。
  - －児童館の日々の実践を評価し、「児童館ガイドライン」の考え方に則った運営が現場で実践されるようにしていくには、いわゆる「チェックリスト」ではなく、館長や児童厚生員が日々の活動や計画立案等のなかで、「児童館ガイドライン」の考え方を身につけ、実践されていくような仕組みを構築することが有効であると考えられる。
- ◇ 現場の実践において「児童館ガイドライン」を日頃より意識できる環境づくり・働きかけの有効性
  - －館長が立案する年間計画で「児童館ガイドライン」を意識した計画とすることが求められていたり、非常勤職員を含めた全職員に配布する冊子のなかで、子どもの権利や児童福祉法の理念、「児童館ガイドライン」の考え方が伝わるように工夫されているなど、館長や児童厚生員が「児童館ガイドライン」に則った運営ができるようにするための環境づくりや働きかけが仕組みとして構築される事例が複数みられ、その有効性を確認した。

## 「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツールの開発

2018(平成 30)年 10 月に発出された「児童館ガイドライン」の内容が全国の自治体や児童館関係者等に理解され、また同ガイドラインが有効に活用されるよう、確認ツールを開発した。

### 【作成手順】



## 【『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール』の概要】

### ◇ 主な利用者と構成

- ー 主な利用者は、直接児童館の運営に携わる方々と現場で働く児童厚生員を想定。ただし、自治体の児童館所管課、児童館運営団体本部、児童館長など、様々な立場の方にとっても活用可能なものとした。
- ー です・ます調の平易な文章にするとともに、冊子として印刷しやすいレイアウトでの構成とした。

### 目次構成

はじめに
第1部 「児童館ガイドライン」を知る
1. 「児童館ガイドライン」のポイント
2. 「児童館ガイドライン」の構造的理解
第2部 児童館の活動を振り返る
1. 確認ツールの構成と使い方
2. 確認ツール
(1) 理念・目的・施設特性（ガイドライン第1章に対応）
(2) 子どもの発達理解（ガイドライン第2章に対応）
(3) 施設運営（ガイドライン第5章、第6章、第7章に対応）
(4) 児童館の実践（ガイドライン第3章、第4章、第8章に対応）
おわりに
参考 「児童館ガイドライン」（平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知 別紙）

## 【『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール』の特徴】

### ◇ 「児童館ガイドライン」の構造的理解について解説

- ー 「児童館ガイドライン」は、各章を個別に読み解くのではなく、有機的に関連させてひとつの概念として構造的に理解することが重要との観点から、「児童館ガイドライン」の構造を示した。

### 「児童館ガイドライン」の構造



#### A 第1章総則と他の章との関係

「**第1章 総則**」は、「児童館ガイドライン」全編を通じた基本的な考え方を示すものであるため、「児童館ガイドライン」全体にかかるイメージとして、グレーで全体を覆っている。さらに、「**子どもの発達理解**」や児童館の「**施設運営**」及び「**実践**」のすべてに関係していることを明示するために、「**第1章 総則**」からそれぞれに向かって矢印を記している。「**子どもの発達理解**」と「**施設運営**」、「**実践**」は、「**第1章 総則**」の上に成り立つものであるが、それぞれから得られた教訓をもとに「**第1章 総則**」で示されている内容を豊かにすることに役立てていく視点も必要であることから、双方向の矢印で示している。

#### B 「子どもの発達理解」と「施設運営」・「実践」との関係

「**子どもの発達理解**」は、「**施設運営**」及び「**実践**」をしていくにあたって、理解しておくべき知識である。児童館運営の基礎知識としてだけでなく、施設運営や活動の実践のなかでの新しい気づきを知識として還元し、児童館職員等の間で共有されていくことが期待されるため、双方向の矢印で示している。

#### C 「施設運営」と「実践」の関係

「**実践**」は、「**施設運営**」の上に成り立つものであって、「**実践**」から得られた教訓をもとに「**施設運営**」の見直し等に役立てていく視点も必要であることから、双方向の矢印で示している。

(資料)「児童館ガイドライン」(平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)をもとに、みずほ情報総研株式会社作成。

◇ 「児童館ガイドライン」の構造に即したツールの開発

ー「児童館ガイドライン」の構造に則して、点検・振り返りに役立てられる形態を模索、開発した。

確認ツールの構成及び役割と「児童館ガイドライン」の構造比較

確認ツールの目次構成		確認ツールの説明
2.(1)理念・目的・施設特性		◇ 「児童館ガイドライン」に示されている内容が実現できているか、職員全員に理解されているか等、実態やレベル感を確認できるもの。
2.(2)子どもの発達理解		◇ そのため、それぞれの判断基準に照らして、自らの児童館がどの段階にあるのか、状況を確認できるよう基準を提示。
2.(3) 施設 運営	職員の役割	◇ 各児童館で、職員の業務や運営管理のあり方、子どもの安全対策・衛生管理の現状を点検できるもの。
	運営と安全管理	◇ そのため、各着眼点について、どのような観点から振り返りを行うのか、「児童館ガイドライン」の記述より「振り返り項目」を整理。 ◇ さらに、主要な関連法令や通知等を参考情報として掲載。
2.(4) 実践	児童館の活動	◇ 各児童館で振り返りや今後の改善方策を検討する際の参考として、「確認のポイント」を整理。
	地域の実情に応じた 関係構築	◇ 検討する際の確認メモ欄として「振り返り」と「改善のアイデア」欄を設ける。

【実施体制】（敬称略、◎は座長、○は委員）

氏名	所属	検討会	WG
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授	◎	◎
阿南 健太郎	一般財団法人児童健全育成推進財団 総務部 部長		○
國重 晴彦	公益社団法人京都市児童館学童連盟 常務理事・健全育成子育て支援統括監	○	
中村 かおり	大阪人間科学大学 人間科学学部子ども学科 講師	○	
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長	○	○
山城 康代	一般社団法人りあん 代表理事/沖縄県うるま市みどり町児童センター 館長	○	

【厚生労働省（オブザーバー）】

氏名	所属
佐藤 晃子	厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官

【事務局】

氏名	所属
野中 美希	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント
初見 歌奈子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント
杉田 裕子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 リサーチャー
井場 佳奈枝	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

児童館および行政事務担当者の皆様には、アンケート調査並びにヒアリング調査にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございました。



## 目次

### 序章 調査研究の目的と方法

1. 調査研究の目的.....	3
2. 調査研究の概要.....	3
3. 調査における倫理面への配慮.....	5
4. 調査研究の体制.....	5
5. 成果の公表方法.....	6

### 第1章 「児童館ガイドライン」活用実態調査

#### 第1節 調査の概要

1. 目的.....	9
2. 調査方法と調査対象の選定.....	9
3. 主な調査内容.....	10

#### 第2節 調査結果のまとめ.....12

#### 第3節 調査結果

1. 調査回答自治体・児童館運営団体の状況.....	15
2. 管内の児童館の状況.....	18
3. 児童館運営団体の概要.....	20
4. 「児童館ガイドライン」の周知状況.....	25
5. 児童館の活動に関する評価および「チェックリスト」について.....	35

### 第2章 「児童館ガイドライン」の運営・実践における活用状況に関する取組事例調査

#### 第1節 調査の概要

1. 目的.....	51
2. 調査方法と調査対象の選定.....	51
3. 主な調査内容.....	51

#### 第2節 調査結果のまとめ.....52

#### 第3節 取組事例

1. 愛知県大府市における取組事例.....	55
2. 東京都町田市における取組事例.....	62
3. 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団（宮城県仙台市）における取組事例.....	72

### 第3章 「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツールの開発

#### 第1節 調査の概要

1. 目的 .....85
2. 作成方法 .....85

#### 第2節 「『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール」の開発

1. 確認ツールの目的と活用方法 .....88
2. 「『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール」 .....88
3. 確認ツールの活用可能性 .....89

#### 第3節 「『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール」の改良に向けた課題 .....90

#### 成果 「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツール

#### 参考資料

1. 「児童館ガイドライン」活用実態調査 調査票 ..... 参考-1
2. 「児童館ガイドライン」活用実態調査 調査対象外地域一覧 ..... 参考-9
3. 「『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール」の開発に当たっての事前サーベイ ..... 参考-10
4. 参考文献 ..... 参考-62

## 序章 調査研究の目的と方法



## 序章 調査研究の目的と方法

### 1. 調査研究の目的

- 2011(平成 23)年 3 月に発出された「児童館ガイドライン」は、児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項が初めて取りまとめられたものであり、地域の児童館の運営や活動の向上を図る上で重要な役割を果たしてきた。
- 2015(平成 27)年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」(一般財団法人児童健全育成推進財団(以下、「育成財団」という。)、主任研究者 野中賢治)によれば、「児童館ガイドライン」の周知がなされている市区町村では、児童館活動の評価と今後の施策のあり方を検討する際に「児童館ガイドライン」が役立っている一方で、「児童館ガイドライン」の周知が徹底されていない現状が明らかとなった。また、子どもの貧困や虐待等、今日的な課題への対応のあり方について、「児童館ガイドライン」のなかで明確に位置付けるべきであること等が提言されている。さらに、2016(平成 28)年度には「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」(育成財団、主任研究者 植木信一)において、児童館が地域で果たすべき今日的機能及び役割について分析が実施されるなど、児童館の役割等に係る調査研究が進められてきた。
- 「児童館ガイドライン」策定から 7 年以上が経過し、その間、平成 28 年には児童福祉法も改正され、子どもは適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等の理念が明確化されるなど、状況が変化してきている。
- こうした状況を踏まえ、2017(平成 29)年度に、社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」において「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」(植木信一座長)を設置し、「改正児童館ガイドライン(仮称)」の策定に向けた検討が進められてきた。そして、2018(平成 30)年 10 月 1 日に、改正された「児童館ガイドライン」が厚生労働省子ども家庭局長通知として発出されたところである。
- 本事業では、上記の調査研究を含め過去の調査研究の成果を踏まえつつ、新しいガイドラインの内容を普及することを目的に、『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツールを開発した。

### 2. 調査研究の概要

- 本調査研究の目的に基づいて、以下の調査を行った。

#### (1) 「児童館ガイドライン」活用実態調査

- 2011(平成 23)年に発出された「児童館ガイドライン」の活用状況、児童館や運営団体等において独自に作成したチェックリストの有無、その内容等の概要を把握するとともに、「児童館ガイドライン」活用事例調査対象先選定のための基礎資料として活用することを目的に、2018(平成 30)年 7 月豪雨により災害救助法の適用を受けた全国 11 府県にある 65 市 38 町 4 村を除く、全国の市区町村(1,634 団体)の児童館所管課並びに公設民営の児童館の運営団体本部 1 団体(各自自治体最大 2 通)を対象としたアンケート調査(郵送配布・郵送回収)を実施した。

## (2) 「児童館ガイドライン」の運営・実践における活用状況に関する取組状況調査

- 2011(平成23)年に発出された「児童館ガイドライン」に基づいたチェックリストの作成・運用や研修の開催、その他業務プロセスへの組み込み等により、児童館の運営や活動状況を把握・評価等している団体(自治体又は児童館運営団体)に、その具体的な取組内容等をお伺いし、2018(平成30)年10月に発出された「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツールの開発や活用方法の検討に役立てることを目的として、ヒアリング調査を実施した。
- 調査対象は、「(1)『児童館ガイドライン』活動実態調査」により、2011(平成23)年の「児童館ガイドライン」に基づくチェックリスト等を作成・活用している団体(市区町村所管課又は児童館運営団体本部)から選定した。調査を実施した機関は以下のとおりである。

ヒアリング調査協力団体一覧

No	調査対象機関	所在地	調査日	担当者
1	愛知県大府市	愛知県大府市	2018(平成30)年10月26日(金)	野中賢治 野中美希
2	東京都町田市 (1)町田市役所 (2)特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグボート	東京都町田市	2018(平成30)年11月9日(金)	野中賢治 野中美希 初見 杉田
3	公益財団法人 仙台ひと・まち交流財団	宮城県仙台市	2018(平成30)年11月27日(火)	植木 野中美希 杉田

## (3) 「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツールの開発

- 関連法令・通知、先行研究等にかかる事前サーベイ、(1)～(2)の調査結果を踏まえて、研究会並びにワーキンググループ(以下、「WG」という。)での議論を経て、まずは素案を作成した。
- その後、学識経験者、教育関係者、行政関係者の3者に対して有識者ヒアリング調査を実施し、いただいたご意見を参考に、研究会並びにWGでの議論を経て取りまとめた。なお、有識者ヒアリング調査の対象は以下のとおりである。

有識者ヒアリング調査協力機関・者等一覧

立場	調査対象機関・者	調査日	担当者
学識 経験者	安部芳絵氏 工学院大学 教育推進機構 准教授 ※社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する 専門委員会」において「今後の地域の児童館等のあり方 検討ワーキンググループ」委員	2019(平成31)年1月15日(火)	阿南 野中賢治 野中美希 初見 杉田
教育 関係者	柳澤邦夫氏 栃木県立上三川町立上三川小学校長 ※社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する 専門委員会」において「今後の地域の児童館等のあり方 検討ワーキンググループ」委員	2019(平成31)年1月15日(火)	阿南 野中美希 杉田
行政 関係者	東京都 保健福祉局 少子社会対策部 家庭支援課	2019(平成31)年1月9日(水)	野中賢治 野中美希 杉田

### 3. 調査における倫理面への配慮

- 本調査研究における倫理面への配慮として、ヒアリング調査は、事前に、調査及び報告の趣旨とヒアリング及び報告の内容について調査対象者への説明を行い、同意を得て実施した。ヒアリング結果の報告資料は、提供者の同意を得て掲載することとした。
- アンケート調査は、調査結果を調査者が当初設定した目的以外に使用されないよう配慮した。
- 報告書作成に際しては、利用者データや事例などについて研究倫理上必要な手続きを経ていること及び記述においてプライバシーが侵害されないようにすることに留意した。

### 4. 調査研究の体制

- 本調査研究の実施にあたり、研究会を設置し、全体方針の検討並びに調査結果のとりまとめを行った。
- さらに、研究会の下部組織として WG を設置し、研究会の方針に従って、調査を実施し結果の分析を行った。

#### 本調査研究の実施体制

##### 【委員】

氏名	所属	研究会	WG
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授	◎	◎
阿南 健太郎	一般財団法人児童健全育成推進財団 総務部 部長		○
國重 晴彦	公益社団法人京都市児童館学童連盟 常務理事・健全育成子育て支援統括監	○	
中村 かおり	大阪人間科学大学 人間科学部子ども学科 講師	○	
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長	○	○
山城 康代	一般社団法人りあん 代表理事 沖縄県うるま市みどり町児童センター 館長	○	

(敬称略、◎は座長、○は委員)

##### 【厚生労働省（オブザーバー）】

氏名	所属
佐藤 晃子	厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官

##### 【事務局】

氏名	所属
野中 美希	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント
初見 歌奈子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント
杉田 裕子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 リサーチャー
井場 佳奈枝	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

## 研究会・WGの開催概要

### 【研究会】

	日時	場所
第1回	2018(平成30)年8月6日(月) 13:00～15:00	ちよだプラットフォームスクエア会議室
第2回	2018(平成30)年12月21日(金)13:30～15:30	みずほ情報総研株式会社 会議室
第3回	2019(平成31)年3月15日(金) 15:00～17:00	みずほ情報総研株式会社 会議室

### 【WG】

	日時	場所
第1回	2018(平成30)年10月5日(金) 13:00～17:00	みずほ情報総研株式会社 会議室
第2回	2018(平成30)年12月3日(月) 16:00～18:00	みずほ情報総研株式会社 会議室
第3回	2019(平成31)年2月19日(火) 10:00～12:00	みずほ情報総研株式会社 会議室

## 5. 成果の公表方法

- 本調査研究の成果は、みずほ情報総研株式会社のホームページにおいて公開する。  
(<https://www.mizuho-ir.co.jp/index.html>)
- また、全国的な児童館活動を推進する見地から、本調査研究事業をともに実施してきた、一般財団法人児童健全育成推進財団ホームページからも当社ホームページへリンクさせることで、今後の学術研究や自治体における施策の検討等において役立てられるようにする。  
(<https://www.jidoukan.or.jp/project/research/old.html>)

### 本調査研究で用いた用語等

- ・子ども 児童福祉法における「児童」と同義で、「満18歳に満たない者」をいう。  
なお、調査対象市区町村によっては「満18歳まで」としているところもある。
- ・児童厚生員 現行の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(38条)では、児童館職員を「児童の遊びを指導する者」としているが、本調査では、児童館ガイドラインに倣い、「児童厚生員」として記載している。
- ・放課後児童クラブ 児童福祉法における「放課後児童健全育成事業」を指す。

ただし、調査対象事例の独自性を担保するため、当該自治体・団体等で使用されている表現を優先して記載している場合がある。



# 第1章 「児童館ガイドライン」活用実態調査



# 第1章 「児童館ガイドライン」活用実態調査

## 第1節 調査の概要

### 1.目的

- 「児童館ガイドライン」(2011(平成23)年版、現在廃止)の活用状況、児童館の運営・活動に関する自己評価の際に利用するツール(以下、「チェックリスト」(注)という。)の有無、その内容等の概要を把握するとともに、「チェックリスト」活用事例調査対象先選定のための基礎資料として活用することを目的とする。

(注)本調査では、「チェックリスト」を「児童館の運営・活動に関する自己評価の際に利用するツール」と定義している。たとえば、「自己評価表」、「自己点検表」、「運営指針」、「チェックリスト」、「マニュアル」等が該当し、必ずしも、一般的なチェックリストに限定するものではない。

### 2.調査方法と調査対象の選定

#### (1) 調査対象

- 2018(平成30)年7月豪雨により災害救助法の適用を受けた全国11府県にある65市38町4村(注)を除く、全国の市区町村(1,634団体)の児童館を所管する部署並びに、同市区町村管内の公設民営児童館の運営団体本部(各市区町村につき1団体)を対象とした。
- なお、調査対象の市区町村が公設民営児童館を設置していない場合には、市区町村の児童館所管部署のみを対象とした。また、公設民営児童館の運営団体が2団体以上ある場合には、  
第1基準:運営している児童館数が最も多い児童館運営団体を選定  
第2基準:第1基準に該当する児童館運営団体が2団体以上ある場合には、児童館運営経験が最も長い運営団体を選定  
するよう、市区町村に依頼した。
- 調査対象は下表の通り整理できる。

(注)災害救助法の適用地域は、内閣府「平成30年7月豪雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第17報】」(2018(平成30)年8月10日公表)に記載の市区町村とする。適用地域一覧は、参考資料2に掲載している。

図表1-1 調査対象の考え方

		公設民営 児童館	調査対象	
			市区町村の児童館所管部署	公設民営児童館の運営団体本部
児童館 設置状況	有	有	○	○
		無	○	×
	無	—	○	—

## (2) 調査方法

- 郵送配布・郵送回収による。
- 全国の市区町村に調査票 2 部をまとめて送付し、公設民営児童館の運営団体については、市区町村の児童館所管部署を通して運営団体本部に対して調査票の配布・回収を行った。

## (3) 調査基準日

- ① 調査基準日: 2018(平成 30)年 9 月 1 日現在
- ② 調査実施期間: 2018(平成 30)年 9 月 3 日~9 月 26 日  
※ただし、調査実施期間を過ぎて回収した調査票についても集計に含めている。

## (4) 回収結果

		調査対象数	有効回収数	回収率
回答	市区町村の児童館所管部署	1,634	1,139	69.7%
団体	公設民営児童館の運営団体本部	-(注)	234	-(注)
市区町村・運営団体計			1,373	

(注) 調査対象の市区町村における公設民営児童館の設置有無に関する統計データがないため、調査対象数ならびに回収率は算出できない。

## (5) 集計方法

- 回答が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。
- 基本属性以外の設問(図表 1-2 のⅡ以降)について、市区町村は児童館を設置している自治体を対象に集計している。

## 3. 主な調査内容

- 主な調査内容は以下の通りである。
- Ⅱ以降の設問については、市区町村の児童館所管部署(以下、「自治体」という。)には管内における公設公営児童館の状況を、公設民営児童館の運営団体本部には調査票回答対象となっている市区町村(当該運営団体に調査票の回答を依頼した市区町村。以下、「調査対象自治体」という。)の管内で当該団体が運営している公設民営児童館の状況について回答を得た。

図表1-2 主な調査内容

I. 団体の概要
問 1 自治体名
問 2 団体種別
問 3 児童館の設置有無・設置数【自治体のみ】
問 4 法人種別【公設民営児童館の運営団体本部のみ】
問 5 調査対象自治体管内における児童館の運営形態【公設民営児童館の運営団体本部のみ】
問 6 調査対象自治体以外の管内で運営している児童館の有無【公設民営児童館の運営団体本部のみ】

問7 運営している児童館の数【公設民営児童館の運営団体本部のみ】

Ⅱ. 「児童館ガイドライン」(2011(平成23)年)の周知状況

問8 「児童館ガイドライン」の認知状況

問9 「児童館ガイドライン」に沿った児童館運営の実施状況

問10 児童館の機能・役割

問11 「児童館ガイドライン」に基づく児童館の活動内容

問12 児童館の活動における連携先

問13 子どもの安全対策・衛生管理に関する児童館の取組

Ⅲ. 児童館の活動や「チェックリスト」について

1. 児童館の活動に関する評価について

問14 児童館の活動に関する評価の実施有無

問15 児童館の活動に関する評価の具体的な方法

2. 児童館の活動の評価の際に使用している「チェックリスト」について

問16 「チェックリスト」の作成者

問17 「チェックリスト」の作成時期・改定回数

問18 「チェックリスト」の名称

問19 「チェックリスト」と「児童館ガイドライン」の関連性

問20 「チェックリスト」の主な内容

問21 「チェックリスト」作成の際に考慮している法令・資料等

問22 「チェックリスト」に基づく評価の活用方法

問23 「チェックリスト」の活用による効果

問24 「チェックリスト」の活用における課題

Ⅳ. 児童館施策全般に関する御意見

## 第2節 調査結果のまとめ

- 本調査結果から、「児童館ガイドライン」(2011(平成23)年版、現在廃止)の活用実態及び児童館の活動・運営に関する評価の実施状況等について、以下のことが明らかとなった。

### 1.「児童館ガイドライン」(2011(平成23)年版)の周知状況

(「児童館ガイドライン」の認知状況)

- 「『児童館ガイドライン』を読んだことがあり、内容まで理解している」が62.4%で最も高く、次いで「『児童館ガイドライン』を読んだことがあるが、内容までは理解できていない」が23.3%、「『児童館ガイドライン』の名前を聞いたことはあるが、読んだことはない」が9.6%となっている。
- 回答者の団体種別ごとにみると、「『児童館ガイドライン』を読んだことがあり、内容まで理解している」と回答した割合は、自治体(公設公営児童館)が56.4%、公設民営児童館の運営団体本部が73.2%となっており、民間団体が運営する公設民営児童館は公設公営児童館と比較して「児童館ガイドライン」を理解しているとする割合が高い。

(「児童館ガイドライン」に沿った児童館運営の実施状況)

- 「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができているところもあるが、十分ではない」が40.5%、次いで「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができている」が40.2%、「『児童館ガイドライン』に沿っており、さらに独自の活動も付加した運営ができている」が19.1%となっている。
- 回答者の団体種別ごとにみると、公設民営児童館の運営団体本部は「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができている」が最も高く、38.1%となっている。一方、自治体(公設公営児童館)においては「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができているところもあるが、十分ではない」が47.7%で最も高い。

(児童館の機能・役割)

- 「児童館ガイドライン」に基づく児童館の機能・役割として取り組んでいることは、「遊び・生活を通した子どもの発達の増進」が95.9%で最も高く、次いで「子育て家庭への支援」が78.5%、「子どもの安定した日常生活の支援」が71.9%となっている。
- 回答者の団体種別ごとにみると、すべての機能・役割について、公設民営児童館の運営団体本部の方が自治体(公設公営児童館)よりも取り組んでいると回答する割合が高く、公設公営児童館よりも公設民営児童館において、より多様な機能や役割が果たされている可能性が示唆される。この背景として、公設民営児童館は指定管理が多いため、仕様書等に基づいて児童館が果たす機能や役割が規定されていることによる影響があるのではないかと推察される。

(児童館の活動における連携先)

- 児童館の活動における連携先については、「学校」が88.5%で最も高く、次いで「家庭」が79.9%、「地域組織・団体」が78.3%となっている。
- 回答者の団体種別ごとにみると、自治体(公設公営児童館)と比較して、公設民営児童館の運営団体本部の方がいずれの主体とも連携している割合が高い。特に「地域組織・団体」は16.1%の開きがあることから、公設民営児童館の方が公設公営児童館よりも地域との連携が進んでいる可能性がある。この背景として、指定管理契約時に「地域との連携」が示されているところが多くなっていることや、公設民営の指定管理者には各地の社会福祉法人が多いことから、地域資源とのつながりが深いことなどがあるのではないかと考えられる。

## 2.児童館の活動に関する評価の実施状況

(児童館の活動や運営に関する評価の実施状況)

- 児童館の活動や運営に関する「評価を実施している」と回答した割合は 35.3%となっている。
- 回答者の団体種別ごとにみると、「評価を実施している」と回答した割合は、自治体(公設公営児童館)で 21.6%、公設民営児童館の運営団体本部で 62.1%であり、公設公営児童館より公設民営児童館で評価が実施されていることが多い。この背景として、公設民営児童館においては、指定管理者のモニタリング調査等が実施されることが多い点が影響しているのではないかと考えられる。

(児童館の活動や運営に関する評価の方法)

- 評価を実施している場合の評価方法は「自治体所管課によるモニタリング調査」および「児童館運営団体による利用者等の満足度調査」が 38.7%で最も高く、次いで「自治体所管課による利用者等の満足度調査」が 27.2%となっている。
- 「チェックリスト」を用いた評価のなかでは、「自治体が作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価」が 25.9%で最も高く、次いで「児童館運営団体が自主的に作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価」が 10.7%、「個別の児童館が自主的に作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価」が 8.6%となっている。
- 回答者の団体種別ごとにみると、公設民営児童館の運営団体本部は「児童館運営団体による利用者等の満足度調査」と回答した割合が 53.1%、「自治体所管課によるモニタリング調査」が 51.0%と高く、指定管理者のモニタリング調査や事業評価の一環として児童館の運営・活動に関する評価が実施されているところが多いことがうかがえる。

## 3.児童館の活動に関する評価の際に使用している「チェックリスト」

(「チェックリスト」の作成者)

- 「チェックリスト」を用いて評価を行っている場合、「チェックリスト」の作成者は「自治体所管課が作成」が 61.7%で最も高く、次いで「児童館運営団体本部が作成」が 25.5%、「個別の児童館が作成」が 23.4%となっている。
- 回答者の団体種別ごとにみると、自治体(公設公営児童館)では「自治体所管課が作成」が 75.0%、「個別の児童館が作成」が 28.1%となっている。また、公設民営児童館の運営団体本部では、「自治体所管課が作成」が 54.8%、「児童館運営団体本部が作成」が 38.7%、「個別の児童館が作成」が 21.0%となっている。

(「チェックリスト」の作成・改定状況)

- 「チェックリスト」を最初に作成した時期は、「～2010年」が 26.9%、「2011年以降」が 73.1%となっている。さらに、「チェックリスト」を更新・改定している場合の直近の更新・改定時期は、「2011年以降」が 100.0%となっている。また、初回作成時期が「～2010年」である「チェックリスト」18件のうち、13件が2011(平成23)年以降に更新・改定されている。「チェックリスト」の初回作成時期や直近の更新・改定時期は2011(平成23)年以降に集中しており、「児童館ガイドライン」が策定されたことが影響していると推察される。
- 「チェックリスト」の更新・改定を行っている場合の平均更新・改定回数は2.17回である。

#### （「チェックリスト」と「児童館ガイドライン」の関連性）

- 「チェックリスト」と「児童館ガイドライン」の関連性については、「『児童館ガイドライン』の内容を踏まえつつ、独自の観点も盛り込んでいる」および「『児童館ガイドライン』の一部は盛り込まれているが、網羅的ではない」がそれぞれ 32.3%、次いで「『児童館ガイドライン』を踏まえている」が 24.7%、「『児童館ガイドライン』を踏まえていない」が 9.7%となっている。
- 「チェックリスト」の作成者別にみると、児童館運営団体本部が作成者の場合には「『児童館ガイドライン』の内容を踏まえつつ、独自の観点も盛り込んでいる」が 41.7%で最も高く、個別の児童館が作成者の場合には「『児童館ガイドライン』を踏まえている」および「『児童館ガイドライン』の内容を踏まえつつ、独自の観点も盛り込んでいる」が 31.8%で最も高くなっている。

#### （「チェックリスト」作成の際に参考とした法令・資料等）

- 参考とした法令・資料等としては、「児童館ガイドライン」が 62.9%で最も高く、次いで「児童福祉法」が 44.9%、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が 41.6%となっている。「チェックリスト」の初回作成時期や直近の更新・改定時期が 2011（平成 23）年以降であるとする回答が多かったことと重ね合わせると、内容面についても「児童館ガイドライン」が影響しているのではないかと推察される。
- 「チェックリスト」の作成者別にみると、個別児童館が作成している場合に、「児童館ガイドライン」を参考としている割合が 81.8%となっており、自治体所管課や児童館運営団体本部が作成している場合と比較して高い。

#### （「チェックリスト」に基づく評価の活用方法）

- 評価結果の活用方法としては、「事業所内の活動の改善」が 83.7%で最も高く、次いで「業務マニュアル等の見直し」が 46.7%、「研修の実施」が 44.6%となっている。
- 「チェックリスト」の作成者別にみると、個別の児童館が作成している場合、「評価結果を基にした外部評価の取得」以外のすべての方法で活用割合が最も高く、現場での活動改善や業務分担の見直し、研修の実施など、多様な場面で活用されている。

#### （「チェックリスト」の活用による効果）

- 「チェックリスト」の活用による効果としては、「児童厚生員の意識が向上した」が 59.8%と最も高く、次いで「児童館館長の意識が向上した」が 51.1%、「利用者や地域の新たなニーズの把握につながった」が 39.1%、「運営の理念や考え方が職員や利用者浸透した」が 37.0%となっている。「チェックリスト」を活用することは、児童館館長及び児童厚生員の意識向上、利用者や地域の新たなニーズ把握につながるなど児童館の館長・児童厚生員など児童館運営者側への効果が高いと考えられる。

#### （「チェックリスト」の活用における課題）

- 「個別の児童館により温度差がある」が 40.6%で最も高く、次いで「評価基準が統一されていない」が 26.6%、「運用方法が統一されていない」が 25.0%となっている。
- 「チェックリスト」の作成者別にみると、個別の児童館が作成している場合、「評価基準が統一されていない」が 42.1%と高いほか、総じていずれの課題も他の主体が作成者の場合と比較して割合が高い。個別の児童館が作成する場合には、当該地域における児童館の役割等に応じて作成すると考えられるため、「チェックリスト」の内容や運用方法において各児童館の特色が反映されているのではないかと推察される。ただし、個別の児童館による温度差を改善するためには、自治体や児童館運営団体本部が「チェックリスト」の活用に向けた工夫を行うことが重要である。特に、自治体が「チェックリスト」を作成する場合、当該自治体における児童館の役割や「チェックリスト」の位置付け、活用方法などを示し、普及していく役割も求められるのではないかと考えられる。



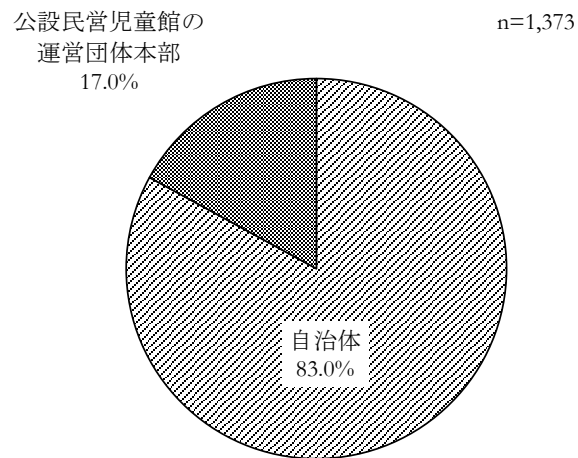
### 第3節 調査結果

#### 1.調査回答自治体・児童館運営団体の状況

##### (1) 回答団体の属性

- 有効回答数 1,373 団体のうち、「自治体」が 83.0%、「公設民営児童館の運営団体本部」が 17.0%であった。
- 「自治体」には、公設公営児童館の状況について回答してもらっているため、回答総数による集計結果は、公設公営児童館の状況を強く反映したものとなる。

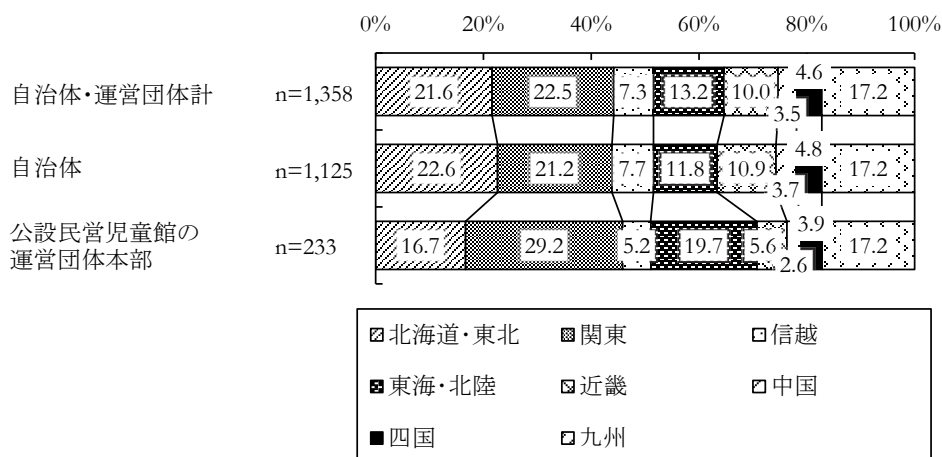
図表1-3 回答団体の属性 (SA)



## (2) 回答団体の地域

- 「関東」が 22.5%で最も高く、次いで「北海道・東北」が 21.6%、「九州」が 17.2%となっている。
- 回答団体の属性別にみると、自治体の地域分布は全体とほぼ同じであるが、公設民営児童館の運営団体本部は、「関東」が 29.2%で最も高く、次いで「東海・北陸」が 19.7%、「九州」が 17.2%となっており、「東海・北陸」の割合が相対的に高い。

図表1-4 回答自治体・児童館運営団体の地域分布 (SA)

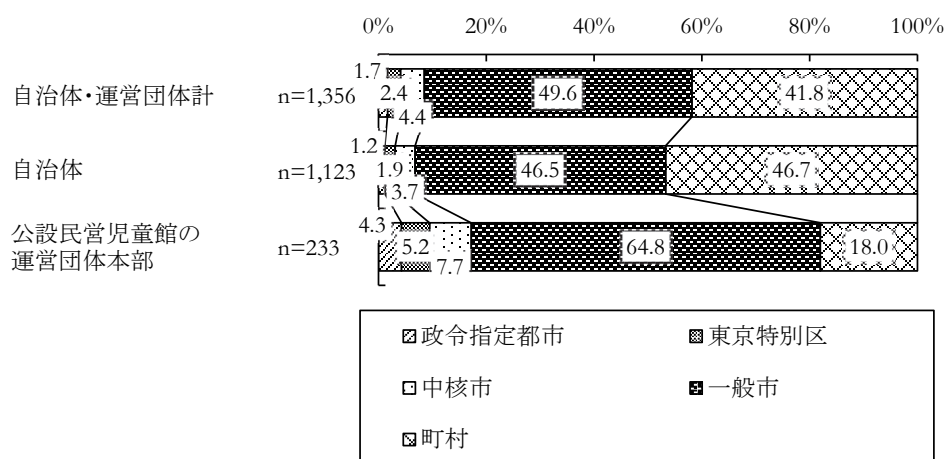


(注) 地域区分は、地方厚生局の区分に従い、以下の通り分類している。  
 北海道・東北:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県  
 関東:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  
 信越:新潟県、山梨県、長野県  
 東海・北陸:富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県  
 近畿:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
 中国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
 四国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
 九州:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

### (3) 都市区分別

- 回答団体の都市区分は、「一般市」が 49.6%、「町村」が 41.8%となっており、一般市と町村で 9 割を超える。
- 自治体の分布は自治体・運営団体計と同様であるが、公設民営児童館の運営団体本部は「一般市」が 64.8%と 6 割を超え、「町村」が 18.0%と相対的に低い。

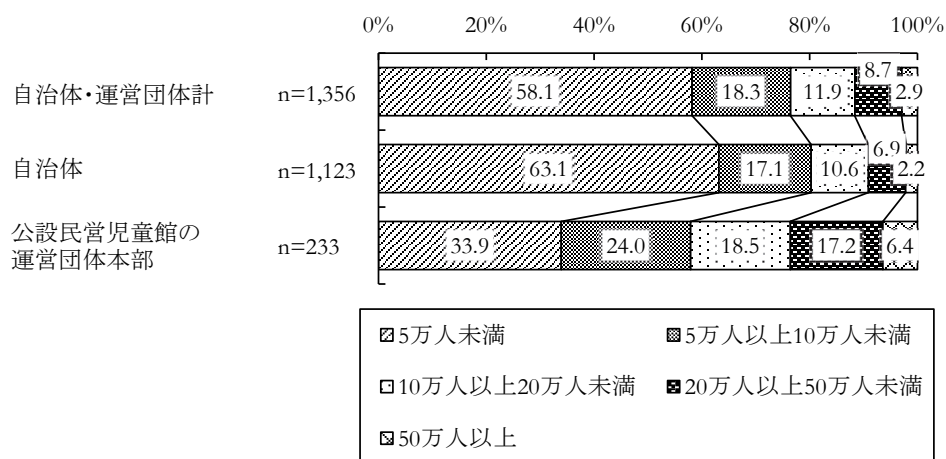
図表1-5 回答自治体・児童館運営団体の都市区分別分布 (SA)



### (4) 人口規模別

- 自治体・運営団体計ならびに自治体は、「5 万人未満」がそれぞれ 58.1%、63.1%と高くなっている。
- 公設民営児童館の運営団体本部は、「5 万人未満」が最も高いものの 33.9%にとどまり、「5 万人以上 10 万人未満」が 24.0%、「10 万人以上 20 万人未満」が 18.5%、「20 万人以上 50 万人未満」が 17.2%と全体に分散している。

図表1-6 回答自治体・児童館運営団体の人口規模別分布 (SA)



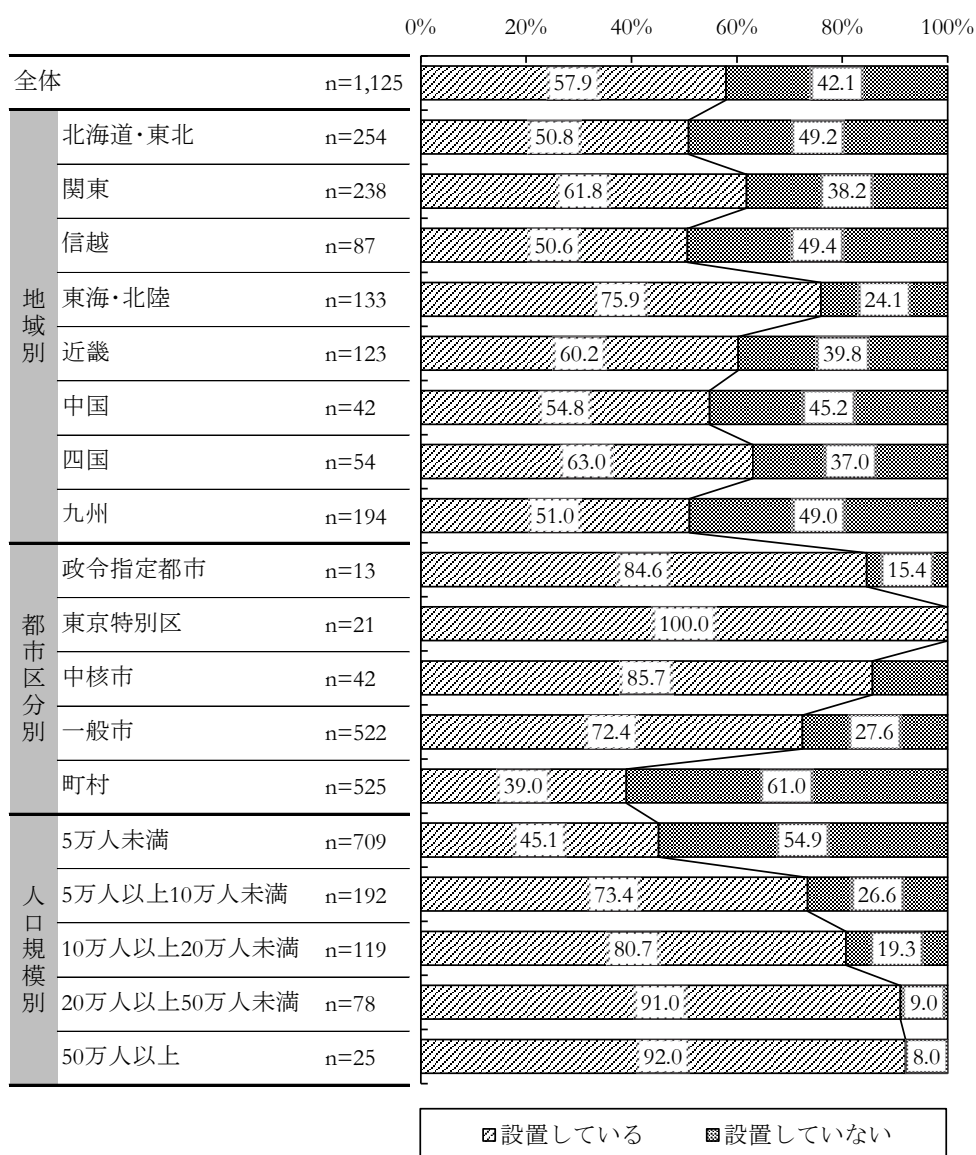
(注) 人口規模は、総務省「人口推計」(平成 29 年 10 月 1 日時点)の値により分類している。

## 2.管内の児童館の状況

### (1) 児童館の設置状況

- 回答が得られた自治体において、児童館を「設置している」が 57.9%、「設置していない」が 42.1%となっている。
- 地域別にみると、児童館を「設置している」割合は「東海・北陸」が 75.9%と高くなっている。都市区分別にみると、「東京特別区」が 100.0%であるほか、「町村」を除いて 7 割以上となっている。
- 人口規模別でみると、「5 万人未満」では児童館を「設置している」割合が 45.1%であるのに対し、「50 万人以上」では 92.0%であるなど、大都市において児童館を設置している割合が高い。

図表1-7 児童館の設置状況（自治体、SA）



(注)クロス集計については、クロス軸に関する設問への回答が不明・無回答の場合を除いて集計しているため、各クロス集計の合計数が全体の回答数(n数)と一致しない場合がある。以下、クロス集計についてはすべて同様の取り扱いとしている。

## (2) 一市区町村あたりの平均児童館数

- 児童館を設置している自治体における、一市区町村あたりの平均児童館数は 5.11 館であり、設置形態を問わずいずれかの児童館を設置している自治体全体での設置形態別の平均児童館数は、「公設公営」が 2.86 館、「公設民営」が 2.00 館、「民設民営」が 0.25 館となっている。
- 設置形態別に詳細をみると、児童館設置自治体のうち、「公設公営」を設置している割合が 72.5%で最も高く、次いで「公設民営」が 37.3%、「民設民営」が 10.1%となっている。また、それぞれの設置形態の児童館を設置している自治体内での平均児童館数は、「公設民営」が 5.37 館で最も多く、「公設公営」が 3.93 館、「民設民営」が 2.50 館となっている。

図表1-8 一市区町村あたりの平均児童館数（自治体）

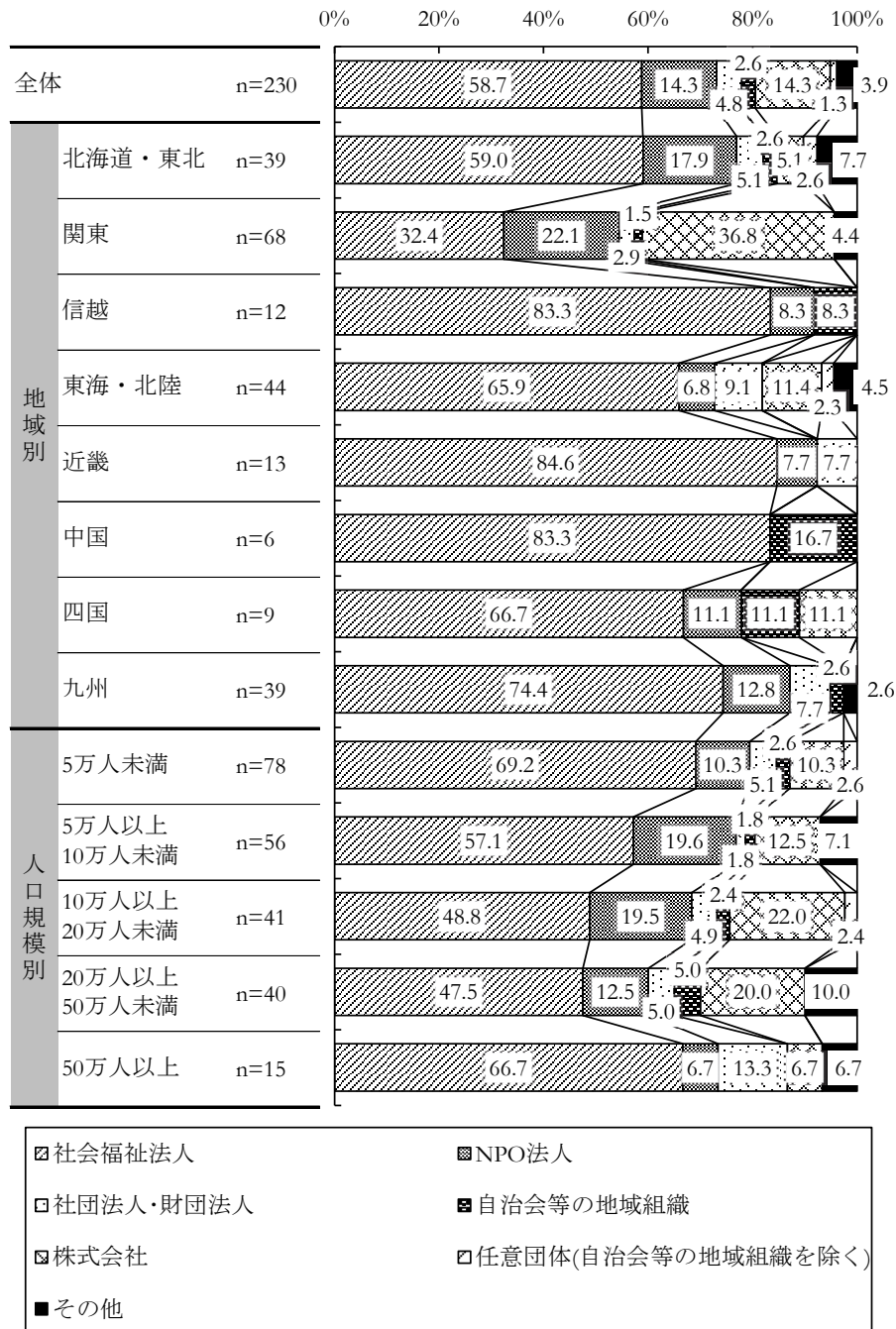
設置形態	児童館設置自治体における平均児童館数		児童館設置自治体における設置形態別児童館設置状況			
			設置形態別設置割合		左記の設置形態の児童館を設置している自治体における平均児童館数	
公設民営	2.00 館	n=653	37.3%	n=654	5.37 館	n=243
公設公営	2.86 館		72.5%		3.93 館	n=474
民設民営	0.25 館		10.1%		2.50 館	n=66
児童館計	5.11 館					

### 3. 児童館運営団体の概要

#### (1) 法人種別

○ 指定管理者等として公設民営児童館の運営を行っている団体の法人種別は、「社会福祉法人」が58.7%で最も高く、次いで「NPO法人」と「株式会社」がそれぞれ14.3%、「社団法人・財団法人」が4.8%となっている。

図表1-9 児童館運営団体の法人種別（児童館運営団体、SA）



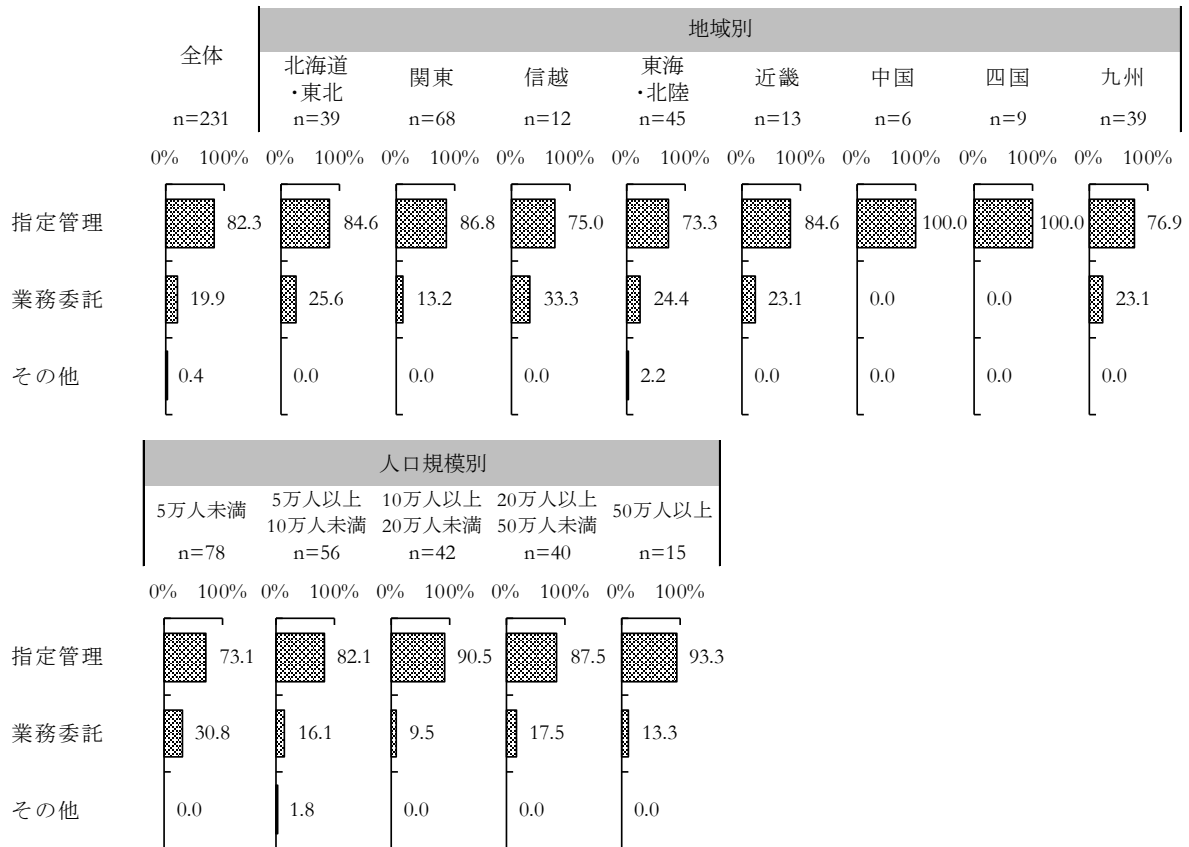
(その他の具体的な内容)

学校法人、児童館振興協力会など

## (2) 運営形態

- 「指定管理」が 82.3%で最も高く、次いで「業務委託」が 19.9%となっている。
- 人口規模別にみると、「5万人未満」の都市では、「業務委託」が 30.8%と相対的に高い割合となっている。

図表1-10 運営形態（児童館運営団体、MA）



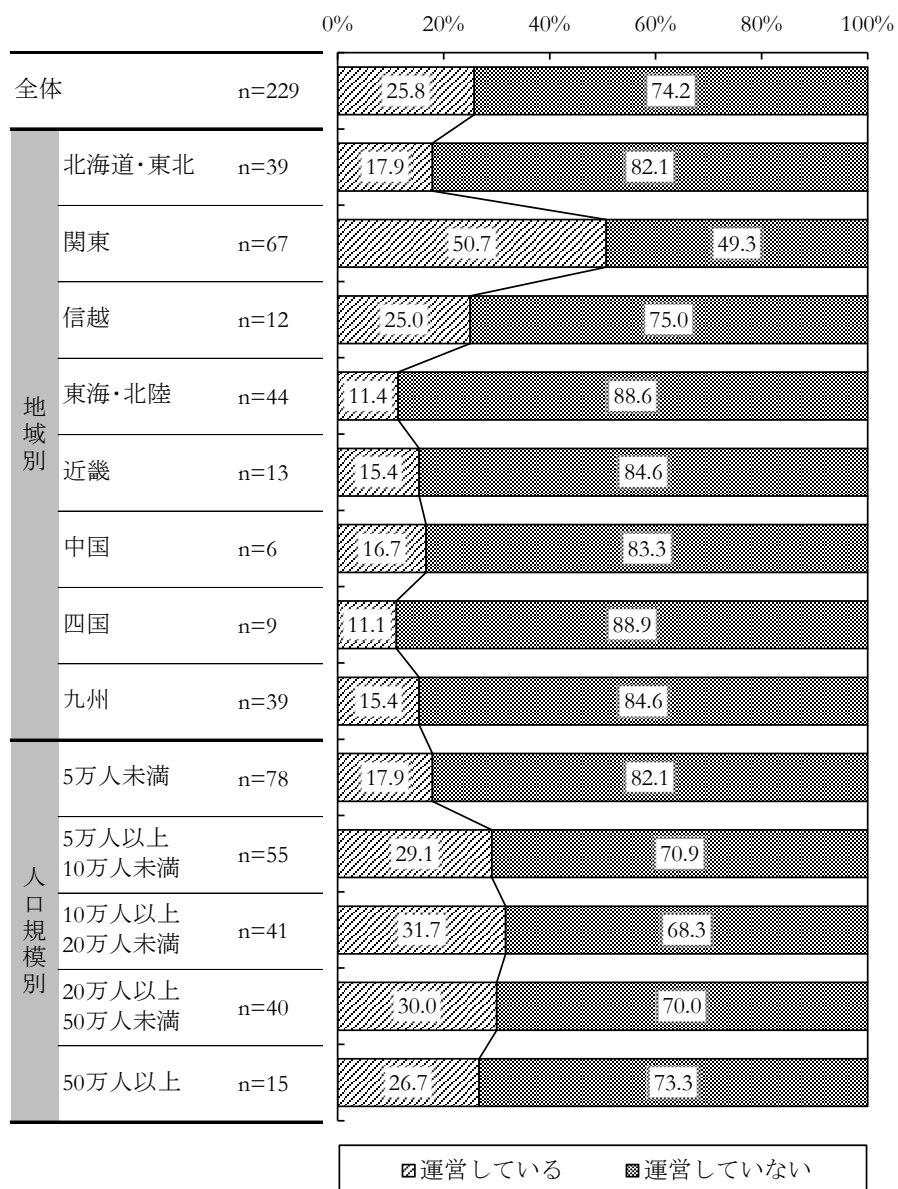
(その他の具体的な内容)

協定締結

### (3) 他自治体が設置する児童館の運営状況

- 本調査に回答した公設民営児童館の運営団体が調査対象自治体とは別の自治体の管内において児童館を「運営している」と回答した団体は 25.8%であった。
- 地域別にみると、「関東」では「運営している」と回答した団体が 50.7%となっている。
- 人口規模別にみると、「5 万人未満」以外の都市では、「運営している」が 3 割前後となっている。

図表1-11 他自治体が設置する児童館の運営状況（児童館運営団体、SA）



1 調査票回答対象となっている市区町村(当該運営団体に調査票の回答を依頼した市区町村)を指す。

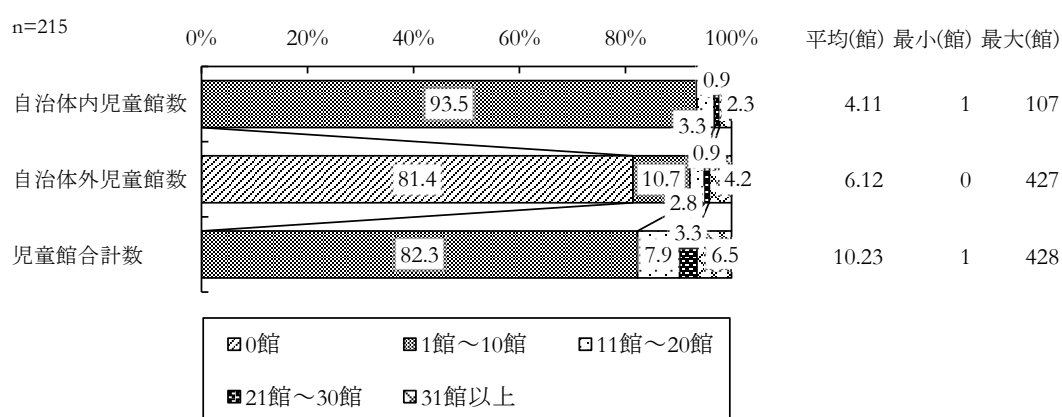


#### (4) 運営団体が運営する児童館総数

- 本調査に回答した児童館運営団体が、調査対象自治体の管内およびそれ以外の自治体管内で運営している児童館総数の平均は 10.23 館であった。内訳は、回答した調査対象自治体の管内で運営している児童館数が平均 4.11 館、同管外で運営している児童館数が平均 6.12 館となっている。
- ここで、回答した児童館運営団体本部について、今回回答した自治体内のみで児童館運営をしている団体と、同管外でも児童館運営をしている団体別に、運営している児童館数の平均をみると、前者が平均 4.39 館であるのに対して、後者は、平均 36.41 館（うち、管内 2.95 館、管外 33.46 館）となっている。管外でも児童館を運営している団体が運営する平均児童館数が多いのは、図表 1-12 をみると、「株式会社」や「NPO 法人」が多く、これらの団体は地域を限定せず、広域に活動しているところが多いために、全体に運営している児童館数が多くなる傾向があるのではないかと考えられる。

図表1-12 運営団体が運営する児童館総数（児童館運営団体）

(児童館運営団体本部計)



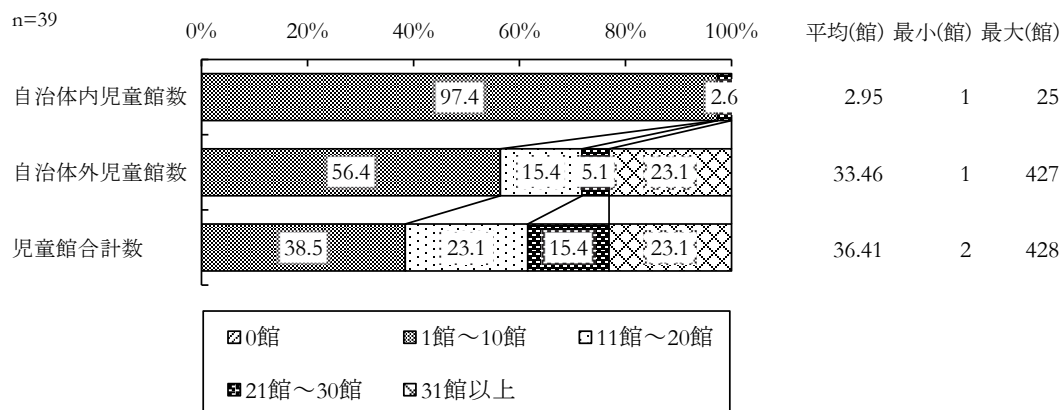
(児童館運営団体の法人種別別児童館総数平均)

法人種別		児童館 計 (平均)	自治体管内で 運営している児童館数 (平均)	自治体管外で 運営している児童館数 (平均)
社会福祉法人	n=124	4.69 館	4.26 館	0.43 館
NPO 法人	n=31	13.26 館	2.16 館	11.10 館
社団法人・財団法人	n=11	18.45 館	18.27 館	0.18 館
自治会等の地域組織	n=6	1.00 館	1.00 館	0.00 館
株式会社	n=30	30.30 館	1.87 館	28.43 館
任意団体（「自治会等の地域組織」を除く）	n=3	1.00 館	1.00 館	0.00 館
その他	n=9	9.44 館	2.44 館	7.00 館
法人種別 計	n=214	10.27 館	4.13 館	6.14 館

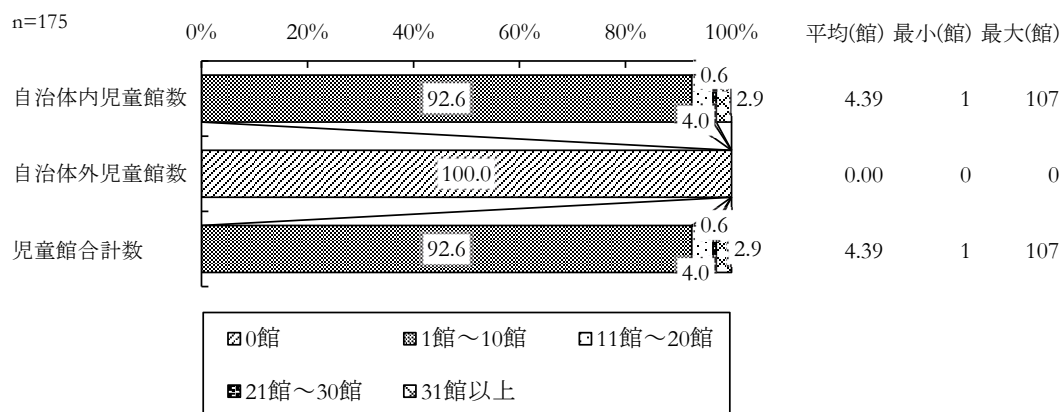
(注) 本表は、法人種別が不明・無回答の場合を除いて集計しているため、上のグラフとは回答数(n数)が一致しない。

図表1-13 調査対象自治体管内外運営状況別 運営団体が運営する児童館総数（児童館運営団体）

(調査対象自治体の管外も児童館運営をしている児童館運営団体本部計)



(調査対象自治体の管内のみで児童館運営をしている児童館運営団体本部計)



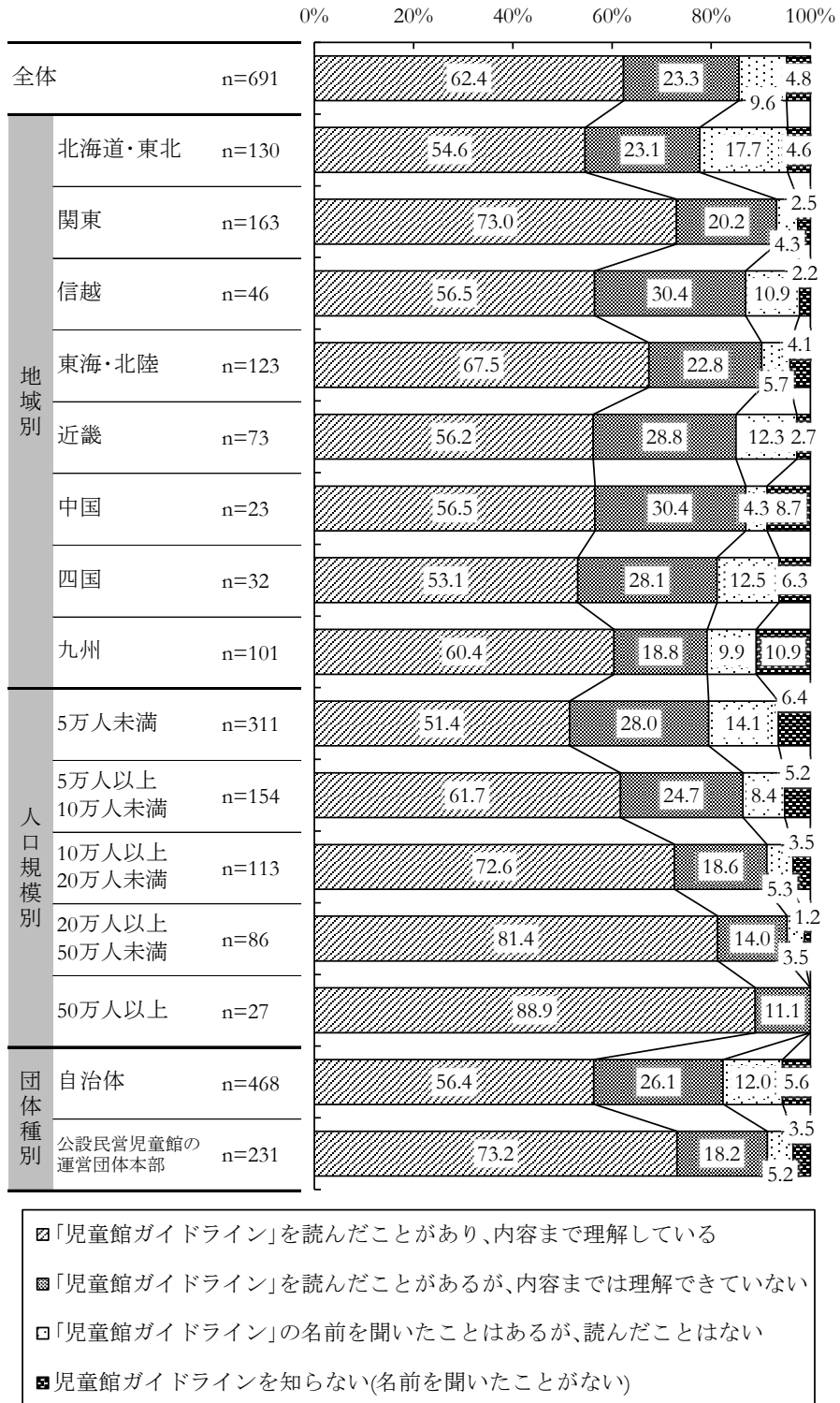
#### 4.「児童館ガイドライン」の周知状況

- 本項以降は、回答している団体の種別ごとに、下記の児童館の状況について回答を得ている。
  - 自治体:調査対象自治体の管内に設置された公設公営の児童館
  - 公設民営児童館の運営団体本部:調査対象自治体管内で同運営団体が運営している公設民営の児童館

##### (1)「児童館ガイドライン」の認知状況

- 「児童館ガイドライン」(2011(平成 23)年版)の認知状況について聞いたところ、『児童館ガイドライン』を読んだことがあるが、内容まで理解している」が 62.4%で最も高く、次いで『児童館ガイドライン』を読んだことがあるが、内容までは理解できていない」が 23.3%、『児童館ガイドライン』の名前を聞いたことはあるが、読んだことはない」が 9.6%となっている。
- 地域別にみると、「関東」では『児童館ガイドライン』を読んだことがあるが、内容まで理解している」が 73.0%と高い。「北海道・東北」ならびに「信越」、「近畿」、「四国」では『児童館ガイドライン』の名前を聞いたことはあるが、読んだことはない」が 10%を超えているほか、「九州」では『児童館ガイドライン』を知らない(名前を聞いたことがない)」が 10.9%となっており、これらの地域では「児童館ガイドライン」の認知度が相対的に低いとみられる。
- 人口規模別にみると、10 万人以上の都市では『児童館ガイドライン』を読んだことがあるが、内容まで理解している」が 7 割を超えている。
- 回答者の団体種別ごとにみると、『児童館ガイドライン』を読んだことがあるが、内容まで理解している」と回答した割合は、自治体が 56.4%、公設民営児童館の運営団体本部が 73.2%となっており、民間団体が運営する公設民営児童館のほうが自治体(公設公営児童館)よりも「児童館ガイドライン」を理解しているとする割合が高い。

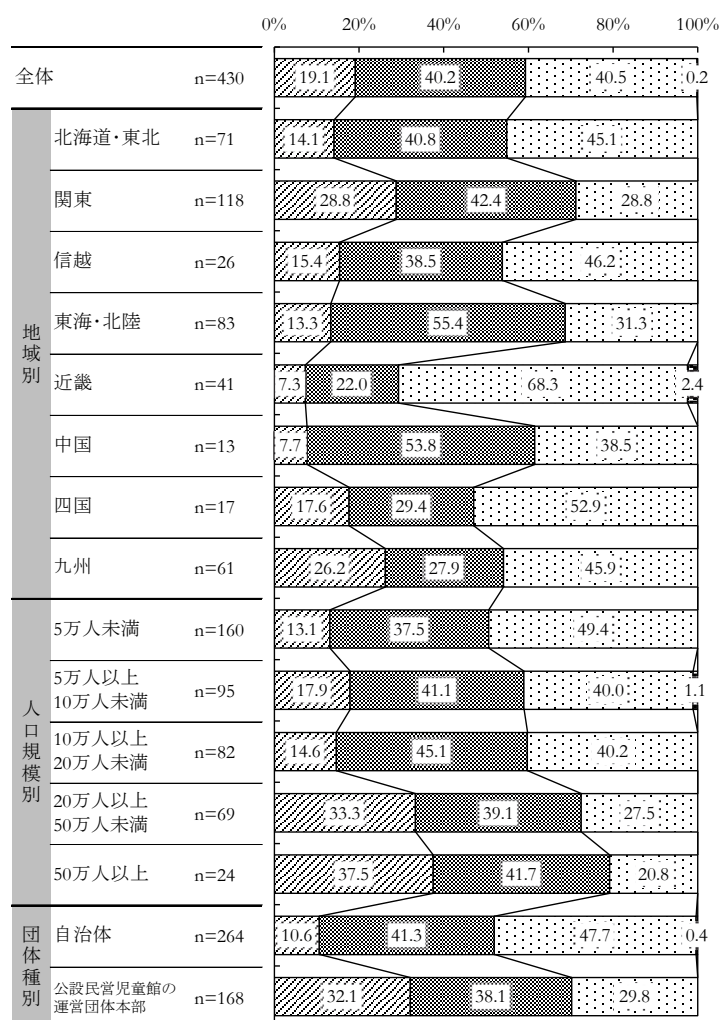
図表1-14 「児童館ガイドライン」の認知状況 (SA)



## (2) 「児童館ガイドライン」に沿った児童館運営の実施状況

- 「児童館ガイドライン」(2011(平成 23)年版)に沿って児童館の運営を行っているか聞いたところ、「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができているところもあるが、十分ではない」が 40.5%、次いで「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができている」が 40.2%、「『児童館ガイドライン』に沿っており、さらに独自の活動も付加した運営ができている」が 19.1%となっている。
- 地域別にみると、近畿において「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができているところもあるが、十分ではない」が 6割強となっている。
- 人口規模別にみると、20万人以上の都市において、「『児童館ガイドライン』に沿っており、さらに独自の活動も付加した運営ができている」が 3割を超えている。
- 回答者の団体種別ごとにみると、公設民営児童館の運営団体本部は「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができている」が最も高く、38.1%となっている。一方、自治体においては「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができているところもあるが、十分ではない」が 47.7%で最も高い。

図表1-15 「児童館ガイドライン」に沿った児童館運営の実施状況 (SA)

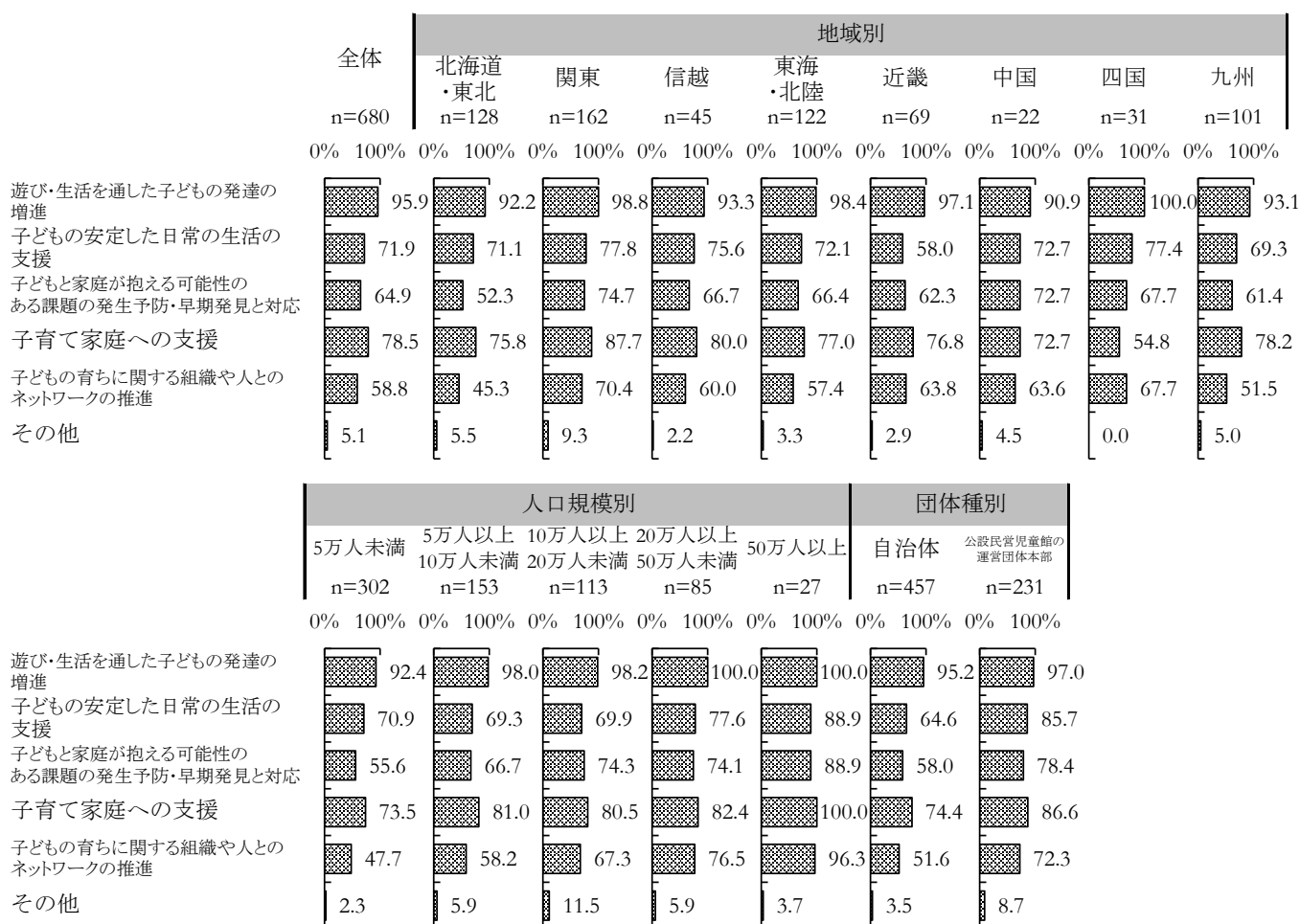


- 「児童館ガイドライン」に沿っており、さらに独自の活動も付加した運営ができている
- 「児童館ガイドライン」に沿った運営ができている
- 「児童館ガイドライン」に沿った運営ができているところもあるが、十分ではない
- 「児童館ガイドライン」に沿った運営がほとんどできていない

### (3) 児童館の機能・役割

- 児童館の機能・役割として取り組んでいることについて聞いたところ、「遊び・生活を通した子どもの発達の増進」が 95.9%で最も高く、次いで「子育て家庭への支援」が 78.5%、「子どもの安定した日常生活の支援」が 71.9%であった。地域別にみても、大きな違いは見られない。
- 人口規模別にみると、「50 万人以上」では、「その他」を除いて、いずれの機能・役割についても、取り組んでいる割合が 8 割を超えている。
- 回答者の団体種別ごとにみると、すべての機能・役割について、公設民営児童館の運営団体本部の方が自治体よりも取り組んでいると回答する割合が高く、公設公営児童館よりも公設民営児童館において、より多様な機能や役割が果たされている可能性が示唆される。この背景として、公設民営児童館は指定管理が多いため、仕様書等に基づいて機能や役割が規定されていることによる影響があるのではないかと推察される。

図表1-16 児童館の機能・役割として取り組んでいること (MA)



(その他の具体的な内容)

- 【子どもに関すること(15件)】
  - ・中高生の居場所づくり(3件)、子どもの居場所づくり(2件)、要対協、いじめ問題対策、自殺対策(2件)など
- 【地域交流、世代間交流(11件)】
  - ・世代間交流(6件)、地域交流(3件)など
- 【行事について(6件)】
  - ・自然体験行事(2件)、ICT体験(1件)など
- 【連携について(4件)】
  - ・地域防災活動との連携(2件)など
- 【育成について(4件)】
  - ・ボランティアの育成(2件)、実習生の受け入れ(2件)など

#### (4) 児童館の活動内容

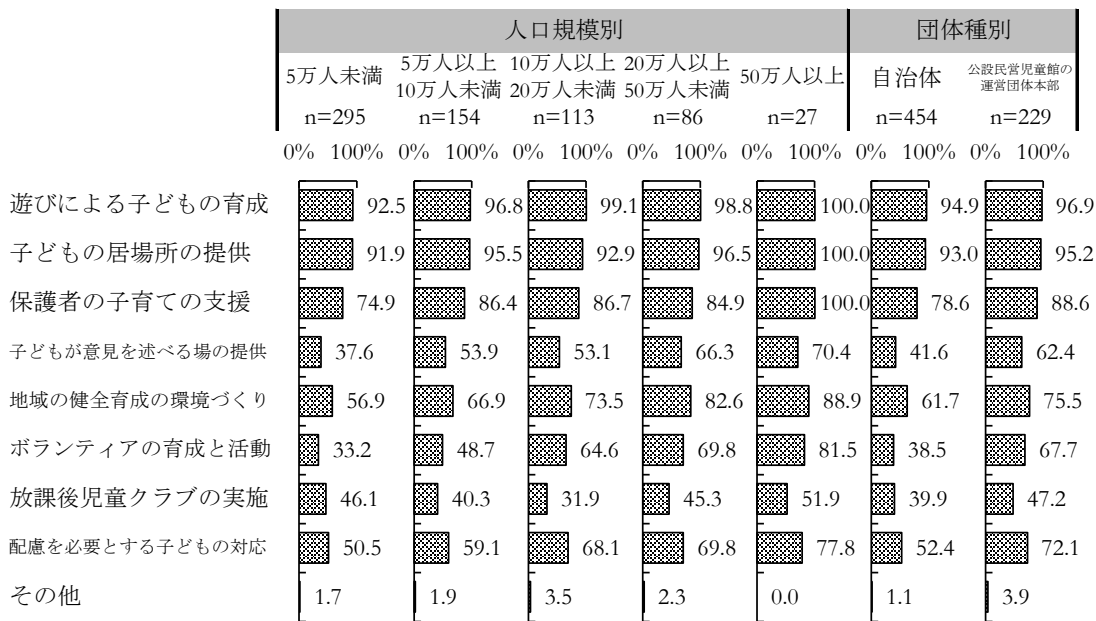
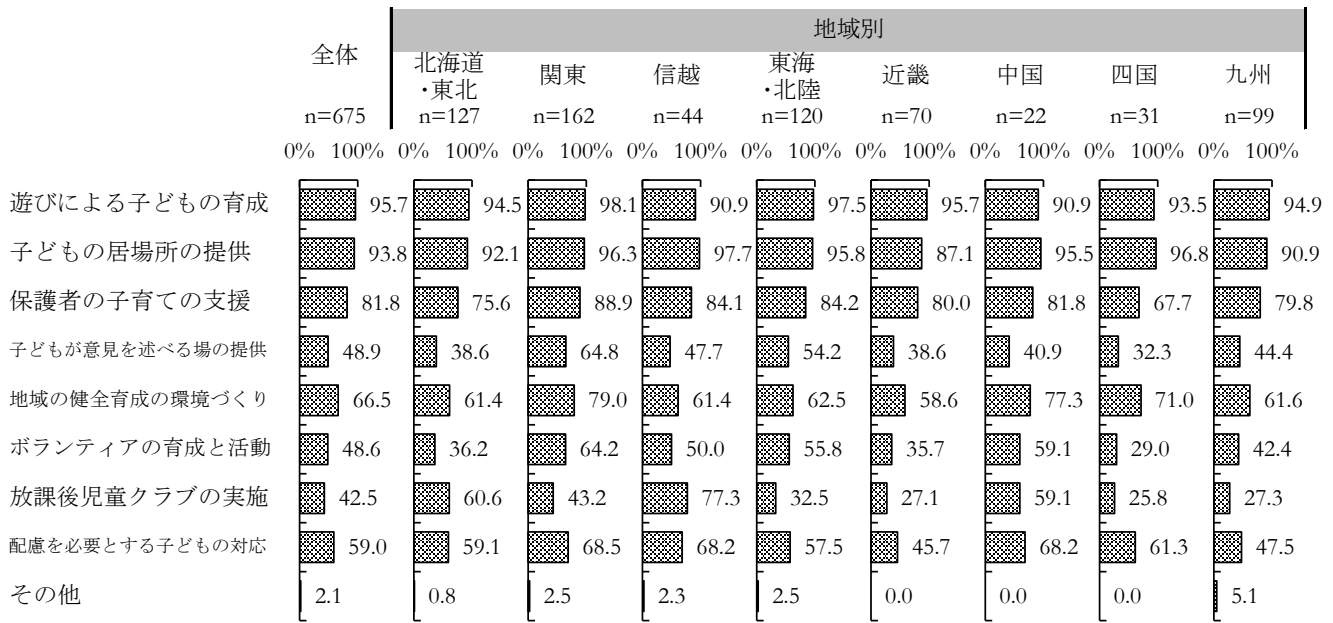
- 「児童館ガイドライン」(2011(平成 23)年版)に基づく児童館の活動内容について聞いたところ、「遊びによる子どもの育成」が 95.7%で最も高く、次いで「子どもの居場所の提供」が 93.8%、「保護者の子育ての支援」が 81.8%となっている。
- 地域別にみると、「信越」では「放課後児童クラブの実施」が 77.3%と高い。
- 人口規模別にみると、「5 万人未満」では、「子どもが意見を述べる場の提供」および「ボランティアの育成と活動」が 4 割を下回っており、「5 万人以上」と比較して低くなっている。
- 回答者の団体種別ごとにみると、いずれの活動内容も公設民営児童館の運営団体本部の方が実施していると回答する割合が高い。特に「子どもが意見を述べる場の提供」および「ボランティアの育成と活動」、「配慮を必要とする子どもへの対応」は概ね 2 割以上の開きがある。
- 一般財団法人児童健全育成推進財団(2017)「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」(平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書)では、全国の小型児童館・児童センター(4,613 か所)に対してアンケート調査を行い、「児童館ガイドライン」に基づく児童館の活動内容について質問している。その結果として、同調査実施時点(調査基準日:2016(平成 28)年 10 月 1 日)において、95%以上の小型児童館・児童センターで「遊びによる子どもの育成」、「子どもの居場所の提供」が活動内容に含まれていたと示されている<sup>2</sup>。
- 上記調査結果と本調査の結果と比較してみると、いずれの活動内容についても、実施していると回答している割合が 2016(平成 28)年時点よりも低くなっている。特に、「子どもが意見を述べる場の提供」および「ボランティアの育成と活動」、「放課後児童クラブの実施」については、実施していると回答した割合が 10%程度低下している。ただし、両調査の調査対象施設やアンケート回収数は異なるため、前回調査から 2 年間経過したことによる変化だと一概に判断することはできない点に留意する必要がある。

---

<sup>2</sup> 一般財団法人児童健全育成推進財団(2017)「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」(平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書), p.52.



図表1-17 児童館の活動内容 (MA)



(その他の具体的な内容)

貧困対策(3件)、子どもランチの実施や多世代交流を目的とする行事の開催(3件)、児童クラブ利用不承諾児童の受入や不登校児への支援など、子どもの居場所について(3件)など

図表1-18 児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容（MA）【平成28年度調査】

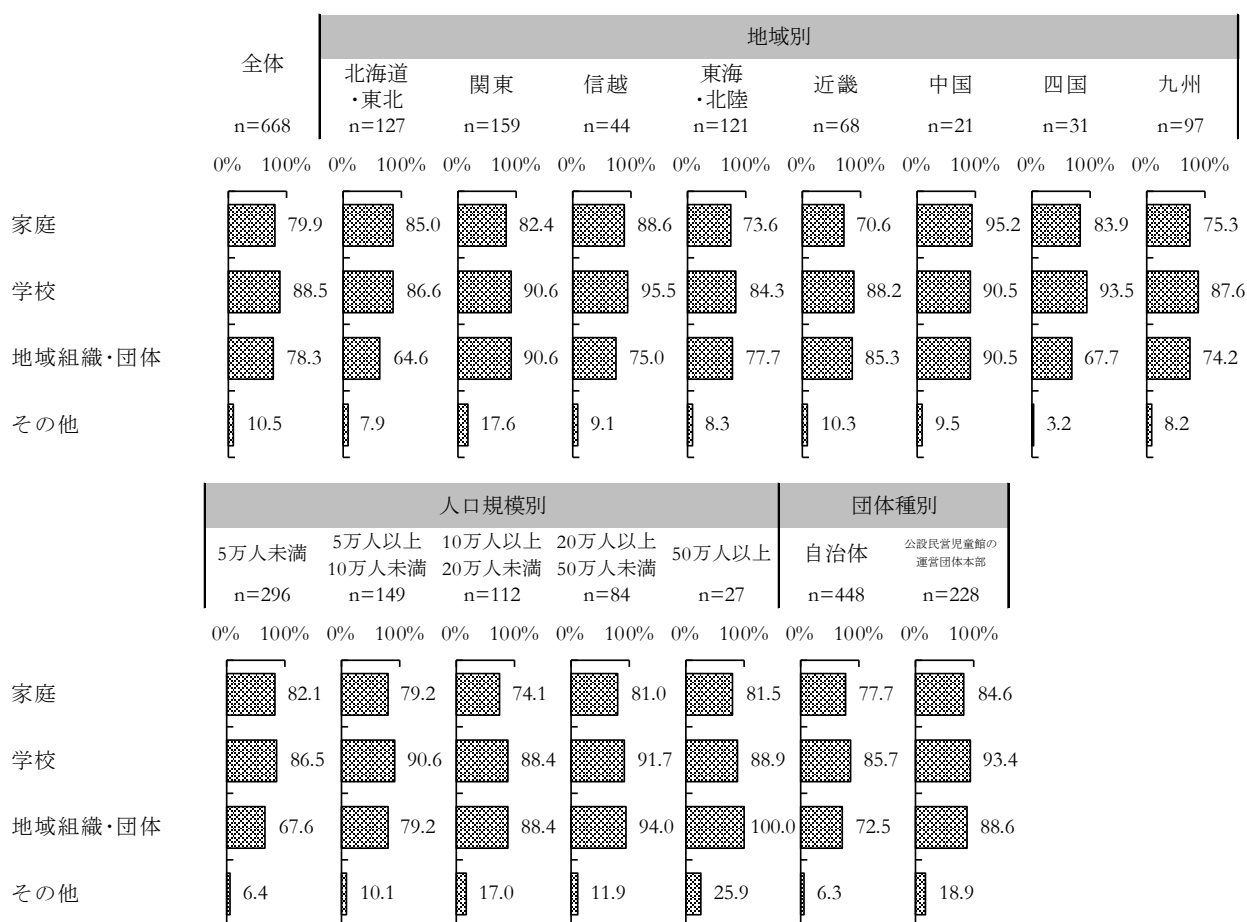
	該当		非該当		合計		欠損値 N
	N	%	N	%	N	%	
遊びによる子どもの育成	3,616	98.0%	74	2.0%	3,690	100.0%	83
子どもの居場所の提供	3,546	96.1%	144	3.9%	3,690	100.0%	83
保護者の子育ての支援	3,257	88.3%	433	11.7%	3,690	100.0%	83
子どもが意見を述べる場の提供	2,178	59.0%	1,512	41.0%	3,690	100.0%	83
地域の健全育成の環境作り	2,761	74.8%	929	25.2%	3,690	100.0%	83
ボランティアの育成と活動支援	2,268	61.5%	1,422	38.5%	3,690	100.0%	83
放課後児童クラブの実施	1,991	54.0%	1,699	46.0%	3,690	100.0%	83
配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応	2,402	65.1%	1,288	34.9%	3,690	100.0%	83

出典：一般財団法人児童健全育成推進財団(2017)「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」  
(平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書), p.52.

### (5) 児童館の活動における連携先

- 児童館の活動における連携先については、「学校」が 88.5%で最も高く、次いで「家庭」が 79.9%、「地域組織・団体」が 78.3%となっている。
- 地域別にみると、「中国」は「家庭」、「学校」、「地域組織・団体」のいずれも 9 割を超えている。また、「東海・北陸」および「九州」では、いずれの主体との連携状況も全体平均を下回っており、相対的に連携が進んでいない可能性がうかがえる。一方で、人口規模別による大きな差異はみられない。
- 回答者の団体種別ごとにみると、いずれの主体とも公設民営児童館の運営団体本部の方が連携している割合が高い。特に「地域組織・団体」は 16.1%の開きがあることから、公設民営児童館の方が公設公営児童館よりも地域との連携が進んでいる可能性がある。この背景には、指定管理契約時に「地域との連携」が示されているところが多くなっていることや、公設民営の指定管理者には各地の社会福祉法人が多いことから、地域資源とのつながりが深いことなどがあるのではないかと考えられる。

図表1-19 児童館の活動における連携先 (MA)



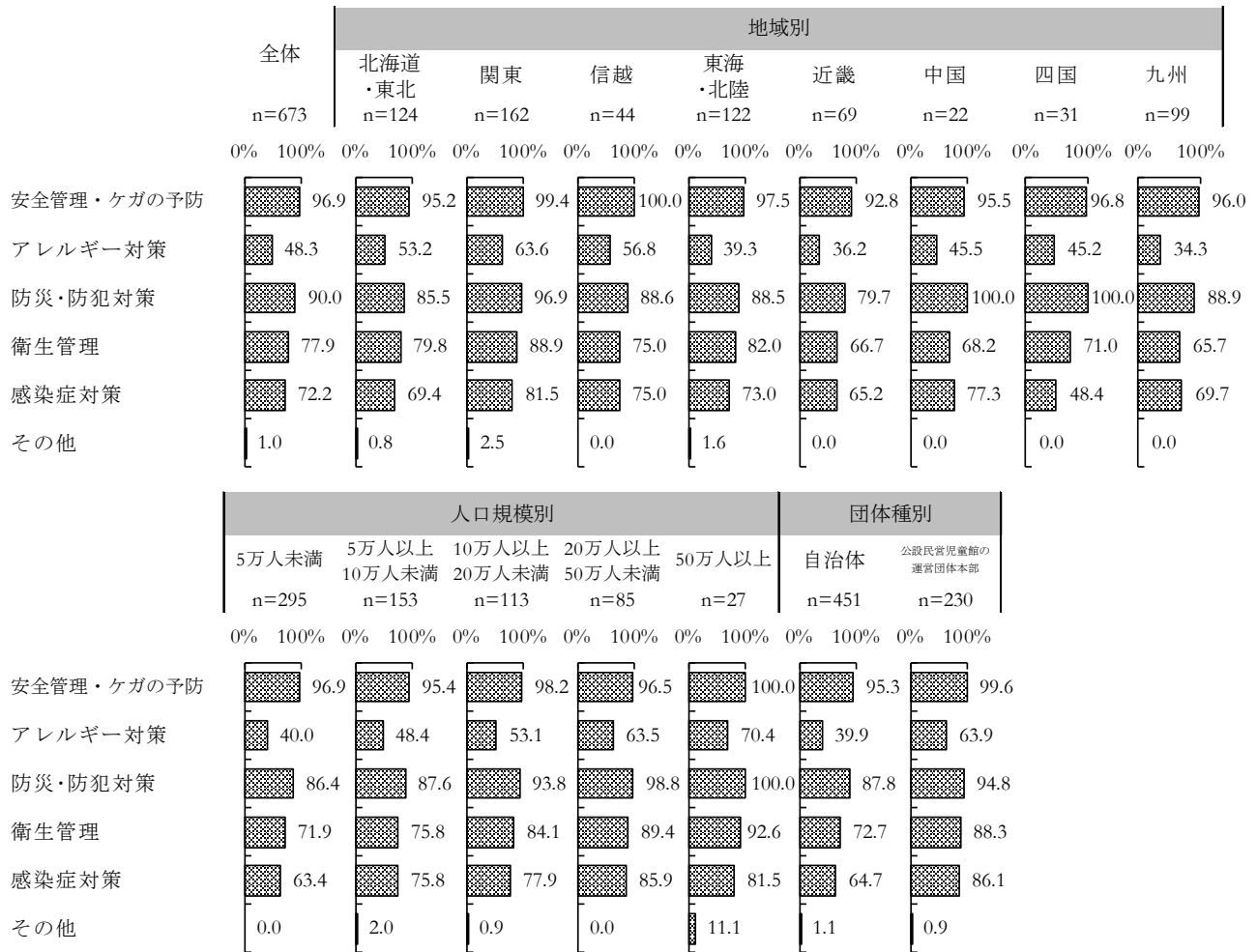
(その他の具体的な内容)

- 【行政機関 (28 件)】
  - ・行政(12 件)、自治体(18 件)、担当課(3 件)、公的機関(3 件)など
- 【子育て支援センター、子ども家庭センター(10 件)】
  - ・子育て支援センター(5 件)、子育て支援拠点(2 件)など
- 【保育園など(10 件)】
  - ・保育園(9 件)、こども園(1 件)など
- 【相談員、ボランティアなど(11 件)】
  - ・民生委員(4 件)、児童委員(2 件)、ボランティア(2 件)など

## (6) 子どもの安全対策・衛生管理に関する取組

- 子どもの安全対策・衛生管理に関する取組については、「安全管理・ケガの予防」、「防災・防犯対策」が9割を超えている。一方で、「アレルギー対策」は48.3%にとどまっている。
- 人口規模別にみると、大都市において、子どもの安全対策・衛生管理に関する取組全般が進んでいることがわかる。
- 回答者の団体種別ごとにみると、いずれの取組も公設民営児童館の運営団体本部の方が自治体よりも実施しているとする割合が高く、特に「アレルギー対策」と「感染症対策」については20%以上の差が開いている。

図表1-20 子どもの安全対策・衛生管理に関する取組 (MA)



### (その他の具体的な内容)

児童虐待予防、熱中症対策、事故発生時の対応、リスクマネジメント委員会等による事故防止対策など

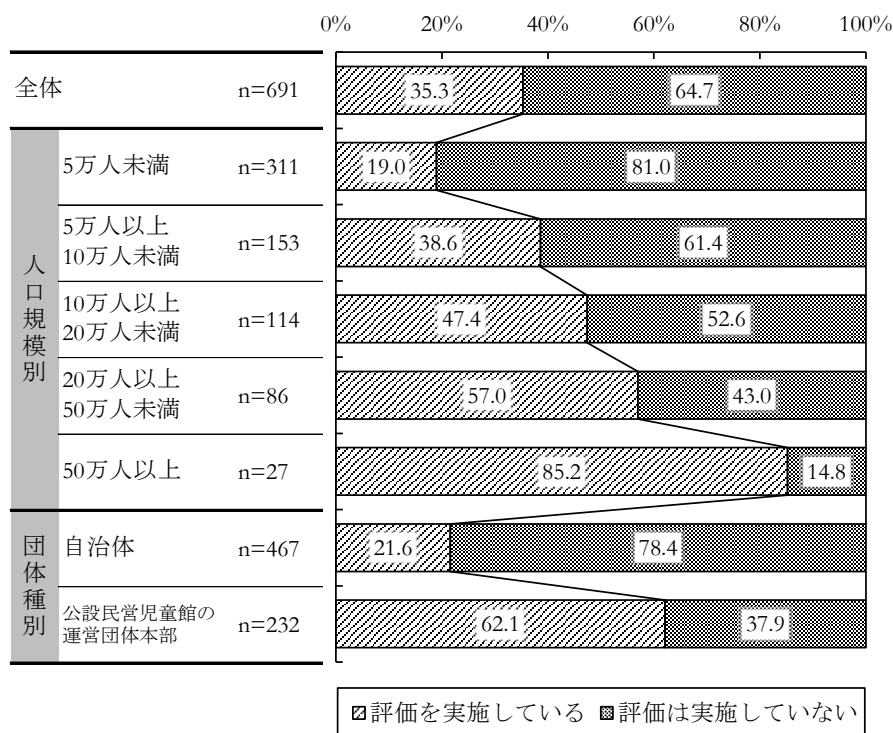
## 5. 児童館の活動に関する評価および「チェックリスト」について

- 本調査では、児童館の運営・活動に関する自己評価の際に利用するツールの通称を「チェックリスト」と表現している。
- 上記のツールについては、「自己評価表」、「自己点検表」、「運営指針」、「チェックリスト」、「マニュアル」等、名称が異なっていたとしても、児童館の運営・活動に関する自己評価の際に利用されていれば、「チェックリスト」とみなして回答を得ている。

### (1) 児童館の活動・運営に関する評価の実施状況

- 児童館の活動・運営に関する「評価を実施している」と回答した団体は 35.3%となっている。
- 人口規模別にみると、「評価を実施している」と回答した割合が、「5 万人未満」は 19.0%であるのに対して、「50 万人以上」では 85.2%であるなど、大都市の児童館で評価を実施している割合が高い。
- 回答者の団体種別ごとにみると、「評価を実施している」と回答した割合は、自治体で 21.6%、公設民営児童館の運営団体本部で 62.1%であり、公設公営児童館より公設民営児童館で評価が実施されている場合が多いとみられる。この背景として、公設民営児童館においては、指定管理者のモニタリング調査等が実施されることが多い点が理由のひとつとして考えられる。

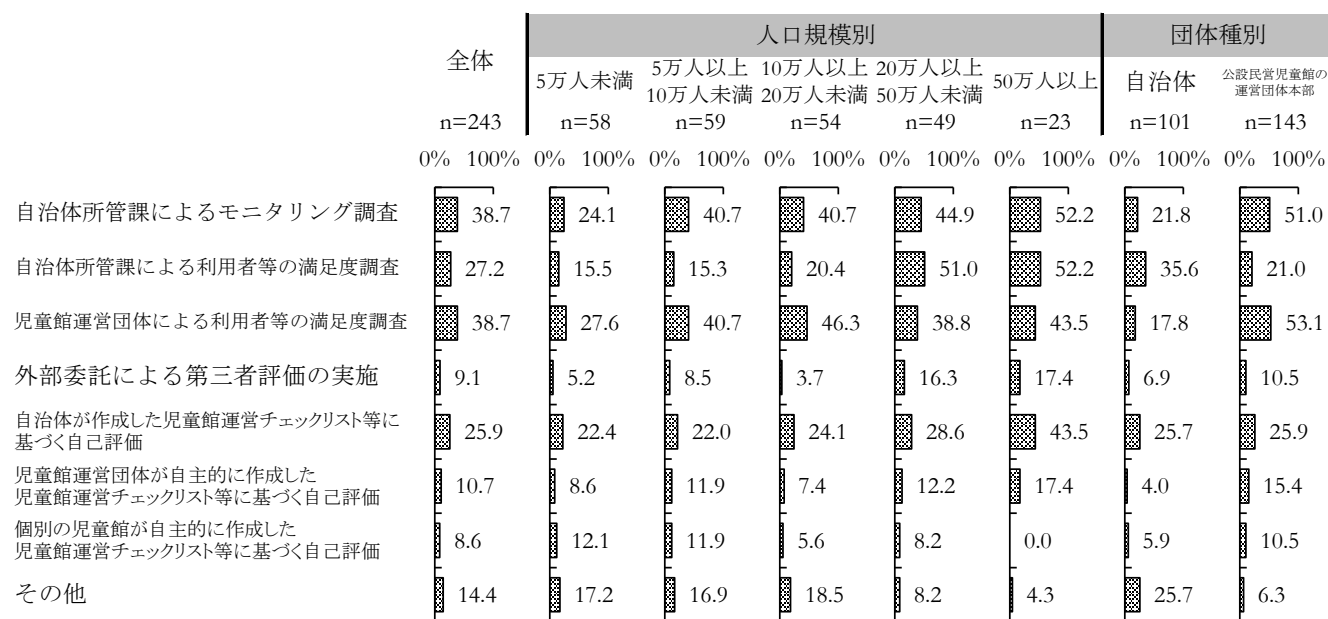
図表1-21 児童館の活動・運営に関する評価の実施有無 (SA)



## (2) 評価の具体的な方法

- 児童館の運営・活動に関する評価を実施している団体に対して、その具体的な方法について聞いたところ、「自治体所管課によるモニタリング調査」および「児童館運営団体による利用者等の満足度調査」が38.7%で最も高く、次いで「自治体所管課による利用者等の満足度調査」が27.2%となっている。
- 「チェックリスト」を用いた評価のなかでは、「自治体が作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価」が25.9%で最も高く、次いで「児童館運営団体が自主的に作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価」が10.7%、「個別の児童館が自主的に作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価」が8.6%となっている。
- 人口規模別にみると、大都市においては様々な方法で評価が実施されている。「5万人未満」では、ほぼすべての評価方法で平均を下回っているが、「個別の児童館が自主的に作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価」は12.1%、「5万人以上10万人未満」においても11.9%と高く、人口規模が小さい都市では個別の児童館の裁量が相対的に高い可能性が示唆される。
- 回答者の団体種別ごとにみると、公設民営児童館の運営団体本部は「児童館運営団体による利用者等の満足度調査」と回答した割合が53.1%、「自治体所管課によるモニタリング調査」が51.0%と高く、指定管理者のモニタリング調査や事業評価の一環として児童館の運営・活動に関する評価が実施されているところが多いことがうかがえる。

図表1-22 評価の具体的な方法 (MA)



(その他の具体的な内容)

【委員会での評価、自治体の評価】

運営委員会による評価、行政管理主管による事務事業評価、近隣の小学校長やボランティアによる第三者の委員会、自治体が作成した事業評価など

【アンケート、チェックシート、評価シート、報告書など】

安全点検チェック、子育て講座アンケート、事業参加者アンケート、施策評価シート、事務事業評価シート、年度末の実績報告書にて行事等の評価を実施など

【自己評価】

各事業所ごとに作成する実務報告等による自己評価、職員により自己目標の設定と振り返りの実施、放課後児童クラブ自己点検表に基づく自己評価

(主なチェックリストの名称)

○事業計画等

事業計画及び進行管理・評価シート、年間運営報告、年間事業計画、年間事業報告

○自己評価表等

接遇自己点検表、自己評価シート、児童館内部評価、指定管理者制度導入施設管理運営に関する自己評価、自主点検、安全点検チェック表、センターの運営に関する委託仕様書点検リスト

○マニュアル等

児童館業務運用マニュアル、運営マニュアル、運営指針、児童館活動指針、館長マニュアル、厚生員マニュアル、安全安心マニュアル、防災マニュアル、児童館運営の手引

○チェックリスト等

評価チェックリスト、児童館運営チェックシート、施設・遊具安全チェックリスト、事故防止対策チェックリスト

○モニタリング評価

モニタリング評価表、児童厚生施設管理運営等実地調査、公の施設の管理状況評価、指定管理者評価票

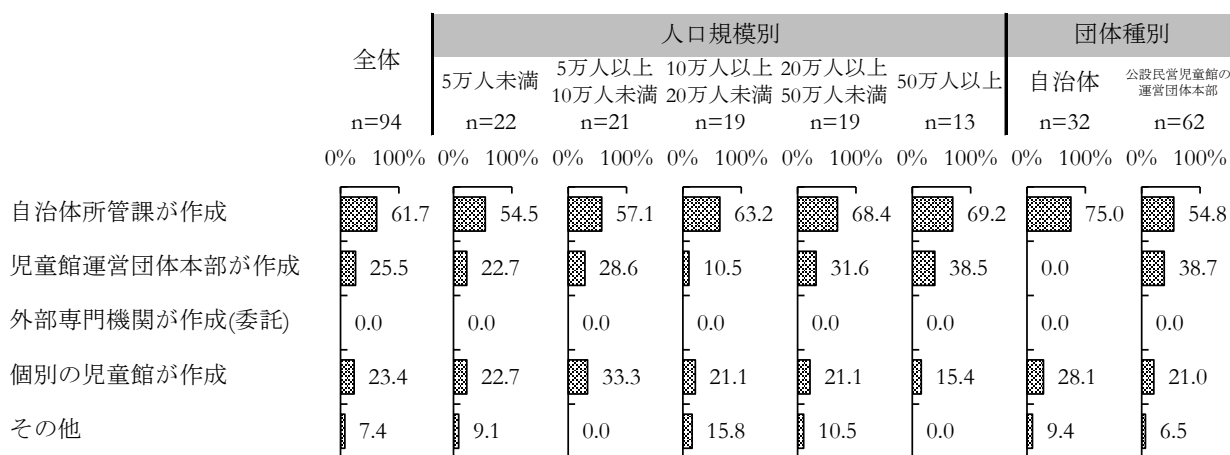
○アンケート調査

利用者アンケート調査、満足度調査

### (3)「チェックリスト」の作成者

- 「チェックリスト」を用いて評価を行っている団体に対して、「チェックリスト」の作成者を聞いたところ、「自治体所管課が作成」が61.7%で最も高く、次いで「児童館運営団体本部が作成」が25.5%、「個別の児童館が作成」が23.4%となっている。
- 回答者の団体種別ごとにみると、自治体では「自治体所管課が作成」が75.0%、「個別の児童館が作成」が28.1%となっている。また、公設民営児童館の運営団体本部では、「自治体所管課が作成」が54.8%、「児童館運営団体本部が作成」が38.7%、「個別の児童館が作成」が21.0%となっている。

図表1-23 「チェックリスト」の作成者 (MA)



(その他の具体的な内容)

県、市の経営企画課、公設児童館、指定管理担当課、運営団体と児童館共同作成など



#### (4) 「チェックリスト」の初回作成時期、更新・改定の回数等

- 「チェックリスト」を用いて評価を行っている団体について、最初に作成した時期を聞いたところ、「～2010年」が26.9%、「2011年～」が73.1%となっている。
- さらに、「チェックリスト」を更新・改定している場合の直近の更新・改定時期は、「2011年以降」が100.0%となっている。また、初回作成時期が「～2010年」である「チェックリスト」18件のうち、13件が2011(平成23)年以降に更新・改定されている。「チェックリスト」の初回作成時期や直近の更新・改定時期が「2011年以降」に多いことから、2011(平成23)年に「児童館ガイドライン」が発出されたことが「チェックリスト」の作成や更新に影響を与えているのではないかと考えられる。
- 「チェックリスト」の更新・改定を行っている場合の平均更新・改定回数は2.17回である。自治体所管課が作成した「チェックリスト」の平均更新・改定回数は3.20回であり、児童館運営団体本部が作成している「チェックリスト」の同平均が1.72回であるのと比較して、更新・改定回数が多い。

図表1-24 「チェックリスト」の作成・改定状況

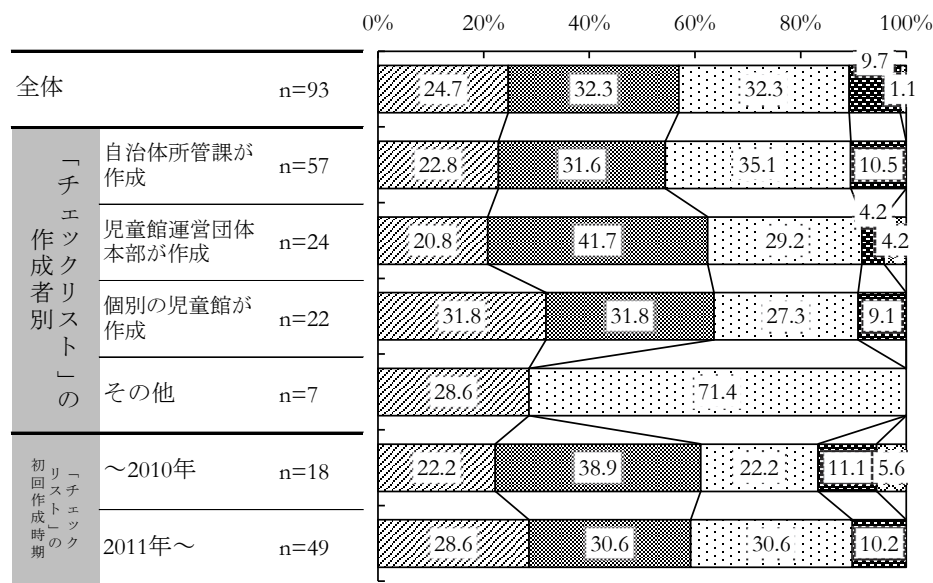
	初回作成時期			直近の更新・改定時期			更新・改定があった場合 平均改定回数等				
	調査数	〽 2 0 1 1 0 年	2 0 1 1 年 〽	調査数	〽 2 0 1 1 0 年	2 0 1 1 年 〽	調査数	平均	最小値	最大値	
全体	67 100.0	18 26.9	49 73.1	49 100.0	-	49 100.0	47 100.0	2.17	0	12	
人口規模別	5万人未満	15 100.0	2 13.3	13 86.7	10 100.0	-	10 21.3	10	2.80	0	12
	5万人以上10万人未満	17 100.0	5 29.4	12 70.6	10 100.0	-	10 21.3	10	1.60	0	5
	10万人以上20万人未満	10 100.0	2 20.0	8 80.0	9 100.0	-	9 21.3	10	2.20	0	12
	20万人以上50万人未満	12 100.0	2 16.7	10 83.3	11 100.0	-	11 100.0	9	2.11	0	7
	50万人以上	13 100.0	7 53.8	6 46.2	9 100.0	-	9 100.0	8 17.0	2.13	1	3
団体種別	自治体	21 100.0	4 19.0	17 81.0	13 100.0	-	13 34.0	16	1.69	0	5
	公設民営児童館の 運営団体本部	46 100.0	14 30.4	32 69.6	36 100.0	-	36 66.0	31	2.42	0	12
「チェックリスト」の 作成者別	自治体所管課が作成	41 100.0	11 26.8	30 73.2	25 100.0	-	25 42.6	20	3.20	0	12
	児童館運営団体本部が 作成	21 100.0	7 33.3	14 66.7	18 100.0	-	18 38.3	18	1.72	0	5
	個別の児童館が作成	12 100.0	3 25.0	9 75.0	16 100.0	-	16 31.9	15	1.87	0	7
	その他	4 100.0	-	4 100.0	5 100.0	-	5 100.0	3 6.4	1.33	1	2
初回作成時期	～2010年	18 100.0	18 100.0	-	13 100.0	-	13 31.0	13	4.08	0	12
	2011年～	49 100.0	-	49 100.0	24 100.0	-	24 69.0	29	1.45	0	5

(注) 『「チェックリスト」の作成者別』について、「外部専門機関が作成(委託)」とする回答がなかったため、表記から除外している。

## (5) 「チェックリスト」と「児童館ガイドライン」の関連性

- 「チェックリスト」を用いて評価を行っている団体に、当該「チェックリスト」に記載されている項目や内容が、「児童館ガイドライン」(2011(平成 23)年版)の内容を踏まえたものであるかを聞いたところ、「『児童館ガイドライン』の内容を踏まえつつ、独自の観点も盛り込んでいる」および「『児童館ガイドライン』の一部は盛り込まれているが、網羅的ではない」がそれぞれ 32.3%、次いで「『児童館ガイドライン』を踏まえている」が 24.7%、「『児童館ガイドライン』を踏まえていない」が 9.7%となっている。
- 「チェックリスト」の作成者別にみると、児童館運営団体本部が作成者の場合には「『児童館ガイドライン』の内容を踏まえつつ、独自の観点も盛り込んでいる」が 41.7%で最も高く、個別の児童館が作成者の場合には「『児童館ガイドライン』を踏まえている」および「『児童館ガイドライン』の内容を踏まえつつ、独自の観点も盛り込んでいる」が 31.8%で最も高くなっている。

図表1-25 「チェックリスト」と「児童館ガイドライン」の関連性 (SA)



- ☑ 「児童館ガイドライン」を踏まえている
- ☑ 「児童館ガイドライン」の内容を踏まえつつ、独自の観点も盛り込んでいる
- ☐ 「児童館ガイドライン」の一部は盛り込まれているが、網羅的ではない
- ☑ 「児童館ガイドライン」を踏まえていない
- ☑ その他

(その他の具体的な内容)

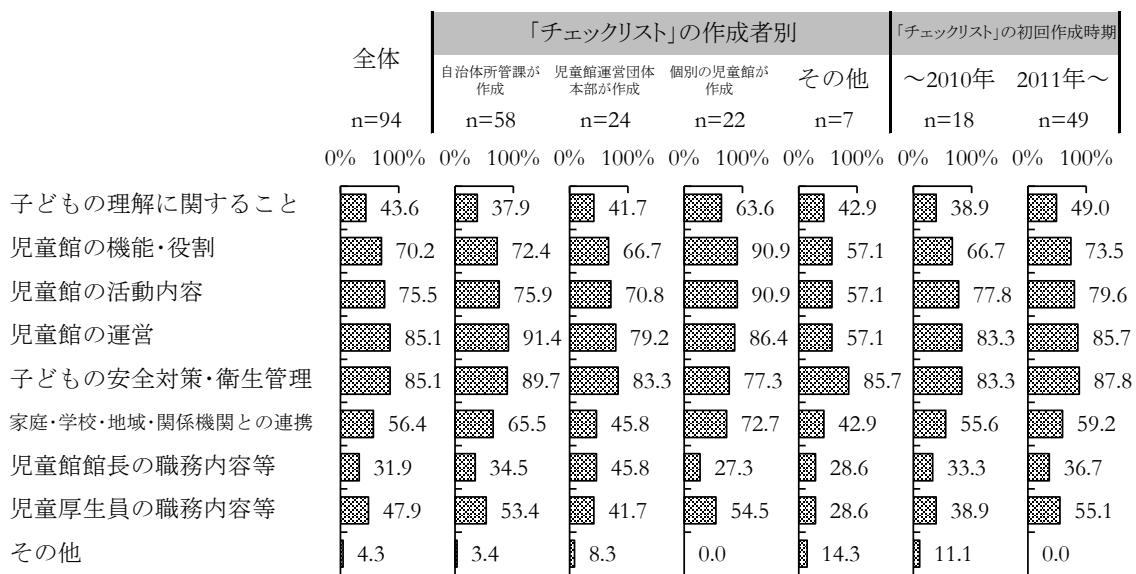
ガイドライン策定前に独自に設定

(注) 「『チェックリスト』の作成者別」について、「外部専門機関が作成(委託)」とする回答がなかったため、表記から除外している。

## (6) 「チェックリスト」の主な内容

- 「チェックリスト」に記載されている主な内容は、「児童館の運営」および「子どもの安全対策・衛生管理」がそれぞれ 85.1%で最も高く、次いで「児童館の活動内容」が 75.5%、「児童館の機能・役割」が 70.2%となっている。
- 「チェックリスト」の作成者別にみると、「児童館の機能・役割」や「児童館の活動内容」は個別児童館が作成者の場合に記載されている割合が 9 割を超えているほか、「子どもの理解に関すること」も 63.6%と他の作成者が作成している場合より高い。翻って、「児童館の運営」や「子どもの安全対策・衛生管理」は自治体所管課が作成者の場合に記載されている割合が 9 割前後と最も高い。自治体は「チェックリスト」を用いて行う評価を通して、運営体制や構造的な質を担保することに重点を置いている一方で、個別の児童館においては、子どもの理解、児童館の活動内容など現場で必要な知識や日々の活動等に関する内容を「チェックリスト」に多く含んでいると示唆される。

図表1-26 「チェックリスト」の主な内容 (MA)



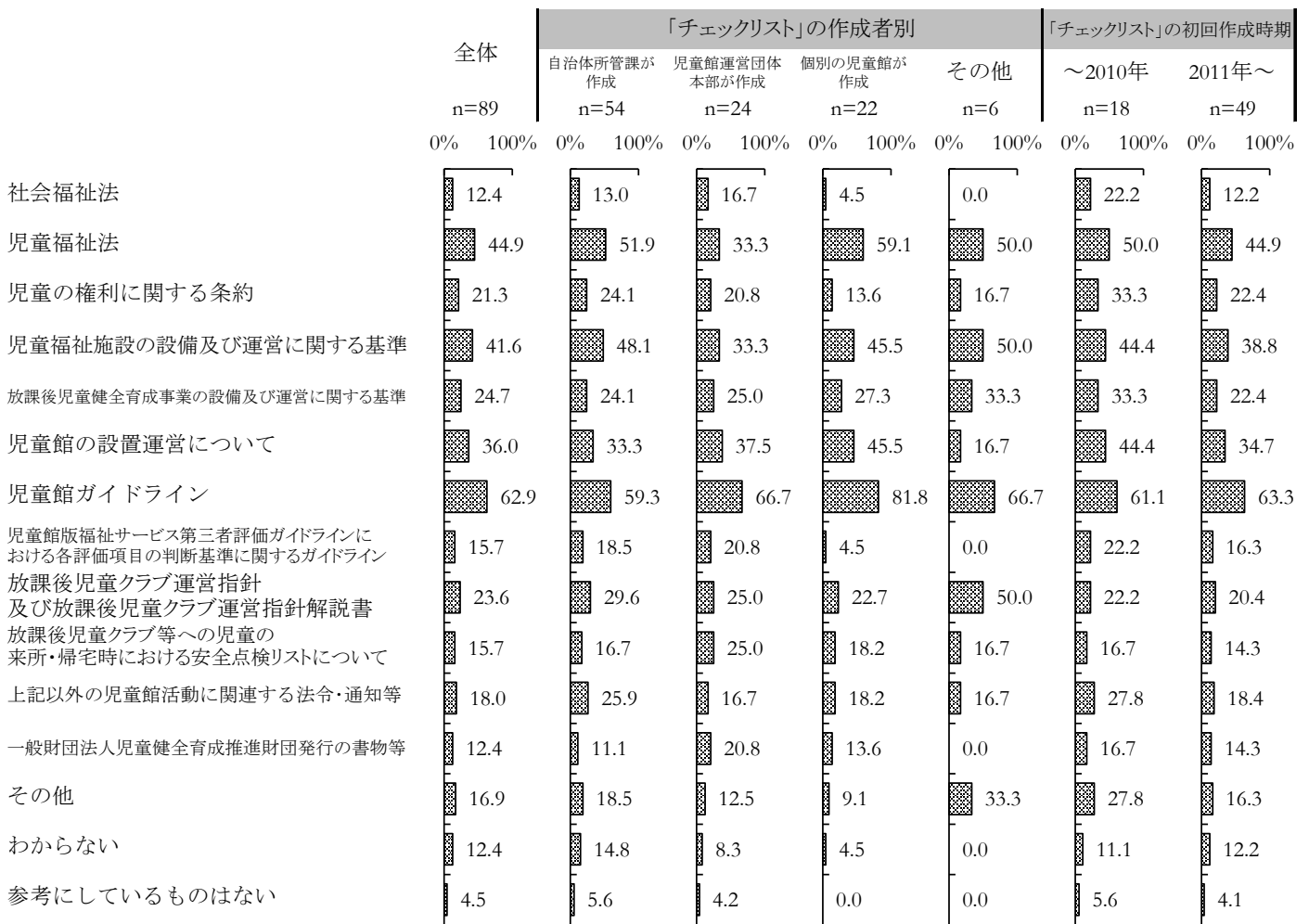
### (その他の具体的な内容)

来館者対応、遊びの指導、利用者対応の向上、児童クラブの運営に関すること、守秘義務、報告に関すること  
 (注) 『「チェックリスト」の作成者別』について、「外部専門機関が作成(委託)」とする回答がなかったため、表記から除外している。

## (7) 「チェックリスト」作成時に参考とした法令・資料等

- 「チェックリスト」作成時に参考とした法令・資料等としては、「児童館ガイドライン」が 62.9%で最も高く、次いで「児童福祉法」が 44.9%、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が 41.6%となっている。また、「社会福祉法」は 12.4%、「児童の権利に関する条約」は 21.3%と、他の関係法令・資料等と比較して、あまり参照されていない。
- 「チェックリスト」の作成者別にみると、個別児童館が作成者の場合に、「児童館ガイドライン」を参考としている割合が 81.8%となっており、自治体所管課や児童館運営団体本部が作成者の場合と比較して高い。

図表1-27 「チェックリスト」作成時に参考とした法令・資料等 (MA)



### (その他の具体的な内容)

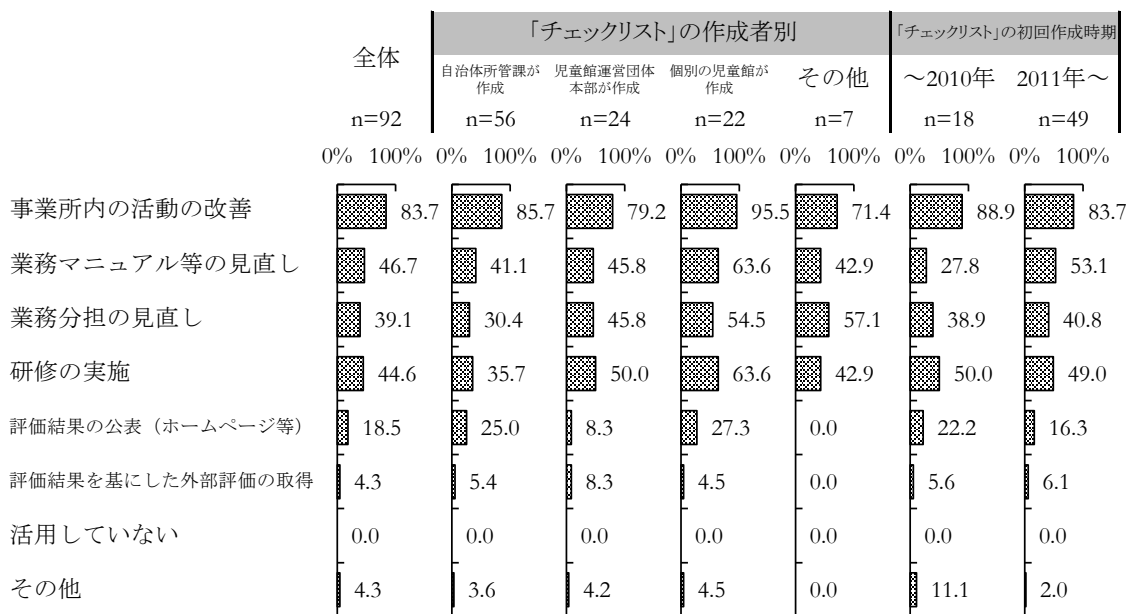
地方自治法 244 条(2 件)、国土交通省から発出されている施設点検について、他市町村によるチェック表など(2 件)、改正児童館ガイドライン(仮称)、市が作成した報告書に基づいた確認・評価を行っている、他施設チェックリスト、区所管課発行の指針、区基本構想、接遇に関する外部講師からのアドバイス、児童心理、児童健全育成推進財団からのメール、指定管理事業計画書、市の各種条例規則等、放課後児童クラブガイドライン等

(注) 「『チェックリスト』の作成者別」について、「外部専門機関が作成(委託)」とする回答がなかったため、表記から除外している。

## (8) 「チェックリスト」に基づく評価の活用方法

- 「チェックリスト」に基づいて実施した評価結果の活用方法としては、「事業所内の活動の改善」が 83.7% で最も高く、次いで「業務マニュアル等の見直し」が 46.7%、「研修の実施」が 44.6%となっている。
- 「チェックリスト」の作成者別にみると、個別の児童館が作成者の場合、「評価結果を基にした外部評価の取得」以外のすべての方法で活用割合が最も高く、現場での活動改善や業務分担の見直し、研修の実施など、多様な場面で活用されている。

図表1-28 「チェックリスト」に基づく評価の活用方法 (MA)



(その他の具体的な内容)

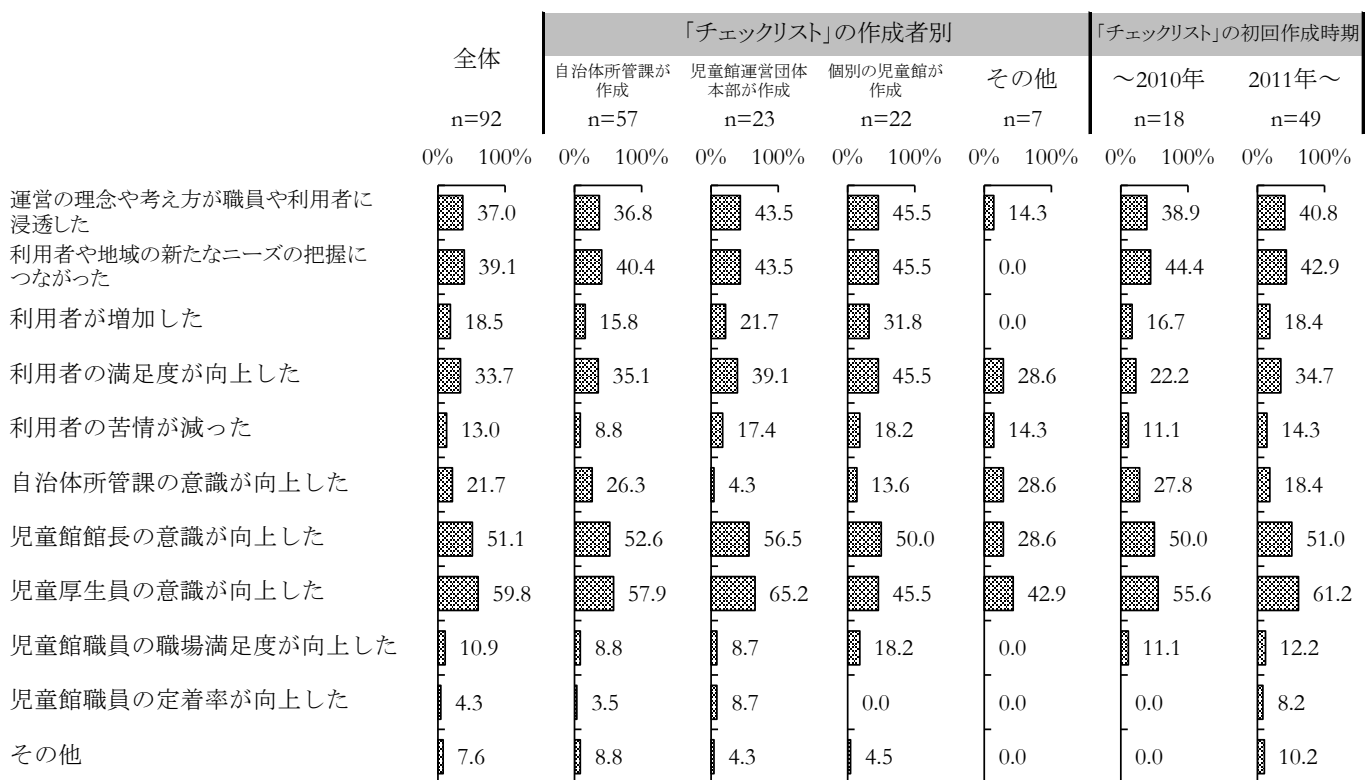
市監査により指摘事項の改善、人事評価、自治体所管課の改善指導、利用者対応の改善

(注) 『「チェックリスト」の作成者別』について、「外部専門機関が作成(委託)」とする回答がなかったため、表記から除外している。

## (9) 「チェックリスト」の活用による効果

- 「チェックリスト」の活用による効果としては、「児童厚生員の意識が向上した」が 59.8%で最も高く、次いで「児童館館長の意識が向上した」が 51.1%、「利用者や地域の新たなニーズの把握につながった」が 39.1%、「運営の理念や考え方が職員や利用者 に浸透した」が 37.0%となっている。「チェックリスト」を活用することは、児童館館長及び児童厚生員の意識向上、利用者や地域の新たなニーズ把握につながるなど、児童館の館長・児童厚生員などの運営者側への効果が高いと考えられる。
- 「チェックリスト」の作成者別にみると、個別の児童館が作成者の場合、「利用者が増加した」や「利用者の満足度が向上した」が他の主体が作成者の場合よりも高くなっている。

図表1-29 「チェックリスト」の活用による効果 (MA)



### (その他の具体的な内容)

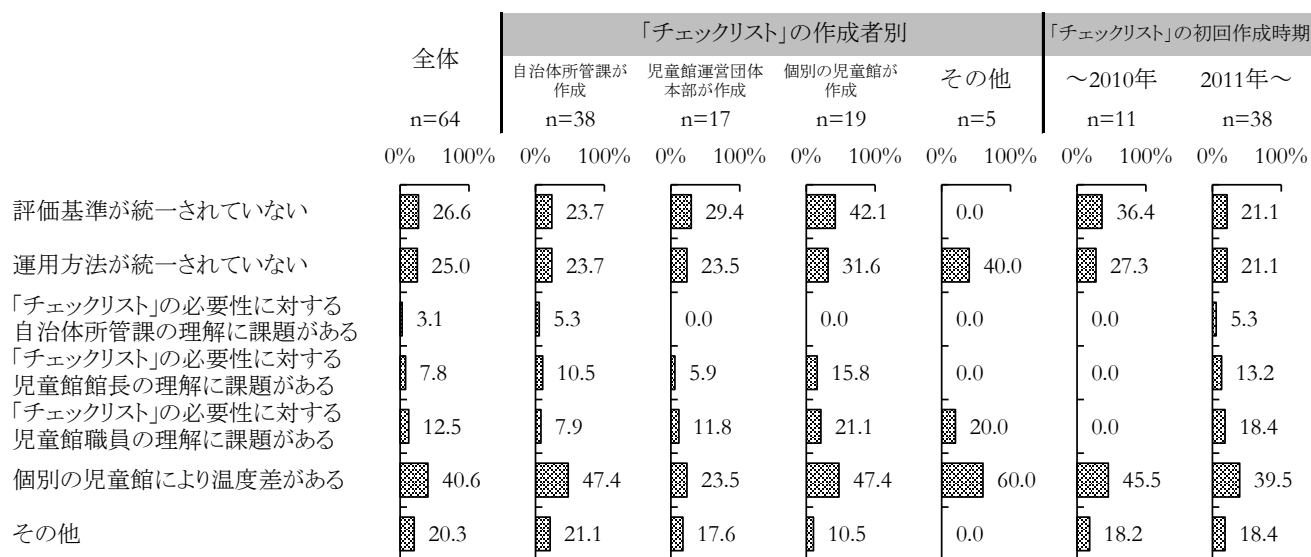
事業内容の改善や成果の向上につながった、今年度末より実施のため不明、安全意識の向上、課題等が明確になったなど

(注) 『「チェックリスト」の作成者別』について、「外部専門機関が作成(委託)」とする回答がなかったため、表記から除外している。

## (10) 「チェックリスト」の活用における課題

- 「チェックリスト」の活用における課題としては、「個別の児童館により温度差がある」が 40.6%で最も高く、次いで「評価基準が統一されていない」が 26.6%、「運用方法が統一されていない」が 25.0%となっている。
- 「チェックリスト」の作成者別にみると、個別の児童館が作成者の場合、「評価基準が統一されていない」が 42.1%と高いほか、総じていずれの課題も他の主体が作成者の場合と比較して高い。また、自治体所管課が作成者の場合においても「個別の児童館により温度差がある」が 47.4%と高い。個別の児童館が「チェックリスト」を作成する場合には、当該地域における児童館の役割等に応じて作成すると考えられるため、「チェックリスト」の内容や運用方法において各児童館の特色が反映されている可能性がある。ただし、個別の児童館による温度差を改善するためには、自治体や児童館運営団体本部が「チェックリスト」の活用に向けた工夫を行うことが重要であると考えられる。特に、自治体が「チェックリスト」を作成する場合、当該自治体における児童館の役割や「チェックリスト」の位置付け、活用方法などを示す役割も求められるのではないかと考えられる。

図表1-30 「チェックリスト」の活用における課題 (MA)



### (その他の具体的な内容)

- ・それぞれの資料等は機能しているが、「チェックリスト」としての意識ではなかった。
- ・いかに客観的に捉えられるか。
- ・市児童館の共通マニュアルであり、課題があればすぐに内部見直しを実施している。評価は別途「子ども子育て会議」、や「児童館運営審議会」で実施している。
- ・業務マニュアルとして活用しており、再選考前(5年毎)に評価している。
- ・町内で一つの児童館なので他市町村の児童館への研修に努めている。
- ・現在は安全面のみでチェックリストを作成しているので、多岐にわたる必要を感じる。
- ・今後、安全対策・衛生管理以外の項目についてもチェックリストへ反映していきたい。
- ・行政施設共通様式のため、児童館の具体性に欠ける。

(注) 『「チェックリスト」の作成者別』について、「外部専門機関が作成(委託)」とする回答がなかったため、表記から除外している。

## (11) 児童館施策全般に関する意見

- 児童館施策全般に対する自由意見の中には、児童館を児童福祉施策のなかで明確に位置づけることや、国庫補助をはじめとした財政的な支援、児童館の意義・役割等の明確化など、児童館を国の施策のなかで、明確に位置づけるとともに、児童館が果たすべき、果たしている役割を認識してほしい等の意見が多くみられる。

図表1-31 児童館施策全般に関する主な意見の概要

### 【児童福祉施策のなかでの児童館の明確な位置づけ】

- 子ども・子育て交付金制度の範囲に児童館に関するものが含まれていないことなどからも、児童館施策の位置付けや方向性に関して不明瞭さが見受けられる。また、利用者の多寡や費用対効果等の諸事情に鑑み、明確な位置づけが示されれば児童館施策を行ううえでの重要な指針となると考えられる。
- 子ども・子育て支援新制度に児童館が入っておらず、学童の補助金と施設が増えてきているが、児童館は国庫補助がなく、施設も増えない状況にある。児童厚生員の処遇改善と子どもにとって必要な遊びを提供でき、多様性を持つ児童館は課題があればすぐに事業化できる場所である。国の施策にもっと児童館を「子どもの居場所」、「地域の居場所」として広げてほしい。
- 児童館は児童の健全育成の拠点の1つとして地域にとっては欠かすことのできない重要な施設だと思う。遊びをとおした児童の健全育成という、ある意味ユニークな施設でもある。子どもたちは遊びの中から自主性、社会性、体力増進などさまざまなことを自然に身につけていく。ただ、現状は放課後児童健全育成事業が法的にも予算的にも整備され、児童館の方がいろいろな面で後れをとっているように感じる。児童館をなくしてはいけなくと強く思う。再度予算的、法的な整備をお願いしたい。
- 子どもの放課後の居場所といえば「放課後児童クラブ」との認識で世の中が動いている。こどもの貧困が危惧されていることで、児童館の存在の必要性が浮き彫りになってもよい。

### 【国庫補助等財政面での支援に関すること】

- 子育て支援の拠点の一部として位置付けることができないか検討しているが、児童館自体の補助金はほとんどなく、施設整備や職員体制を整えることができない。今回のガイドライン改正に合わせ、児童館機能や役割がうまく発揮できるような財政的支援も検討してもらいたい。
- 次世代ハード交付金を自治体可以利用できるものにしてもらいたい。
- 事業に対する補助施策は見受けられるが、老朽化や耐震化等、施設に対する施策があるとよい。
- 毎年予算削減において一つ一つの事業経費が削減されて個人負担が多くなっている。施設が40年以上経過して設備の老朽化があり、修繕できない状況にある。
- 運営費に対する国庫補助など、国等による財政支援を要望したい。(5件)
- 国や県、自治体などによる児童館運営の予算や補助が少ない。もっと日本の将来を背負う子どもたちのために、そしてその子どもたちの大きな責任を任される場所である児童館を重要視すべきである。働く親御さんのために児童館、児童クラブの運営を優先させるのではなく、子どもたちのために第一優先だということを肝に銘じるべきだ。そこに日々力を注いでくれる職員にもっと給料をあげるべきだが、国家資格が必要条件とされていて給与に反映されていない。
- 現在、厚労省より学童クラブ職員へのキャリアアップの助成金が制度化されてきたが、児童厚生員、放課後子ども教室職員が含まれておらず実用的でない。改善を望む。(2件)
- 都市部も地方も子供の居場所確保や、安全な遊び場という意味では同じで、児童館や学童クラブの存在は重要である。しかしながら地方には児童館の運営に必要な人的資源が不足している。また、施設の安全対策などの面においても予算規模の小さい地方では十分でないのが現状と思われる。就労可能人口や納税者が少ないので解決策は少ないが、近隣からの就労を促し、施設の安全対策を促進するための金銭的な支援が国から得られるとありがたい。
- 不登校や引きこもりの対応など、児童館には今まで以上の役割が求められている中で、管理運営費用は市の一般財源であることから財政上負担になっている。運営内容をより充実させるものにするためにも、国からの補助を希望する。
- 児童館の勤務職員について、常勤2名の基準があるが財政的な状況からも厳しいことから地方交付税での算定基準の引き上げをお願いしたい。

### 【児童館の意義・役割等の明確化】

- 本法人の児童館は新興住宅地に設置、運営している為、特に未就園児の子育て家庭への支援を重点に捉え、丁寧に計画を立て、継続的に利用できる形にすることで地域における子育て支援の拠点となっている。また、同法人の放課後児童クラブ併設と更に隣りに認定こども園がある強みを活用し、幼稚園と小学校の接続を円滑に行える環境づくりも目指している。この児童館を中心としたコミュニティの拠点運営が、現在の日本で必要とされている子育て力の向上に発展すると考えている。
- 放課後児童クラブにはいれない子ども達の居場所としての役割の大切さを感じている。
- 他の児童福祉事業の充実も図りながら人材の不足、予算、建物維持、資源のことなどを考慮すると、今後は児童福祉法の



児童厚生施設としての児童館の定義にとられない子どもの居場所作りと親支援も必要である。

- 少子高齢化、核家族化、地域の共同関係の希薄化等、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、児童館においても児童虐待、貧困問題等の課題を抱えているケースに、関係機関と連携を図り対応するケースが増えている。児童館が地域の子育ての拠点としてより一層セーフティネット的機能、役割を充実させる体制づくりが必要である。
- 本来の児童館の役割を今一度考える必要がある。少子化や放課後児童クラブ(児童デイサービス)の充実により、来館する(来館できる)児童数が限られ全体的に来館人数は減少傾向にある。今こそ一人一人の子どもを大切に、寄り添い丁寧な対応が求められるのではないかな。
- 放課後児童クラブとの関係の明確化が必要である。

#### 【他の施設との連携】

- 子ども家庭支援センターと児童館、若者支援施設と中高生特化館など、連携が望ましい施設、切れ目ない支援を世代を超えてできるようにすることが望ましい。施設を複合施設化、隣接施設化できるような施策を望む。
- 人口の少ない市町村では平日の利用者が少ないので、他の施設と共用できるような法改正を検討していただきたい。例えば児童館＋地域のコミュニティ施設などの広く地域住民も活用できるものとし、施設の維持管理費の軽減を図る。

#### 【児童厚生員の専門性や資格制度】

- 児童館ガイドラインにおいて「児童の遊びを指導する者」と「児童厚生員」が出てくる。職員は遊びによる子どもの育成支援のほか、保護者等への子育ての支援も求められていると思う。この点を考えただけでも「児童の遊びを指導する者」という職名は適当ではないように思う。むしろ、「児童厚生員」の方が適切な職名だと思う。実態に即した職名を検討していただきたい。
- 放課後児童クラブの職員は「放課後児童支援員」として法的に位置付けられたことに加え、「放課後児童支援員認定資格」の制度が始まり、国家資格に準じる位置付けとなった。それに対し、児童館については児童健全育成推進財団が主催する研修会により「児童厚生 2 級指導員」等の資格を取得可能ではあるが、国家資格ではない。専門性、社会的地位の向上の観点からもぜひ国家資格(あるいはそれに準じる資格)へとなるように検討していただきたい。
- 児童館で働く児童厚生員の必要性に伴う資格のあり方を確固たるものにしてほしい。保育士や幼稚園教諭の資格を取得できる学校での授業の中で、もう少し児童厚生施設である児童センターに意識をもってもらいたい。きちんとした立場が確立されてこそ事業に真摯に向き合える。
- 今日の多様な子ども・家庭の諸問題＋ニーズに対応できる職員が不足しており、他の機関との連携が必要。児童館には社会福祉事業全般に対応すべき資格を持った職員の配置が望まれるが、現状そこまでいたっていない。
- 放課後児童クラブ(学童保育)の支援員都道府県認定資格研修は平成 31 年までの希望計画を提出しているが、児童館運営体制を組み立てる上で参考にしたいので、今後の研修計画および資格に関しての準備などのガイドラインを明らかにしていただきたい。

#### 【児童厚生員の人材確保】

- 少子高齢化の影響は深刻で、現任である児童の遊びを指導する者(児童厚生員)は中高年の方が大半を占めている状態にある。この先長期的に見据えた場合、60 歳(定年)以降の勤務継続を検討していかなければならないが、体力的な問題・健康面等もあり課題は残る。若返りを図りたいが、若い世代のなり手不足(資格はあるが他の職業を選ぶケースも多々あり)や人材不足は深刻である。児童館に限らず、どの職種においても若い世代の人材確保はこれから競争になっていく。より条件のいい所(給与・時給・年休・福利厚生)に人は流れるため、財政困難な自治体においては運営自体が危ぶまれるのが予想される。「児童館ガイドライン」においても、このような想定もふまえて検討してほしい。
- 専門職や資格を持つ者の配置(要望)、子どもの環境を整えるために人員の増強と知識が専門分野、また資格を持った人員の配置を検討してほしい。
- 厚生員の資格を持った人材が集まらない。
- 子育て中(就学前児の育児中など)の職員も働きやすい労働環境や条件の構築も行っていないと、よい職員が定着していかない。
- 必要なのは、児童厚生員という資格の位置づけによって職員の待遇を安定させ、意欲を持って現場で働くことのできる環境を整えることだ。
- 職員不足に対応するため、例えば児童福祉施設の設備および運営に関する基準第 38 条に規定する「児童の遊びを指導する者」の第 4 項の二年以上児童福祉事業に従事したものの期間を短縮(1年など)するなど対象者を拡大してほしい。

#### 【児童館ガイドラインや制度に関すること】

- 児童館の認知度向上に向けた取り組みの推進。
- 地域の児童福祉の拠点として、館内での活動にとどまらず地域全体を視野に入れた活動に取り組むための理論的根拠としての児童館ガイドライン作成を期待している。
- 子どもの生活やあそび、地域住民の暮らし、若者の居場所、高齢者の生きがいや仕事、地域団体の活動など、様々な視点から児童館の活用を考えていけるように、民営の児童館を市民が立ち上げられるような仕組みが出来ればと思う。

#### 【その他】

- 渋谷に「子どもの城」に類する施設を復活させてほしい。



## 第2章 「児童館ガイドライン」の運営・実践における 活用状況に関する取組事例調査



## 第2章 「児童館ガイドライン」の運営・実践における活用状況に関する取組事例調査

### 第1節 調査の概要

#### 1. 目的

- 2011(平成23)年に策定された「児童館ガイドライン」に基づいたチェックリストの作成・運用や研修の開催、その他業務プロセスへの組み込み等により、児童館の運営や活動状況を把握・評価等している団体(自治体又は児童館運営団体)に、その具体的な取組内容等をお伺いし、2018(平成30)年10月に発出された「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツールの開発や活用方法の検討に役立てることを目的とする。

#### 2. 調査方法と調査対象の選定

- 調査対象は、アンケート調査において、ヒアリング調査への協力可との回答が得られた自治体又は児童館運営団体のうち、チェックリスト等を作成、活用している団体を抽出し、その中から、地域性や都市の規模等に鑑み以下3団体とした。なお、東京都町田市については、自治体と指定管理を受けている児童館運営団体の2者を対象に調査を実施した。
- 調査対象機関には、チェックリスト等の作成や運用・評価等を担当されている職員にご協力いただくことを原則として調査協力を打診し、事前に送付した調査項目に沿って、事務局スタッフを含むワーキンググループメンバーが調査を実施した。合わせて、依頼時点で参考資料がある場合にはヒアリング調査当日にいただけるよう依頼しておくことで、効率的、効果的な調査の実施に努めた。
- なお、調査の実施に当たっては、2名以上を派遣して調査を実施することで、正確性を担保し、さらに多角的な分析を実施することを基本とした。

図表2-1 ヒアリング調査対象一覧(所在地五十音順)

No	調査対象機関	所在地
1	愛知県大府市	愛知県大府市
2	東京都町田市 (1)町田市役所 (2)特定非営利活動法人子育て・子育て支援タグボート	東京都町田市
3	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	宮城県仙台市

#### 3. 主な調査内容

- 主なヒアリング項目は次の通りである。
- なお、本調査では、「チェックリスト」を「児童館の運営・活動に関する自己評価の際に利用するツール」と定義している。たとえば、「自己評価表」、「自己点検表」、「運営指針」、「チェックリスト」、「マニュアル」等が該当し、必ずしも、一般的なチェックリストに限定するものではない。

図表2-2 ヒアリング項目

<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体概要(設立年、所在地、運営している児童館数、職員数、児童厚生員数等)</li> <li>◇ 現行の児童館ガイドラインを踏まえたチェックリスト等の内容、作成方法、評価方法、結果の活用方法</li> <li>◇ チェックリストを通じて把握できた課題・問題点等とそれらへの対応事例(効果) 等</li> <li>◇ 改正児童館ガイドラインを踏まえた今後の対応予定</li> <li>◇ 国や自治体等を実施してほしい施策や制度等に対するご意見</li> </ul>
---

## 第2節 調査結果のまとめ

- 先進取組事例調査の結果を踏まえると、「児童館ガイドライン」に基づいた運営が適切になされるようにするために効果的であると考えられる取組や工夫のあり方として、以下3点の示唆が得られた。

### 1. 児童館を自治体の計画や業務プロセス等に明確に位置づけることによる積極的な児童館施策推進の重要性

- 調査を実施した団体のうち、自治体である愛知県大府市、東京都町田市はいずれも、推進方法等は異なるものの、市政のなかで、児童館施策が積極的に推進され、重要な位置づけとなっている。
- 愛知県大府市については、各児童(老人福祉)センターでの年間計画「運営要覧」に基づく日々の活動の実践、職員研修、館長会議・厚生員会議等の会議での意見交換、「プロジェクト」を通じた課題の改善、本庁や館長同士で相談しあえる仕組みや本庁によるスーパーバイズ機能の構築等の総合的な取組により、児童館ガイドラインを踏まえた運営が実現されるよう、業務プロセスのなかに組み込まれている。これらの一連の取組を毎年継続的、計画的に実施していくことを通じて、活動・運営の改善が行われている。
- さらには、市の条例に基づいて設置されている「大府市児童老人福祉センター等運営委員会」が設置運営されている。同委員会委員には、市民生児童委員協議会児童部会長のほか、主任児童委員、各種地域団体代表者等が就任している。また、市の事務局としては、福祉子ども部長をはじめ、同部子育て支援課長、高齢障がい支援課長等の幹部、市本庁主管部職員、全児童(老人福祉)センター長が出席している。こうした条例に基づく重要な会議体のなかで、児童(老人福祉)センターにおける活動報告や活動方針を報告し、委員からの評価や助言を得ることができる。運営委員会での活動報告等を行う機会が定期的にあることで、市本庁職員、児童(老人福祉)センター長、現場の職員にとっての励みとなり、先に示した、一連の取組を熱心に行っていく動機付けとなっている。
- 東京都町田市については、市の基本計画「まちだの未来づくりプラン」の下に策定される実行計画「町田市5ヵ年計画17-21(2017年度～2021年度)」の重点プランのなかに学童保育クラブや放課後子ども教室等と並び、児童館の整備が掲げられるなど、まちづくりの一環として、児童館が位置づけられている。福祉にとどまらないまちづくり、地域づくりの一翼を担う存在として児童館が位置づけられている。
- 今回の取組事例調査で実施した2つの自治体双方が、市政のなかで児童館を重要な拠点として位置づけていることが明らかとなり、自治体における主体的で、計画的な児童館施策の推進が、まずは重要な観点のひとつとして考えられる。

## 2. 「児童館ガイドライン」に基づく運営が実現されていくような仕組みづくりの有効性

- 日々の実践での気付きや、業務計画策定、活動の振り返り等において、「児童館ガイドライン」に基づく運営が実践されていくような仕組み、業務プロセスを自治体所管課や児童館運営本部が中心となって整備することが有効であることが明らかとなった。
- まず大府市においては、前項で示した業務プロセスが確立されており、考え方や運営の基本として、常に「児童館ガイドライン」が意識されるようになってきている。なかでも、市の所管課がフォローしながら、現場の館長や厚生員とともに推進していることとして、館長会議・厚生員会議の開催、館長が進めていく「プロジェクト」を通じた業務改善、本庁によるスーパーバイズ機能の発揮があげられる。
- 館長会議及び厚生員会議は、各センターの館長、厚生員全員が参加し、月 1 回会議を行うものである。この会議は、各センターで行っている活動内容についての情報交換のほか、日々の活動で気になっていること、疑問などについて議論を行える場となっている。これらのいずれの会議にも、市の児童館所管課主幹等の職員が同席して、全センターの状況把握に努めるほか、適宜必要なアドバイスをを行っている。また、毎年、館長が取り組む「プロジェクト」を通じた業務改善においては、計画作りの段階から、そのプロジェクトが「児童館ガイドライン」のどの部分に関わる内容であるのかを明確に位置づけながら活動が進められている。
- 町田市においては、2018(平成 30)年に発出された「児童館ガイドライン」の先取りとも言えるように、子どもの権利や子どもの参画を意識して、児童館を運営している。児童館を地域の拠点としてとらえ、今まで地域づくりを担ってきた町内会や自治会等に代わり、児童館が地域づくりに貢献することを意識して拠点整備や日々の活動を行っている。
- 仙台市の児童館を指定管理者として運営している「公益財団法人仙台ひと・まち交流財団」では、児童館の事業計画の策定において、子どもの権利や児童福祉法の理念、「児童館ガイドライン」の考え方が考慮されるようになってきている。今までは、財団全体で事業計画を立てて、それにしたがって各児童館の事業を実施していたが、新しい「児童館ガイドライン」では地域のニーズに沿った運営をより一層推進し、その地域が求める児童館のあり方を考えていくことが重要とされていることから、今後は年間計画を各館の児童館長が立てていく形に変えていく予定である。地域に即した計画が立てられるよう、現在、事業計画立案の参考となるマニュアル、様式等を開発している。こうした共通するツールを開発することで、館長が「児童館ガイドライン」を踏まえた計画を立てられることを目指している。
- なお、同財団は、仙台市が定める指定管理者モニタリングシートに基づき、「自己点検評価シート」を作成し、2017(平成 29)年度まで評価を実施していた。しかし、○×をつける評価を行う形であったため、○をひとつでも多くとることが目的となってしまったり、○×のチェック項目では測れない取組の把握や評価ができないこと等の課題があり、2018(平成 30)年度より、運用を停止した。大府市や町田市においても、評価項目に基づいた到達度を評価するためのチェックリストの作成や運用はなされていない。
- 今回の調査結果を総合的に踏まえれば、児童館の日々の実践を評価したり、「児童館ガイドライン」の考え方に則った運営が現場で実践されるようにしていくには、いわゆる「チェックリスト」ではなく、館長や児童厚生員が日々の活動や計画立案等のなかで、「児童館ガイドライン」の考え方を身につけ、実践されていくような仕組みを構築することが有効であると考えられる。
- 特に、今般の新しい「児童館ガイドライン」では、児童館の理念や施設特性等が明文化され、地域の実情に応じて求められる児童館の役割を、それぞれの自治体や児童館において熟慮し、児童館のあり方を模索していくことが強く求められるようになってきている。このため、定型的な評価を行うチェックリストよりも、個々の工夫がなされて、児童館運営に反映されていくのを後押しするような仕組みづくりや「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツール等の方が、現場において役立つものとなると考えられる。

### 3. 現場の実践において「児童館ガイドライン」を日頃より意識できる環境づくり・働きかけの有効性

- 館長や児童厚生員が「児童館ガイドライン」に則った運営ができるようにするための環境づくりや働きかけも有効であると考えられる。
- たとえば、大府市では先に示したように様々な工夫がなされているが、各児童館の館長が立案する年間計画「運営要覧」においても、「児童館ガイドライン」を意識した計画立案が求められている。「運営要覧」のなかでも、特に「2 基本方針」や「3 運営方針」は、「児童館ガイドライン」を意識した記述がなされている。このため、館長については計画立案段階で「児童館ガイドライン」について考えるとともに、館長以外の児童厚生員についても日頃の活動を実践していくなかで、「児童館ガイドライン」に則った運営のあり方を考えるような環境づくりがなされている。
- また、町田市内で活動する公設民営の児童館のうち 1 館の指定管理者である「特定非営利活動法人子育て・子育て支援タグポート」が運営する児童館では、年 1 回の館長と児童厚生員の面談機会を通じて、「児童館ガイドライン」を踏まえた児童館(子どもクラブ)の運営のあり方について、一人ひとりと話す機会を設けている。さらに、子どもと一緒に作る児童館運営を実践しており、子どもの意見を取り入れたイベントを開催したり、問題があった場合には子どもが主体的に解決方法を考えるよう促すなど、子どもが意思決定等に参画できる運営を模索している。
- 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では、児童館職員としての基本をまとめた「児童館オリエンテーションブック」を通じて、子どもの権利や児童福祉法の理念、「児童館ガイドライン」の考え方が伝わるように工夫されている。このオリエンテーションブックは、非常勤職員を含めた全職員に配布されており、職種や資格の有無を問わず、児童館職員全員が、「児童館ガイドライン」の考え方を理解できるようにしている。オリエンテーションブックの内容は児童館を取り巻く状況の変化に応じて毎年度改定され、次年度に向けては、いじめ問題への対応や子どもの健康づくりに関する内容を盛り込めないか検討しているなど、常にそのときの状況に応じた課題や対応のあり方などを理解し、共有できるようになっている。
- 最終的には館長や児童厚生員が現場でどのように考え、行動していくかということにはなるが、今回調査を実施した団体等においては、「児童館ガイドライン」が館長や児童厚生員の考えのよりどころ、支えとなるような環境づくりがなされていることがわかる。



### 第3節 取組事例

#### 1. 愛知県大府市における取組事例

##### (1) 大府市の児童館の概要

- 愛知県大府市は、名古屋市に隣接する人口約 9 万人の都市である。子育て支援に力を入れており、近年、子育て世帯の流入が続いている。
- 大府市内には、分館を含めて全 9 館の児童センターがある。分館 1 館のみ社会福祉協議会に指定管理で運営を委託しているが、その他 8 館は公設公営で運営している。
- 大府市内の小学校は現在 9 校ある。もともと 8 校であったのが、児童数の増加により、1 校増えたためであり、1 小学校区に 1 つの児童センターの設置を原則としている。
- 大府市の児童センターの特徴には、1 館以外はすべて、老人福祉施設と一体的に「児童老人福祉センター」として運営されていることがある。児童センターと老人福祉施設の複合施設としている理由は、高齢者と児童の世代交流を図り、高齢者は生きがいを持ち、児童は尊敬やいたわる気持ちを育成することを目的としているためである。
- 全 9 館の児童(老人福祉)センター<sup>3</sup>で最も古いセンターは 1968(昭和 43)年開設で、昭和の間に 4 館開設した。その後、平成になってから、1 館を移転、新たに 5 館開設し、現在全 9 館の児童館がある。
- 職員配置は、公設公営の児童(老人福祉)センター 1 館につき、原則として、正規職員の館長 1 名、児童厚生員 1 名のほか、臨時職員として、一般事務パート、体力増進推進員、子ども家庭相談員、子育て家庭支援員各 1 名ずつとなっている。また、正規職員は全員保育士の資格を有しており、市内の公立保育所で勤務した経験を有する職員が配置されている。
- なお、放課後児童クラブの所管は教育委員会となっており、各小学校で実施している。ただし、1 か所のみ、小学校だけでは定員を超過することから、一部の児童が、児童(老人福祉)センターで活動しているクラブがある。

図表2-3 大府市公設公営児童(老人福祉)センター 1 館あたりの職員配置

職員		人数	備考
正規職員	館長	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公立保育所経験者を登用</li> <li>✓ 保育士資格保有</li> </ul>
	児童厚生員	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公立保育所経験者を配置</li> <li>✓ 保育士資格保有</li> </ul>
臨時職員	一般事務パート	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 平日各 5 時間、土日各 8 時間勤務</li> <li>✓ 1 センターのみ、2 名配置</li> </ul>
	体力増進指導員	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 週 2 日各 2 時間勤務</li> <li>✓ 各センターで実施する「子ども体育教室」を担当</li> </ul>
	子ども家庭相談員	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 週 2 日各 2 時間勤務</li> <li>✓ 児童福祉事業に従事したことがある者、又は児童問題に関しての相当の知識及び経験を有し、かつ児童の健全育成に熱意を持つ者のうち市長の認めた者が従事</li> <li>✓ 保護者からの相談対応等を担当</li> </ul>
	子育て家庭支援員	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 週 1 回 2 時間勤務</li> <li>✓ 保育士又は教員資格等保有</li> <li>✓ 乳幼児と保護者の自由参加遊びサークル「あんぱんまん」を担当</li> </ul>

(資料) 大府市ヒアリング調査受領資料、ヒアリング調査より作成。

<sup>3</sup> 全 9 館のうち、8 館は児童老人福祉センター、1 館は児童センターとして運営していることから、以下「児童(老人福祉)センター」という。

## (2) 児童館ガイドラインを踏まえた運営の推進に向けた取組

- 大府市では、各児童(老人福祉)センターでの年間計画「運営要覧」に基づく日々の活動の実践、職員研修、館長会議・厚生員会議等の会議での意見交換、「プロジェクト」を通じた課題の改善、本庁や館長同士で相談しあえる仕組みや本庁によるスーパーバイズ機能の構築等の総合的な取組により、児童館ガイドラインを踏まえた運営が自然と実現されるよう、業務プロセスのなかに組み込まれている。
- これらの取組を毎年継続的、計画的に実施していくことを通じて、活動・運営の改善が行われている。
- また、こうした取組が円滑に回るように下支えをしているのが、「大府市児童老人福祉センター等運営委員会」である。
- それぞれの具体的な内容等については、①以降で記述する。

図表2-4 大府市における児童（老人福祉）センター運営の実践と業務改善のイメージ



(資料)大府市ヒアリング調査、

大府市ホームページ(URL: [https://www.city.obu.aichi.jp/category\\_list.php?frmCd=10-19-5-12-1](https://www.city.obu.aichi.jp/category_list.php?frmCd=10-19-5-12-1))  
をもとに作成。

## ① 大府市児童老人福祉センター等運営委員会

- 大府市児童老人福祉センター等運営委員会は、「大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例(昭和62年大府市条例第4号)」第4条第2項の規定に基づき設置され、毎年2～4回程度開催されている。
- 委員会では、児童(老人福祉)センターの運営方針に係る検討や活動報告等を行うほか、委員は市内外の施設を見学するなどしている。
- 委員は、市民生児童委員協議会児童部会長のほか、主任児童委員、各種地域団体代表者等が就任している。また、市の事務局としては、福祉子ども部長をはじめ、同部子育て支援課長、高齢障がい支援課長等の幹部、市本庁主管部職員、全児童(老人福祉)センター長が出席している。
- この会議において、児童(老人福祉)センターにおける活動報告や活動方針を報告し、委員からの評価や助言を得ることができる。運営委員会での活動報告等を行う機会が定期的にあることで、市本庁職員、児童(老人福祉)センター長、現場の職員にとっての励みとなり、②以降で詳述するそれぞれの取組により積極的にやっていく動機のひとつとなっていると考えられる。

## ② 運営要覧に基づく日々の活動

- 自由に来館し、遊ぶことができるのはもちろん、全児童(老人福祉)センター共通で行っている活動には、大きく「児童健全育成」と「子育て家庭支援」、「ファミリークラブ」、「老人趣味のクラブ」がある。
- これらの日々の活動やイベント等については、毎年度、年度当初に、館長が業務計画にあたる「運営要覧」を作成し、同要覧で掲げられた運営方針や年間計画、行事計画等に則って、運営されている。「運営要覧」の構成は、市で統一されている。
- 「運営要覧」のなかでも、特に「2 基本方針」や「3 運営方針」は、「児童館ガイドライン」を意識した記述がなされており、その他の部分についても「児童館ガイドライン」を意識しながら、計画が立てられている。

図表2-5 児童(老人福祉)センターの活動内容

活動	目的	対象	概要
<b>1. 児童健全育成</b>			
(1) 子どもクラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興味や関心のあることを深めていくなかで、友達や地域の人々のつながりを育てていく</li> <li>・共通の目的を持ち、継続的に活動する</li> <li>・人とのつながりを通して、相手を思いやる気持ちや簡単な礼儀を身につけていく</li> </ul>	小学校1年生～18歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のボランティアが指導</li> <li>・活動内容はセンターによるが、主に将棋、卓球、ダンス、茶道、手芸等</li> </ul>
(2) 子ども体力増進(子ども体育教室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達と協力して遊びを発展させていく</li> <li>・体を動かすことが楽しいと感じることができる</li> <li>・ルールに従い安全に運動ができるようにする</li> </ul>	小学校1年生～3年生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力増進指導員が指導</li> <li>・週1回開催</li> <li>・活動内容はマット運動、ドッジボール、集団遊び、リズム体操等</li> </ul>

2. 子育て家庭支援			
(1) 自由参加遊びサークル (あんぱんまん)	・いろいろな活動や遊びを通して親子の触れ合いを楽しむ ・他の親子との交流を深める中で、子育ての悩みを出し合い、子どもへの関わり方を習得し、子どもの成長の喜びを知る	就学前児と保護者	・児童厚生員・子育て家庭支援員が指導 ・週2回開催 ・手遊び、親子遊び、読み聞かせ、運動遊び、工作遊び等
(2) 子ども家庭相談	・幼児及び児童の養育についての様々な悩みを子ども家庭相談員が受け、話を聞いたり、助言をするなどして支援する	18歳未満の児童の生活面、学校での問題についての相談をしたい方	・子ども家庭相談員が担当 ・週2回開催
3. ファミリークラブ (親子・趣味のサークル)	・父母が家庭及び地域社会において、児童の健全育成を推進するために、児童の養育技術を習得し、実践活動を行うことにより地域社会における児童福祉と明るい社会づくりに貢献する	親子サークル:0歳児～年長児親子 趣味のサークル:大人	・活動内容は、親子世代間の交流・文化活動、児童育成に関する研修活動、児童の事故防止のための活動、児童福祉の向上に関すること ・各サークル週1回程度
4. 老人趣味のクラブ	・興味や関心のあることを深め、共通の目的を持ち継続的に活動し、体力や健康の維持に努めるよう支援する	市内在住の60歳以上の者	・主な活動内容はカラオケ、囲碁、将棋、卓球、陶芸等

(資料) 大府市ヒアリング調査受領資料より作成。

図表2-6 運営要覧の目次構成

1 センターの概要 (1) 沿革 (2) 所在地 (3) 開館年月日 (4) 敷地面積 (5) 建物延床面積 (6) 構造 (7) 施設の特徴 2 基本機能 3 運営方針 4 利用の案内 5 年間計画 6 年間行事計画 7 児童センターの一日の動き 8 児童センターの組織 (1) 運営機能 (2) 職員の配置状況 (3) 職員構成 (4) 職員の事務分掌	9 非常時の対応 (1) 避難訓練年間計画 (2) 緊急時の対応 (3) 気象警報等発令時の開館・閉館について 10 子育て支援 (1) あんぱんまん (2) ファミリークラブ (3) 子ども家庭相談 11 子どもの集団遊び指導と体力増進指導 (1) 集団遊び指導 (2) 体力増進指導 12 子どもクラブ 13 老人趣味のクラブ 14 老人とのふれあい活動 15 公衆浴場・ヘルストロン 16 施設平面図
--	--

(資料) 大府市ヒアリング調査受領資料より作成。

### ③ 職員研修

- 各センターに館長または児童厚生員として配属される職員は、すべて市の正職員であり、市内公立保育所勤務経験のある保育士である。
- したがって、乳幼児への対応に習熟しているほか、子どもの発達に対する基礎知識や子育て支援経験等は十分にあるが、小学生以上の子どもへの対応には不慣れな面もある。
- 当然、初めて配属されたときには、児童(老人福祉)センターで行う業務は始めて経験することも多く、「児童館ガイドライン」についても知識を有していない場合も多い。
- これを補うため、愛知県児童館連絡協議会が開催する年次総会や児童厚生員養成研修、愛知県児童総合センターが開催する各種児童館職員研修には積極的に職員を派遣して、研修機会を確保し、小学生以上の子どもへのかかわり方も含めて児童館業務の基礎を学べるようにしている。
- このほか、内部研修としても児童厚生員研修、子ども家庭相談員研修、臨時職員研修を開催し、積極的に人材育成を図っている。

図表2-7 職員研修の概要

研修名		対象者	備考
<b>派遣研修</b>			
愛知県児童館 連絡協議会	総会	新任館長 被表彰者	
	元気スイッチ ON!	厚生員	
	児童厚生員研修会	厚生員	
	ブロック研修会	厚生員	
愛知県児童 総合センター	児童館初任職員研修会	初任館長 初任厚生員	
	児童館職員研修会 I・II	館長・厚生員	
	児童館館長研修会	館長	
	児童館職員専門研修会	館長・厚生員	
<b>庁内研修</b>			
児童厚生員 研修	子育て支援講座 (ペアレントプログラム)	施設長補佐	・保育において長年取り組んできた、保護者への声かけ、悩みへの寄り添い方、子どもの良いところを見つけてほめていくかかわり方等について学ぶ ・施設長補佐等が講師を務める
	児童厚生員研修	厚生員 子育てステーション (注1)保育士	・毎年度、テーマを厚生員の中で検討して実施
子ども家庭 相談員 研修	相談員研修	子ども家庭相談員 ※テーマにより、地域子育て支援士、育児支援家庭訪問員、児童厚生員も参加可	・年3回程度開催 ・テーマは学んでほしい内容や学びたい内容を集約し検討しており、年度により異なる ・平成30年度は以下のとおり ➢ 保健センターにおける相談事業 ➢ 「ジョイジョイ」(注2)見学 ➢ 小学生の悩み、保護者対応

(注)1.「子育てステーション」とは、子育て支援センターの犬伏市における呼称である。

2.「ジョイジョイ」とは、子育てに困ったり不安がある方を対象に、お子さんの個性に合った関わりを学ぶ子育て支援講座である。

(資料)大府市ヒアリング調査受領資料より作成。

#### ④ 館長会議・厚生員会議の開催

- 館長会議及び厚生員会議は、各センターの館長、厚生員全員が参加し、月 1 回会議を行うものである。館長会議には、社会福祉協議会に委託しているセンターの館長も参加している。
- この会議は、各センターで行っている活動内容についての情報交換のほか、日々の活動で気になっていること、疑問などについて議論を行える場となっている。
- 下記⑤に示す「プロジェクト」のテーマ選定についても、館長会議や厚生員会議での議論をもとに、最終的に年度末頃の館長会議で決定しており、随時会議で進捗報告等を行っている。
- いずれの会議にも、市福祉子ども部子育て支援課(以下、「市子育て支援課」という。)主幹が同席して、全センターの状況把握に努めるほか、適宜必要なアドバイスを行っている。また、館長会議には子育て支援課長、子育て支援課児童係長も同席し、運営状況等の把握をしている。
- 館長会議・厚生員会議を毎月開催することで、別のセンターに勤務する職員同士が交流する機会ともなり、顔の見える関係性が構築され、会議以外の場面でも電話等で気軽に相談できる環境がある。

#### ⑤ プロジェクトを通じた課題の改善

- 毎年 2 つのテーマを選定し、公営の児童(老人福祉)センター8 館の館長が 2 つに分かれて、児童福祉施設運営を考えるプロジェクト(以下、「プロジェクト」という。)を実行している。
- プロジェクトは、日々の児童館の運営における実践から気になっていることや改善したほうが良いと思うこと、やりたいと思うことなどを館長会議や厚生員会議で自由に出してもらい、そうした意見のなかから、最終的に前年度末を目処に次年度に取り組むテーマを館長会議で決定する。
- そして、翌年度に人事異動等が行われた後、新任館長を含めて、全館長が 2 つのプロジェクトに分かれて、何が原因なのか、どういう取組をしたら良いかなど、計画を立てて、年間を通じて取り組んでいく。
- 年末までには、プロジェクトの活動実績、改善されたこと、今後さらに取り組んだらよいこと等、プロジェクトの成果をまとめ、1～2 月を目処に理事者に報告している。
- 計画立案やプロジェクトの成果報告において、そのプロジェクトが、「児童館ガイドライン」のうちどの内容に関わる部分であるのかを明確にして取り組んでおり、いずれのプロジェクトも「児童館ガイドライン」の考え方が基礎になっている。
- 公設民営児童センター館長はプロジェクトには加わっていないものの、館長会議において取組状況や成果、課題等の報告を聞くことができ、プロジェクトの成果の共有が行われ、児童館の現場において役立てられている。
- 今までに行ったプロジェクトの成果としては、乳幼児と保護者の自由参加遊びサークル「あんぱんまん」活動の充実、小中学生の居場所づくりなど多様な活動があり、児童(老人福祉)センターの活動の充実に寄与している。
- たとえば、2015(平成 27)年度以降のプロジェクトテーマは次のとおりである。

図表2-8 2015(平成 27)年度以降の児童福祉施設運営を考えるプロジェクトテーマ

年度	テーマ
2015(平成 27)	・子ども家庭相談事業の充実について ・自由参加遊びサークル「あんぱんまん」活動の充実
2016(平成 28)	・高齢者の居場所づくり ・小中学生の居場所づくりとボランティア育成
2017(平成 29)	・家庭で子育てをしている(未就園)保護者等への支援 ・高齢者の居場所と生きがいづくりについて
2018(平成 30)	・遊びの充実 ～子育て支援講座を通じて～ ・利用者の安全安心な居場所づくり

(資料)大府市ヒアリング調査をもとに作成。

## ⑥ 業務上の相談ができる仕組みの構築

- ④の館長会議は市役所にて開催している。厚生員会議の開催は、公営の児童(老人福祉)センター8館・子育て支援センターを順次回る形式としている。
- 館長会議や厚生員会議とは別日に市子育て支援課課長や主幹兼指導保育士が巡回し、館長や厚生員といった正規職員だけでなく、臨時職員も含めて、希望者全員の相談対応をする仕組みを整え、スーパーバイザーの役割を果たしている。
- また、館長、厚生員は市職員であることから、定期的に人事異動がある。保育所から異動してくると、児童(老人福祉)センターの業務に戸惑うことも多いことから、市子育て支援課で、ペアとなる館を指定し、着任したての館長や厚生員が、遠慮なく相談できるように配慮している。さらに、ペア館はあくまで最初に相談する相手であり、ペア館の館長等が不在の際には、他の児童(老人福祉)センターや市子育て支援課に遠慮なく相談してよいということを明確にしておくことで、気兼ねなく相談できる雰囲気を醸成している。
- 正規職員は、もともと公立保育所での勤務経験のある職員であることから、顔見知りであるケースも多いという利点を生かして、初めて児童(老人福祉)センターに異動になった場合でも、一人で悩むことなく業務ができていないかと考えられる。
- 市役所本庁には子育て支援課の主幹兼指導保育士を配置している。子育て支援課の家庭児童相談係の担当で大府市要保護児童対策地域協議会の運営や相談、通告の対応をしている。加えて、児童(老人福祉)センター、子育て支援センターにも公立の保育所同様、大府市採用の保育士が配置されていることから、保育所、児童(老人福祉)センター、子育て支援センター等の運営や職員の相談への対応も行っている。
- このほか、大府市では、学校との連携・協力関係が構築されている。具体的には、幼稚園、保育所、子育て支援センター、発達支援センター、小学校、中学校、児童(老人福祉)センター、市福祉子ども部地域福祉課、子育て支援課、保育課、教育委員会、学校教育課が一堂に会する会議(幼保児小中連絡会議)を年2回開催している。学校との連携が困難とする地域もあるようだが、こうした会議で実際に顔見知りになっていることもあり、児童(老人福祉)センターと小中学校の間でも必要に応じて直接情報交換や情報共有等を行うこともできるようになっている。

## (3) 改正児童館ガイドラインを踏まえた新しい取組の必要性和行政への要望

### ① 改正児童館ガイドラインを踏まえた新しい取組の必要性

- 10月1日に通知が発出されてすぐに、すべての児童(老人福祉)センターに知らせ、新しい「児童館ガイドライン」を展開した。ただし、活動内容として新たに追加されたものはないことから、現在の活動内容で網羅されている。
- 今後は、新しい「児童館ガイドライン」策定の意図を踏まえて、総則に明記された子どもの権利や児童館の機能・役割等を今一度確認しつつ、現在取り組んでいる活動のなかで、改正児童館ガイドラインの趣旨を踏まえた取組を実現できるようにしていきたい。

### ② 行政への要望

- 児童(老人福祉)センター職員がみな保育士であることもあり、子どもとの関わりのなかで、どのようにしていくのか、自分たちでできることを考えながら、活動内容の改善に取り組んできた経緯があり、国等の行政に対して、特別に要望することはない。

## 2. 東京都町田市における取組事例

### (1) 東京都町田市

#### ① 町田市の児童館の概要

- 東京都町田市は、多摩地域南部に位置する人口約 43 万人の都市で、小学校 42 校、中学校 20 校がある。
- 1999(平成 11)年にできた「子どもセンターばあん」を皮切りに、児童館に当たる子どもセンターや子どもクラブを徐々に増やし、現在、市内に子どもセンター5 館、子どもセンターの分館 1 館、子どもクラブ 3 館の児童館がある。
- 子どもセンターは、いずれも 1,500~2,000 m<sup>2</sup>程度の規模で、21 時まで開館しており、乳幼児と保護者から中高生まで多くの人々が利用する公設公営の施設である。高校生になると学校や友人の家の近隣にまで足を運ぶことも増えるため必ずしも当てはまらないが、おおむね半径 2 キロ圏内が利用圏域となっており、市民だけでなく近隣市からの利用も多い。1999(平成 11)年に開設した「子どもセンターばあん」以降少しずつ増設し、一番新しいセンターである「子どもセンターまあち」は 2016(平成 28)年に開館している。「子どもセンターまあち」は、市内の中心市街地にあり、年間 15 万人程度、土日には 1 日当たり 800~900 名程度が利用する利用者の最も多い施設であり、子どもセンターのなかでも高校生の利用が多い施設である。また、遠方の自治体からの利用も多い。
- 子どもセンター分館は、主に乳幼児とその保護者の利用を想定した広場のようなイメージで、公設公営の施設である。
- 子どもクラブは、乳幼児と保護者から 18 歳までの青少年を対象とした小型の児童館で、指定管理者により運営されている。地域密着型の小型児童館で、18 時 30 分に閉館することから、部活動等が始まる中学生以上の利用者はそれほど多くない。こうしたこともあり、利用者は、半径 1.5 キロから 1.8 キロ圏内が多く、子どもセンターと比較して、近隣住民の利用が多い。なお、現在は 3 館であるが、中学校区を単位に順次整備を進めており、2019(平成 31)年度は 5 館体制となり、最終的には 7~8 館整備する予定である。
- 公設公営の子どもセンターは原則として 1 館当たり、館長を含めて児童厚生員が 4 名、事務職員 1 名(いずれも市の正規職員)のほか、受付等を担当する臨時職員が 1~2 人/1 日、夜間に主に高校生の学習や、活動を支援する非常勤嘱託職員が 1~2 人/1 日勤務している。ただし、前出の「子どもセンターまあち」は、受付が 2 か所あり、また利用者数が多いことから臨時職員、非常勤嘱託職員ともに 3~4 人/1 日となっている。夜間の非常勤嘱託職員は、大学生を採用している。
- 町田市は、2011(平成 23)年 12 月に策定した、10 年後(2021 年)の目指すべきまちの姿を示す町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の基本目標のひとつとして「将来を担う人が育つまちをつくる」を掲げ、基本計画の下 5 年毎に策定される実行計画「町田市 5 ヵ年計画 17-21(2017 年度~2021 年度)」においても、重点プランのなかに、学童保育クラブの整備、放課後子ども教室の充実、子どもたちの豊かな遊びを実現する場づくり、子どもクラブの整備が掲げられるなど、市政のなかでも子育て支援が重点的な施策のひとつに取り入れられている。つまり、将来を見据えたまちづくり、町田市の魅力づくり、シティプロモーションの一環として、子どもセンターの整備をはじめとした、子育て支援の充実に取り組んでいるのが特徴である。
- また、もうひとつの特徴として、子どもセンター・子どもクラブのほか、主に学校内で活動する学童クラブや放課後子ども教室事業「まちとも」、プレイリーダーのもと自由に遊べる「冒険遊び場」など多様な居場所づくり全般を子ども生活部児童青少年課が所管(学校内の活動については教育委員会と共管)していることが挙げられる。



図表2-9 町田市子ども生活部児童青少年課 主な所管業務

業務	概要
学童保育クラブの施設整備、管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 仕事をしているなどの理由で、保護者が日中不在になる家庭の児童を預かり、適切な遊びと生活の場を提供して、その健全な育成を図る。</li> <li>✓ 市内に在住している小学校1年生から3年生まで(障がいのある児童は6年生まで)を対象。</li> <li>✓ 2か所は子どもセンター、子どもクラブ(小型児童館)に併設されているが、その他41か所は小学校内にある。</li> <li>✓ 入会要件を満たし、一定の入会申請期間に申請した児童は全員入会できる全入制度をとっている。</li> </ul>
子どもセンター・子どもクラブ等の児童館整備、管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもセンター等の施設整備、運営等を行う。</li> <li>✓ 現在、子どもセンター5館、子どもセンター分館1館、子どもクラブ3館。</li> </ul>
冒険遊び場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市内公園に市が設置する常設型冒険遊び場のほか、週1回～月1回程度開催される定期開催型冒険遊び場の整備を行う。</li> <li>✓ 現在、常設型3か所、定期開催型3か所で、いずれも市民団体が実施。</li> <li>✓ 活動団体の立上げやプレーリーダー養成等も行っている。</li> <li>✓ 常設型は2年に1か所のペースで開設している。</li> </ul>
町田市放課後子ども教室事業「まちとも」	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 人に見守られ過ごすことのできる自由来所型の活動。</li> <li>✓ 2009(平成21)年度から、放課後に子ども達が安心して過ごす居場所をつくるため、主に小学校の校庭で外遊びができる「まちとも」を市内42小学校にて実施してきた。</li> <li>✓ 2017(平成29)年度より、地域の人材の積極的な活用や、ICTを活用した学習活動などを取り入れ、週5日17時まで実施。地域ぐるみで子どもを見守る取組に進化。</li> <li>✓ 地域の実情や特性にあわせた活動が行われるよう、各小学校の運営協議会が運営。</li> <li>✓ 新しい「まちとも」は2018(平成30)年度は18校が実施しているが、2021(平成33)年度までにすべての小学校で新しい「まちとも」に移行予定。</li> <li>✓ 子どもセンターの職員が、協議会を立上げから支援し、適宜巡回し、運営等の相談に応じ、年数回程度活動スタッフ向けの研修会を実施している。</li> </ul>
青少年施設ひなた村の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 林の中の広場やカリヨンホールなどがある青少年施設で、自然の中でおもいっきり遊ぶことができる。</li> <li>✓ 遊びと創造の村としてイベントや講座の開催、市民団体やサークル向けに施設の貸出等を行う。</li> </ul>

(注)記載している業務以外にも、地域の子ども会などの青少年団体への活動支援、巡回相談事業等他の事業もあるが、本件調査に主に関連するもののみ掲載している。

(資料)町田市ホームページ、ヒアリング調査より作成。

URL: <https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/shiyakusyo/gyomu/seikatsu/seikatsu02.html>,

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/4/2/index.html>(アクセス日:2018/11/12)

## ② 児童館ガイドラインを踏まえた運営の推進に向けた取組

- 「児童館ガイドライン」は業務の基本が記載されており、町田市の子児童館ではすでにその理念や活動を実現できている。以下、町田市における具体的な取組の実践状況について示す。

### A. 「子ども委員会」による子どもの意見のセンター運営への反映とまちづくりへの拡大

- 町田市では、各子どもセンターに「子ども委員会」を設置し、子どもの主体的な参画と意見を述べる場を保障しており、子ども自身がセンターの運営の一翼を担っている。
- 「子ども委員会」は高校生がリーダーとなって運営されているセンターが多く、委員は自ら手を挙げた子ども全員になることができる。なかには、「子ども委員会」の活動に興味を示さない子どももいるが、館長や厚生員をはじめとした大人が、こうした活動を通じて、何がえられるのか、何が楽しいのかなどを子どもに対してわかりやすく説明できるかどうか重要なポイントとなる。
- 「子ども委員会」は、各センターで、月 2〜3 回程度開催され、毎回 20 名程度が参加して、児童館の運営のあり方や活動内容等に自由に意見を出しあうだけでなく、苦情処理までを担っている。
- 市や有識者、保護者などが苦情処理を行う場合、どうしても制約を設ける方向に向きがちである。しかし、子どもたちが主体的に考えることから、過剰なルールをつくることなく、子どもに訴求力のあるポスターをつくることなどで、解決策を自ら考えている。また、高校生の意見により、部活動が終わった後でも児童館に来られるように、夜 21 時まで開館時間を延長したことも子ども委員会からの意見を反映したことのひとつである。
- 「子ども委員会」の活動推進に当たっては、館長や厚生員は必要に応じて子どもをサポートしたり、決定した事柄を進めるため、地域との調整を行っている。しかし、最近では、子どもが自ら地域との調整を行うこともあり、子どもの役割が大きくなってきている。
- また、既存の子どもセンターの運営だけでなく、新しい子どもセンターの基本計画を策定する際にも、有識者等により構成される検討委員会だけでなく「子ども委員会」を設置し、子どもが意見を述べ、反映することができるようにするなど、設計段階から子どもの意見を反映する仕組みができています。
- こうした児童館運営への子どもの参画は、次世代を担う子どもたちがまちづくりに主体的に参画し、その意見を反映するための取組のひとつに過ぎない。町田市は、0〜14 歳までの人口流入超過が多いが、20 歳代では就職等により一旦人口が減少するという特徴がある。そこで、市としては、30 歳前後で結婚し家庭を持った後に、戻ってきてくれるまちづくりを目指しており、そのために、2030 年頃はその世代になる中学生、高校生の意見を聞くべきと考えた。現在、市の中長期計画等の政策決定プロセス全般に子どもの意見を反映する仕組みづくりを進めるため、2017(平成 29)年度に初めて「若者と市長が語る会」を開催した。ほかにも、市民参加型の事業評価を行う際、高校生を委員に入れ、忌憚のない意見を言ってもらい、事業の見直しを図ることなども試みている。
- 市では、様々な居場所づくりを並行して進めている。1つの場所で得られる思い出の量は、それほど多くは持ちきれないのではないかと。ならば、思い出をつくることのできる場を増やす。それが、様々な居場所づくりを進めている「居場所の選択肢を増やす。」という施策であり、自らの体験に基づく自らが育った町への愛着となる。そこに、自分たちの意見で自分たちの町が変わるという期待が「未来」に続く愛着となる。この 2 つの時間軸による愛着をもつことで、一度は違う地域に引っ越してもいずれ町田に戻ってきてくれる、選ばれる都市になるはずという信念を持っている。①で示したとおり、単純な意見を述べる場づくりや子育て支援ではなく、市の基本計画に位置づけられた施策であり、結果的にシティプロモーションにもなっているのである。

## B. 子どもの権利の尊重とユニセフ日本型子どもにやさしいまちモデル検証事業への参加

- 日頃の運営において、「子どもの権利」という表現を用いることはないが、子どもの権利条約の内容など、常に子どもの権利に対する意識を持って子どもと接している。この姿勢を示すひとつの取組が、Aで述べた、子どもセンターのみならず市政全般に対する子どもの意見を述べる場づくりや意見の反映である。
- このような市としての取組が評価され、ユニセフが世界各国で行っている「子どもにやさしいまちづくり事業」に参画している。当該事業は、子どもたちに関わる問題や課題に子どもたちの声が反映されるためには、子ども自身の参画による政策提言や仕組みの運営を進め、社会全体で子どもの視点に立った課題解決に繋げていく必要があるとの考えの下、地方自治体運営に子どもたちの意見を反映し、子どもの意見や権利が尊重された自治体運営を目指していく取組である<sup>4</sup>。
- 2015(平成27)年時点で、世界40カ国程<sup>5</sup>が取組を進めていたところ、日本でも自治体、NPO関係者、学識経験者等からなる作業部会を2016(平成28)年に立ち上げ、日本型モデル作りが開始された。町田市は、立ち上げ段階から当該事業にかかわっている。
- 今般、子どもにやさしいまちの日本型モデルの基準が完成したことを受け、2018(平成30)年10月から開始された検証事業が開始、町田市も参加している。

## C. 地域の拠点・子どもの居場所としての機能

- 最近、国や自治体で事業に対する補助が増えたことも背景にあつてか、児童館でも、特定の時間に特定の子ども等を対象としたプログラムサービスを充実させる傾向にあるが、児童館の本質は、いつ、誰が行っても、同じように楽しめる場所であり、地域の拠点として存在することに大きな意義がある。
- 実際、本来子どものためであるはずのプログラムサービスが、児童厚生員自らができることをやろうとしているだけではないのか、児童厚生員ができることを増やそうとしているだけではないのかと思われるときもある。
- また、特定のプログラムを増やしても、たいていはその対象に偏りが生じる。子どもセンターで提供すべきサービスの内容は年齢とともに変わってくる。年齢・人数・曜日・時間などにより対象が限定されるプログラムを増やすより、いつでも楽しめるプログラムとすることが何より大切である。
- こうしたことから、特定の時間、特定の層を対象としたプログラムを増やすより、いつでも誰でも楽しめる環境を用意し、すべての子どもの居場所、地域の拠点となり、日常的に子どもセンターに来館してくれる人数を増やすことを重視している。
- 子どもセンターだけが「居場所」ではなく、放課後子ども教室や冒険遊び場など、「居場所」の選択肢を増やすことが「思い出」の量を増やすことにもつながる。子どもセンターが包括的に様々な「居場所」をサポートすることで、利用者を取り合うことなく、子どもの「居場所」が拡充している。

## D. 地域づくりに積極的に関与

- Cで述べたように、子どもセンターには地域の拠点としての役割があることから、公設公営で運営するセンターが自治体内にあることが重要である。
- 公設公営の直営で子どもセンターがあるからこそ、地域の実情をみて、地域との関係構築を長期的に維持・拡大していくことができる。町内会や自治会など、今まで地域を支え、地域住民同士の顔が見える関係をつくってきた活動が衰退しているなかで、子どもセンターは地域の担い手となり、地域づくりに貢献することができる貴重な施設である。
- 現在行っている地域づくり、地域との関係構築につながる取組の一例として、町田市放課後子ども教室事業「まちとも」への子どもセンター職員のサポートがある。

<sup>4</sup> 公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ (URL: <https://www.unicef.or.jp/cfc/cfc/>) より要約した。

<sup>5</sup> 公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ (URL: <https://www.unicef.or.jp/cfc/history/>) による。

- 「まちとも」の教室は、2009(平成 21)年度から、放課後に子ども達が安心して過ごす居場所をつくるため、主に小学校の校庭で外遊びができる「まちとも」を市内 42 小学校にて実施してきた。2017(平成 29)年度からは、地域の人材の積極的な活用や、学校の学習支援などを取り入れ、地域ぐるみで子どもを見守る取組に進化させた。この新しい「まちとも」は 2018(平成 30)年度は 18 校が実施しているが、2021(平成 33)年度までにすべての小学校で新しい「まちとも」に移行予定であり、今後はすべて新しい「まちとも」に生まれ変わることになる。
- 「まちとも」は地域の特性にあわせた活動が行われるよう、各小学校の運営協議会が運営しており地域の住民を中心に運営されているが、それ以外にも、その小学校に子どもを通わせている保護者も加わり、活動を支援している。
- 子どもセンターの職員は、それぞれの「まちとも」に月 1~2 回巡回し、学校教員や運営協議会メンバーからの相談に応じているほか、地域住民で運営協議会に関わってくれる人が増えるよう、ひとりずつ、1か所ずつ声かけをするなど、アウトリーチを丁寧に行っている。
- 運営協議会に参加することにより、保護者にとっては、他の学年の保護者とのつながりができる。また、地域住民にとっては、個人個人が持つ特技・強みを生かして、地域での役割を果たし、居場所となるうえ、子どもたちにとっても体験できるプログラムを増やすことにもつながる。
- C で述べた子どもセンターのプログラムについても同様であるが、すべての活動を館長や児童厚生員がやる必要はない。それぞれの地域には、住民がいて、子どもに伝えられるものを持っている人がたくさんいる。地域住民を巻き込んでプログラムを行ったほうが、より充実した活動が行え、子どもにとってもメリットのほうが大きい。
- このように地域を巻き込んでいく活動を円滑に行えるのは、公設公営の子どもセンターがあり、さらには市本庁においても児童青少年課がすべてを所管しているからにほかならない。子どもセンターは、地域崩壊を防ぐ防波堤となり、地域の実情を詳しく把握、地域の人材を握り、子どもたちのために地域の住民をまとめ上げていく存在として重要な役割を果たしている。

### ③ 改正児童館ガイドラインを踏まえた新しい取組の必要性和行政への要望

#### A. 改正児童館ガイドラインを踏まえた新しい取組の必要性

- 新しい児童館ガイドラインの内容には、新規性の高いところはなく、現在の市の取組を深化させていくことで十分と考えられる。

#### B. 行政への要望

- 町田市では、基本計画等、市の中心施策のひとつに位置づけられて子どもセンターが運営されている。また、単純な福祉的な視点ではなく、将来の町田を見据えて、子どもたちが、将来も町田で住みたいと思えるまちづくりを進めようという一環で、子どもセンターの設計段階から子どもたちの意見を反映するなど、様々な場面で子どもたちの意見や権利を尊重している。
- これらのひとつひとつの活動や仕組みにより、子どもたちには、町田でのたくさんの思い出や経験ができる。たくさんの思い出や経験があれば、成人し、家庭を持ったときに、「町田に住みたい」「町田で子育てがしたい」と思って、町田に還流してきれくれるはずだとの発想で進めてきた。
- そうした成果が少しずつ実現し、子どもセンターは近隣他市に住む子どもたちまでもが訪れる場所となるまで町田市の施設として存在感を示している。また、1999(平成 11)年に最初にできた「子どもセンターばあん」を利用していた、当時の子どもたちが、子育てをしに町田に戻り、センターのイベントに保護者として参加してくれるなどの効果がでてきている。
- 目に見える効果がでてきたことで、市政のなかでも子どもセンターの充実や子育て支援の充実は、以前に増して前向きに捉えられるようになっていく。
- このため、町田市としては、今後も子どもセンターや子どもクラブの充実等を進めていく予定であるが、

他の自治体では必ずしもそうはなっていない。

- もともと児童館は設置の有無を自治体で決められることになっているため、児童館がひとつもない自治体も多くある。その中において、児童館施策を全国で進めていくためには、なぜ児童館が必要であるのかを国として示すことがまず重要ではないか。そのために、改定されたばかりではあるが、児童館ガイドライン等において、今後の児童館のあり方、方向性が示されれば望ましい。
- その上で、予算措置として国庫補助を行うなど、裏づけとなる方策が講じられれば、さらに望ましいであろう。東京都は独自の補助もあるため他の自治体と比較すれば恵まれているが、国として予算措置や目指す方向性を示していかなければ、貴重な地域資源となりうる児童館が各地で減ってしまうのではないかと危惧される。

## (2) 特定非営利活動法人子育て・子育て支援タグボート

### ① 団体の概要

- 特定非営利活動法人子育て・子育て支援タグボートの活動の原点は、1992(平成 4)年に子どもの関係団体の代表者と有志による「町田市青少年対策地区委員会」が東京都世田谷区の児童館視察をおこなったことに遡る。当時児童館を設置していなかった町田市に「児童館を作ろう」という思いのもと、そこから約 10 年に渡って『館』のない状態で、市民講座や子ども向け行事等の児童館プログラムを実施するとともに、児童館視察、市内の遊び場等の視察、自治体との交渉・調整を続けた結果、2003(平成 15)年に児童館「ころころ児童館」開館へとつながった。
- 建設が始まった当初、同館の運営は市の直営によるものとされていたが、開館前年に指定管理による運営へと方針が切り替わった。その際、市より運営団体となることを打診されたが、法人格を有することが必要であり、開館までに間に合わせる事が困難であったため、開館当初は公設公営で運営してもらうこととした。同会(児童館設置が決定した 2001(平成 13)年より「玉川学園 3 丁目児童館運営準備会」として活動)はその後法人格を取得し、特定非営利活動法人子育て・子育て支援タグボート(以下、「タグボート」という。)として、2004(平成 16)年より同児童館の運営を開始した。以来現在まで、継続して同館の指定管理者として選定されている。なお、町田市では「ころころ児童館」を含む小型児童館を「子どもクラブ」と称していることから、以下町田市の小型児童館を指す場合については「子どもクラブ」という呼称を用いる。
- 現在タグボートは、市内に 3 館ある子どもクラブのうち、「ころころ児童館」と「南大谷子どもクラブ」の 2 館の運営を担っている。うち「ころころ児童館」には、放課後児童クラブ「ころころ学童保育クラブ」(町田市における放課後児童クラブの呼称は「学童保育クラブ」であるため、以下町田市の放課後児童クラブを指す場合については「学童保育クラブ」という。)が併設されており、同じくタグボートが運営している。「南大谷子どもクラブ」も、タグボートが運営を受託する以前は学童保育クラブを併設していたが、町田市の方針により学童保育クラブの学校敷地内への移設が進み、現在は子どもクラブ単独の施設となっている。
- 職員数は繁忙の状況により異なるが、法人全体で 30 名(臨時職員を含む)体制で運営しており、現在は、理事長が 2 館の館長を兼任している。
- 常勤職員はフルタイム勤務で就業場所は固定、臨時職員はシフト制で、状況に応じて「南大谷子どもクラブ」と「ころころ学童保育クラブ」のいずれかに勤務することとしている。配置人数は 1 児童館につき児童厚生員 2 名、学童保育クラブについては放課後児童支援員 4 名(支援の単位ごとに 2 名ずつ)としている。学童保育クラブに通う子どもはほとんどの時間を子どもクラブで過ごしているため、全身体制で子どもをみている。なお、学童保育クラブに通う子どものなかに障害のある子どもがいる場合には、介助員を加配している。
- 職員は児童福祉施設設備運営基準に定める資格を保有する者を採用条件としており、さらに子どもクラブに勤務する児童厚生員を含む職員ほぼ全員が、放課後児童支援員の認定資格研修を受講済みである。
- 児童厚生員については開館して間もない頃から働いている職員もおり、総じて長期にわたり働き続ける職員が多い。他方、学童保育クラブの職員については、子どもクラブと比較して入れ替わりが多く、出産を機に仕事を辞めるケースがみられる。

図表2-10 タグボートの概要

所在地	東京都町田市玉川学園 2-3-30
沿革	2002(平成 14)年 町田市が玉川学園に設置する子どもクラブの運営を指定管理とする方針としたことを受け、法人立ち上げに向け発起 2003(平成 15)年 「玉川学園子どもクラブころころ児童館」・「ころころ学童保育クラブ」開館 同年に「特定非営利活動法人子育て・子育ち支援 タグボート」設立 2004(平成 16)年 「ころころ児童館」・「ころころ学童保育クラブ」の指定管理者として運営受託 2012(平成 24)年 「南大谷子どもクラブ」の指定管理者として運営受託
主な事業	子どもクラブ・学童保育クラブの運営 －指定管理者制度に基づき、子どもクラブ 2 館、学童保育クラブ 1 か所を運営

## ② 児童館ガイドラインを踏まえた運営の推進に向けた取組

- タグボートは、児童館設置に向けた活動を行っていた頃から、一般財団法人児童健全育成推進財団・一般財団法人こども未来財団の助言を受けながら、子どもクラブ経営・運営に関するノウハウの蓄積に努めてきた。そのおかげで、2011(平成 23)年に発出された「児童館ガイドライン」を読んだ際には、「ここに書かれていることは、おおむねできている」と感じたという実情がある。
- 子どもとの関わりにおいては、「子どもだましとおためごかしはしない」をキャッチフレーズとし、本気で子どもと関わっていくこと、子ども一人ひとりと真摯に向き合うことを重要視している。
- タグボートは小規模の団体であるため、日常的に個々の職員と話し合いの機会を設けられる環境がある。そのため、「児童館ガイドライン」を踏まえた子どもクラブの運営のあり方については、主に児童厚生員との面談の場を活用して確認している。
- さらに、市民活動から発展した NPO 法人という特色を活かし、「児童館ガイドライン」が重視する地域との関わりを日々の活動のなかで存分に活用している。子どもクラブに来る子ども達も、地域の力をうまく使いながら運営に参画し、遊びや活動を充実させていく。以下、「職員との面談による児童館運営の振り返り」と「地域との連携」、「子どもと一緒に作る児童館運営」の 3 点について詳述する。

### A. 職員との面談による児童館運営の振り返り

- タグボートが運営する各子どもクラブでは、毎日朝と夕方にミーティングを開催し、前日・当日の活動を振り返りつつ、当日・翌日の活動内容や児童厚生員による子どもとの関わりについて、館長とともに確認することを徹底している。
- ミーティングの内容は毎日常勤職員が記録を取り、臨時職員を含む職員全員がその内容を共有できるようにしておくことで、長期的な観点から子どもクラブの運営を振り返る際にも活用できるツールとなっている。
- また、年に 1 回、館長と常勤職員とが面談を行い、望ましい児童厚生員のあり方、望ましい子どもクラブの姿を目指すうえでの取組の方向性について細かく話し合うことで、タグボートの理念を踏まえた児童厚生員の資質の向上にも努めている。
- 非常勤職員についても、随時ではあるが必要に応じてミーティングを開催し、運営や子どもとの関わりについて話し合える環境を用意している。
- ミーティング・面談は、館長自らが運営主体としての理念を丁寧に語り、運営するなかで課題と感じていること、改善のために望まれる取組を一人ひとりに助言・指導し、双方向で話し合う場であることから、なかには非常に身構えた面持ちで面談に臨む児童厚生員もみられる。しかし、タグボートが目指す子どもクラブは館長一人の力で実現できるものではなく、すべての職員が同じ意識のもとで取り組むことが不可欠であると思っている。そのため、顔を合わせてじっくり話し合えるミーティング・面談の場は、タグボートにとって非常に重要な機会と捉えている。

- ミーティングの場では、児童厚生員の側から館長に対して運営面の提案があがることも多い。例えば、毎週土曜日に開催していた「お父さんと一緒に土曜日」を、児童厚生員の「開催しても来館者数はそれほど増えていない」という意見をもとに廃止した。また、「ころころキッズ」という乳幼児向けの遊びのプログラム(週1回開催)の内容等については、毎回活動をローテーションで担当する児童厚生員と放課後児童支援員の双方から出る様々な意見を生かして企画している。ミーティングの場は、運営の改善に向けて双方向の意見交換ができる貴重な場となっている。

## B. 地域との連携

- タグボートは市民活動から立ち上がった NPO 法人であり、市民の温かい眼差しのもとで活動を続けてきた。現在、タグボートの運営する子どもクラブが子どもの信頼を獲得できているのは、地元のバックアップがあるからにはほかならない。また、理事長自身が長い間地域活動全般に積極的に取り組んできた経緯も相まって、タグボートが運営する子どもクラブと地域とのつながりは非常に深い。日々の活動においては、来館する地域住民が地域の情報をたくさん置いていってくれる。加えて、理事長が何かやりたいことを提案するとすぐに、地域住民の側からサポートの声があがる。ボランティアとして子どもクラブ運営に加わってくれる方や、自ら企画を持ち込んでくれる方も多く、地域の力はタグボートの子どもクラブ運営に切り離せない存在となっている。
- 例えば、近隣に住むプロの将棋士の方は、長い間子どもクラブ内で将棋のイベントを開催してくれているし、近所の本屋さんが廃業する際にその本を買って子どもクラブに寄付してくれた住民の方もいた。タグボートで毎月作成している子どもクラブ別の予定表(図表 2-11)は、近隣の美術大学の卒業生が手書きで作成してくれるものである。
- さらに、理事の地域における人脈も活動の充実に寄与している。例えば、近年自然災害が多発するなか、防災に係る活動を何かやりたいと考えていたところ、理事の知り合いで一級建築士の資格を有する地域住民の方が、子どもたちとともに 3D マップを作成してくれた。できあがった 3D マップをみると、「自分たちの地域はこんな危険な場所に位置している、災害時の備えとして逃げ道マップが必要だ」ということを改めて実感し、また別の理事の人脈で学識経験者を招いて防災に関する講演会を開催した。さらに、それらの内容をもとに子どもたちが自分の目で危険箇所のチェックをし、逃げ道マップを作ることができたのである。
- できあがった逃げ道マップは、学校でおこなわれる学習発表会に貸し出し、そこから学校や子どもクラブを利用していない子どもにも活用される状況へとつながった。

## C. 子どもと一緒に作る児童館運営

- 逆に、子どもの側から意見があがって、子どもクラブの活動が変わっていったことも多くある。例えば、タグボートが運営する子どもクラブでは、最初お祭りのようなイベントを開催していなかったが、子どもから「やりたい」という声があがり、現在では定期的な行事として定着している。また、職員が着ているウインドブレーカーの色も、子どもが「この色がいい」と言って採用した色である。子どもの側から自発的にあがった意見を運営に活かしていくということは、日々の活動において珍しくない。
- 子ども主体の運営・活動という面では、子ども同士でルールを確認し合うという点も、タグボートが運営する子どもクラブの活動の特徴として挙げられる。タグボートでは、運営開始当初から「子どもクラブ内には張り紙(注意書き)をしないようにしよう」という方針を大切にしてきた。そのため、子どもが危険なことをした際には直接話すことを心がけ、「みんながルールを守らなかったら、『やってはいけない』というルールが増えるよ」と話し続けたところ、子ども同士がやってはいけないことを口頭で注意し合う関係性ができあがっていった。現在も変わらず、館内には張り紙をしていない。



図表2-11 「ころころ児童館」予定表

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
					3	4
					5	6
					7	8
					9	10
					11	12
					13	14
					15	16
					17	18
					19	20
					21	22
					23	24
					25	26
					27	28
					29	30

(資料) 特定非営利活動法人子育て・子育て支援タグボート提供資料より作成。

### ③ 改正児童館ガイドラインを踏まえた新しい取組の必要性和行政への要望

#### A. 改正児童館ガイドラインを踏まえた新しい取組の必要性

- 町田市では、子どもクラブの主な利用者を乳幼児～小学生と想定して設置していることから、開館時間を18時までとしている。そのため、「ころころ児童館」や「南大谷子どもクラブ」も、中学生以上の子どもの来館は少ない。しかし、子どもクラブを利用しながら育った子ども達が、卒業や入学等の節目にあいさつも兼ねて会いに来てくれることも多く、その時にはとても嬉しい気持ちになる。いつ来ても同じ職員がいることが、一旦足が遠のいても来てもらえる理由になっているようだ。また、遠くに引越した後も、長い間遠い道のりをかけて子どもクラブに来館していた子どももいた。そういった状況もあり、18時以降の開館を求める子どもの声も時に聞かれる。しかし、タグボートにとっては、18時以降も開館するとなると職員をシフト制に変更しなければならなくなり、全員が集まったのミーティングが難しくなる。タグボートの理念にもとづく子どもクラブの運営を推進していくうえで、ミーティングは非常に重要なものと位置付けており、開館時間の延長は難しいと思う。
- また、現在子どもクラブの休館日は日曜日の週1日とされている。子どもがやりたいことに対応するために日曜開館をやりたいと思うことはあるが、日曜が休みというのは職員にとってはとてもありがたい。開館時間や開館日の違いは、子どもセンターとの役割の違いとして捉えている。

#### B. 行政への要望

- 児童館が直接カバーする範囲ではないものの、夜になると子どもクラブの周辺には18歳以上の若者が飲酒や喫煙をしながら騒いでいることがある。町内会や地域住民とも話し合いつつ、警察との情報交換を行っているところである。子どもクラブや子どもセンターは18歳までの子どもの施設であるものの、それ以上の年齢の若者にとっての居場所も必要と感じる。

### 3. 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団（宮城県仙台市）における取組事例

#### (1) 団体の概要

- 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団は、1991(平成3)年に地域のコミュニティづくり及びまちづくりに資する事業実施、並びに戦災復興記念館、広瀬文化センター及び市民センター等の管理運営を目的とし、財団法人仙台市地域振興公社として設立された宮城県仙台市の外郭団体である。2011(平成23)年に公益財団法人仙台ひと・まち交流財団(以下、「財団」という。)へ移行し、現在に至る。
- 2000(平成12)年より仙台市の児童館運営を開始し、現在は市内で81館の運営を担っている。
- 仙台市は1小学校区1児童館の設置方針のもと、市内に111の児童館を有し、単独型の児童館(単独館)・児童センター、市民センターやコミュニティー・センター等を併設した児童館(併設館)のほか、小学校の余裕教室を利用した「マイスクール児童館」、小学校敷地内に設置する町内会等の地域組織が運営する「コミュニティ児童館」といった自治体独自の施設形態を整備している。児童館、児童センターは指定管理による運営、マイスクール児童館とコミュニティ児童館は業務委託による運営とされている。なお、すべての児童館・児童センターは放課後児童クラブ(仙台市では「児童クラブ」と称することから、以下「児童クラブ」という。)事業も実施しているが、近年の児童クラブ利用者増と受け入れ年齢の拡大を受けて、サテライト室を整備している。
- 財団が運営する81館の施設形態別の内訳は、単独型の児童館・児童センター42館、併設館33館、マイスクール児童館6館である。児童館・児童センターのうち、36館が2018(平成30)年度現在、サテライト室を設け、児童館運営に包含する形態で運営をおこなっている(全47か所)。指定管理による運営の受託については、81館のうち10館は公募による選定で指定期間5か年、残りが非公募による選定で指定期間は3か年とされている。

図表2-12 財団の概要

所在地	宮城県仙台市青葉区大町 2-12-1
沿革	1991(平成3)年 「財団法人仙台市地域振興公社」設立 2000(平成12)年 児童館の管理運営及び児童健全育成支援事業を受託(マイスクール5館を含む66館) 2011(平成23)年 「公益財団法人仙台ひと・まち交流財団」へ移行
職員数	1,144名(2018(平成30)年10月1日現在) うち児童館職員706名、児童厚生員502名※ ※児童福祉施設設備運営基準に定める「児童の遊びを指導する者」の資格保有者。館長職を除く。
主な事業	(1) コミュニティづくりに係る事業の助成 (2) 地域文化施設の運営、地域文化活動及びその支援 (3) 地域・生涯学習施設の運営、コミュニティ活動・生涯学習活動及びその支援 (4) 児童厚生施設の運営、児童健全育成及びその支援 (5) 移動図書館の運営及び図書サービスの提供 (6) 交通の安全確保に資する事業 (7) その他財団の目的を達成するために必要な事業

図表2-13 仙台市内の児童館の施設形態

施設形態		概要	運営形態
児童館	単独館	✓ 児童館として単独の施設	指定管理
	併設館	✓ 市民センターやコミュニティー・センター併設の児童館	
児童センター		✓ 児童館の機能に加え、体力増進を図る機能を有する施設	業務委託
マイスクール児童館		✓ 小学校の余裕教室を活用して児童館事業を行うもの	
コミュニティ児童館		✓ 小学校の敷地内で、児童福祉施設設置条例に基づく児童館に準じた施設として児童館事業を行うもの	

(資料) 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団ヒアリング調査受領資料及び仙台市公開資料より作成。

## (2) 児童館ガイドラインを踏まえた運営の推進に向けた取組

- 財団では、児童館ガイドラインの内容を直接的に踏まえたチェックリスト等は作成していないが、児童館事業計画の策定や児童館職員の基本をまとめた冊子の作成・配布を通じて、児童の権利に関する条約と児童福祉法の理念にもとづく子どもの遊びや生活の支援、地域における子育て支援など、児童館ガイドラインと同じ考え方のもとで運営内容の質の向上に努めてきた。作成したツールは、アルバイト等の非常勤職員を含む全職員に配布・活用を促すことで、児童館運営に関わるすべての職員の意識の統一を図っている。
- 職員の能力と資質の向上にも努めており、児童館職員(財団では、非常勤職員・放課後児童支援員等を含め、「児童の遊びを指導する者」に該当する職員(児童厚生員)かどうかを問わず共通の取組を行っている場合が多いことから、本事例では、職種を限定する場合を除き「児童館職員」という。)の業務遂行状況に係るチェックシートや目標管理のためのツールを整備し、キャリアアップを推進しているほか、階層別、テーマ別等の多種多様な研修も実施している。
- こうした児童館運営改善に向けた種々の取組のブレンとなるのが、児童館職員による業務検討会や館長による館長運営委員会等、現場の職員によって組織される会議体である。なかでも、毎年度各区から数名の児童館職員を募って開催する業務検討会では、これまでに「保健安全マニュアル」、「要支援児ハンドブック」等、毎年テーマを変えて様々なツールを作成し、現場に還元してきた。財団の有する各種ツールは、現場の職員が日々の実践から得た学びをもとに意見を出し合い作成しているものである。以下、財団が作成・活用する児童館運営の振り返りと改善に資するツール及び取組の具体的な内容について記述する。

### ① 児童館子ども育成プラン

- 財団の児童館事業計画であり、3年単位で作成のうえ、全職員に配布している。同プランに基づいて財団の子ども育成課が毎年指針を作成し、指針に基づいて児童館・児童センターが具体的な計画書を作成、事業を推進していく。プランは、指定管理者に応募する際の提案書のベースにもなる。
- 平成30～32年度の「児童館子ども育成プラン2018」では、児童クラブに登録する子どもの増加とそれに伴う新規採用職員(無資格の非常勤職員を含む)の急増、特別な支援を必要とする子どもの増加、地域課題の多様化といった児童館をめぐる直近の課題と、財団の中期計画の基本方針とを踏まえ、「地域の環境や子どもたちの状況に応じた児童館ごとに特色のある運営」を目標に掲げ、「子どもたち

と地域をつなぐ取組」、「子どもたちの自立する力を育む取組」、「職員一人ひとりの支援力の向上」を「児童館運営を支える基本的な取組の推進」のための3つの柱として掲げた。

- プランの策定にあたっては、2017(平成29)年より各区の児童館長による館長運営委員会の場で協議・検討を重ねた。検討の過程においては、同時期に進められていた改正児童福祉法の内容や改正児童館ガイドラインの策定に係る検討状況等にも目を配り、その内容を勘案するとともに、各児童館にプランの内容を持ち帰り、児童館職員からの意見も聴取・集約することで、現場の実状や要望、提案を取り入れた内容とすることを重視した。その結果、子どもをめぐる今日的課題や改正ガイドラインの内容も取り入れた計画をとりまとめることができたと考えている。

図表2-14 「児童館子ども育成プラン 2018」で掲げる3つの取組の概要

取組	内容	事業
子どもたちと地域をつなぐ取組	・地域と児童館との関係を強化し、子どもたちが地域の一員として受け入れられ、地域の中で様々な活動に参加できる環境づくりに取り組みます。	児童館運営委員会/子育て支援クラブの育成支援/地域ネットワークとの連携/ホームページの活用/近隣児童館や他機関との連携/児童館フェスタ
子どもたちの自立する力を育む取組	・子どもたちが地域との関わりの中で、それぞれが抱える課題を解消し、未来を担っていく力を育むことができるように、クラブ活動や行事など、様々な事業を展開します。	放課後児童健全育成(児童クラブ活動)事業/体力及び運動機能増進活動/幼児クラブ活動と幼児親子の活動/地域交流・世代間交流事業/行事の開催
職員一人ひとりの支援力の向上	・職員一人ひとりが経験に応じ、児童館運営に必要な知識や技術の習得に取り組みます。	オリエンテーションブック/採用区分に合わせた職員研修/資格取得の促進/要支援コーディネーター養成

(資料)公益財団法人仙台ひと・まち交流財団(2018)「公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 児童館事業計画(平成30~32年度) 児童館子ども育成プラン 2018」より作成。

## ② 児童館オリエンテーションブック

- 児童館職員の基本をまとめたものとして、2018年度より非常勤職員を含むすべての職員に配布している。
- 同ブックは、先にも述べたような近年の児童クラブ利用者数増を受け、有資格者/無資格者を含めた様々なキャリアの職員を雇用する状況下において、新しく児童館に着任する職員が児童館とはどのような場所なのか、児童館における遊びとはどういうことをいうのか、組織として/児童館職員として大切なことは何か等、基本的事項を知るうえでのマニュアルのような位置付けで作成された。現場ではOJTのテキストとしても活用されているほか、新任職員を含めたすべての職員が児童館のあり方や自らの実践を随時確認するためのツールとしても機能している。
- 内容は児童館を取り巻く状況の変化に応じて毎年度改定する。次年度に向けては、いじめ問題への対応や子どもの健康づくりが同市の子どもに係る課題として指摘されていることを踏まえ、関連する内容を取り入れるべく館長運営委員会において議論しているところである。

図表2-15 児童館オリエンテーションブック 構成（第2版、2018（平成30）年）

1	児童館と児童クラブ事業の基本
(1)	児童館の運営
①	児童館の理念と目的
②	仙台市の児童館の機能と私たちの理解
③	4つの児童館機能と私たちが考える児童の願い
(2)	児童館における遊びの支援
①	遊びとは
②	遊びをとおして育まれるもの
③	児童館での遊びの支援と留意点
(3)	児童館と児童クラブ
①	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の目的
②	児童クラブの留意事項
③	要支援児の受け入れ
④	児童の個人情報保護
(4)	組織運営の基本
①	館長（所長）とリーダー（主任）の役割
②	チームワーク
③	児童館職員としての基本
(5)	接遇
①	基本
②	整容（身だしなみ）
2	施設管理の基本
(1)	施設の運営形態と種類
①	運営形態（指定管理の種別）
②	児童館の種類
(2)	安全対策と施設と周辺環境
①	自主点検
②	ケガの例
3	マイブックの作成
(1)	所属児童館の概要がわかる資料の例
(2)	自分のステップアップに役立つ資料の例

（資料）公益財団法人仙台ひと・まち交流財団（2018）「児童館オリエンテーションブック 第2版：平成30年1月改訂」より作成。

### ③ 指定管理者モニタリングシートと自己点検評価シート

- 昨年度までの取組であるが、仙台市が定める指定管理者モニタリングシートに基づき、財団独自で「自己点検評価シート」を作成し、評価を行っていた。
- 市のモニタリングにおけるチェック項目として、運営団体におけるセルフチェックの取組も求められていることから、同シートを活用してセルフチェックを行っていたもので、項目は指定管理者モニタリングシートに準じた内容のものと、プラスアルファの内容を盛り込んでいる。
- 同シートに沿って自己点検を行うことにより、仙台市のモニタリング項目も確認できるという構造になっており、評価の実施に伴う業務的な負荷の軽減も加味されたものではあったが、評価を「○」、「×」で行っていたため、○や×では測れない取組の把握や評価ができないことや、○の評価をとることに取組の重点を置かれがちになってしまうこと等の課題が生じ、今年度は使用していない。

図表2-16 自己点検評価シート（一部抜粋）

中分類項目		モニタリングシート 対応番号	小分類項目
I 総則			
1 施設の目的や基本方針の確立	1	A-1	施設運営の基本方針を策定している
	2	A-2	施設運営の基本方針を施設内に掲示して利用者へ周知している
	3		施設運営の基本方針を盛り込んだパンフレットを配置している
	4	B-1	施設運営の基本方針を職員に配布して共通認識している
2 施設目的の達成度	1	A-1	独自性のある、また、地域の特性を活かした事業の取組みを行っている
	2		地域カルテを活用し地域情報を収集して、地域の子育て環境の課題を分析し、その課題に対応した事業を実施している
	3		地域カルテ等を参考に地域資源の活用や開発を行っている
	4	B-1	児童の健全育成に関する事業に取り組んでいる
	5		ステップアップマネジメントに基づき「職員の実践力」の向上に努めている
	6		ステップアッププラン 2015 に基づき事業拡充を行っている
	7		全ての児童の利用がしやすいようにハードとソフトの両面で工夫している
	8	B-2	子育て家庭の支援に関する事業に取り組んでいる
	9	B-3	地域交流に関する事業に取り組んでいる
	10	B-4	放課後児童健全育成事業を要綱や要領に基づき、適切に行っている
	11		障害の有無、在籍する学校や学級の違い、学年の違いを超えて日常的に一緒に遊び、行事等の活動に参加できるインクルージョンの実現に取り組んでいる
	12	B-5	行事等において、利用者に公平・公正に接している
(略)			

中分類項目		モニタリングシート 対応番号	小分類項目
V 施設固有の基準			
1 放課後児童健全 育成事業の取り 組み	1	A-1	児童館だより等において児童クラブについて周知している
	2	A-2	支援を要する児童の受け入れについて適切に行っている
	3	A-3	放課後子ども教室との連携に取り組んでいる
	4	B-1	サービス水準の均質化に関する指針に基づき、サービスの提供に取り組んでいる
	5	B-2	児童クラブの登録を仙台市児童クラブ運営要領に基づいて行っている
	6	B-3	児童クラブを担当する職員を業務分担表で決めている
2 児童館事業充実 に向けた取り組み	1	A-1	中・高生の来館促進を目的に、中高生が自主的にイベント等を開くことができる場を設け、支援している
	2	A-2	乳幼児親子が気軽にかつ自由に利用して交流できる場を設けている
	3	A-3	子育て支援クラブの育成・活動支援を行っている (設置されていない場合には、設置に向けて取り組んでいる)
	4	A-4	老人介護施設訪問などの社会体験や地域特性を活かした自然体験の事業に取り組んでいる
	5	B-1	遊びを通して、児童の自主性、社会性、創造性を高められるよう、集団及び個別指導を行っている
	6	B-2	児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮して、日常の遊びや行事等を計画している
	7	B-2	児童館での遊びにおいて、児童に対して安全に対する注意や危険回避能力の養成等、事故防止のための指導を行っている
	8	B-3	子育て支援に関する情報(ポスター、チラシ、パンフレット等の設置など)を行っている
3 地域との連携による 児童館運営の 取り組み	1	A-1	地域の団体や個人から児童館運営に関する意見を広く聴取するための機会を年 2 回以上設けており、意見などを記録して、児童館運営に活用している
	2	B-1	地域の諸団体と協働事業や情報交換などを実施している
(略)			

(資料) 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団ヒアリング調査受領資料より作成。

#### ④ 児童館職員の能力向上とキャリアアップに向けた取組

##### A. ステップアップ計画書とステップアップチェックシート

- 児童館職員の目標管理に係る取組として、非常勤職員を含む全職員が毎年「ステップアップ計画書」を作成し目標設定と振り返りを行うとともに、「ステップアップチェックシート」を活用して自己評価を行う機会を設けている。
- 年に 2 回、「ステップアップ計画書」を用いて、館長の助言・指導のもとで「服務」、「業務(児童館の課題に対応した職員の実践力)」の別に現状の評価を行ったうえで、具体的な取組として「目標」「計画」を定め、「振り返り」を行う。その際、「服務」、「業務(児童館の課題に対応した職員の実践力)」の評価にあたり活用するのが「ステップアップチェックシート」という建付けである。
- 「ステップアップチェックシート」では、「服務」として 10 項目、「業務(児童館の課題に対応した職員の

実践力)」として7項目を挙げ、5段階で評価する。評価にあたっては、それぞれの項目のチェックポイントや経験年数に応じた判断基準が示されている。館長の適切なアドバイスのもとで個々の児童館職員が自らの実践状況を振り返り、キャリアアップに向けて意欲を持ち計画的に取り組んでいけるようになることを目的として作成・運用するものである。

図表2-17 平成30年度 児童館職員ステップアップチェックシートの項目

小分類項目	
<b>1 服務</b>	
1	【接遇の基本】「接遇の10のポイント」を実践している。また、平成25年4月発刊の「利用者対応の基本」の内容を定期的に確認している。施設運営の基本方針を策定している。
2	【会計】徴収した参加費や児童館運営の経費はそれぞれ適正に会計管理を行うとともに、バス・地下鉄等のIC乗車券や切手などは適正な処理により利用している。
3	【法令等遵守】根拠法令や通知等を確認しながら業務にあたっている。また、「児童館運営の手引」等のマニュアルの内容を定期的に確認している。
4	【情報管理】財団が定めているセキュリティーポリシーを理解している。また、「情報セキュリティチェックシート」を今日までの一か月の間で実施した。
5	【PC】業務用のパソコンで私用のメールを送受信したり、私物のUSBを接続したり、充電を目的に携帯電話などを接続したりしない。
6	【携帯】勤務時間中は携帯電話を引き出しやロッカーに保管するなどして、メールの送受信の確認や通話を行うことはない。
7	【守秘義務】守秘義務を厳格に守り業務上知りえた秘密や個人情報に関係のない市民や同僚、家族に漏らしたり、ソーシャルメディアで発信したりしない。
8	【身だしなみ】活動や仕事の内容に適した清潔で機能的な服装に心掛け、利用者に不快感を与えるような身だしなみ(華美・不潔・だらしない)はしない。
9	【交通規範】勤務時間中はもちろん、時間外や休日であっても交通規則を順守し常に安全に心掛けている。
10	【綱紀粛正】勤務時間外であっても喧嘩、暴言、迷惑行為など財団職員として信用を失うような行為はしていない。
<b>2 業務(児童館の課題に対応した職員の実践力)</b>	
1	【組織帰属意識】財団の役割、児童館の役割、児童クラブの役割を理解し、それぞれの経験年数に応じて適切に行動している。
2	【遊び】「遊び」をとおして子どもの育ちを支援する専門職であることを自覚し、それぞれの経験年数に応じて適切に遊びを展開している。
3	【子どもとの関わり】障害の有無や年齢にかかわらず児童の気持ちを受け止め、よき理解者であるとともに、それぞれの経験や資格などに応じて適切な支援ができる。
4	【保護者対応】それぞれの経験に応じて、保護者とコミュニケーションが取れ、必要な支援を展開できる。
5	【会議】館内会議、児童館が主催する関係者会議、他機関が主催する会議などに参加した際には、それぞれの経験年数に応じ必要な役割を果たすことができる。
6	【地域カルテ】それぞれの地域に応じて、地域カルテの作成や活用に関わることができている。
7	【マネジメント】ケースマネジメントの過程を理解し、それぞれの経験年数に応じて実践している。

(資料) 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団ヒアリング調査受領資料より作成。



## B. 体系的な研修の実施

- 児童館運営や子どもに関する専門知識の習得のため、また、財団が目指す児童館運営の実現に向けてすべての職員が共通の意識をもって取り組めるよう、階層別、テーマ別等による多種多様な研修を用意し、体系化している。児童クラブ利用者増により、資格保有を問わない非常勤職員の採用も増えている近年の状況下において、運営団体である財団が積極的に研修を実施し、職員の資質・能力向上を図ることは、より一層重要度を増している。
- 研修の科目については、現在その一部を仙台市との共催としており、財団以外の団体が運営する仙台市内の児童館の職員や民間の放課後児童クラブ職員も受講可能となっている。

図表2-18 2018（平成30）年度の児童館職員研修体系科目一覧

	研修科目	開催回数/ 開催形式	目的	
新任職員研修	館長	2回	児童館運営の理念と基本方針、財団の果たす役割について、職種別理解を深める	児童館の機能や児童館運営の基本、館長の役割を学ぶ
	主任	1回		主任の職務を把握し、児童館運営に活かす
	事業職員	1回		事業職員の職務を把握し、実践力を身に付ける
	非常勤職員	2回		児童館職員の役割を知り、適切に児童支援を行う
階層別研修	館長	市共催	キャリア別での研修で、児童館職員として必要な知識や手法を習得する	児童館の今日的課題について考え、児童館運営に活かす
	主任・リーダー	1回		主任・リーダーとしての役割を理解し、児童館リーダーとしての資質を高める
	3年次事業職員	1回		要支援児童に対する適切な個別支援の在り方を知り、具体的な支援の手法を考える
	5年次事業職員	1回		地域支援をマネジメントする力を身に付け、地域連携に役立てる
	7年次事業職員	1回		地域をアセスメントする力を身に付け、地域連携を推進する
	体育指導員	1回		魅力的な体育クラブ運営のための具体的手法を学ぶ
	2年目非常勤職員	1回		遊びの役割を理解し、遊びの実際、遊びへの関わり方を学ぶ
	男性職員	1回		男性職員としての高学年児童対応に必要な資質を身に付ける
テーマ別研修	いじめ対応	市共催	テーマ別の研修で、専門的な知識を習得する	いじめを防止する基本的な考え方と対応の在り方を学ぶ
	アレルギー対応	市共催		アレルギー対応についての基礎知識とエピペンの取扱い方法を学ぶ
	要支援児対応	市共催		支援を要する児童理解と児童館での児童支援、保護者支援の在り方を学ぶ
	学童期の発達	市共催		高学年児童の心身の発達を理解し、適切な対応の在り方を学ぶ
	運動遊び	市共催		様々な運動遊びの実際を知り、普段遊びの充実を図る
	児童理解	市共催		子ども相互のより良い人間関係を築くため、子どものアンガーマネジメントの手法を学ぶ
	児童館運営事例	市共催		他館における運営事例を知り、より良い児童館運営に活かす

	研修科目	開催回数/ 開催形式	目的
研 修 務	接遇	1 回	利用者との信頼関係を築くための接遇の基本を学ぶ
	運営実務	各館 1 回	児童館運営に役立つ各種実務を学ぶ
特 別 研 修	他施設での一日研修	-	他施設での体験を通して、より良い福祉サービスの在り方を学ぶ(保育所、放課後等デイサービス事業所)
	コーディネーター養成	市共催	要支援対応に必要な基礎的知識を習得するとともに、要支援対応の推進に必要な知識を学ぶ
各 館 研 修	救命救急講習	-	応急手当に必要な知識を学び、利用者の安全を守る
	情報セキュリティ	-	財団の情報セキュリティポリシーに基づき、チェックシートを用いて、職場の情報セキュリティ対策の自己点検を行う
そ の 他 の 研 修	県外派遣研修	指名	全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー・児童厚生員等指導者養成研修会(児童健全育成推進財団)
	県外希望研修	希望	児童館職員基礎研修会・児童館職員中堅研修会・1級特別セミナー(児童健全育成推進財団)
	県内・市内研修	希望	仙台市主催研修会、宮城県子ども総合センター主催研修会、宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会主催研修会、子どもの放課後支援をすすめる会主催研修会など

(資料) 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団ヒアリング調査受領資料より作成。

### (3) 改正児童館ガイドラインを踏まえた新しい取組の必要性和行政への要望

#### ① 改正児童館ガイドラインを踏まえた新しい取組の必要性

##### A. 改正児童館ガイドラインの理解促進

- 財団の「児童館子ども育成プラン 2018」は、子どもの意見の尊重や子どもの今日的課題への対応等の内容を取り込んでおり、今年改正された「児童館ガイドライン」の策定の背景やプロセスを踏まえたものになっている。そのため、今回の「児童館ガイドライン」の改定は、財団の「児童館子ども育成プラン 2018」の力強い後押しと捉えているし、児童館職員にとっては自分たちのこれまでの実践を裏付けるものとして、腹落ち感が高かったようだ。
- 新しい「児童館ガイドライン」は、地域の状況を踏まえた児童館の立ち位置の裏付けであると捉えている。そのため、館ごとに具体的な事業を展開していくうえでは、「児童館ガイドライン」が目指すものと財団が実施する事業実施方針を照らし合わせながらそれぞれの事業の方向性を考えていけるよう、「児童館ガイドライン」を読み込み適切に理解する機会が必要と考えている。その機会の一つとして企画しているのが、2019(平成 31)年 2 月開催予定の「児童館フォーラム」である。
- 次回で 3 回目の開催となる同フォーラムは、第 1 回「子どもの育つ遊びの力・遊びの魅力」並びに第 2 回「遊びのプロフェッショナル・児童館の専門性を考える」において学んだ内容も踏まえながら、新しい「児童館ガイドライン」の趣旨や内容について学ぶとともに、実践していくために必要なこれからの児童館のあり方について考えることを目的としている。児童館職員から運営委員を募って企画運営を進めており、「児童館ガイドライン」に係るプログラムについては、一般財団法人児童健全育成推進財団の「改正児童館ガイドライン普及キャンペーン」と連携して実施することとしている。

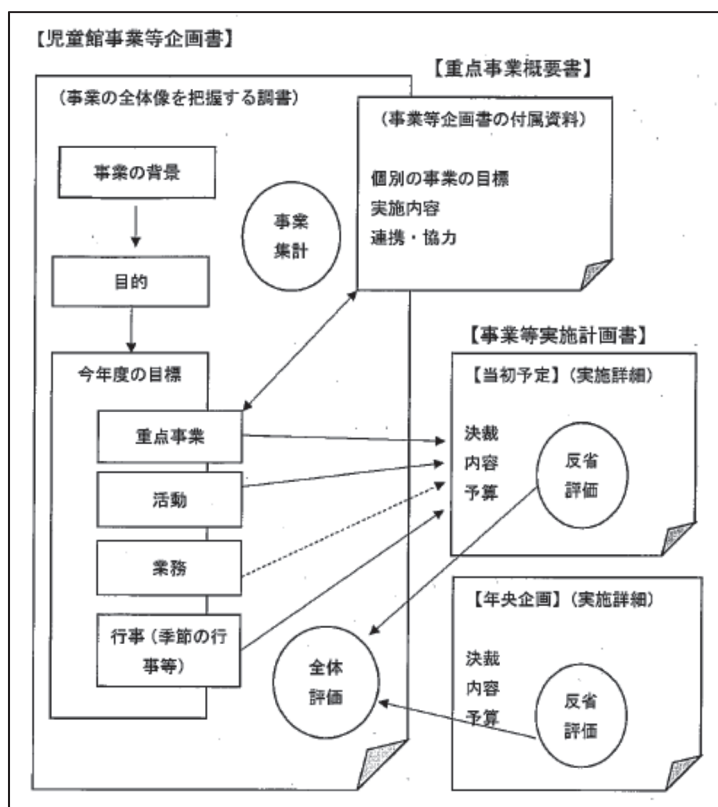
##### B. 事業企画手法の見直し

- 子どもを取り巻く状況や抱える課題は地域により異なる。今後は、地域のニーズに沿った運営をより一層推進し、その地域が求める児童館のあり方を考えていくことが重要であると捉えている。
- そこで目下のところ業務検討会において取り組んでいるのが、事業企画手法の見直しである。具体的

には、児童館の年間計画を事業毎に立てるのではなく、地域のニーズを踏まえて「児童館全体として」何をおこなっていくかという視点から検討できるよう、手順の再考を進めている。

- これまで月別、事業種別ごとに計画を整理する形式であった「年間事業計画書」を改め、「児童館事業等企画書」という新たな様式を作成中である。児童館事業等企画書は、地域の課題やニーズを踏まえ、各館の事業の目的を明確にしたうえで必要な取組を検討するというプロセスに主眼を置いている。同様に沿って計画を立てていくことで、地域の状況や特色を活かした活動という観点から計画を立てやすくなるほか、個々の活動が連動し、活動全体を通して地域のニーズに応えていくという意識が定着していくことを狙っている。

図表2-19 事業計画手順（案）の全体像



(資料)公益財団法人仙台ひと・まち交流財団ヒアリング調査受領資料より作成。

## ② 行政への要望

- 指定管理者制度の下では、利用者数の増減や事業実施の有無等で評価されがちだが、児童館の意義は施設特性や地域の実情を踏まえた日々の活動にあると考えている。児童館では、日々の活動のなかで子どもの多様な課題に気づく。その課題は近年実に多様複雑化しており、市の所管課だけでは対応しきれない状況に直面することも多い。自治体によるモニタリング評価を、目に見える活動等の評価だけでなく地域の課題を吸い上げる機会とし、市の施策にフィードバックしていけるような仕組みを整備することで、設置者である自治体と各運営団体・施設との評価の乖離が改善され、より良い児童館事業や子ども施策を展開できるようになると考えられる。高齢者福祉における地域包括ケアのような、包括的な支援体制の整備が必要であると感じている。



## 第3章 「児童館ガイドライン」を理解する ための確認ツールの開発



## 第3章 「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツールの開発

### 第1節 調査の概要

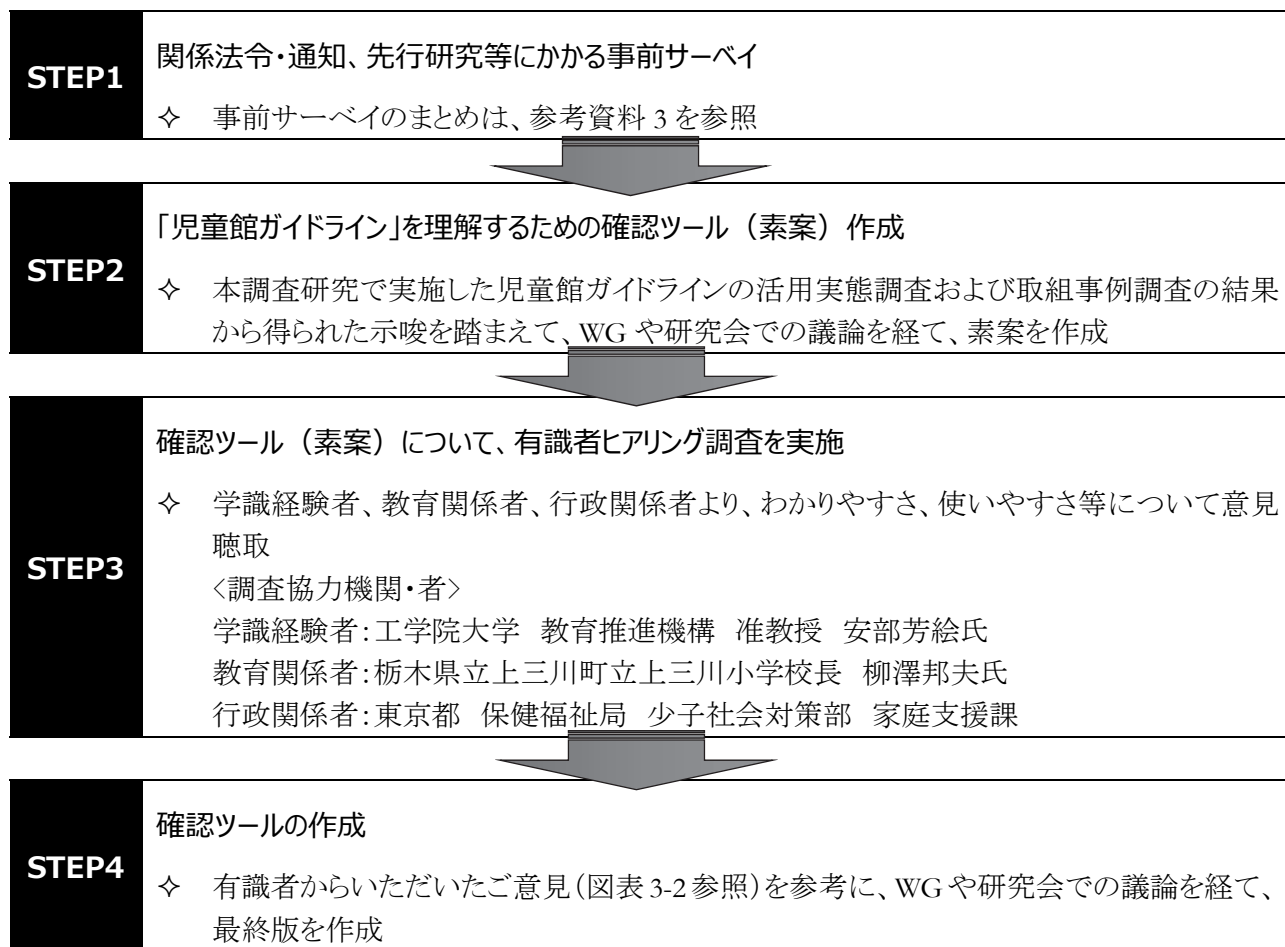
#### 1. 目的

- 2018(平成30)年10月に発出された「児童館ガイドライン」の内容が全国の自治体や児童館関係者等に理解され、また同ガイドラインが有効に活用されるよう、「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツールを開発した。
- 自治体や児童館関係者、地域住民の方など、より多くの方に手に取ってもらいやすく、また具体的に使い方をイメージしやすくなるよう、『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール(以下、「確認ツール」という。)と呼称する。
- なお、改正された「児童館ガイドライン」のポイントのひとつには、大型児童館に関する項目が盛り込まれたことがあるが、大型児童館は小型児童館、児童センター等とは機能や役割が大きく異なることから、本調査研究においては、「第9章 大型児童館の機能・役割」に関する部分は作成対象外としている。ただし、確認ツールには、「第1章 総則」をはじめ、大型児童館にも共通する事項が多く含まれているため、大型児童館においても活用されることが期待される。

#### 2. 作成方法

- 確認ツールは、図表3-1の手順により作成した。
- 確認ツール作成にあたり、当初は利便性の観点から、評価を目的とするような一般的なチェックリスト形式での作成を検討した。しかし、本調査研究で実施した「第1章『児童館ガイドライン』活用実態調査」や「第2章『児童館ガイドライン』の運営・実践における活用状況に関する取組事例調査」結果をみると、児童館においてチェックリストの活用がそれほど多くないこと、また以前チェックリストを活用していたものの、○をつけることが目的となってしまう形骸化したため使用を見送ったケース等が明らかとなった。
- こうした実態を踏まえて、評価を目的としたチェックリスト形式ではなく、自治体や児童館等において、「児童館ガイドライン」の全体像を理解して、その内容を踏まえた運営や活動がなされているかを確認したり、運営改善と活動内容の方向性を検討する際の参考として活用できるような形式を採用することとした。
- また、当初は、自治体児童館所管課、児童館運営団体本部、児童館長、児童厚生員だけでなく、地域住民等を含めて幅広く使えるツールの開発を試行したが、ツールの素案を元に有識者ヒアリング調査を実施した際、主たる利用対象を絞り込んでツールを開発するほうが、わかりやすくなること、また様々な立場の方々にとっても応用しやすい形になるとの示唆を得て、主たる対象として直接児童館の運営に携わる方々と児童厚生員に焦点をあて、その方々の視点から、使いやすく、わかりやすいツールを開発することとした。このほか、有識者ヒアリング調査でいただいたご意見のうち、最終版のツール作成に当たって特に参考としたご意見は図表3-2のとおりである。ご意見を参考に、WGや研究会での議論を経て、最終版の確認ツールを開発した。
- 児童厚生員をはじめとした方にとって手に取りやすく、わかりやすいものとなるよう、です・ます調の平易な文章にするとともに、冊子として印刷するなど、活用しやすくするため、確認ツールは報告書本文から独立させ、巻末に本研究の成果として収録している。

図表 3-1 「『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール」の作成手順



図表 3-2 確認ツール（素案）改善に向けた有識者からいただいた主なご意見の概要

全体的な印象	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 文字が多い。多少分厚くなっても、文字を大きくした方が読みやすい。</li> <li>◇ 言葉や文章表現は、もう少しわかりやすくした方がよい。</li> <li>◇ ツールの利用者の想定や使用目的を絞った方がいいのではないかと。対象層が広がっているために、わかりにくくなっている印象がある。</li> <li>◇ 福祉人材が不足するなかで、経験のない職員が入っていることも多く、児童館が地域で果たしている役割等について理解が十分でないこともある。職員一人ひとりが児童館の役割や使命を理解し、そこで働くことに誇りを持つよう、ツールの前段で示すと良いのではないかと。</li> <li>◇ ツールのタイトルは、通称が普及するくらい、短いタイトルとするほうがよい。その上で必要な観点があれば、副題として補足すればよい。</li> </ul>
使いやすさ ・わかりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 分量が多いと手にとってもらえない。1 項目 1 頁又は見開きで完結するなど、レイアウトを工夫した方がよい。</li> <li>◇ 児童厚生員、特に初めて児童館で働く職員が現場で実際に困ったことがあったときに見て、参考となるものであることが望ましい。そのためには、Q&amp;A 形式で課題への対応策が書かれていたり、どのような工夫をすればよいのかの参考となるような好事例があったほうがわかりやすい。</li> </ul>
各項目の記載	<p>〈目的と活用方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ いつどのようなときに、このツールを使うのか書いた方がわかりやすい。</li> <li>◇ 結果の活用方法としては、1 回の利用ではなく、経年変化で見ていくということが考</li> </ul>



	<p>えられる。そうしたことで、改善/悪化していること、活動内容で普遍的なもの/最近増えてきているものなど、いろいろな観点からの振り返りに使えるのではないか。</p> <p>〈構造的理解〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 図がわかりにくい。また文章と図の関係性がわかるように補足したほうがよい。</li> </ul> <p>〈確認ツールの構成〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 第1章・第2章も、「実践」や「実践の基盤」のように大項目を目だした方がわかりやすいのではないか。</li> </ul> <p>〈「理念・目的・施設特性」～「子どもの発達理解」〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ガイドライン本文の「施設特性」6項目は子どもの視点で書かれている特に重要な点である。ガイドラインの記述を超えて、最初に解説を加えてはどうか。</li> <li>◇ このツールを使うのは児童厚生員等(=大人)であることから、大人が気をつけるべき視点という観点から記述したほうがわかりやすいのではないか。</li> <li>◇ 「遊びによる子どもの育成」は、ガイドラインに準拠するなら原案のとおりで正しい。ただ、「遊び」は非常に概念として深いものであり、必ずしもガイドラインで示されている考え方に合うものに限定されるものでもない。書き方を工夫できないか。</li> <li>◇ 第4章に、第3章の考え方を組み合わせてまとめることで、わかりやすく表現できるのではないか。「構造的理解」の図や説明もわかりやすいものになる。</li> <li>◇ 全般に、判断基準の内容が「ガイドラインどおりにできていること」が最大評価になっている。ガイドラインは本来であれば最低基準として考えるべきものではないか。</li> <li>◇ 理念に関しては、理念があるだけでなく、それが現場で活かされていることまでが必要ではないか。また、「理念が明文化されていない」などは、基本的にはあってはならないものと考えべきで、これを項目化するかは検討の余地がある。</li> <li>◇ 各評価要素のなかに、子どもの権利や子どもの最善の利益の尊重、子どもの参画という考え方が伝わるような表現を入れ込めないか。</li> <li>◇ ガイドライン本文が間にあるとわかりにくい。掲載方法を見直してはどうか。</li> </ul> <p>〈「施設運営」〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 安全管理やアレルギー対策などは確実に実施することが求められる事項であり、この部分はチェック項目でもよいのではないか。</li> <li>◇ 関連する法令や通知の名称が記載されているが、名称だけ書かれていても読まない可能性が高い。参考資料として通知等を入れてはどうか。</li> </ul> <p>〈「実践」〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 自由記入欄が多く、負担感が強い。すべて埋めなければならないと思うと活用されなくなる恐れがある。チェック欄も設けることで印象が変わるかもしれない。</li> </ul>
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 現状を踏まえれば、今年度の成果物としては原案をベースに直す形となり、今回作成できるツールの限界としては、各児童館で振り返りを行えるものを開発するところまでであろう。今後、このツールを活用して振り返りをしたあと、改善策を検討する際に参考となる「解説書」の作成が必要である。</li> <li>◇ 放課後児童クラブでは、「基準」、「運営指針」、「解説書」の3段階で複数年かけて、現場の放課後児童支援員にも参考になる成果物を作成していった。国の政策的位置づけも異なるため同様にはできないかもしれないが、「児童館ガイドライン」についても、「解説書」の作成など、理解を促進するツールの開発が望まれる。</li> <li>◇ 「解説書」を作成する前段階として、児童館の現場での取組事例を調査するなど、基礎調査を行い、作成に必要な情報を収集、整理することも必要である。</li> </ul>

## 第2節 「『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール」の開発

### 1. 確認ツールの目的と活用方法

- 確認ツールは、自治体や児童館等において、「児童館ガイドライン」の全体像を理解して、その内容を踏まえた運営や活動がなされているかを確認したり、そこからの気づきを運営改善と活動内容の方向性を検討する際の参考として活用することなどを意図して作成している。具体的には、会議や職員研修の資料、現在の児童館運営のあり方や活動内容の振り返り、運営改善や新しいアイデア検討の参考資料としてなど、多様な活用方法が考えられる。
- 確認ツールの主な利用者は、直接児童館の運営に携わる方々と現場で働く児童厚生員を想定している。活用する際には、利用者(子どもや保護者等)の意見を聞くことなどを通じて、利用者の視点が反映されることが期待される。
- 児童館は地域により立地条件や取り組める内容が異なること、活動内容も千差万別であること等から、確認ツールで示されているすべての項目を網羅して○×をつけるなどの方法による評価を目的としているものではないことを理解のうえ活用されたい。
- 確認ツールは、部分的に抜粋して活用する場合であっても、「児童館ガイドライン」の全体像や基本的な理念等を意識して活用されるよう、原則として全体を通して活用されることを想定して作成している。特に、「第1部 児童館ガイドラインを知る」は、いずれの部分を利用する場合においても、意識することが期待される。

### 2. 「『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール」

- 本調査研究にて開発した「『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール」は、ツールのみを冊子として印刷して活用できるよう、独立した形で取りまとめ、巻末に本研究の成果として掲載している。
- 確認ツールの構成は以下のとおりである。

図表 3-3 確認ツールの構成

はじめに
第1部 「児童館ガイドライン」を知る
1. 「児童館ガイドライン」のポイント
2. 「児童館ガイドライン」の構造的理解
第2部 児童館の活動を振り返る
1. 確認ツールの構成と使い方
2. 確認ツール
(1)理念・目的・施設特性 (ガイドライン第1章に対応)
(2)子どもの発達理解 (ガイドライン第2章に対応)
(3)施設運営 (ガイドライン第5章、第6章、第7章に対応)
(4)児童館の実践 (ガイドライン第3章、第4章、第8章に対応)
おわりに
参考 「児童館ガイドライン」(平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知 別紙)

### 3. 確認ツールの活用可能性

- 確認ツールは、「1.確認ツールの目的と活用方法」に示したとおり、直接児童館の運営に携わる方々と現場で働く児童厚生員を主たる利用者として想定し、そうした方々が「児童館ガイドライン」の内容を理解し、現場での実践に活かせるようにという観点から記述している。
- 確認ツールの内容は、大型児童館に関する章以外の「児童館ガイドライン」の内容を網羅的にまとめたものとなっており、自治体の児童館所管課、児童館運営団体本部、児童館長のみならず、児童館の運営に関わる地域の関係団体や児童館運営委員会委員、児童館の指定管理者選定に関わる方、民生・児童委員など、様々な立場の方にとっても、児童館がどういうものであるのかを理解するのに役立つものとなっている。
- 特に、自治体の児童館所管課や児童館運営団体本部、児童館長にとっては、自らの自治体(運営団体)が運営する児童館のあり方や理念を検討したり、自己評価、第三者評価、行政モニタリング調査等の評価の視点を検討する場合など、多様な場面で参考とすることができるものと考えられる。
- 児童館は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和22年法第164号)の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設であることから、確認ツールの活用に当たっては、児童の権利に関する条約や児童福祉法、その他関連法令・通知等をあわせて確認されたい。
- より多くの方々に確認ツールが参照され、今回発出された新しい「児童館ガイドライン」の普及に寄与することを期待する。

### 第3節 「『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール」の改良に向けた課題

- 今回開発した確認ツールは、「児童館ガイドライン」(2018(平成 30)年 10 月)の理解を促すことを目的に、「児童館ガイドライン」の記述や、関連する法令・通知、社会保障審議会児童部会等での審議過程での議論等を参考に開発した。
- しかし、先行研究等に限りがあり、「児童館ガイドライン」に記載されている内容をわかりやすく解説したり、改善のための取組事例等が体系的に整理され、確認ツールの開発に当たって活用できる形でまとめられたものはほとんどない。
- このため、確認ツールは、このツールを活用し、改善策を検討する際に、どのように現場で役立てていったらいいのか、そのヒントとなる解説や事例の紹介まで踏み込むことはできていない。
- しかし、開発段階で実施した有識者ヒアリング調査において、すべての方から、「児童館ガイドライン」の内容を表面的ではなく本質的に理解するには、真に児童厚生員をはじめとする児童館の現場で働く方々の支えとなるような解説書の開発が必要であるとの認識が示された。
- 解説書ができれば、児童厚生員をはじめ、館長、児童館運営団体、自治体などあらゆる児童館運営に関わる人々にとって、より具体的、本質的な理解に役立てられることが期待される。その結果、全国の児童館運営の水準が上がっていくことにもつながるであろう。
- 解説書を編纂するには、児童館での実践や好事例の蓄積等をもとに調査研究を重ねていくことが必要ではあるが、解説書の作成を今後の課題として提言したい。

成果 「児童館ガイドライン」を理解する  
ための確認ツール



厚生労働省 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「改正児童館ガイドライン（仮称）」の理解を促すための調査研究 成果

－「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月）を理解するための確認ツールの開発－

# 「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツール

～児童館の運営改善と活動内容の活性化のために～

平成 31 年 3 月

**MIZUHO**

みずほ情報総研株式会社

## 目 次

はじめに.....	1
第 1 部 「児童館ガイドライン」を知る.....	2
1. 「児童館ガイドライン」のポイント .....	2
2. 「児童館ガイドライン」の構造的理解.....	5
第 2 部 児童館の活動を振り返る .....	7
1. 確認ツールの構成と使い方.....	7
2. 確認ツール.....	8
(1) 理念・目的・施設特性（ガイドライン第 1 章に対応） .....	8
(2) 子どもの発達理解（ガイドライン第 2 章に対応） .....	10
(3) 施設運営（ガイドライン第 5 章、第 6 章、第 7 章に対応） .....	11
(4) 児童館の実践（ガイドライン第 3 章、第 4 章、第 8 章に対応） .....	21
おわりに.....	31
参考 「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月 1 日子発 1001 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知 別紙） ..	32



## はじめに

- この確認ツールは、2018(平成 30)年 10 月に発出された「児童館ガイドライン」の内容をわかりやすくお伝えするとともに、「児童館ガイドライン」の全体像を理解して、その内容を踏まえた運営や活動を実践しているかを確認したり、そこからの気づきを運営改善と活動内容の方向性を検討する際の参考として活用いただくためのものです。
- 主な利用者は、直接児童館の運営に携わる方々と現場で働く児童厚生員を想定して作成しています。活用方法は、会議資料や職員研修の資料としたり、今後の児童館運営のあり方の検討や活動内容の振り返りで用いる、改善のためのアイデアを検討する際に参照するなど、それぞれの児童館で自由に使うことができます。あわせて、利用者(子どもや保護者等)の意見を聞くことなどを通じて、利用者の視点が反映されることが期待されます。
- 児童館は地域により立地条件や取り組める内容が異なること、活動内容も千差万別であること等から、確認ツールで示されているすべての項目を網羅して○×を付けるなどの方法による評価を目的としているものではないことをあらかじめご理解ください。
- 最後に、確認ツールは、部分的に抜粋して活用する場合であっても、「児童館ガイドライン」の全体像や基本的な理念等を意識して活用していただけるよう、原則として全体を通して活用されることを想定して作成しています。特に、「第 1 部 『児童館ガイドライン』を知る」は、いずれの部分を利用する場合にも、意識しながら活用してください。

## 第 1 部 「児童館ガイドライン」を知る

### 1. 「児童館ガイドライン」のポイント

- 昨今の子どもをめぐる福祉的な課題への対応や、子育て支援に対する児童館の持つ機能等への期待を踏まえ、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、「児童館ガイドライン」が 2018(平成 30)年 10 月に改正されました。
- ここではまず、「児童館ガイドライン」について知り、その内容を読み解いていきます。「児童館ガイドライン」のポイントは、以下のとおりです。巻末の「児童館ガイドライン」本文も読みながら、児童館の運営と活動に係る基本的事項と望ましい方向性を理解したうえで、「第 2 部 児童館の活動を振り返る」を活用してください。
- 今回開発した確認ツールは、大型児童館の章は対象外としています。このため、第 9 章に関する部分は、次項以降では、触れていません。なお、この確認ツールには、「第 1 章 総則」をはじめとして、大型児童館にも共通することが多く含まれていますので、大型児童館においても活用されることを期待します。

図表 1 「児童館ガイドライン」のポイント

#### 1.「第 1 章 総則」について

##### <1 理念>

第 1 章「総則」ではまず、児童館の理念として、2016(平成 28)年の児童福祉法改正および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、年齢や発達に応じて子どもの意見を尊重すること、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならないこと等を示しています。

##### <2 目的>

1 で示された理念にのっとり、これまで児童館で行われてきた活動の蓄積と今日の子どもと子どもを取り巻く社会の状況も踏まえ、児童館の目的を示しています。「18 歳未満のすべての子どもを対象」とすること、児童館が取り組む内容を「地域における子どもの遊び及び生活の援助と子育て支援」とし、それを通して「子どもの心身を育成し情操をゆたかにすること」を目的としています。

##### <3 施設特性>

児童福祉施設としての児童館の基本特性および施設特性について、子どもにとっての必要性や可能性という視点から整理されています。まず施設の基本特性として、「児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である」ことを示しています。

そして、その役割を果たすための事項として、「子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる」ことを冒頭で示しています。「自らの意思で」とは、子どもの能動的・主体的な権利行使を表現したものとと言えます。また、「ひとりでも」とは、「自分だけ・独りぼっち」という状態や心理にあるとき、または子ども自身が何らかの助けを必要とする場合にも利用することができるという意味であり、児童館が地域の中にある子どもに開かれた児童福祉施設であることを示しています。

以上の基本特性を示した上で、児童館の施設特性を①拠点性（児童館は、地域における子どものための拠点（館）であり、児童厚生員がいることによって拠点となっていくこと）、②多機能性（子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができること）、③地域性（児童館では、子どもが地域の人々に見守られ自ら成長していけること、地域全体へ活動を広げていけること）の 3 点に整理しています。これら 3 つの施設特性は、児童館活動の内容や領域を示しているものでもありません。

#### <4 社会的責任>

子どもの権利擁護、人格の尊重、プライバシーの保護や秘密保持など、児童福祉施設としての児童館が果たすべき社会的責任について示しています。これは、利用者である子どもを守るための視点だとも言えます。

以上 1～4 が総則に示されている内容ですが、これは以下すべての章に貫かれるものとなっています。

### 2.「第 2 章 子ども理解」について

新設された第 2 章「子ども理解」では、子どもの理解を深めるため、児童館の対象となる 0 歳～18 歳未満の子どもについて、乳幼児期、児童期、思春期に分け、子どもの発達面の特徴を示しています。児童館においては、「子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めること」を求めています。

### 3.「第 3 章～第 8 章」について

#### <第 3 章 児童館の機能・役割>

第 3 章では、児童館の理念と目的に基づく役割・機能を 5 項目に区分して示しています。この章は、第 4 章の活動内容と合わせて理解することが求められます。

#### <第 4 章 児童館の活動内容>

第 4 章では、第 3 章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を 8 項目に分けて示しています。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、子どもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれます。

なお、「4 配慮を必要とする子どもへの対応」では、児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めることなどが追加されています。

また、「5 子育て支援の実施」では、「切れ目のない地域の子育て支援の拠点」として児童館をとらえ、位置づけています。妊産婦の利用や乳幼児支援、地域の子育て支援の包括的な相談窓口としての役割等子育て支援の内容を加筆し、「乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組」については項目化されました。

## <第 5 章 児童館の職員>

第 5 章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述しています。児童館職員は児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められます。

## <第 6 章 児童館の運営>

第 6 章では、「児童館の設置運営について」（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述しています。児童館の運営主体は、ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められます。

## <第 7 章 子どもの安全対策・衛生管理>

第 7 章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述しています。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれています。

## <第 8 章 家庭・学校・地域との連携>

第 8 章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述しています。児童館は、地域の子どもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められます。

## 4.「第 9 章 大型児童館の機能・役割」について

第 9 章に、「大型児童館の機能・役割」が新設されました。2011（平成 23）年に発出された「児童館ガイドライン」（現在は廃止）は、小型児童館・児童センターを主な対象としたものでしたが、今回改正した「児童館ガイドライン」では大型児童館も含むすべての児童館を対象としています。この章では、広域にわたる児童福祉理念の啓発拠点であることなど、大型児童館固有の役割を示しています。また、大型児童館が遊びのプログラムの開発・普及を担うことなど、大型児童館に求められる共通機能を明確化しています。

## 2. 「児童館ガイドライン」の構造的理解

- 「1.『児童館ガイドライン』のポイント」で示したとおり、「児童館ガイドライン」は、大型児童館に関する章を除き、全 8 章で構成されています。「児童館ガイドライン」の理解を深めて確認ツールを適切に利用いただくという観点から、これら全 8 章について、構造化しました。構造化したイメージ図は、図表 2 のとおりです。
  - ① 児童館の理念や目的、施設特性等が掲げられている「第 1 章 総則」は、第 2 章以降全ての内容について考え、理解を深めていくに当たり、常に意識し、心掛けておくべき視点です。したがって、第 2 章以降の確認ツールを活用する際にも、ここに示されている視点や考え方を意識していくことが必要です。
  - ② 児童館運営の基礎知識となる子どもの発達に関する「第 2 章 子ども理解」は、児童館の機能や役割、運営、活動内容等を検討し、実践していく際に、理解しておくべき知識です。また、児童館運営の基礎知識として身につけるだけでなく、児童館の施設運営や活動の実践のなかでの新しい気づきを加えて、よりよい児童館運営が実現できるよう、自治体や児童館職員の間で共有していくことが求められます。
  - ③ 職員や運営と安全管理等の人的・物理的な環境整備に関する事柄が示されているのが、「第 5 章 児童館の職員」、「第 6 章 児童館の運営」、「第 7 章 子どもの安全対策・衛生管理」であり、児童館の「施設運営」に関する部分です。「第 1 章 総則」で示されている理念や目的、施設特性と、「第 2 章 子ども理解」並びに児童館での実践を踏まえて、検討していくことが求められます。
  - ④ 児童館の「実践」は、児童館の機能と活動である「第 3 章 児童館の機能・役割」及び「第 4 章 児童館の活動内容」と、地域づくりや子育て家庭の支援等のための活動である「第 8 章 家庭・学校・地域との連携」で構成されます。また先に述べた子どもの発達に関する基礎知識が必要であるだけでなく、「実践」から得られた知識や経験についても、子どもの理解を深めること等に役立てられるよう還元していくことが重要です。
  - ⑤ 「施設運営」と「実践」は、「第 1 章 総則」の上に成り立つものですが、「施設運営」や「実践」から得られた教訓をもとに「第 1 章 総則」で示されている内容を豊かにすることに役立てていく視点も必要です。
- 以上のように、「児童館ガイドライン」は、各章を個別に読み解くのではなく、有機的に関連させて構造的に理解することが必要です。
- なお、図表 2 で「児童館ガイドラインの構造」を図示しましたのでご活用ください。
- 「第 4 章 児童館の活動内容」等については、児童館の具体的な活動や業務として書かれている内容を実施すればよいという形だけの点検にとどまることも考えられます。しかし、それでは、運営者や児童館厚生員の取組等が優先され、子どもの最善の利益という観点が見落とされやすくなってしまうかもしれません。児童館を管理・運営し、子どもに関わる者として、「児童館ガイドライン」の構造的な理解のうえに、児童館を運営していくよう心がけることが期待されます。このような視点から、確認ツールを活用してください。

図表 2 「児童館ガイドライン」の構造



A 「第 1 章 総則」と他の章との関係

「第 1 章 総則」は、「児童館ガイドライン」全編を通じた基本的な考え方を示すものですので、「児童館ガイドライン」全体にかかるイメージとして、グレーで全体を覆っています。さらに、「子どもの発達理解」や児童館の「施設運営」及び「実践」のすべてに関係していることを明示するために、「第 1 章 総則」からそれぞれに向かって矢印を記しています。「子どもの発達理解」と「施設運営」、「実践」は、「第 1 章 総則」の上に成り立つものですが、それぞれから得られた教訓をもとに「第 1 章 総則」で示されている内容を豊かにすることに役立てていく視点も必要であることから、双方向の矢印で示しています。

B 「子どもの発達理解」と「施設運営」・「実践」との関係

「子どもの発達理解」は、「施設運営」及び「実践」をしていくにあたって、理解しておくべき知識です。児童館運営の基礎知識としてだけでなく、施設運営や活動の実践のなかでの新しい気づきを知識として還元し、児童館職員等の間で共有されていくことが期待されるため、双方向の矢印で示しています。

C 「施設運営」と「実践」との関係

「実践」は、「施設運営」の上に成り立つものであって、「実践」から得られた教訓をもとに「施設運営」の見直し等に役立てていく視点も必要であることから、双方向の矢印で示しています。

(資料)「児童館ガイドライン」(平成 30 年 10 月 1 日子発 1001 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知)をもとに、みずほ情報総研株式会社作成。

## 第2部 児童館の活動を振り返る

### 1. 確認ツールの構成と使い方

- 「児童館ガイドライン」についてひととおり理解したら、それぞれの児童館において「児童館ガイドライン」に沿った運営ができているか、「児童館ガイドライン」が目指す考え方を自らの児童館の運営や活動内容に取り込めているか等について、点検・振り返りを行ってみてください。ここでは、点検・振り返りに役立つ様式を示しています。
- 「第1部 2『児童館ガイドライン』の構造的理解」で示したガイドラインの構造に則して、確認ツールの形態を変えています。具体的には、おおむね次表のとおり整理、作成しています。
- 「第1章 総則」は、その他の内容を検討する際に常に意識しておくべき点であることから、他の部分を活用する際にも、「児童館ガイドライン」の「第1章 総則」を読み返したり、前掲「第1部 児童館ガイドラインを知る」等を参照してください。
- なお、運営や活動内容の点検・振り返りは、それぞれの児童館厚生員が個々に行って完結するものではなく、その内容を関係者と共有し、話し合い、そこから得られた気づきを改善に活かしていくことが大切です。また、一度きりではなく定期的に行うことで、改善の状況や今後の方向性をより明確にすることができます。

図表3 確認ツールの構成及び役割と「児童館ガイドライン」の構造比較

確認ツールの目次構成		「児童館ガイドライン」の該当箇所	確認ツールの説明
2.(1) 理念・目的・施設特性		第1章 総則	◇ 「児童館ガイドライン」に示されている内容が実現できているか、職員全員に理解されているか等、実態やレベル感を確認できるものとなっています。
2.(2) 子どもの発達理解		第2章 子ども理解	◇ そのため、それぞれの判断基準に照らして、自らの児童館がどの段階にあるのか、状況を確認できるよう基準を示しています。
2.(3) 施設運営	職員の役割	第5章 児童館の職員	◇ 各児童館で、職員の業務や運営管理のあり方、子どもの安全対策・衛生管理の現状を点検できるものとなっています。 ◇ そのため、各着眼点について、どのような観点から振り返りを行うのか、「児童館ガイドライン」の記述より「振り返り項目」を整理しています。 ◇ さらに、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等、主要な関連法令や通知等を参考情報として示しています。
	運営と安全管理	第6章 児童館の運営	
		第7章 子どもの安全対策・衛生管理	
2.(4) 実践	児童館の活動	第3章 児童館の機能・役割 第4章 児童館の活動内容	◇ 各児童館での振り返りや今後の改善方策を検討する際の参考として、「確認のためのポイント」を整理しています。 ◇ 検討する際の確認メモ欄として、「振り返り」と「改善のアイデア」欄を設けているので、活用してください。
	地域の実情に応じた関係構築	第8章 家庭・学校・地域との連携	

## 2. 確認ツール

### (1) 理念・目的・施設特性（ガイドライン第 1 章に対応）

- 理念や目的は、児童館の運営、活動内容等を考える際の前提となる基本的な考え方です。児童館におけるすべての実践は、理念や目的に根差したものでなければなりません。
- そのためにも、まずは「自分たちは、児童館の理念・目的・施設特性を十分に理解できているか」、「子どもや保護者、地域の人たちにも十分に理解されているか」等について確認しましょう。
- ここでは、確認項目ともに、それぞれの項目の判断基準を示しています。判断基準については、その対象が限定される項目のみ主語を明確にして提示しており、主語のない項目については活用するすべての方々がそれぞれの状況を確認することを想定しています。
- まず最初に判断基準に照らして、自分たちがどの段階にあるのか、それぞれの立場から現状を確認し、該当する「チェック欄」にをつけましょう。その後、気付いたことや望ましい取組の方向性等についても検討し、「気づいたことなど」欄にコメントを書いてください。「気づいたことなど」はすべてを埋めようとする必要はありません。
- こうした振り返りを定期的・継続的に行うことは、児童福祉施設としての児童館のあり方を長期にわたって地域全体に浸透させていくうえでとても大切です。実践の振り返りと同様に、一度きりではなく、定期的な点検を心掛けてください。

#### ①児童館の理念と目的について、職員に周知を図っているか

判断基準		チェック欄
「児童館ガイドライン」に基づく児童館の理念・目的が明文化されていて、共通理解が図られている		
「児童館ガイドライン」に基づく児童館の理念・目的が明文化されているが、共通理解は十分ではない		
「児童館ガイドライン」に基づく児童館の理念・目的が明文化されていない		
気づいたことなど (自由記入)		

#### ②児童館の理念と目的について、子ども・保護者に周知を図っているか

判断基準		チェック欄
児童館の理念・目的を子ども・保護者に伝えている		
児童館の理念・目的を子ども・保護者に十分には伝えていない		
児童館の理念・目的を子ども・保護者に伝えていない		
気づいたことなど (自由記入)		



③児童館の理念・目的について、地域住民・関係機関等に周知を図っているか

判断基準		チェック欄
児童館の理念・目的を地域住民・関係機関等に伝えている		
児童館の理念・目的を地域住民・関係機関等に十分には伝えていない		
児童館の理念・目的を地域住民・関係機関等に伝えていない		
気づいたことなど (自由記入)		

④児童館の施設特性について共通の理解を得ているか

判断基準		チェック欄
児童館の施設特性を理解し、子どもや保護者、地域住民・関係機関等に伝えている		
児童館の施設特性を理解しているが、子どもや保護者、地域住民・関係機関等に十分には伝えていない		
児童館の施設特性を理解できていない		
気づいたことなど (自由記入)		

⑤児童館の社会的責任を果たしているか

判断基準		チェック欄
児童館の運営主体が、児童館の社会的責任を遵守することを表明し、それを果たしていくための具体的な取組を行っている		
児童館の運営主体が、児童館の社会的責任を遵守することを表明しているが、それを果たしていくための具体的な取組は十分ではない		
児童館の運営主体が、児童館の社会的責任を遵守することを表明していない		
気づいたことなど (自由記入)		

## (2) 子どもの発達理解（ガイドライン第 2 章に対応）

- 児童館には児童厚生員という専門性を有する人材が不可欠です。児童館が 0 歳～18 歳未満のすべての子どもの健全育成を担っていくために、児童厚生員は、子どもの発達に関する知識や対応に係る技術を習得し、一人ひとりとの関わりや活動内容に活かしていくことが求められます。
- ここでは、子どもの発達に関する知識や、一人ひとりの心身の状況を踏まえた子どもの育成に係る知識・技術の習得に向けて、今何ができているのか、今後何をしなければならないのかを確認していきます。(1)と同様の手順で現在の状況を振り返り、今後の取組の方向性を検討してみてください。
- 子どもの発達への理解はあらゆる実践の根拠になります。確認を行うことで、専門知識・技術の習得に継続的に取り組むことが望まれます。

### ①子どもの発達過程や発達の特徴を理解しているか

判断基準		チェック欄
子どもの発達過程や発達の特徴を理解するため、事例検討や自己研鑽の機会を設けている		
子どもの発達過程や発達の特徴を理解するための事例検討や自己研鑽の機会を設けているが、十分ではない		
子どもの発達過程や発達の特徴を理解するための事例検討や自己研鑽の機会を設けていない		
気づいたことなど (自由記入)		

### ②発達の個人差・一人ひとりの心身の状態を踏まえた子どもの育成に努めているか

判断基準		チェック欄
発達の個人差や一人ひとりの心身の状態を踏まえた子どもの育成を行うため、事例検討や自己研鑽の機会を設けている		
発達の個人差や一人ひとりの心身の状態を踏まえた子どもの育成を行うための事例検討や自己研鑽の機会を設けているが、十分ではない		
発達の個人差や一人ひとりの心身の状態を踏まえた子どもの育成を行うための事例検討や自己研鑽の機会を設けていない		
気づいたことなど (自由記入)		

### (3) 施設運営（ガイドライン第 5 章、第 6 章、第 7 章に対応）

- それぞれの児童館が日々の活動を適切に進めていくためには、それに必要な業務・職務、運営内容を整理し、適切かつ円滑に行われるような環境づくりに努めるとともに、子どもが安心・安全に過ごせるための安全・衛生管理についても配慮・整備しておくことが必要になります。
- ここでは、児童館職員の業務・職務と運営、安全管理の状況について点検をしていきます。点検の着眼点(①、②、③・・・)ごとに、「児童館ガイドライン」の記述を「振り返り項目」として提示していますので、「児童館ガイドライン」に記載されている内容が自分たちの児童館で取り組まれているかどうかを確認し、「取組状況」欄に3段階で確認結果を記入してください。また、点検を通じて気付いたこと等を「気づいたこと」欄に自由に記入してください。記入に当たっては、すべてを埋めようとする必要はありません。わかるところ、できるところだけがかまいません。その際、それぞれの着眼点に関連する法令・通知等も参考にしてください。

#### 【取組状況の点検基準】

確認結果のマーク	取組状況
○	取り組んでいる
△	取り組んでいるが、十分ではない
×	取り組んでいない

- なお、この点検は、「取り組んでいること」、「取り組んでいないこと」の数で施設運営の良し悪しを判断するためのものではありません。児童館運営の状況は、地域により様々です。大切なのは、点検を通じて運営の改善に向けて必要な事項を把握し、取組の方向性を検討することです。その際には、個々の児童館が「理念や目的、施設特性を踏まえた活動を実現するうえで何が必要か」、「発達状況や心身の状況の異なるすべての子どもが過ごすうえで、どのような環境づくりが必要か」という観点から確認することが求められます。

#### 児童館の職員に関する事項（第 5 章に対応）

##### ① 児童館活動及び運営に関する業務を円滑・適切に行っているか

振り返り項目	取組状況 (○・△・×)
ア. 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成している	
イ. 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行っている	
ウ. 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てている	
エ. 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行っている	
オ. 日常の利用状況や活動の内容等について記録している	
カ. 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録している	
キ. 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信している	
気づいたことなど (自由記入)	

②館長に求められる職務を理解し、それらを円滑・適切に行うための体制づくり・環境づくりを行っているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括している		
イ. 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにしている		
ウ. 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努めている		
エ. 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図っている		
オ. 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努めている		
カ. 必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 14 条の 3、第 40 条		

③児童厚生員に求められる職務を理解し、それらを円滑・適切に行うための体制づくり・環境づくりを行っているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握している		
イ. 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援している		
ウ. 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行っている		
エ. 地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備している		
オ. 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにしている		
カ. 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努めている		
気づいたことなど (自由記入)		

④児童虐待への対応を適切に行っているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行っている		
イ. 児童虐待の早期発見に努めている		
ウ. 児童虐待への対応・支援については市町村や児童相談所と協力している		
エ. 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いている（本項目については、「児童館ガイドライン」第 8 章 3（4）に対応）		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 25 条 2 第 1 項</li> <li>✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 9 条の 2</li> <li>✓ 児童虐待防止法（平成 12 年法律第 82 号）第 5 条</li> <li>✓ 要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について（平成 28 年 12 月 16 日雇児総発 1216 第 2 号雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）</li> <li>✓ 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について（平成 30 年 7 月 20 日子発 0720 第 2 号）</li> <li>✓ 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部改正について（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 46 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 別紙 1）第 2 章 2（構成員）</li> </ul>		

⑤倫理規範を遵守しているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 明文化された児童館職員の倫理規範がある		
イ. 倫理規範を常に意識し、遵守している <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮</li> <li>◇ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止</li> <li>◇ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止</li> <li>◇ 個人情報の取扱に留意するとともに、プライバシーの保護を徹底</li> <li>◇ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に努める</li> </ul>		
ウ. 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 7 条、第 9 条</li> <li>✓ 「児童厚生員・放課後児童指導員の倫理綱領」（全国児童厚生員研究協議会平成 25 年 12 月 15 日第 13 回全国児童館・児童クラブ大会・東北復興支援フォーラムにて採択）</li> </ul>		

## ⑥児童館職員の研修を実施しているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施している		
イ. 研修が日常活動に活かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 7 条の 2		

### 児童館の運営に関する事項（第 6 章に対応）

## ⑦児童館活動を実施するために必要な設備・備品を備えているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備がある		
イ. 静養室及び放課後児童クラブ室等がある		
ウ. 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等がある		
エ. 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等がある		
オ. 乳幼児や障害のある子どもの安全と利用しやすい環境に配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 37 条		
✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「設備」に関する規定		

⑧児童館の運営主体は、継続的・安定的な運営に努めているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表している		
イ. 運営内容について自己評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れている		
ウ. 第三者評価を受けている		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 78 条</li> <li>✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「運営の主体」に関する規定</li> </ul>		

⑨開館日・開館時間を適切に設定しているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 地域の実情に合わせて開館日・開館時間を設定している		
イ. 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「運営」に関する規定</li> <li>✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日発児第 967 号厚生省児童家庭局長通知）における「利用時間」に関する規定</li> </ul>		

⑩利用する子どもの把握・保護者との連絡を適切に行っているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 利用する子どもの連絡先等を把握している		
イ. 児童館でのケガや体調不良等について、速やかに保護者に連絡している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「運営」に関する規定</li> <li>✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日発児第 967 号厚生省児童家庭局長通知）における「利用児童の把握」に関する規定</li> </ul>		

⑪運営協議会等を設置しているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 運営協議会等を設置し、意見を聴いている		
イ. 子どもを運営協議会等の構成員にしている		
ウ. 《子どもを運営協議会等の構成員にしている場合》子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている		
エ. 年間を通して定期的に運営協議会を開催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合には、適宜開催している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<input checked="" type="checkbox"/> 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「運営」に関する規定 <input checked="" type="checkbox"/> 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日児発第 967 号厚生省児童家庭局長通知）における「運営委員会の設置」に関する規定		

⑫法令遵守と職場倫理の徹底に組織的に取り組んでいるか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 運営管理規定を定めている		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業の目的及び運営の方針</li> <li>◇ 利用する子どもの把握</li> <li>◇ 保護者との連絡</li> <li>◇ 事故防止</li> <li>◇ 非常災害対策</li> <li>◇ 子どもや保護者の人権への配慮</li> <li>◇ 子どもの権利擁護</li> <li>◇ 守秘義務</li> <li>◇ 個人情報の管理 等</li> </ul>		
イ. 運営管理の責任者を定めている		
ウ. 法令遵守や職場倫理の徹底に組織的に取り組んでいる		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 子どもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と子どもの権利擁護</li> <li>◇ 虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止</li> <li>◇ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止</li> <li>◇ 業務上知り得た子どもや家族の秘密の守秘義務の遵守</li> <li>◇ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護</li> <li>◇ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築</li> <li>◇ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上</li> <li>◇ 事業の社会的責任や公共性の自覚</li> </ul>		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<input checked="" type="checkbox"/> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 13 条 <input checked="" type="checkbox"/> 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「運営」に関する規定		



⑬要望、苦情への対応の体制・方法を整えているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、対応の手順や体制を整備し、迅速に対応している		
イ. 要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知している		
ウ. 要望や苦情について迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作っている		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 82 条</li> <li>✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 14 条の 3 第 1 項</li> <li>✓ 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成 12 年 6 月 7 日障第 452 号・社援第 1352 号・老発第 514 号・児発第 575 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知）</li> </ul>		

⑭職員体制と勤務環境の整備を行っているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を 2 人以上置き、必要に応じその他の職員を置いている		
イ. 「社会福祉士」資格を有する者の配置を考慮している		
ウ. 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握している		
エ. 児童館の運営責任者は、勤務環境の整備に留意している		
オ. 児童館の運営責任者は、児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 38 条</li> <li>✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「職員」に関する規定</li> </ul>		

子どもの安全対策・衛生管理に関する事項（第 7 章に対応）

⑮施設・遊具の安全点検・安全管理を適切に行っているか

振り返り項目	取組状況 (○・△・×)
ア. 安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施している	
イ. 安全点検は、屋外活動も含めて行っている	
ウ. 毎日の点検以外に、より詳細な点検を定期的に行っている	
エ. 定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応している	
オ. 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている	
気づいたことなど (自由記入)	
《関連法令・通知等》 <input checked="" type="checkbox"/> 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号・27 文科初第 1789 号・雇児保発 0331 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）における【事故防止のための取組】～施設・事業者向け	

⑯事故やケガの緊急時対応を適切に行うための体制を整えているか

振り返り項目	取組状況 (○・△・×)
ア. 緊急時の連絡先（救急車他）や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有している	
イ. 緊急時対応のマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行っている	
ウ. 子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加している	
エ. 緊急時の応急処置に必要な物品を常備している	
オ. AED を設置している	
カ. 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行っている	
キ. 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告している	
気づいたことなど (自由記入)	
《関連法令・通知等》 <input checked="" type="checkbox"/> 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号・27 文科初第 1789 号・雇児保発 0331 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）における【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通	

⑰アレルギー対策を整えているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. アレルギー疾患のある子どもの利用に当たり、保護者と協力して適切な配慮に努めている		
イ. 飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている		
ウ. 食物アレルギーについては、保護者と留意事項や緊急時の対応等についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしている		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<input checked="" type="checkbox"/> アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年 6 月 27 日法律第 98 号） <input checked="" type="checkbox"/> アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号）		

⑱感染症や食中毒への対策を整えているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めている		
イ. 感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防いでいる		
ウ. 感染症や食中毒の発生時の対応について、市町村や保健所との連携のもと、児童館としての対応方針を定めている		
エ. 子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<input checked="" type="checkbox"/> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 10 条 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」（平成 30 年 3 月）		

⑯防災・防犯対策を整えているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定している		
イ. 施設・設備や地域環境の安全点検を行っている		
ウ. 安全確保に関する情報の共有等に努めている		
エ. 定期的に避難訓練等を実施している		
オ. 非常警報装置や消火設備等を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備している		
カ. 来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組んでいる		
キ. 災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考慮し、必要な物品等を備えている		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 6 条</li> <li>✓ 社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全確保について（平成 28 年 9 月 1 日雇児総発 0901 第 3 号・社援基発 0901 第 1 号・障障発 0901 第 1 号・老高発 0901 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）</li> <li>✓ 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成 28 年 9 月 15 日雇児総発 0915 第 1 号・社援基発 0915 第 1 号・障障発 0915 第 1 号・老高発 0915 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長通知）</li> <li>✓ 放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅等における安全チェックリストについて（平成 30 年 7 月 11 日子子発 0711 第 1 号・30 生社教第 4 号 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱通知）</li> </ul>		

⑰衛生管理を適切に行っているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 来館時の手洗いを励行している		
イ. 施設・設備の衛生管理等を行っている		
ウ. 採光・換気等保健衛生に配慮している		
エ. 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 5 条 5、第 10 条、第 11 条</li> <li>✓ 厚生労働省「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成 24 年 3 月）</li> </ul>		

#### (4) 児童館の実践（ガイドライン第 3 章、第 4 章、第 8 章に対応）

- 最後に、「児童館の実践」として、活動内容や地域連携についての振り返りを行います。「児童館ガイドライン」の「実践」に関連する部分を「確認のポイント」として示していますので、それぞれのポイントについて、自分たちの児童館でどのような取組や実践をしているのか、今後できそうなことはないかなど、考えられることを自由に記入してください。
- 児童館の実践を振り返るうえでは、その実践が「児童館の基本的考え方に沿ったものであるか」という視点を持つことが重要です。すなわち、「活動内容が、理念や目的等の児童館の総則的事項を踏まえたものとなっているか」、「子どもの発達状況や、一人ひとりの心身の状況に対応したものとなっているか」という観点から、一つひとつの活動内容を振り返ってみましょう。

#### 児童館の活動内容に関する事項の記入に当たって

- この章の「確認のためのポイント」は、「児童館ガイドライン」第 3 章で示されている児童館の機能・役割を基礎とし、第 4 章の項目に沿って作成しています。なお、項目ごとの末尾に設けてある空欄には、「確認のためのポイント」に記述されていること以外に実践していることがある場合に、その活動に関する振り返り・改善のアイデアを記入してください。無理にすべてを埋めようとせず、思いつくことから書いてください。
- 必ずしも「確認のためのポイント」のすべての項目について記入するのが良いという訳ではありません。自分たちの児童館で実施可能な活動や大切にしていること、地域の状況に応じて必要と考えられることとして合致する項目について記入し、関係者とその内容を共有しながら検討を深めることで、地域の子どもにとってより良い運営・活動へとつなげていくことが大切です。

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
1 遊びによる子どもの育成	一人ひとりの子どもの発達特性を理解した上で、適切な遊びの援助を行っている (第 3 章 1)		
	遊びの場面において、子どもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助をしている (第 3 章 1)		
	子どもが遊びによって、①身体の健康増進をはかれるような援助をしている (第 4 章)		
	子どもが遊びによって、②心の健康増進をはかれるような援助をしている (第 4 章)		
	子どもが遊びによって、③知的な能力を獲得できるような援助をしている (第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	子どもが遊びによって、④社会的な能力を獲得できるような援助をしている (第 4 章)		
	子どもが遊びによって、⑤情緒をゆたかにできるような援助をしている (第 4 章)		
	上記①～⑤を統合した健全育成観を意識した取り組みをしている (第 4 章)		
	子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている (第 3 章 1・第 4 章)		
	子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助している (第 3 章 1・第 4 章)		
	(独自の実践)		
2 子どもの居場所の提供	最初に児童館を訪れた子どもが「来てよかった」と思えるような取組が行われている (第 3 章 2)		
	訪れる子どもの心理と状況に気付き、子どもと信頼関係を築くための取組が行われている (第 3 章 2)		
	子どもが自己効力感や自己肯定感を醸成できるような環境づくりに努めている (第 4 章)		
	子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行っている (第 4 章)		
	中・高校生世代が利用可能な環境づくりに努めている (第 4 章)		
	思春期の発達特性をよく理解し、中・高校生世代の自主性を尊重し、社会性を育むように援助している (第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力している (第 4 章)		
	(独自の実践)		
3 子どもが 意見を述 べる場の 提供	子どもの年齢及び発達に応じて子どもの意見が尊重されるように努めている (第 4 章)		
	児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるようにしている (第 4 章)		
	子どもの話し合いの場を計画的に設けている (第 4 章)		
	中・高校生世代が中心となり、子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助している (第 4 章)		
	子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるよう努めている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
4 配慮を必 要とする 子どもへ の対応	課題の発生予防、早期発見、適切な対応につなげるために、子どもや保護者を観察したり、一緒に活動し、普段と違ったところを感じとれるように努めている (第 3 章 3)		
	障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮している (第 4 章)		
	家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる場所となるよう配慮している (第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮している (第 4 章)		
	万が一いじめ等の問題が起きた場合には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応している (第 4 章)		
	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応している (第 4 章)		
	児童虐待が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。）又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図っている (第 4 章)		
	子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な支援を行っている (第 4 章)		
	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮に努めている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
<b>5 子育て支援の実施</b>			
	課題の発生予防、早期発見、適切な対応につなげるために、子どもや保護者を観察したり、一緒に活動し、普段と違ったところを感じとれるように努めている (第 3 章 3)		
(1) 保護者の 子育て 支援	支援に当たっては、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ相互の信頼関係構築に努めている (第 3 章 4)		
	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮している (第 4 章)		
	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施して、保護者が広く地域の人々との関わりを持てるように支援している (第 4 章)		



項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	児童虐待の予防を心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援し、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たしている (第 4 章)		
	児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
(2) 乳幼児支援	乳幼児が保護者とともに利用している (第 4 章)		
	保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進している (第 4 章)		
	子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して子育て支援活動を実施している (第 4 章)		
	子育て支援活動を計画的・定期的を実施することにより、子どもと保護者との関わりを促している (第 4 章)		
	子育て支援活動の参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援している (第 4 章)		
	(独自の実践)		
(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を通じて、子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、保護者が、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ねあわせる機会となるようにしている (第 4 章)		
	中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進している (第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重している (第 4 章)		
	実施に当たっては、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図っている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
(4) 地域の 子育て 支援	地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすよう努めている (第 4 章)		
	子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行っている (第 4 章)		
	地域住民や NPO、関係機関と子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
6 地域の 健全育 成の環 境づくり	児童館の活動内容等を広報している (第 4 章)		
	地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めている (第 4 章)		
	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めている (第 4 章)		
	地域組織活動の協力を得ながら、子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設としての機能を発揮するように努めている (第 3 章 5・第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
7 ボランティア等の育成と活動支援	児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援している (第 4 章)		
	児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにしている (第 4 章)		
	地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的にボランティア活動ができるように支援している (第 4 章)		
	中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
8 放課後児童クラブの実施と連携	児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努めている (第 4 章)		
	児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように遊びや活動に配慮している (第 4 章)		
	児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮している (第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用している (第 4 章)		
	児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように配慮するとともに、協力をを行うなどの工夫をしている (第 4 章)		
	(独自の実践)		

**家庭・学校・地域との連携に関する事項**

- この章の「確認のためのポイント」は、「児童館ガイドライン」第 8 章の項目に照応しています。なお、項目ごとの末尾に設けてある空欄には、「確認のためのポイント」に記述されていること以外に実践していることがある場合に、その活動に関する振り返り・改善のアイデアを記入してください。無理にすべてを埋めようとせず、思いつくことから書いてください。
- 必ずしも「確認のためのポイント」のすべての項目について記入するのが良いという訳ではありません。自分たちの児童館で実施可能な活動や大切にしていること、地域の状況に応じて必要と考えられることとして合致する項目について記入し、関係者とその内容を共有しながら検討を深めることで、地域の子どもにとってより良い運営・活動へとつなげていくことが大切です。

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
1 家庭との 連携	子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行っている		
	子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行っている		
	《子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもへの援助を行っている場合》 必ず記録をとり、職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている		
	(独自の実践)		
2 学校との 連携	児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図っている		
	児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めている		
	災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えている		
	(独自の実践)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
3 地域及び 関係 機関等 との連携	児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともに、信頼関係を築いている		
	地域住民等が児童館を利用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている		
	日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めている		
	要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いている		
	児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室との連携を図っている		
	(独自の実践)		

## おわりに

- 開発した確認ツールは、「はじめに」に示したとおり、直接児童館の運営に携わる方々と現場で働く児童厚生員を主たる利用者として想定し、そうした方々が「児童館ガイドライン」の内容を理解し、現場での実践に活かせるようにという観点から記述しています。
- 確認ツールの内容は、大型児童館に関する章以外の「児童館ガイドライン」の内容を網羅的にまとめたものとなっており、自治体の児童館所管課、児童館運営団体本部、児童館長のみならず、児童館の運営に関わる地域の関係団体や児童館運営委員会委員、児童館の指定管理者選定に関わる方、民生・児童委員など、様々な立場の方にとっても、児童館がどういうものであるのかを理解するのに役立つものとなっています。
- 特に、自治体の児童館所管課や児童館運営団体本部、児童館長にとっては、自らの自治体（運営団体）が運営する児童館のあり方や理念を検討したり、自己評価、第三者評価、行政モニタリング調査等の評価の視点を検討する場合など、多様な場面で参考とすることができるものです。
- より多くの方々に参照していただき、今回発出された新しい「児童館ガイドライン」が普及することを願っています。

## 参考 「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月 1 日子発 1001 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知 別紙）

### 第 1 章 総則

#### 1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

#### 2 目的

児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

#### 3 施設特性

##### (1) 施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② 子どもが遊ぶことができる。
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
- ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

##### (2) 児童館における遊び

子どもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。子どもはそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

##### (3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の 3 点である。

###### ① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。

子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

###### ② 多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。

これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることが



できる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

### ③地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

## 4 社会的責任

- (1) 児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。
- (2) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (3) 児童館は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (4) 児童館は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

## 第 2 章 子ども理解

本章では、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

### 1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

### 2 児童期

6 歳から 12 歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の子どもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

おおむね 6 歳～8 歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね 9 歳～10 歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね 11 歳～12 歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始める。

### 3 思春期

13 歳から 18 歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等の子ども（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

## 第 3 章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を 5 項目に区分して示している。この章は、第 4 章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

### 1 遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進

子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、子どもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育てていく。

児童厚生員は、子ども一人ひとりと関わり、子どもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、子どもの遊びや日常の生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員が子どもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりの子どもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

### 2 子どもの安定した日常の生活の支援

児童館は、子どもの遊びの拠点と居場所となることを通じて、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、子どもの安定した日常の生活を支援することが大切である。

児童館が子どもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れた子どもが「来てよかった」と思え、利用している子どもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れる子どもの心理と状況に気付き、子どもと信頼関係を築く必要がある。

### 3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。その際、児童館を利用する子どもや保護者の様子を観察することや、子どもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。

### 4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

## 5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域の子どもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

## 第 4 章 児童館の活動内容

本章では、第 3 章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を 8 項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、子どもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

### 1 遊びによる子どもの育成

- (1) 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。
- (2) 児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- (3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

### 2 子どもの居場所の提供

- (1) 児童館は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。

### 3 子どもが意見を述べる場の提供

- (1) 児童館は、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重されるように努めること。
- (2) 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようにすること。
- (3) 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (4) 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

### 4 配慮を必要とする子どもへの対応

- (1) 障害のある子どもへの対応は、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) 子ども間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) 子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応

することが求められること。

- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) 子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。
- (7) 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮に努めること。

## 5 子育て支援の実施

### (1) 保護者の子育て支援

- ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
- ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

### (2) 乳幼児支援

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的を実施することにより、子どもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

### (3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

- ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。
- ③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うこと。

### (4) 地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

## 6 地域の健全育成の環境づくり

- (1) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (2) 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (3) 子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

- (4) 地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

#### 7 ボランティア等の育成と活動支援

- (1) 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること。

#### 8 放課後児童クラブの実施と連携

- (1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。
- ① 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
  - ② 多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
  - ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

### 第 5 章 児童館の職員

本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められる。

#### 1 児童館活動及び運営に関する業務

- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
- (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。
- (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
- (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。
- (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
- (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。
- (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

## 2 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。
- (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。
- (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
- (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。
- (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。
- (6) 必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

## 3 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、子どもや保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

- (1) 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- (2) 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援する。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- (4) 地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- (5) 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- (6) 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。
- (7) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

## 4 児童館の職場倫理

- (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
  - ① 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
  - ② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
  - ③ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
  - ④ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
  - ⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- (3) 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- (4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持つこと。

## 5 児童館職員の研修

- (1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努める必要がある。
- (2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
- (3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験に応じた研修内容にも配慮すること。
- (4) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

## 第 6 章 児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。

### 1 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- (1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。
  - ① 静養室及び放課後児童クラブ室等
  - ② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等
  - ③ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等
- (2) 乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

### 2 運営主体

- (1) 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- (2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。
- (3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

### 3 運営管理

#### (1) 開館時間

- ① 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
- ② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

#### (2) 利用する子どもの把握・保護者との連絡

- ① 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

#### (3) 運営協議会等の設置

- ① 児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- ② 子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的に関催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。

#### (4) 運営管理規程と法令遵守

- ① 事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報等の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。
- ② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。
  - ア 子どもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と子どもの権利擁護
  - イ 虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
  - ウ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止
  - エ 業務上知り得た子どもや家族の秘密の守秘義務の遵守
  - オ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護
  - カ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築
  - キ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上
  - ク 事業の社会的責任や公共性の自覚

#### (5) 要望、苦情への対応

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- ② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

#### (6) 職員体制と勤務環境の整備

- ① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 38 条に規定する「児童の遊びを指導する者」(児童厚生員)の資格を有する者を 2 人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。
- ② 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、また、職員が健康・安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険、厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。

### 第 7 章 子どもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。

#### 1 安全管理・ケガの予防

##### (1) 事故やケガの防止と対応

子どもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

##### (2) 施設・遊具の安全点検・安全管理

- ① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日



実施すること。その安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。

- ② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。
- ③ 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。

### (3) 事故やケガの緊急時対応

- ① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。
- ② 子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AED の設置が望ましい。
- ③ 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。
- ④ 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。

## 2 アレルギー対策

- (1) アレルギー疾患のある子どもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。
- (2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

## 3 感染症対策等

- (1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- (2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。なお、子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

## 4 防災・防犯対策

### (1) マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

### (2) 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置(学校 110 番・非常通報体制)や消火設備等(火災報知機、消火器)を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。

### (3) 地域ぐるみの安全確保

来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成 30 年 7 月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。

### (4) 災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努める

こと。

## 5 衛生管理

- (1) 子どもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。
- (2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮すること。
- (3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

## 第 8 章 家庭・学校・地域との連携

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域の子どもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。

### 1 家庭との連携

- (1) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
- (2) 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。
- (3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。

### 2 学校との連携

- (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) 児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。
- (3) 災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

### 3 地域及び関係機関等との連携

- (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3) 子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもと福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室との連携を図ること。

## 第 9 章 大型児童館の機能・役割

設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A 型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、子どもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B 型児童館」がある。

本章では、これらを含めて子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。

## 1 基本機能

大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。

なお、小型児童館及び児童センターは、子どもが利用しやすいよう子どもの生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあっては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域の子どもの遊びの機会を提供することが望ましい。

## 2 県内児童館の連絡調整・支援

県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を十分に発揮するために、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。
- (2) 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。
- (3) 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- (4) 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- (5) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
- (6) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。
- (7) 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。

## 3 広域的・専門的健全育成活動の展開

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。
- (2) 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。
- (3) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。
- (4) 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、計画的に活用すること。
- (5) ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、子ども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。

### ※ 用語等について

- ・ 「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、子どもの健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいう。
- ・ 「放課後児童クラブ」とは、法第 6 条第 3 項の 2 に規定する「放課後児童健全育成事業」をいう。
- ・ 大型児童館については、設置運営要綱において 3 つの類型が示されているが、本ガイドラインでは「A 型児童館」及び「B 型児童館」について記述している。



厚生労働省 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
「改正児童館ガイドライン（仮称）」の理解を促すための調査研究 成果  
－「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月）を理解するための確認ツールの開発－

「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツール

～児童館の運営改善と活動内容の活性化のために～

平成 31 年 3 月

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2 - 3

電話：03-5281-5275



參考資料





## 「児童館ガイドライン」活用実態調査 (厚生労働省「平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」)

本調査は現行の「児童館ガイドライン」の活用状況や児童館や運営団体等において独自に作成されているチェックリストの有無等についてお伺いし、今後の施策を検討するための基礎資料とすることを目的として全国の市区町村ならびに公設民営の児童館運営団体を対象に実施するものです。

皆様におかれましては、御多用のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご賢察の上、何卒ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### 調査の概要とご記入にあたっての留意点等

1. 本調査は、厚生労働省平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として採択を受け、一般財団法人児童健全育成推進財団の御協力を得て実施しています。
2. 調査対象：全国の市区町村及び市区町村管内の公設民営児童館の運営団体本部を対象とします。  
※ただし、平成 30 年 7 月豪雨により災害救助法の適用を受けた全国 11 府県 65 市 38 町 4 村を除く。
3. 調査基準日：特に指定する場合を除き、平成 30 年 9 月 1 日現在の状況について回答
4. ご回答者：児童館の運営について御回答いただける御担当者様
5. 調査提出締切日：**平成 30 年 9 月 26 日 (水) 弊社必着**  
※市区町村児童館担当課の方は、回収した「②公設民営児童館の運営団体本部票」とまとめて御返送いただけるよう御協力をお願いいたします。
6. 調査の流れ：**裏面 (2 ページ) のフローチャートをご参照ください。**
  - (1) 全国の市区町村児童館担当課に「①市区町村票」「②公設民営児童館の運営団体本部票 (以下、運営団体本部票)」を送付させていただいております。
  - (2) 市区町村児童館担当課におかれましては、大変お手数をおかけいたしますが、児童館の設置有無にかかわらず「①市区町村票」へのご回答をお願いいたします。
  - (3) また、公設民営の児童館を設置している市区町村におかれましては、管内の公設民営児童館の運営団体本部への「②運営団体本部票」の配布・回収をお願いいたします。
  - (4) 公設民営児童館の運営委託先 (指定管理) が複数ある場合には、「①運営している児童館数が最も多い団体」、①が複数ある場合には、①の中で「児童館の運営経験が最も長い団体」へ配布していただければ幸いです。
  - (5) 公設民営の児童館の運営団体本部の方は、「②運営団体本部票」にご回答いただいた後、市区町村の児童館担当課へお渡し下さりますと幸いです。
  - (6) 市区町村担当課より、「①市区町村票」「②運営団体本部票」をまとめて御返送いただけるよう御協力をお願いします。児童館を設置していない、または公設民営の児童館を設置していない場合には「①市区町村票」のみ御返送ください。
7. ご記入にあたっての留意点
  - (1) 御記入いただいた情報はすべて統計的に処理し、法人名／施設名が公表されることはございません。また、調査研究の目的以外では一切使用いたしません。
  - (2) 本調査のご回答は任意です。あくまで御協力いただける範囲でご回答いただければと存じます。
  - (3) 弊社はプライバシーマーク認定事業者です。ご提出いただきました個人情報(以下、「個人情報」)は弊社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理します。
  - (4) 本調査の趣旨および回答方法等に関する御質問は、下記の調査事務局までお問い合わせ下さい。

#### 【調査事務局 (お問い合わせ先)】

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2-3

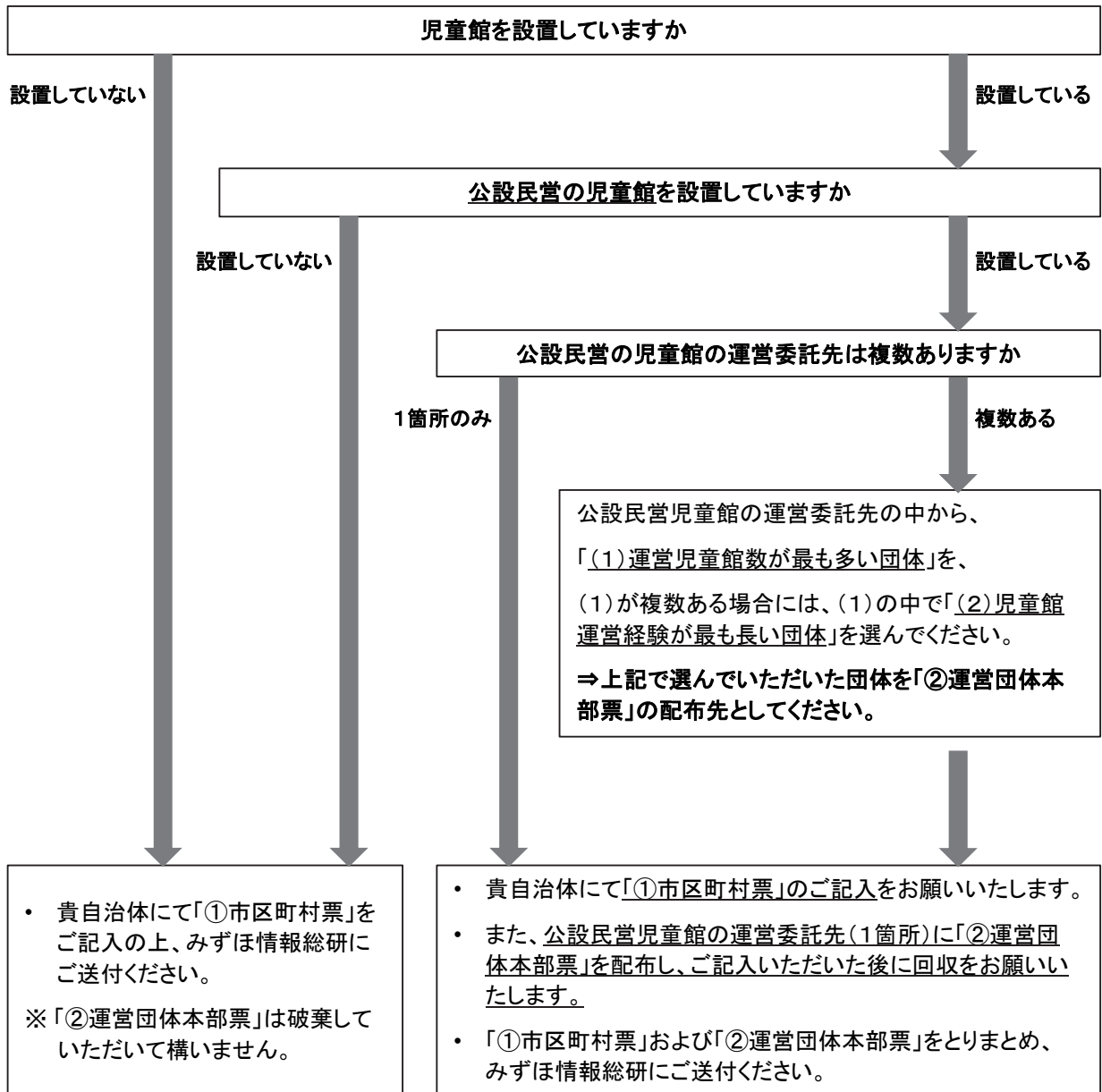
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

担当：\*\*\*・\*\*\*・\*\*\*・\*\*\*

Tel : 03-5281-5275 (土日祝日を除く 9:00~16:00) FAX : 03-5281-5443

E-mail : \*\*\*\*@mizuho-ir.co.jp

## ●調査の流れ



## ●調査項目

### I. 貴団体の概要について

問1. 貴団体の自治体名をご記入ください。(自由回答)

※貴団体が公設民営児童館の運営団体本部の場合は、本アンケート調査の配布元である自治体名をご記入ください。

※本設問以降は、こちらでご記入いただいた自治体管内で運営している児童館について御回答ください。

_____	都・道・府・県
_____	市・区・町・村

問2. 貴団体の種別について、あてはまるものをお選びください。(○は1つ)

1. 自治体 【→問3へ】	
2. 公設民営児童館の運営団体本部 【→問4～問7へ】	



●以降の設問は貴団体が運営している下記の児童館についてご回答ください。

※以下における「貴自治体」は、「問1でご回答いただいた自治体」と定義いたします。

回答者	対象となる児童館
自治体	貴自治体（※）の管内に設置された公設公営の児童館
公設民営児童館の運営団体本部	貴自治体（※）の管内において、貴団体が運営している児童館

## II. 「児童館ガイドライン」の周知状況について

問8. 国が平成23年3月に策定した「児童館ガイドライン」の認知状況について、あてはまるものをお選びください。（○は1つ）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童館ガイドラインを読んだことがあり、内容まで理解している</li> <li>2. 児童館ガイドラインを読んだことがあるが、内容までは理解できていない</li> <li>3. 児童館ガイドラインの名前を聞いたことはあるが、読んだことはない</li> <li>4. 児童館ガイドラインを知らない（名前を聞いたことがない）</li> </ol> |
|--|

問9. 【問8で「1. 児童館ガイドラインを読んだことがあり、内容までよく理解している」に○をつけた方のみお答えください。】

「児童館ガイドライン」に沿って児童館の運営をされていますか。（○は1つ）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「児童館ガイドライン」に沿っており、さらに独自の活動も付加した運営ができています</li> <li>2. 「児童館ガイドライン」に沿った運営ができています</li> <li>3. 「児童館ガイドライン」に沿った運営ができているところもあるが、十分ではない</li> <li>4. 「児童館ガイドライン」に沿った運営がほとんどできていない</li> </ol> |
|---|

問10. 児童館の機能・役割として取り組んでいることについて、あてはまるものをお選びください。（あてはまるもの全てに○）※対象となる児童館のうち、1ヶ所でもあてはまっていれば○。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遊び・生活を通じた子どもの発達への増進</li> <li>2. 子どもの安定した日常の生活の支援</li> <li>3. 子どもと家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応</li> <li>4. 子育て家庭への支援</li> <li>5. 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進</li> <li>6. その他（ ）</li> </ol> |
|--|

問11. 現行の児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容について、あてはまるものをお選びください。（あてはまるもの全てに○）※対象となる児童館のうち、1ヶ所でもあてはまっていれば○。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遊びによる子どもの育成</li> <li>2. 子どもの居場所の提供</li> <li>3. 保護者の子育ての支援</li> <li>4. 子どもが意見を述べる場の提供</li> <li>5. 地域の健全育成の環境づくり</li> <li>6. ボランティアの育成と活動</li> <li>7. 放課後児童クラブの実施</li> <li>8. 配慮を必要とする子どもの対応</li> <li>9. その他（ ）</li> </ol> |
|--|

問12. 児童館の活動における連携先について、あてはまるものをお選びください。

（あてはまるもの全てに○）※対象となる児童館のうち、1ヶ所でもあてはまっていれば○。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭</li> <li>2. 学校</li> <li>3. 地域組織・団体</li> <li>4. その他（ ）</li> </ol> |
|---|

問13. 子どもの安全対策・衛生管理に関する児童館の取組みについて、あてはまるものをお選びください。

（あてはまるもの全てに○）※対象となる児童館のうち、1ヶ所でもあてはまっていれば○。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全管理・ケガの予防</li> <li>2. アレルギー対策</li> <li>3. 防災・防犯対策</li> <li>4. 衛生管理</li> <li>5. 感染症対策</li> <li>6. その他（ ）</li> </ol> |
|---|

### III. 児童館の活動や「チェックリスト」について

以降の設問では、児童館の運営・活動に関する自己評価の際に利用するツール（以下、「チェックリスト」という。）についてお伺いします。「チェックリスト」の例として以下のようなものが考えられますが、名称が異なっても構いません。

「チェックリスト」の例

- 児童館の運営・活動に関する自己評価の際に利用するツール
  - 「自己評価表」「自己点検表」「運営指針」「チェックリスト」「マニュアル」等

#### 1. 児童館の活動に関する評価についてお伺いします。

問 14. 児童館の運営・活動に関する評価について、あてはまるものをお選びください。（○は1つ）

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1. 評価を実施している  | 【→問 15 へ】      |
| 2. 評価は実施していない | 【→問 25（8ページ）へ】 |

問 15. 【問 14 で「1. 評価を実施している」に○をつけた方のみお答えください。】

児童館の運営・活動に関する評価の具体的な方法について、あてはまるものをお選びください。（あてはまるもの全てに○）

- |  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 自治体所管課によるモニタリング調査                     |                     |
| 2. 自治体所管課による利用者等の満足度調査                   |                     |
| 3. 児童館運営団体による利用者等の満足度調査                  |                     |
| 4. 外部委託による第三者評価の実施                       |                     |
| 5. 自治体が作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価         | ⇒【問 16～24 にお答えください】 |
| 6. 児童館運営団体が自主的に作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価 | ⇒【問 16～24 にお答えください】 |
| 7. 個別の児童館が自主的に作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価  | ⇒【問 16～24 にお答えください】 |
| 8. その他（                                  | ）                   |

【問 15 で「5. 自治体が作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価」または「6. 児童館運営団体が自主的に作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価」「7. 個別の児童館が自主的に作成した児童館運営チェックリスト等に基づく自己評価」のうち1つ以上に○をつけた方のみお答えください。】

⇒ 上記以外の方は問 25（8ページ）へお進みください。

#### 2. 児童館の活動の評価の際に使用されている「児童館運営チェックリスト」についてお伺いします。

※「チェックリスト」が複数ある場合には、最も活用されている「チェックリスト」についてご回答ください。

問 16. 「チェックリスト」の作成者について、あてはまるものをお選びください。

（あてはまるもの全てに○）

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| 1. 自治体所管課が作成     | 4. 個別の児童館が作成 |
| 2. 児童館運営団体本部が作成  | 5. その他（      |
| 3. 外部専門機関が作成（委託） | ）            |

問 17. 「チェックリスト」の作成時期・改定回数について御記入ください。

最初に作成した時期	年	月
（更新・改定を行った場合）直近の更新・改定時期	年	月
（更新・改定を行った場合）更新・改定の回数		回

問 18. 「チェックリスト」の名称をご記入ください。(自由回答)

問 19. 「チェックリスト」のチェック項目は、現行の児童館ガイドラインを踏まえて設定されていますか。  
(○は1つ)

1. 児童館ガイドラインを踏まえている
2. 児童館ガイドラインの内容を踏まえつつ、独自の観点も盛り込んでいる
3. 児童館ガイドラインの一部は盛り込まれているが、網羅的ではない
4. 児童館ガイドラインを踏まえていない
5. その他 ( )

問 20. 「チェックリスト」の主な内容について、あてはまるものをお選びください。  
(あてはまるもの全てに○)

1. 子どもの理解に関すること	6. 家庭・学校・地域・関係機関との連携
2. 児童館の機能・役割	7. 児童館館長の職務内容等
3. 児童館の活動内容	8. 児童厚生員の職務内容等
4. 児童館の運営	9. その他 ( )
5. 子どもの安全対策・衛生管理	

問 21. 「チェックリスト」作成の際に考慮している法令・資料等について、あてはまるものをお選びください。  
(あてはまるもの全てに○)

1. 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)
2. 児童福祉法 (昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)
3. 児童の権利に関する条約 (平成 6 年 5 月 16 日条約第 2 号)
4. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)
5. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成 23 年厚労省令第 23 号)
6. 児童館の設置運営について (平成 12 年 7 月 14 日、児発第 649 号厚生省児童家庭局長通知)
7. 児童館ガイドライン (平成 23 年 3 月 31 日、雇児発 0331 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
8. 児童館版福祉サービス第三者評価ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン (別紙 1 (平成 18 年 8 月 31 日、雇児育発第 0831001 号、社援基発第 0831001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知))
9. 放課後児童クラブ運営指針 (平成 27 年 3 月 31 日、雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知) 及び放課後児童クラブ運営指針解説書 (平成 29 年 3 月 31 日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室事務連絡)
10. 放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて (平成 30 年 7 月 11 日、子子発 0711 第 1 号、30 生社教第 4 号、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長・文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱通知) 【現行通知】または【旧通知】  
※旧通知名：放課後児童クラブ (児童館) への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて (平成 17 年 12 月 14 日、雇児育発第 1214001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 【旧通知 ※現在は廃止】
11. 上記以外の児童館活動に関連する法令・通知等 (障害、アレルギー対策、保育に関する法令・通知等)
12. 一般財団法人児童健全育成推進財団発行の書物等 (「児童館論」「健全育成論」など)
13. その他 ( )
14. わからない
15. 参考にしているものはない

問 22. 「チェックリスト」に基づく評価の活用方法について、あてはまるものをお選びください。  
(あてはまるもの全てに○)

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 1. 事業所内の活動の改善   | 5. 評価結果の公表 (ホームページ等) |
| 2. 業務マニュアル等の見直し | 6. 評価結果を基にした外部評価の取得  |
| 3. 業務分担の見直し     | 7. 活用していない           |
| 4. 研修の実施        | 8. その他 ( )           |

問 23. 「チェックリスト」の活用による効果について、あてはまるものをお選びください。  
(あてはまるもの全てに○)

- |                           |                     |
|---------------------------|---------------------|
| 1. 運営の理念や考え方が職員や利用者に浸透した  | 7. 児童館館長の意識が向上した    |
| 2. 利用者や地域の新たなニーズの把握につながった | 8. 児童厚生員の意識が向上した    |
| 3. 利用者が増加した               | 9. 児童館職員の職場満足度が向上した |
| 4. 利用者の満足度が向上した           | 10. 児童館職員の定着率が向上した  |
| 5. 利用者の苦情が減った             | 11. その他 ( )         |
| 6. 自治体所管課の意識が向上した         |                     |

問 24. 「チェックリスト」の活用における課題について、あてはまるものをお選びください。  
(あてはまるもの全てに○)

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 1. 評価基準が統一されていない                    |
| 2. 運用方法が統一されていない                    |
| 3. 「チェックリスト」の必要性に対する自治体所管課の理解に課題がある |
| 4. 「チェックリスト」の必要性に対する児童館館長の理解に課題がある  |
| 5. 「チェックリスト」の必要性に対する児童厚生員の理解に課題がある  |
| 6. 個別の児童館により温度差がある                  |
| 7. その他 ( )                          |

貴団体にてご利用されている「チェックリスト」および評価結果整理に関する様式等について、御提供いただいても差支えないようでしたら、本アンケートの返送用封筒に御同封いただければ幸いです。

#### IV. 児童館施策全般に関する御意見

問 25. 児童館施策全般に関する御意見があればお聞かせ下さい。(自由回答)

--

#### V. 貴団体の基本属性・ヒアリングへの御協力可否

注：ヒアリング調査の可否についてもご回答ください。ヒアリング調査は、本アンケートに関連してより詳しいお話を伺うためのものです。

(1) 団体名	
(2) 担当部署	
(3) ご記入者名	
(4) E-mail	
(5) 電話番号	
(6) ヒアリング調査	可 ・ 不可

★設問は以上です。御協力ありがとうございました。★



<参考資料 2>

「児童館ガイドライン」活用実態調査 調査対象外地域一覧

- 内閣府「平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第 17 報】」(2018(平成 30)年 8 月 10 日公表)に基づき、2018(平成 30)年 7 月豪雨により災害救助法の適用を受けた全国 11 府県にある 65 市 38 町 4 村を調査対象外とした。
- 調査対象外とした団体は以下のとおりである。

都道府県	災害救助法適用市町村
岐阜県 (13 市 6 町 2 村)	岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村
京都府 (6 市 3 町)	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
兵庫県 (9 市 6 町)	姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、丹波市、朝来市、宍粟市、養父市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町
鳥取県 (1 市 9 町)	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
島根県 (1 市 1 町)	江津市、邑智郡川本町
岡山県 (12 市 5 町 1 村)	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、加賀郡吉備中央町、英田郡西粟倉村
広島県 (11 市 4 町)	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県 (1 市)	岩国市
愛媛県 (5 市 2 町)	今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
高知県 (4 市 2 町 1 村)	安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村
福岡県 (2 市)	飯塚市、久留米市

## <参考資料3>

# 『『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール』の開発に当たっての事前サーベイ

## 第1節 調査の概要

### 1. 目的

- 本事業において作成する確認ツールは、児童厚生員をはじめとした直接児童館運営に携わる方々が児童館ガイドラインの内容を理解し、望ましい児童館のあり方を確認・点検することを促すことを目的としている<sup>1</sup>。
- そのため、本確認ツールの内容を検討するにあたっては、「児童館ガイドライン」の趣旨・目的や背景、考え方等について今一度理解を深め、現場にとってわかりやすいかたちで反映させていくことが必要となる。
- そこで、確認ツール作成に向けた作業の第一段階として、「児童館ガイドライン」の各項目ごとに関連する文献等から当該項目の背景・考え方、参考となる情報等の素材を収集した。

### 2. 調査方法

- 「児童館ガイドライン」第1章～第8章の項目ごとに、関連する記載のみられる文献等を精査のうえ、以下のポイント別に内容を整理した。
- 本事業で作成する確認ツールは、小型児童館・児童センターを対象とすることにしたため、第9章(大型児童館の機能・役割)についての調査は割愛している。

#### 事前サーベイの整理の観点

項目	整理の観点
H23 ガイドライン	平成23年公表の児童館ガイドラインにおける記載を抜粋した。
背景・基本的考え方	当該項目の設置・内容改正をめぐる背景や基本的な考え方を整理した。(十分な情報が得られない部分については、WGの議論で補い記載している。)
関連法令・通知等	当該項目の内容に関連する法令・通知等を収集し、整理した。
参考情報等	当該項目の内容に関連する文献等を収集し、整理した。

### 3. 調査対象文献等

- 調査は、児童館・放課後児童クラブの運営等に関連性の高い以下の文献等を中心に行った。このほか、必要に応じて関連性の高い文献を適宜収集・整理した。

<sup>1</sup> 社会保障審議会児童部会 遊びのプログラム等に関する専門委員会(2018)「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について報告書(案)」(第14回遊びのプログラム等に関する専門委員会(2018年9月20日)資料3)

## 主な参考文献等

### 【平成 23 年公表の児童館ガイドライン】

児童館ガイドライン(平成 23 年 3 月 31 日、雇児発 0331 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 【遊びのプログラム等に関する専門委員会報告書】

社会保障審議会児童部会 遊びのプログラム等に関する専門委員会「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について 報告書」, 2018

### 【児童館ガイドライン策定に係る社会保障審議会児童部会における検討過程】

第 11 回遊びのプログラム等に関する専門委員会(2018 年 1 月 12 日)配布資料

第 12 回遊びのプログラム等に関する専門委員会(2018 年 3 月 23 日)配布資料

第 13 回遊びのプログラム等に関する専門委員会(2018 年 3 月 23 日)配布資料

第 14 回遊びのプログラム等に関する専門委員会(2018 年 3 月 23 日)配布資料

第 1 回今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ(2017 年 11 月 28 日)配布資料

第 2 回今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ(2018 年 3 月 12 日)配布資料

### 【法令・通知等】

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)

児童の権利に関する条約(平成 6 年条約第 2 号)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)

児童館の設置運営について(平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号)

放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年 3 月 31 日、雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 【関連文献】

財団法人こども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」(平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006

秋草学園短期大学「児童館の運営内容等に関する調査研究」(平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業報告書), 2015

一般財団法人児童健全育成推進財団「児童館における子育て支援等の実践状況に関する研究」(平成 27 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業), 2016

一般財団法人児童健全育成推進財団「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する研究」(平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業), 2017

みずほ情報総研株式会社「児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に関する調査研究」(平成 27 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業), 2018

厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」, 2017

## 第2節 調査結果のまとめ

- まず、児童館ガイドラインは、児童福祉法第40条にもとづいて示された技術的助言であることを確認した。

### 【児童福祉法】(昭和22年12月12日法律第164号)

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

### 【児童館ガイドライン(廃止)】(平成23年3月31日雇児発0331第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

児童の健全育成の推進については、かねてより特段の御配慮いただいているところであるが、この度、別紙のとおり「児童館ガイドライン」を策定したので、通知する。

児童館は、地域のすべての児童に健全な遊びを通してその健康を増進し、又は情操を豊かにする施設とされているが、職員の専門性を生かして子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応も期待されているところである。

本ガイドラインは、児童館の運営や活動が地域の期待に応じるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである。

児童館の運営・活動は、本ガイドラインを参考に、常に児童館における活動や運営の向上に努められたい。

市町村は、各児童館の運営状況等の把握に努め、必要な指導・助言を行う等、その充実・向上が図られるよう御尽力願いたい。

貴職におかれては、このような観点から、本ガイドラインを参考に児童館の運営等が一層充実されるよう貴管内の地方公共団体及び各児童館等の関係者に周知されたく併せてお願いする。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

### 【児童館ガイドライン】(平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)

このたび、平成23年3月に策定した「児童館ガイドライン」を別紙のとおり改正をしたので通知する。

改正の方向性としては、昨今の児童福祉法改正や、子どもの福祉的な課題への対応、子育て支援に対する児童館が持つ機能への期待を踏まえたものであり、主に次の観点から改正を行っている。

- ・児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示したこと
- ・児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理したこと
- ・子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示したこと
- ・児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めたこと
- ・子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を加筆したこと
- ・大型児童館の機能・役割について新たに示したこと

貴職におかれては、今般のガイドラインの改正を踏まえ、児童館の運営等が一層充実されるよう貴管内の地方公共団体及び各児童館等の関係者に周知されたく併せてお願いする。

これに伴い、「児童館ガイドラインについて」(平成23年3月31日雇児発0331第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の通知は廃止する。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

- 以下、児童館ガイドラインの項目ごとに、関連情報を整理する。

## 第1章 総則

### 1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

(H23 ガイドライン)

- 平成23年公表の児童館ガイドライン(平成23年3月31日、雇児発0331第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(以下、「H23 ガイドライン」という。)の該当項目は以下の通りである。

## 1 児童館運営の理念と目的

### (1) 理念

児童館は、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。故に児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。

### (背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業及び平成 27～29 年度子ども子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- 児童館ガイドラインは、「18 歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成すること」を児童館の目的とし、「子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図る」ことを求めている。この目的が個々の児童館にどのように受け止められ、実際の児童館活動の中でどう取り組まれているか、課題は何かを調査して、市区町村の児童館施策に児童館ガイドラインの内容を反映するための諸条件を検討する必要がある。(平成 27 年度事業)
- 児童館の基本的な理念や考え方を継承しつつ時代の潮流等に応じて昇華・発展させていけるよう、すべての児童館関係者が「児童館ガイドライン」に示された児童館の理念と目的、機能や役割等について共通の理解を持つことが不可欠である。(平成 29 年度事業)

- また、遊びのプログラム等に関する専門委員会(以下、「専門委員会」という。)及び今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ(以下、「改正児童館ガイドライン WG」という。)において、「児童館ガイドラインの見直し等に係る検討項目・指摘事項」(以下、「見直し等に係る検討項目等」という。)が整理のうえ報告されている<sup>2</sup>。以下にその主なものを示す。

- 平成 28 年改正児童福祉法で明記された「児童の権利に関する条約」「子どもの意見の尊重」「子どもの最善の利益」について書き加える。
- 子どもの遊びが重要な役割を果たすこと「遊びの権利保障」を明記する。
- 子どもの権利条約の精神を子どもからの視点で書き込んでいく。

- 本事業において実施した第 1 回ワーキング・グループ(以下、「WG」という。)では、本項設置にあたっての背景等について、委員より以下のような指摘があがった。

- ・ ガイドラインは技術的な助言に該当することから、本来ならば児童福祉法第 40 条についての説明から始めなければならないところ、総則の理念と目的は条文を超えた表現になっている。そのため、技術的な助言を超えているという指摘もあった。しかし、戦後 70 年の時代の変化と、現代の児童館の必要性、今後の児童館を考えた時(第 40 条の改正)に、未来志向でないとガイドラインは成り立たないという考えがあった。今回の改正では、内容と子どもの権利条約がマッチした。

### (関連法令・通知等)

- 「子どもの心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる」、「年齢及び発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮される」ことについては、児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)及び児童の権利に関する条約(平成 6 年条約第 2 号)で以下のように定められている。

#### 【児童福祉法】

##### 第 1 章 総則

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 2 条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

#### 【児童の権利に関する条約】

##### 第 2 条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず

<sup>2</sup> 第 2 回今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ(2018 年 3 月 12 日)資料 2-1 より抜粋。なお、第 12 回遊びのプログラム等に関する専門委員会(2018 年 3 月 23 日)における指摘事項については本資料には含まれていないことから、別途、第 13 回遊びのプログラム等に関する専門委員会(2018 年 6 月 22 日)資料 1「第 12 回遊びのプログラム等に関する専門委員会 主な指摘事項等」を参照した。以下、全て同じ。

ず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

(参考情報等)

- 財団法人子ども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立されている。

① 理念が明文化されている。

② 理念に基づく基本方針が明文化されている。

(2) 理念、基本方針が周知されている。

① 理念や基本方針が職員に周知されている。

② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。

## 2 目的

児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

(2) 目的  
児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業及び平成 27～29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- (調査結果から明らかになった、児童館の発展に役立つと思われる共通事項として)児童福祉の理念と児童館の目的・役割を明確にした施策を展開している。(平成 26 年度事業)
- 児童館ガイドラインは、「18 歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成すること」を児童館の目的とし、「子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図る」ことを求めている。この目的が個々の児童館にどのように受け止められ、実際の児童館活動の中でどう取り組まれているか、課題は何かを調査して、市区町村の児童館施策に児童館ガイドラインの内容を反映するための諸条件を検討する必要がある。(平成 27 年度事業)

- また、専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 0 から 18 歳までの子ども全てを対象とすることを強調する。児童館は、中・高校生世代も行くことができることをきちんと明記する。

### 3 施設特性

#### (1) 施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② 子どもが遊ぶことができる。
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
- ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

#### (2) 児童館における遊び

子どもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。子どもはそれぞれの場で人やものと関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

#### (3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。

##### ① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点(館)である。子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」(以下「児童厚生員」という。)がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

##### ② 多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

##### ③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

(児童館ガイドライン)

- 本項は改正に伴い新設された項目であり、H23 ガイドラインの該当項目はない。

(背景・基本的考え方)

- 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について 報告書」(2018)(以下、「遊びのプログラム専門委員会報告書」という。)では、「子ども・子育て家庭を取り巻く状況は複雑多様化しており、子どもの貧困、児童虐待、いじめ等今日的な社会課題に対応しうる児童館の機能・役割のさらなる強化の期待が高まっている。」と述べている。
- 当該項目の背景となる調査結果として、平成26年度児童福祉問題調査研究事業及び平成27～29年度子ども・

子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- (調査結果から明らかになった、児童館の発展に役立つと思われる事項について) 児童館職員に対する地域の人々からの信頼が児童館活動の支えになっている。(平成 26 年度事業)
- (調査結果から明らかになった、児童館の発展に役立つと思われる事項について) 子育てや健全育成事業に関わる地域の人々や組織を含めた「子ども・子育て会議」「児童館のあり方検討会」等を通じて、市区町村内で幅広く児童館の役割及び成果と課題を共有している。(平成 26 年度事業)
- 子ども・子育て支援新制度における児童館に代わる「代替機能」問題を考えていく上では、多角的な検討が必要である。(平成 27 年度事業)
- 中標津町の「子育て支援・虐待ネットワーク」への位置づけをはじめ、「NP プログラム」の実施(新潟市)や、保健センターとの共催で「子育てマネジメント教室」(静岡市)など事業として児童館が子育て家庭への積極的な関わりを持っていることがわかる。しかし、全国的には、児童館は法的位置づけのある虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)のメンバーにも入っていないところも多い現状があり、実施事例の収集、行政機関への周知が必要と思われる。また、子どもの貧困対策が急務となる中で、児童館での子ども食堂の実践例(浦添市)や検討中の自治体もあり、児童館への期待を感じる。(平成 27 年度事業)
- いずれの施設も、要保護児童対策地域協議会への参加など児童福祉施設としての機能を発揮しながら、福祉的な課題の発見や解決していくための体制づくりに努力していることがわかった。福祉的な課題に対応する児童館の役割は、普遍的な活動になりつつあると考えられるため、児童館ガイドラインへの反映が必要である。(平成 28 年度)
- 児童館の役割や意義に対する社会の認知が十分ではないとの意見が多く聞かれた一方で、児童館が地域で果たしている役割を対外的に発信する取組事例も複数みられた。児童館と児童厚生員の役割が広く認知されるためには、児童館の役割を国として明示すること、また児童厚生員資格制度の構築等による児童厚生員の地位向上とともに、児童厚生員自身も自らが果たしている役割と今後の可能性を明らかにし、外部に対しても積極的に啓発していくことを一体的に推進していくことが重要であると示唆された。(平成 29 年度)
- 地域に根ざした長期的な活動や支援は、児童館が施設として存在し、そこに児童厚生員という専門性を有する人材がいるからこそ可能なことである。児童館の多機能性、地域性、拠点性について、「児童館ガイドライン」に明確に位置づけることが期待される。(平成 29 年度事業)

- また、専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 児童館の特性について解説する。
  - ①本人の意思による自由来館利用であること
  - ②異年齢の集団であること
  - ③不特定多数の来館者がいること
- 遊びが発達とどのように関連するのか、初任者が理解しやすいように書く。
- 児童館の施設特性は、ほかの児童福祉施設にはない特徴である。機能・役割に加えて、整理して書き加える。
  1. 地域の 18 歳未満の全ての子どもを対象とする。
  2. 遊びを中心とした活動を行っている。
  3. 子どもの健全育成を目的としている。
  4. 子どもが自分の意思で利用する施設である。
- 現状の児童館の役割に加え、児童館が持つ可能性まで踏み込んだ児童館の特性を定義する。
- 児童館の役割に、子どもたちの人間関係を構築することが重要であることを明記すべきである。

- 本事業の WG における主な指摘は以下の通り。

- ・ 「3 施設特性(新設)」については策定過程で議論があった。「遊び」に関する記載を総則のどの部分に含めるかの議論があり、最終的には施設特性に入れることとした。児童館としてのオリジナリティが 3 点(拠点性、多機能性、地域性)あることを明確にするという議論があった。3 点の特性に関して具体的な説明を加えた。
- ・ 「(1)施設の基本特性」については、子どもがどのような時にどのような状態で施設を利用するかの基本をまとめるため、施設特性の 6 項目の中で「①子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる」を最初に持ってきた。また、「一人(漢字)」を「ひとり(平仮名)」とした。「ひとり」という言葉を使ったのは「一人」と「独り」両方の意味がある為である。何人かで群れて遊び等の活動目的で来るだけでなく、助けを求める場合もあるように、様々な心理状態の子どもを受け止める側面を大事にしようということである。児童館を「開こう」ということを議論していく中で、このような記載となった。
- ・ 「(2)児童館における遊び」については、最初から入れようという議論があった。31 条の趣旨を反映しており、条約と児童館を結びつけている。
- ・ ①～③については議論の当初から取り上げられてきていた。改正版ガイドラインは子どもの視点からの記載に統一するというので、子どもにとってどうあるかを考えて構成した。これがまとめ方の特徴である。



- ・ 児童館が減ってきた理由の中に、代替機能があるという意見がある。大人と遊ぶ等、施設がなくてもできるなら施設は不要ではないかという意見もあった。これについて再検証し、整理したのが、本項の施設機能である。この部分は、すべて子どもの視点で考え、転換した。子ども自身のやりたいことを実現する、感情等を受け止める、解決する手段として機能するツールが児童館であるという流れを表した。子どもの貧困、社会的養護の必要にも関連している。子ども食堂、虐待等、活動や課題から子どもを見るのではなく、子どもから見られるような位置づけに児童館を置くべきという考えである。改正版ガイドラインを読み込むことで、自治体や運営団体が子どもとどう関わるかを考えられるツールにしたい。

(関連法令・通知等)

- 子どもが意見を表明する権利、遊び等を行う権利については、児童の権利に関する条約第 12 条及び 31 条に定められている。

**【児童の権利に関する条約】**

第 12 条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第 31 条

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

**4 社会的責任**

- (1) 児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。
- (2) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (3) 児童館は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (4) 児童館は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

(H23 ガイドライン)

- 本項は改正に伴い新設された項目であり、H23 ガイドラインの該当項目はない。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業及び平成 28～29 年度子ども子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- 各児童館ではアンケートや意見箱などを施設状況や事業に合わせて設定していたり、特に民営施設では苦情解決制度についても周知広報されていることがわかった。利用者主体の児童館運営が浸透している。(平成 28 年度事業)

- 本事業の WG における指摘は以下の通り。
  - ・ 「4 社会的責任」は、具体的に明記する必要があるということで新設した。(3)守秘義務、(4)苦情処理をここで明記した。
  - ・ 放課後児童クラブの設置運営基準と運営指針が先に整理されたが、児童館の社会的責任、役割を総則の中で整理をしようということになった。平成 23 年版ガイドラインでは、どのような活動をするかということ整理したが、改正版では役割を整理する為、本項目が新設された。

(関連法令・通知等)

- 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)では、社会福祉事業を営む者に対する情報提供、利用者等からの苦情の適切な解決を努力義務としている。

### 【社会福祉法】

第 75 条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス(社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。)を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(中略)

第 82 条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

### 【個人情報保護法】

第 3 条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

### 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)】

(児童福祉施設的一般原則)

第 5 条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

(中略)

(秘密保持等)

第 14 条の 2 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 14 条の 3 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017 年)では、放課後児童クラブの社会的責任について以下のように解説している。

#### (子どもの権利を尊重した育成支援に関する解説、一部抜粋)

- 放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童支援員等は、子どもの人権に十分に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う必要があります。体罰や言葉の暴力はもちろん、日常の育成支援の中で子どもに身体的、精神的苦痛を与えたり、過度の管理や規制を行うことが決してないようにしなければなりません。
- また、育成支援は、子どもの最善の利益を考慮して、子どものために行われるべきものであることから、放課後児童支援員等のみの考えで進めるのではなく、子どもに影響のある事柄については、子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要があります。そのためには、普段から子どもとの信頼関係を築けるように努めることが求められます。また、様々な場面において、言語化されていない子どもの思いや感情にも気付けるように努力し、子どもの意見を汲み上げる工夫をすること等、子どもが意見を述べやすい環境を整えることが望まれます。(以上すべて第 1 章総則)

#### (保護者や地域への情報開示に関する解説、一部抜粋)

- 放課後児童クラブは、地域社会の中で子育てについて重要な役割と責任を担っている事業です。
- 放課後児童クラブの運営主体には、地域社会との交流や連携を図り、地域の中で放課後児童クラブの存在や役割が十分に理解されるように努めることが求められます。そのためにも、放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブが行う育成支援の内容を個々の保護者に日常的に伝えるとともに、すべての保護者に定期的にわかりやすく説明することが必要です。そして、地域社会にも定期的に説明するよう努める必要があります。(以上すべて第 1 章総則)

#### (保護者や地域への情報開示に関する解説、一部抜粋)

- 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者に関する情報を、正当な理由がなく第三者へ提供してはなりません。
- 都道府県は、放課後児童支援員の認定を受けた者が、秘密保持義務に違反した場合やその他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合等には、当該者について認定を取り消すことができるとされています。
- なお、「子どもの利益に反しない限りにおいて」とは、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 2 項において、要支援児童等と思われる者を把握した場合に市町村へ情報提供すること及び児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。)第 6 条第 3 項において、児童虐待を発見した者が児童相談所等に通告す

ることは守秘義務違反に当たらないことが法律上明記されていることを踏まえたものです。また、個人データは本人の同意を得ないで第三者に提供してはなりません。個人情報保護法第23条第1項第1号では、例外規定として「法令に基づく場合」が掲げられており、児童福祉法第21条の10の5第1項に基づく情報提供及び児童虐待防止法第6条第1項に基づく通告は個人情報保護法違反になりません。

- さらに、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法第21条の10の5第1項に基づく情報提供及び児童虐待防止法第6条第1項に基づく通告は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられます。(以上すべて第1章 総則)

#### (子どもや保護者の苦情等への対応に関する解説、一部抜粋)

- 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体には、子どもや保護者の要望や苦情等に対して誠実に対応し、自らの事業運営や育成支援の内容を見直すことが求められます。そのためには、苦情に関する対応の経過を記録し、職員間で検討の機会を設けて、内容や対応について共通理解を図ることが望まれます。これらは、放課後児童クラブが社会的責任を果たしていく上で欠かすことのできないものです。
- 苦情を受け付けるための窓口があるということは、子どもや保護者が要望や苦情をどこに寄せればよいのかが明確にされているということです。(以上すべて第1章 総則)

- また、財団法人子ども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

#### 1 利用者本位の福祉サービス

- (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。
  - ① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。
  - ② 利用者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。
- (2) 利用者満足の向上に努めている。
  - ① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。
  - ② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。
- (3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。
  - ① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。
  - ② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。
  - ③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。

## 第2章 子ども理解

本章では、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

### 1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

### 2 児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の子どもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

おおむね6歳～8歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね9歳～10歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね11歳～12歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始める。

### 3 思春期

13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等の子ども(以下「中・高校生世代」という。)が集い、お互いの気持ちを表現し合

うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

(H23 ガイドライン)

- 本項は改正に伴い新設された項目であり、H23 ガイドラインの該当項目はない。

(背景・基本的考え方)

- 専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 0～18 歳未満のすべての児童の発達課題や特徴を書き加える。
- 発達については、中・高校生世代に関して、支え方や支援者に求められる力量の部分は新しく書く必要がある。
- 「中・高校生への取り組み」の項目を新たに起こし、発達課題についても触れていく。

- 本事業の WG における指摘は以下の通り。

- ・ 発達という言葉を含めたのは、児童館として専門性のある役割を果たす必要があることを表す為である。子どもの発達・理解という視点をいれることにより、子どもとの関わりの中において、児童厚生員に専門的な素養が求められる根拠、子どもの健全育成、権利に則る、発達の視点を事業の中に位置付けるということで画竜点睛と言うべきか、児童館の役割を担保するために設けられた。
- ・ 放課後児童クラブの運営指針で同様のことが示されているため、同じ様に児童館ガイドラインにも含めることとした。児童館は 18 歳未満が利用者となるため、乳幼児期、児童期、思春期に分けて整理した。思春期は「中・高校生世代」と表記を統一した。

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、子どもの発達状況の理解の重要性について、以下のように解説している。

(子どもの発達状況の理解に関する解説、一部抜粋)

- 人間の生活は同じことの繰り返しに見えて、実は日々変化しています。その変化を年齢によっておおまかに捉えると、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、思春期・青年期、壮年期、中年期、老年期というように時期区分することができます。子どもは、いくつかの時期を経て大人になっていきますが、それぞれの時期は次の時期の単なる準備段階ではなく、子どもにとって固有の意味と価値を持ちます。
- 放課後児童クラブは、児童期の子どもにふさわしい遊びや生活が可能となるよう環境を整え、個々の子どもに応じた育成支援を行います。そのためには、家庭や学校、地域における子どもの生活を踏まえて、子どもの発達の特徴や発達過程を具体的に把握し理解することが必要です。(以上すべて第 2 章 事業の対象となる子どもの発達)

### 第3章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を5項目に区分して示している。この章は、第4章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

#### 1 遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進

子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、子どもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育てていく。

児童厚生員は、子ども一人ひとりと関わり、子どもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、子どもの遊びや日常の生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員が子どもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりの子どもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

#### 2 児童館の機能・役割

##### (1) 発達の増進

子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。

(背景・基本的考え方)

- 遊びのプログラム専門委員会報告書では、今日の子どもの状況として「きょうだいや友達の数が減少し、子ども同士の遊びなどを通して獲得していく生活体験・技術、多様な人間関係の機会を減らしている」「子どもが集まり安心して遊ぶ場所や、自らの意思で子ども同士が自由に過ごす経験が縮小している」「地域で過ごす機会や身近な自然に触れる機会、地域の大人と交流する機会に恵まれない状況となっている」ことを指摘し、遊びを通じて子どもの発達の増進に努めることの重要性を述べている。
- 専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 子どもの遊びでは「子どもが主役」であることを書き加えたい。
- 一般的に「健全育成」の説明は難しいので、その解釈を入れていくべき。その際、以下の①～⑤の柱立てを参考にする。  
①身体健康増進、②心の健康増進、③知的適応能力、④社会的適応能力、⑤情操を豊かにする。
- 子どもの心身ともに健やかな育成を求めて、予防的な意味合いも含めて取り組むことを健全育成の内容に織り込む。
- 「健全育成」の用語については、大人にとって都合のいい子に育てるというイメージを持たれる場合がある。健全育成の中身をきちんと書くことを期待する。

- また、本事業の WG において以下のような指摘もあがった。
  - ・ 総則との関わりで、「子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する」の箇所では、どの部分を児童館の役割とするかを広く示した。子どもの地域での生活、視野に入れるべき関わりを広くとらえた子どもの発達という意味。拠点性、多機能性、地域性とリンクする。

(関連法令・通知等)

- 「児童館の設置運営について」(平成 2 年 8 月 7 日児発第 967 号厚生省児童家庭局長通知)では、小型児童館・児童センターの機能を以下の通りとしている。

**【児童館の設置運営について】**

1 小型児童館

(1) 機能

小型児童館は、次の機能を有するものであること。

ア 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに中学生、高校生等の年長児童(以下「年長児童」という。)の自主的な活動に対する支援を行うこと。

イ 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図ること。

ウ 子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援を行うこと。

エ その他、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うこと。

2 児童センター

(1) 機能

1の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

ア 運動に親しむ習慣を形成すること。

イ 体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体健康づくりを図ること。

ウ 大型児童センターにあつては、音楽、映像、造形表現、スポーツ等の多様な活動を通し、年長児童の社会性を伸ばし、心と身体健康づくりを図ること。

また、児童の社会参加活動や国際交流活動等を進めること。

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、遊びを通じた子どもの発達と子どもの発達状況を踏まえた育成支援について、以下のように解説している。

**(遊びを通じた子どもの発達に関する解説、一部抜粋)**

- 放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取組や、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われます。子どもにとって遊びとは最も自主的で真剣な活動です。子どもは遊びの中で自らの知恵や技能を思う存分発揮することができます。そして遊びはどんな相手とも平等に交わることが保障された活動です。また、遊びは総合的活動であり、子どもは遊びの中で様々なことを学習し、遊びを通して運動能力や社会性、創造性等々を発達させます。このように、遊びは、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動です。

- 遊びは、子どもにとって最も自主的な活動です。何をして遊ぶか、誰と遊ぶか、いつまで遊ぶか等々、遊びへの関わり方は本来、子ども自らが決めることができるものです。その意味では、「一人遊び」も「見ていること」も遊びへの参加として認められるものです。その時の子どもの体調や気分によって、選択される遊びの形態は異なるものですので、

子どもの意思は尊重されなければなりません。

- 同時に、遊びは文化であり、大人世代から子ども世代へと、ある地域から他の地域へと継承されていくものでもあります。大人には、より楽しい様々な遊びについて探究して、適切な形で子どもに伝えていくことが求められますし、子どもとともに遊びを創造していく必要もあります。
- 児童期の子どもの遊びには、大人の支援が重要な役割を果たします。なお、実際に援助する場合には、子どもの発達に応じた柔軟なものでなくてはなりません。たとえ「正しいこと」であっても、ある程度自立した仲間関係を持ち始めた児童期の子どもに対する頭ごなしの介入は、遊びを発展させませんし、子どもの自立を妨げる結果にもなってしまいます。(以上すべて第2章 事業の対象となる子どもの発達)

#### (子どもの発達状況を踏まえた育成支援に関する解説、一部抜粋)

- 児童期の子どもは、自己表現が多少なりとも複雑になります。放課後児童支援員等の「お帰り」の言葉に対して、皆が「ただいま」と元気よく応えるわけではないし、その時の心身の状態をすぐには話さないこともあります。照れてみたり、ふざけてみたり、すねてみたりという具合に、それぞれの子どもの表現は複雑です。それらを受け止めながら、一人ひとりをあたたかく迎えるところから、育成支援が始まります。(第2章 事業の対象となる子どもの発達)
- 児童期は次第に保護者から自立していく過程にあります。児童期前半では、保護者に何でも話していたのが、児童期後半では、保護者には内緒で友達に話すのが楽しくなっていくなどの変化が見られます。こうした自立しつつある子どもと保護者との間に立ち、双方の信頼を支え、高めるのも、放課後児童支援員等の役割です。(第2章 事業の対象となる子どもの発達)
- 放課後児童クラブでは、子どもや保護者の努力を身近に感じ、子どもの成長を発見することができます。時には、子どもの言動に戸惑うこともあれば、それまでの関わり方に迷いが生じることもあるでしょう。だからこそ、放課後児童支援員等は、日々の気付きを大切に育成支援を振り返る時間を持つ必要があります。そして、放課後児童クラブにおける休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等を含む子どもの生活全般を通して子どもの示す行動の意味を理解し、家庭や学校、地域社会及びそれを取り巻く文化的・社会的状況の変化を踏まえながら、子どもの発達について大局的な見通しを持つことが大切です。(第2章 事業の対象となる子どもの発達)
- 育成支援を行うに当たっては、子ども一人ひとりについて、その発達の状況や養育環境の状況等を把握することが必要です。このためには、保護者との日常的な情報交換や育成支援の場面を通じての気付き等が求められます。(第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容)

- また、財団法人こども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書)、2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

A 児童館等の活動に関する事項(小型児童館用付加項目)

3 小学生対応(各となる児童館活動)

- ① 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している。
- ② 職員が集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている。

## 2 子どもの安定した日常の生活の支援

児童館は、子どもの遊びの拠点と居場所となることを通して、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、子どもの安定した日常の生活を支援することが大切である。

児童館が子どもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れた子どもが「来てよかった」と思え、利用している子どもがそこに自分の求めている場や活動があつて、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れる子どもの心理と状況に気付き、子どもと信頼関係を築く必要がある。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

(2) 日常の生活の支援

子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること。

(背景・基本的考え方)

- 専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 「日常の生活を支援すること」の具体的な内容を示す。
- 日常の生活を支援することの具体的なイメージは、機能・役割の中で明記したほうがいい。
- 子どもの様子から何を気付いて支援していくのか加える。
- 児童館がどういう日常の生活の支援ができるのか表現できたらいい。
- 家庭や地域が支援し切れないところでの児童館の役割を具体的に記述していく。

○ 家に帰れない、家に帰っても居場所のない子どもたちの生活を支援する機能があってこそ「館」であり、それがなければ遊びの支援という「機能」があればいいこととなる。児童館が「館」であることの意味を再認識すべきである。

- また、本事業のWGにおいて以下のような指摘もあった。
  - ・ 自治体の児童館に関する答申等の中で、子どもが来館した際の対応（インテーク機能）が非常に重要であるとしているところがあった。また、このような実践が行われているところもあり、児童館の機能として示すべきである。

（参考情報等）

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」（2017）では、来所する子どもの迎え入れについて、以下のよう

（来所する子どもの迎え入れに関する解説、一部抜粋）

○ 来所する子どもの状況は様々です。迎え入れる際の子どもの会話や表情等に気を配ることは、その日の子どもの様子を把握する上でとても大切です。なお、来所時の子どもの心身の状態がいつもと異なることに気付くためには、一人ひとりの子どもの普段の健康状態や心身の状態についての特徴を把握し、放課後児童支援員等の間でその情報を共有しておく必要があります。（第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容）

- また、財団法人子ども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」（平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書）、2006）において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

A 児童館等の活動に関する事項（小型児童館用付加項目）

1 遊びの環境整備

- ② 登録児童だけでなく乳幼児から中高生までの一般来館児童も、日常的に気軽に来館できる雰囲気がある。
- ③ 児童たちが自発的且つ自由に活動できるように環境を整備している。

### 3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。その際、児童館を利用する子どもや保護者の様子を観察することや、子どもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。

（H23 ガイドライン）

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

（3）問題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。

（背景・基本的考え方）

- 遊びのプログラム専門委員会報告書では、今日の子どもの状況として「児童虐待の通告件数やいじめの発生件数の増加、子どもの貧困の社会問題化、配慮や支援を要する子ども、不利益な状態にある子どもの存在など、子どもと家庭をめぐる課題は複雑かつ深刻化している」ことを指摘し、そのような課題に対応する児童館の可能性を示唆している。
- 専門委員会及び改正児童館ガイドラインWGにおいては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

○ 児童福祉施設として、福祉的課題のある児童に機能を発揮し解決に寄与することを示す。

○ 子どもの貧困、学習支援、いじめ防止など、今日的な課題に対応することを追加する。

○ 日常の支援の中で、職員の違和感や気づきから専門機関につないでいくことの重要性をここで書くのか、専門性のところで書き込むほうがいいのか検討が必要。

- また、本事業のWGにおいて以下のような指摘もあがった。
  - ・ 「その際、児童館を利用する子どもや保護者の様子を観察することや・・・」の部分は、福祉的な課題、家庭の課題に対応することが児童館の機能として必要性が増しているのではないかという経緯から加筆した。タイトルに「子育て家庭が抱える」という文言を追加し、役割を明確にした。

（参考情報等）

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」（2017）では、発達や養育面で課題を抱える子どもへの対応について、以下のよう

**(発達や養育面で課題を抱える子どもへの対応に関する解説、一部抜粋)**

- 育成支援を行うに当たっては、子ども一人ひとりについて、その発達の状況や養育環境の状況等を把握することが必要です。このためには、保護者との日常的な情報交換や育成支援の場面を通じての気付き等が求められます。
- その際、子どもが発達面や養育環境等で特に配慮が必要であるなど固有の援助を必要としている場合には、子どもの状況に応じた適切な育成支援のあり方を考える必要があります。(第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容)

**4 子育て家庭への支援**

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした子育て支援活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。

さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

**(4) 子育て家庭への支援**

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

(背景・基本的考え方)

- 遊びのプログラム専門委員会報告書では、今日の子どもをめぐる状況として「地域においては、血縁地縁のつながりが希薄化し、地域住民の支え合いや助け合いといった地域連帯の機会は総体的に減っており、子育ての孤立感や育児ストレスにもつながっている」ことを指摘し、児童館が保護者の子育てを支援することの重要性を述べている。
- 当該項目の背景となる調査結果として、平成26年度児童福祉問題調査研究事業及び平成27～29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- (調査結果から明らかになった、児童館の発展に役立つと思われる事項について)次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画に、児童館施策を明確に位置付けているとともに、新制度の子ども・子育て支援事業の中で児童館を積極的に活用している。(平成26年度事業)
- 福祉施設として利用者(利用対象者)意向を把握し、それを活動にいかしていく取り組みは重要視されるべきことであり、児童館としては必要不可欠なことではないかと感じる。(平成27年度事業)

- また、専門委員会及び改正児童館ガイドラインWGにおいては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 地域のニーズを把握するための“包括的な相談窓口”としての機能を加える。

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、保護者との連絡・連携について、以下のように解説している。

**(保護者との連絡・連携に関する解説、一部抜粋)**

- 子どもの様子や育成支援の内容を、放課後児童クラブから保護者に連絡帳を活用するなどして日常的に伝えることは、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する上でとても大切です。保護者が放課後児童クラブでの子どもの様子を知ることは、育成支援の内容を理解する手助けになります。また、そのことによって、保護者が放課後児童支援員等に子どものことについて話しやすい関係が築かれ、子どもを見守る視点を家庭と放課後児童クラブとで補い合うことにもつながります。
- 保護者から相談があった場合には、保護者の気持ちを受け止め、子どもと保護者の安定した関係が維持できるように配慮しながら、理解や共感に基づいた説明や助言等を行うことが望まれます。そして、その中で保護者が納得でき、解決に至ることができるよう、自己決定を尊重して対応することが大切です。なお、保護者からの相談への対応は、個人の情報が守られていることを前提として成り立つものであり、個人情報の保護、知り得た事柄の秘密保持に留意し、遵守することが必要です。
- 保護者同士が交流したり子育てについて協力したりできるようにすることも、放課後児童クラブに求められます。子育てを通じて交流し、協力し合うことができる保護者間の関係が築かれるように、保護者会や保護者が参加する活動や行事の機会を工夫するとともに、父母の会等の保護者組織の活動についても積極的に支援し、連携していくことが望まれます。(第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容)



- また、財団法人子ども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

- A 児童館等の活動に関する事項(小型児童館用付加項目)
- 2 乳幼児活動
- ③ 保護者同士が交流できるような配慮や、企画への保護者の参画が実施されている。
- 6 相談や問題行動への対応
- ① 児童や保護者からの相談が自然な形で行われている。

#### 5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域の子どもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

- (5) 地域組織活動の育成
- 地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

(背景・基本的考え方)

- 専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 児童館は地域における子どもの育成についてのリーダーシップが求められることを盛り込む。
- 地域の健全育成と子育て支援の拠点としての機能・役割を、より明確かつ包括的に表わすため、項目名を「地域における子ども・子育てネットワークの推進」と変更する。

(参考情報等)

- 財団法人子ども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

- 4 地域との交流と連携
- (1) 地域との関係が適切に確保されている
- ① 利用者と地域のかかわりを大切にしている。
- ② 事業所が有する機能を地域に還元している。
- ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。
- (2) 関係機関との連携が確保されている。
- ① 必要な社会資源を明確にしている。
- ② 関係機関等との連携が適切に行われている。
- (3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。
- ① 地域の福祉ニーズを把握している。
- ② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。
- A 児童館等の活動に関する事項(小型児童館用付加項目)
- 8 地域の子育て環境づくり
- ① 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している。
- ② 地域社会で児童が安全に過ごせるように働きかけている。

#### 第4章 児童館の活動内容

本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、子どもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

##### 1 遊びによる子どもの育成

(1) 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を促進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。

- (2) 児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- (3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

3 児童館の活動内容

(1) 遊びによる子どもの育成

- ① 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助すること。
- ② 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業及び平成 27～29 年度子ども子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- (調査結果から明らかになった、児童館の発展に役立つと思われる事項について) 具体的な事業や活動について創意をもって作り出している。(平成 26 年度事業)
- 児童館ガイドラインの「児童館の活動内容」が多様に実施されている児童館は、利用者数が増加する傾向がある。(平成 28 年度事業)

- また、専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- ガイドラインに基づく活動がより実践されるために、児童館の活動内容を具体的に例示する。
- 児童館は子どもの自由な遊びを保障するところであることを書き加える。「自由に」とは、地域のすべての児童がつかがる可能性をもち、自発性、自主性が尊重され、社会性の発達に見合った活動の支援がなされていることを意味する。
- 「遊び」を通して発達を増進する理念を再認識する。
- 遊びを通して人間として成長していくという意味合いをしっかりと入れてほしい。遊びは、子どもが決めることが重要であり、ガイドラインの前面に出してほしい。
- 子どもの文化は遊びから生まれてくるもので、無駄な時間ではなく子どもの成長・発達にとっては非常に大事な時間であることを明記していく。
- 子どもの自主性・自発性を大事にした遊びを提供する方法を入れていく。
- 子どもの遊びに、児童厚生員がリーダーとしてかかわる場合や離れてかかわるケースなど、さまざまな遊びのパターンがある中で、そのあり方や内容をしっかりと具体的に書き込む。
- 子どもをどのように遊ばせるのか、その方法論や児童厚生員の立ち位置等にも触れたほうがいい。

(関連法令・通知等)

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下、「児童福祉施設の設備運営基準」という。)では、児童厚生員による遊びの指導について以下のように定めている。

**【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】**

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第 39 条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、子どもが仲間関係をつくりながら自発的に遊びを展開できるような支援のあり方として、以下のように解説している。

**(子どもが仲間関係をつくりながら自発的に遊びを展開していくための育成支援に関する解説、一部抜粋)**

- 子どもが遊びの中で関わる仲間や遊びの内容は多様です。遊びの中で、子どもは、他者と自身の共通性や違いに気付くとともに、自身の欲求と他者の欲求を同時に成立させるすべを見出し、集団での遊びを継続できるようになります。そのような過程を経る中で、お互いの遊びや遊び仲間を認め合い、仲間関係をつくり、広がっていきます。
- 放課後児童支援員等は、子どもが仲間関係を作り出せるようにかかわりを工夫し、自発的に遊びを展開できるように援助することが求められます。
- また、子どもが遊びに集中したり、ゆっくりくつろいだりできる場所や、思いきり動いたり、時には隠れたりする場所等、活動場所に多様さがあることによって、子どもの自発的な遊びの幅はより広がっていきます。年齢や発達の状況、その時々々の心身の状態にも応じて、子ども自身が遊びを自由に選択できるような環境を整えることも望まれます。(第 3 章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容)

- また、財団法人子ども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

A 児童館等の活動に関する事項(小型児童館用付加項目)

1 遊びの環境整備

- ③ 児童たちが自発的且つ自由に活動できるように環境を整備している。
- ④ 遊びの合間にのんびりしたり休憩したりするスペースを作っている。
- ⑤ 異年齢の児童の交流の場が、日常的に設定されている。

2 子どもの居場所の提供

(1) 児童館は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。

(2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。

(3) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

(2) 子どもの居場所の提供

- ① 子どもが安心できる安全な居場所を提供すること。
- ② 子どもが自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助すること。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景として、「高校生の居場所づくり」に取り組む児童館は 69.3%、「中学生の居場所づくり」に取り組む児童館が 68.5%という調査結果が得られている<sup>3</sup>。
- また、専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 児童館は、中・高校生年代も利用出来る施設であり、定義や時間延長の促進等受入について明記する。
- 児童館の OG・OB 等を中心に、進学・就職の進路相談等の若者の支援体制について、今後のあり方について示す。
- 子どもが主役になれる場所、真ん中にある場所ということをきちんと盛り込んでいくことが重要。
- 学校へ行けない中・高校生の中に児童館をよりどころにしている子もいるので、「中・高校生世代」と表記してはどうか。

- 本事業の WG においては、以下のような指摘があがった。
  - ・ 「自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくり」については、「1 遊びによる子どもの育成」で示す「子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する」こととも関連する。
  - ・ (3)部分の策定過程で 2 つの問題があった。1 つは若者の居場所づくりに児童館が接点を持つていくという可能性と、その是非の問題。もう 1 つはジュニアボランティアの役割は、児童館に対するボランティアだけでなく、年齢に見合った活動を地域の中で取り組む上で児童館が間接的なサポートを行う可能性についてである。前者をそのまま児童館の役割とするのはシステム上、事業役割の点からも無理がある。その為ここでは、「児童館を利用した経験のある若者を支援する」という表現にまとめた。その子たち(若者)が中心となって取り組む居場所づくりに間接的に協力できるという意味である。

(参考情報等)

- 財団法人子ども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

A 児童館等の活動に関する事項(小型児童館用付加項目)

1 中高生対応

- ① 日常的に中高生の来館がある。
- ② 中高生が主体性や社会性を養えるように、成長過程を意識した企画を実施している。

<sup>3</sup>平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」(主任研究員 植木信一)

### 3 子どもが意見を述べる場の提供

- (1) 児童館は、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重されるように努めること。
- (2) 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようにすること。
- (3) 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (4) 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

#### (4) 子どもが意見を述べる場の提供

- ① 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるよう配慮すること。
- ② 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中学生・高校生等の年長児童(以下、「年長児童」という)が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- ③ 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業及び平成 27～29 年度子ども子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- 「自治体へのヒアリング調査」や「フォーカス・グループインタビュー」の中からは、児童館運営における子どもの参画、子どもの権利の尊重を具体的な児童館活動で実現している取り組みが紹介されている。このことについては、児童館ガイドラインにも、「子どもの視点や意見が児童館の運営や活動に生かせるように努める」等として強調されているところである。しかしながら、「全国児童館実態調査(市区町村向け・悉皆調査)」からは、「子どもの参画」、「子どもの権利」といった記述は自由記述にわずかに見られる他は見られず、そのことに踏み込んだ検証をすることができなかった。(平成 27 年度事業)

- また、専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 「子どもが意見を述べる場の提供」に求められる職員の専門性を示す。
- 「助けて！」など、SOS の声を上げることも権利擁護の視点からは重要。子どもが意見を述べる場の提供が子どもの相談や権利保障につながることを明記する。

- 本事業における WG では、以下のような指摘があがった。

- ・ (1)は子どもの権利条約そのものであるが、ここでの「意見」は言語化された意見だけを示すものでない。
- ・ 児童館は、子ども自身が主体的に、能動的に権利を行使できる場所である。例えば、石巻市が震災復興の取組で作った大型児童館は、建設段階から子どもの委員会を作り、実際の運営にも取り組んでいる。児童館の今後の可能性の展開を重視するという意味で、この視点が「3 子どもが意見を述べる場の提供」だけでなく、ガイドライン全体を通してあるということが特徴となっている。

(関連法令・通知等)

- 子どもが意見を表明する権利についての規定は以下の通り。

#### 【児童の権利に関する条約】(再掲)

##### 第 12 条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、子どもの意見を尊重した育成支援について、以下のように解説している。

#### (子どもの意見を尊重した育成支援に関する解説、一部抜粋)

- 放課後児童クラブでは、子ども一人ひとりの生活状況を把握して育成支援を行うことが求められます。また、放課後児童支援員等は、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重することが大切です。且頃から子どもの意見に耳を傾けるよう努めるとともに、言語化されていない子どもの思いや感情にも気付けるように努力す

ることで、子どもが悩みや相談事も話せるような信頼関係を築いていくことが望めます。

- 放課後児童クラブで行事等を行う際には、子ども同士が意見を出し合いながら企画や活動をつくり上げていく機会を設けることが求められます。その際、放課後児童支援員等には、年齢や発達の状況が異なる子どもと一緒に生活していることに十分配慮した上で、一人ひとりがそれぞれの状況に応じて主体的に参加していけるような配慮や工夫をすることが求められます。(以上すべて、第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容)

#### 4 配慮を必要とする子どもへの対応

- (1) 障害のある子どもへの対応は、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) 子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) 子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。
- (7) 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮に努めること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

#### (8) 配慮を必要とする子どもの対応

- ① 障害の有無にかかわらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- ② 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもには、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- ③ 子どもの様子から虐待が疑われる場合には、速やかに市町村等に通告を行い、その後の対応について協議すること。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成26年度児童福祉問題調査研究事業及び平成27～29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- 「自治体へのヒアリング調査」や「フォーカス・グループインタビュー」の中では、今日の子どもと家庭の状況の具体的な把握から活動や施策を展開していくことの必要性が示されていた。特に、子どもの貧困対策や養育状況に支援を必要とする家庭への対応等については、切実で緊急性が高い課題であると同時に、本人や地域環境等に配慮の必要な活動であり、ヒアリング調査からはさまざまな配慮や工夫が行われているところがあることがわかった。(平成26年度事業)
- 子どもの遊びや生活の課題は、遊びの内容や遊び方、生活習慣、貧困、孤食、虐待、集団行動、発達障害、友達関係、学力、他国籍児さらには保護者の抱える問題など多種多様にわたる。これらの課題を児童館活動として行うためには、職員に専門性が求められると共に、学校や社会資源との連携・協力が不可欠である。(平成27年度事業)
- 地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能が求められる。児童館は児童福祉施設としての機能を持つが、必要に応じて広義の地域福祉施設としての機能が求められる。(平成28年度)
- 配慮を必要とする子どもへの対応等におけるスーパービジョンの仕組みを設ける事例が複数みられた。児童館の機能を積極的に果たしていくためには、子どもと家庭が抱えるより高度、困難な課題への対応を適切に行えるよう、専門的な知識や技能を持ったスーパーバイザーを配置するなど、個別の児童館や児童厚生員を支える仕組みを担保することが必要であることが示唆された。(平成29年度)

- また、専門委員会及び改正児童館ガイドラインWGにおいては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 障害者差別解消法に基づき、可能な限り「合理的配慮」に努め、すべての子どもに支援が円滑になされるように書き加える。
- 地域のニーズを把握して社会的な課題があると判断した場合には、社会資源と連携して支援することを書き加える。
- いじめ防止対策推進法の施行を踏まえ、いじめ防止の観点を書き込む。

(関連法令・通知等)

- いじめの防止等のための対策推進に向け、平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)が公布された。

**【いじめ防止対策推進法】**

(基本理念)

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第 4 条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめに対する措置)

第 23 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。②～⑥(略)

- 要支援児童に関する情報提供については、「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成 28 年 12 月 16 日雇児総発 1216 第 2 号雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)において、以下の通りとしている。

**【要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について(平成 28 年 12 月 16 日雇児総発 1216 第 2 号雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)】**

3 各個別分野の留意事項

(3) 児童福祉施設等

④ 児童館

児童館は、地域のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身とも健やかに育成することを目的に、子育て家庭に対する相談・援助、交流の場や放課後児童クラブの実施などに取り組んでおり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 子どもの居場所の提供や保護者の子育て支援などを通じ、主に別表 1～3 を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第

21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

- 2018 年 7 月には、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議より「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が公表されている。

**【児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策】**

《児童虐待防止のための総合対策》

2 児童虐待の早期発見・早期対応第 1 条 この法律は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)○児童虐待に関する研修の充実

・児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修の実施を促進する。

4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化

○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進

・児童対策地域協議会に登録されている子どもについて、学校、保育所等から市町村又は児童相談所に定期的に情報提供を行うことについて、速やかに周知徹底する。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)では、事業者に対し、「合理的な配慮」を求めている。

**【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】**

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(略)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第 8 条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

② 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている 旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(略)

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、配慮を必要とする子どもへの対応について、以下のように解説している。

**(障害のある子どもの育成支援に関する解説、一部抜粋)**

- 障害のある子どもの育成支援を計画的に行うためには、保護者と連携を図ることが必要です。保護者との連携については、放課後児童クラブが家庭と子どもの状況を伝え合うとともに、保護者の思いを理解することに努め、信頼関係に基づき共に協力して育成支援を進めていけるようにしていくことが必要です。
- 障害のある子どもの育成支援に当たっては、一人ひとりの子どもの状況や育成支援の内容を記録することが必要です。記録することで、子どもの何気ない様子からも子どもの感情や特性に気付くことができ、放課後児童支援員等が自身の関わりについて見直すことにもつながります。
- 障害のある子どもの育成支援について事例検討する機会を持ち、その中での気づきを共有することにより、子どもについての理解を深め、育成支援の内容の向上にいかすことができます。
- 障害のある子どもの育成支援の内容を向上させるためには、定期的あるいは必要に応じて、地域の障害のある子どもを支援する児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所等に相談する、障害児支援の専門家の訪問指導を受けるなどして、参考となる援助の方法を学ぶ機会をつくることが望まれます。
- 障害のある子どもの受入れに当たっては、個々の子どもの状況に応じて環境を工夫し、職員配置、施設や設備の改善等を行うことが望まれます。

**(いじめの問題への対応に関する解説、一部抜粋)**

- 放課後児童支援員等は、普段から子どもたちの様子に十分注意を払い、いじめに当たる行為が行われていないか見極めることが必要です。
- 放課後児童支援員等は、子どもからいじめに係る相談を受けるなどによって、いじめを発見した時には、いじめを受けた子どもの気持ちに寄り添って守り通す必要があります。また、目頃から子どもとの信頼関係を培うよう努めることが、いじめの予防と早期発見につながります。
- いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる子どもが在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要があります。通報後、学校からいじめを受けている子どもの見守り等を依頼されることも考えられますが、その際は、学校との連携を図りながら対応することが重要です。
- 放課後児童支援員等は、いじめの関係が生じないようにする上で求められる配慮、いじめの早期発見に向けて取り組むべき事項、発見した際の対応方法等について、教育委員会、学校等と連携しながら、様々な事例や文献から継続的に学ぶ必要があります。

**(家庭での養育に課題がある子どもへの対応に関する解説、一部抜粋)**

- 放課後児童クラブでは、目頃から子どもの心身の状態や突然の変化に気を配り、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を早期に捉え、適切な支援につなげるよう努めることが望まれます。
- 家庭での養育について特別の支援を必要とする状況には、生活の困窮、保護者の病気や障害等による養育困難、ひとり親家庭等で育児と就労の両立が困難な家庭、DV等の課題がある家庭等、様々な理由が考えられます。そして、その中には、「子どもの貧困」が含まれている場合もあります。このような課題は周囲からは見えにくい場合も多くありますので、子どもが家に帰りがたらない、過度におなかを空かせているなどの様子にも目配りしながら、早期発見・早期把握に努める必要があります。
- また、特別の支援を必要とする子どもや家庭への対応は、必要に応じて市町村や専門的な機関につなぎ、市町村と連携して対応していくことが求められます。

- 育成支援を行っていく中で、放課後児童クラブでの生活の場面において特に配慮を必要とする子どもに気付く場合があります。このような場合には、その子どもへの育成支援のあり方を振り返ると同時に、職員同士の気付きを共有して、丁寧にその子どもの状態を検討して対応していくことが求められます。そのような状況は、障害、病気、貧困、児童虐待、いじめ等の個別の問題に起因していることも少なくありません。子どもに見られる課題の背景要因についても情報収集と考察を深めながら、保護者、市町村、関係機関等と連携して適切に対応を図っていくことが望まれます。

**(児童虐待への対応に関する解説、一部抜粋)**

- 児童虐待を早期に発見するためには、日常の様々な場面において、子どもの心身の状態(あざや傷、言動の特徴、服装等)に留意するとともに、直接保護者に会う時(子どもの迎えの際等)の気付きも重要です。
- 児童虐待が疑われる状況に気付いた場合、放課後児童支援員等は、運営主体の責任者と協議し、速やかにその内容を市町村又は児童相談所に通告する必要があります。また、職員会議等で情報を共有し、保護者に対応するに当たっての放課後児童クラブ内の対応方針を確認します。
- また、児童虐待を発見した後の市町村等への通告の手順や、緊急性があると思われる場合の対応と手順についてもあらかじめ定めておくことが望まれます。
- 児童虐待が疑われる子どもについての市町村や児童相談所等による安全確認や調査には、放課後児童クラブとしても協力し、関係機関とも密接な連携を図る必要があります。その際、子どもや保護者が話したことや観察事項等の事実経過の記録は、その後の児童相談所の決定や家庭裁判所の審判の際の重要な資料となり得るため、記録・保管に努める必要があります。(以上すべて、第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容)

- また、財団法人こども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」(平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書)、2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

- 4 地域との交流と連携
- (3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。
- ① 地域の福祉ニーズを把握している。【再掲】
- A 児童館等の活動に関する事項(小型児童館用付加項目)
- 6 相談や問題行動への対応
- ② 被虐待児や不登校児への支援体制が整っている。

**5 子育て支援の実施**

**(1) 保護者の子育て支援**

- ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
- ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

**(2) 乳幼児支援**

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的に実施することにより、子どもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。
- (3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組
- ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。
- ③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うこと。

**(4) 地域の子育て支援**

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。



(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

(3) 保護者の子育ての支援

- ①子どもとその保護者が、自由に交流できる場所を提供するように配慮すること。
- ②子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③児童虐待予防に取り組み、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援すること。
- ④地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業及び平成 27～29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- 地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能が求められる。児童館は児童福祉施設としての機能を持つが、必要に応じて広義の地域福祉施設としての機能が求められる。(平成 28 年度)【再掲】

- また、専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- マタニティー時期の支援をしている児童館事例もあるため、妊婦の利用について視野に入れることを書き加える。
- 妊産期からの切れ目のない支援を視野に入れ、プレパパ・プレママを含め、これから親になる世代への支援を入れる。
- 地域における在宅の子育て家庭への支援の充実を図るべきである。乳幼児をもつ在宅の保護者に対して交流や相談の場を提供していくことや、親たちのネットワークを育てていくことなどがさらに必要となる。
- 児童館が、地域の子育て支援コーディネーターとして、積極的に学校・保育所・各団体等と連携を図りながら、子育て支援の拠点としての機能を充実していくことが求められている。
- 保護者を対象にした相談機能(気軽に子どもの年齢を問わずに相談に応じること)を書き加える。

(関連法令・通知等)

- 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく行動計画策定指針(平成 26 年 11 月 28 日)において、当該項目に関連性の高い内容が盛り込まれている。

【次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針】

4 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

1 市町村行動計画

(1) 地域における子育て支援の実施

エ 子どもの健全育成

(ア) 児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成

地域社会における子どもの数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、全ての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊ぶ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が重要である。

また、子どもの健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び児童委員、主任児童委員、子育てに関する活動を行う NPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることが効果的である。とりわけ、子どもの健全育成の拠点施設の一つである児童館が、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子の触れ合いの機会を計画的に提供するとともに、保護者への子育て支援を積極的に実施することが重要である。また、地域における中学生・高校生の活動拠点として、児童館の積極的な活用を図ることが重要である。青少年教育施設は、地域における青少年の活動拠点として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供を行っており、積極的な活用を図ることが重要である。学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

ア 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級、予防接種等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要である。

特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが重要である。

また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。

さらに、妊娠や出産についての満足度が、産後のメンタルヘルスや育児の状況にも関わることから、妊娠・出産・育児期の環境整備の充実が求められる。妊婦やその家族に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うことはもとより、出産体験の振り返りの機会の提供や産後・育児期の支援の充実が必要である。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。

また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。

特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進することが必要である。

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、子育て支援について、以下のように解説している。

(保護者の子育て支援に関する解説、一部抜粋)

- 子どもの様子や育成支援の内容を、放課後児童クラブから保護者に連絡帳を活用するなどして日常的に伝えることは、保護者が安心して子育てと仕事を両立できるように支援する上でとても大切です。保護者が放課後児童クラブでの子どもの様子を知ることは、育成支援の内容を理解する手助けになります。また、そのことによって、保護者が放課後児童支援員等に子どものことについて話しやすい関係が築かれ、子どもを見守る視点を家庭と放課後児童クラブとで補い合うことにもつながります。【再掲】
- 保護者から相談があった場合には、保護者の気持ちを受け止め、子どもと保護者の安定した関係が維持できるように配慮しながら、理解や共感に基づいた説明や助言等を行うことが望まれます。そして、その中で保護者が納得でき、解決に至ることができるよう、自己決定を尊重して対応することが大切です。なお、保護者からの相談への対応は、個人の情報が守られていることを前提として成り立つものであり、個人情報の保護、知り得た事柄の秘密保持に留意し、遵守することが必要です。【再掲】
- 保護者同士が交流したり子育てについて協力したりできるようにすることも、放課後児童クラブに求められます。子育てを通じて交流し、協力し合うことができる保護者間の関係が築かれるように、保護者会や保護者が参加する活動や行事の機会を工夫するとともに、父母の会等の保護者組織の活動についても積極的に支援し、連携していくことが望まれます。【再掲】(以上すべて、第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容)

- また、財団法人こども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」(平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書)、2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

II 組織の運営管理

4 地域との交流と連携

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。

② 事業所が有する機能を地域に還元している。

A 児童館等の活動に関する事項(小型児童館用付加項目)

2 乳幼児活動

① 乳幼児と保護者が日常的に来館している。

② 活動が年間を通じて実施されており、その内容が参加者の状態を考慮したものになっている。

5 中高生対応

② 中高生が主体性や社会性を養えるように、成長過程を意識した企画を実施している。【再掲】

6 相談や問題行動への対応1 遊びの環境整備

① 児童や保護者からの相談が自然な形で行われている。【再掲】

② 被虐待児や不登校児への支援体制が整っている。【再掲】

6 地域の健全育成の環境づくり

(1) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。

(2) 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。

(3) 子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

(4) 地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

(5) 地域の健全育成の環境づくり

- ① 児童館の活動内容等を広報したり、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- ② 地域の子どもの健全育成を推進する児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業及び平成 28～29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- 利用者数の増加した児童館は、連携する社会資源の種類が多くなる傾向があることから、多様な社会資源とつなぐマネジメント能力が必要である。児童館には、利用者が求める地域ニーズを実現させていくような人材マネジメントが期待されている。(平成 28 年度事業)

- 専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 地域の行事に子どもたちも参加できるようにしたり、職員も行事に協力したり、積極的に連携するよう書き加える。
- 地域人材を資源と捉えて、育成、開発する視点も書けないか。
- 児童館は地域社会と子どもとのつなぎ役を果たすところである。地域全体の問題を視野に入れ、職員が街の実態(地域の遊び場、地域活動団体、防災、環境等の組織活動)を知ることが大切である。単に子どもの指導者としての専門性にとどまらず、子どもの地域での遊び活動のコーディネーターとして、協働体制を広げる役割を果たせることが望ましいということを書き加える。
- 地域の大人が子どもの姿に感動できる機会を作ることによって、保護者以外にも子どもの育ちを待てる、励ます、見守れるような大人を育て、「次世代を育成するまちづくり」にもつながることを書き加える。

- 本事業の WG においては、以下のような指摘があがった。

- ・ (4)部分では、平成 28 年度に専門委員で視察を行った際の事例等、大型児童館以外でも出前児童館の取組を行っている事例があることを踏まえ、明記した。自治体のうち、4 割は児童館を設置していないという実態も踏まえた加筆である。
- ・ 児童館が改築などで休館してしまうと子どもとの関わりが途絶える為、青空児童館を設けながら、改築をしたりする、また、児童館がない地域に出向き、幼稚園等を活用して、そこで児童館活動をしたという事例もある。

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、地域との連携について、以下のように解説している。

(地域との連携に関する解説、一部抜粋)

- 放課後児童クラブの行事に地域の人々を招待したり、放課後児童支援員等や子どもが地域の行事や他の関係機関が主催する行事に参加したりするなどの交流を通じて、地域から放課後児童クラブの存在やその役割が認知され、親しみを持ってもらえるように努めることが大切です。地域との交流を深めることは、不審者情報等を含めた地域の様々な情報について、地域組織や子どもに関わる関係機関等と日常的・継続的に情報共有ができる関係を構築することにもつながります。
- 放課後児童支援員等は、放課後児童クラブに通う子どもの生活が地域の中で円滑に営まれるように、日頃から地域の状況について把握するよう努めることが求められます。地域組織や子どもに関わる関係機関等だけでなく、交通事情や地域の安全の状況等、子どもの生活を視野に入れた近隣環境についても調べておくことが望まれます。
- 同時に、こうした放課後児童クラブと地域組織や子どもに関わる関係機関等との関わりや、そこで得られた地域の情報を保護者にも伝えることによって、保護者が地域の子どもの関する活動等に関わることを支援することも望まれます。(以上すべて、第 3 章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容)

- また、財団法人子ども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

II 組織の運営管理

4 地域との交流と連携

- (1) 地域との関係が適切に確保されている。
  - ① 利用者との関係が適切に確保されている。【再掲】
  - ② 事業所が有する機能を地域に還元している。【再掲】
- (2) 関係機関との連携が確保されている。
  - ① 必要な社会資源を明確にしている。

- ② 関係機関等との連携が適切に行われている。
- A 児童館等の活動に関する事項(小型児童館用付加項目)
- 8 地域の子育て環境づくり
- ① 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している。
- ② 地域社会で児童が安全に過ごせるように働きかけている。
- 9 広報活動
- ① 広報活動が自治体や健全育成団体と連携して適切に行われている。
- ② 地元広報誌やインターネット等を効果的に活用した広報活動が行われている。
- ③ 児童館の活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われている。

#### 7 ボランティア等の育成と活動支援

- (1) 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

#### (6) ボランティアの育成と活動

- ① 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- ② 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- ③ 地域住民がボランティア等として、児童館の活動に参加できる場を提供すること。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業及び平成 27～29 年度子ども子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- 新潟市の母親クラブとの連携や、今治市や橋本市でのジュニアボランティア育成などは、市民の自発的な取り組みを支え、豊かな社会形成に寄与する児童館の姿が見て取れた。国の児童館ガイドラインでもボランティア育成やボランティアコーディネートについて指摘されていることから、これらは重要視されるべきことと思われる。(平成 27 年度事業)
- また、今回の調査では「ボランティア育成」などの役割だけではなく、調整や連携、協働を生み出していく「コーディネーション」機能を発揮している施設が多かったことが特徴的である。多様な職員が働く職場となっている児童館では、マネジメントに関する館長のリーダーシップが重要視され、一人ひとりの職員の力量や個性を把握しながらも、利用者が求める地域ニーズを実現させていくような人材マネジメントが期待されていることが確認できた。(平成 28 年度事業)

- また、専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 若者支援の必要性も盛り込めないか。
- ボランティア研修について、児童館が単館ごとに実施するのではなく、広域で実施し、交流の実践としても行われると充実する。児童館職員は、ボランティアコーディネート研修が必要である。また、今後は、育成するボランティアだけではなく学生の職場体験・企業の社会貢献、専門性をもったボランティア等、新たな関わりにも開かれていることが大切である。
- 「7 ボランティア等の育成と活動支援」の(3)「地域住民がボランティア等として児童館の活動に参加できる場を提供し…」を、児童館の活動を通して地域の中でもボランティアが活躍するような表現にできないか。

(関連法令・通知等)

- ボランティアの育成については、「児童館の設置運営について」(平成 2 年 8 月 7 日児発第 967 号 厚生省児童家庭局長通知)において以下の通りとしている。

#### 【児童館の設置運営について(厚生省児童家庭局長通知)】

- 1 小型児童館
- (3) 運営

オ 地域社会及び関係機関等との連携

(イ)遊びの指導について、地域の特別な技能を有する有志指導者(ボランティア)に協力を求めるとともに、その養成に努めること。

(参考情報等)

- 財団法人こども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

II 組織の運営管理

4 地域との交流と連携

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。【再掲】

## 8 放課後児童クラブの実施と連携

(1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)及び放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。

- ① 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
- ② 多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
- ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

(7) 放課後児童クラブの実施

①児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童クラブガイドラインに基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、以下のことに留意すること。

ア 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。

イ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。

②児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係

児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように連携したり、共同で行事を行うなど配慮すること。

(背景・基本的考え方)

- 専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 全体として放課後児童クラブの基準や運営指針に沿った新たなあり方を書き加える。

- 主に放課後児童クラブの視点から書かれているので、自由来館の子どもの視点からの配慮を書き加える。

- 放課後児童クラブでは子どもの遊びが制限されることがあるため、児童館の施設・機能を活かした 豊かな遊びが提供できるように努めることを書き加える。

- 乳幼児から中・高校生まで利用する児童館の施設特性を踏まえ、放課後児童クラブが児童館を占有しないような運営上の工夫や配慮、安全面から職員の分担等留意点を示す。

(関連法令・通知等)

- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について(平成 26 年 5 月 30 日、雇児発 0530 第 1 号各都道府県知事・各指定都市地調・各中核市市長宛、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)では、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)の趣旨及び内容について示している。以下に、当該項目に関連性の高い内容を抜粋する。

【放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について】

2 設備に関する基準

(3) 専用区画等の考え方(基準第 9 条第 3 項)

基準第 9 条第 3 項の「放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」とは、原則として、事業所を開所している時間帯を通じて専用区画等を放課後児童

健全育成事業の専用とすることをいうものであり、事業所を開所していない時間帯に他の事業等に利用することを妨げるものではない。

また、同項の「利用者の支援に支障がない場合」とは、例えば、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する際に、利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごす場合が考えられる。この場合でも、専用区画の面積については、利用者の数を基礎として算定されるものであることから、利用者の生活の場としての機能が十分担保されるよう、例えば、全ての児童を対象としたプログラムを実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行うこと。

(5) 職員の考え方(基準第 10 条第 5 項)

基準第 10 条第 5 項の「支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」とは、原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないことをいう。

同項の「利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」とは、例えば、利用者が 20 人未満の小規模の事業所について、最低1人の放課後児童支援員が専任であって、その1人を除く放課後児童支援員又は補助者(以下「放課後児童支援員等」という。)が同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務と兼務しており、当該職員が利用者の安全管理等を行うことができる環境にある場合が考えられる。

また、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合についても、放課後児童支援員等は利用者の支援を行うものであるため、例えば、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、当然、放課後子供教室のプログラムの実施や安全管理等を行う人材が必要となるものであり、放課後児童支援員等が放課後子供教室に従事する者の代替となることは認められない。

ただし、一体的に事業を実施する場合には、利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことが望ましいことから、上記のとおり、両事業において適切な人数の職員が配置されている場合に、放課後子供教室等に従事する者と協力し、放課後児童支援員等が利用者以外の児童の安全管理等を合わせて行うことを妨げるものではない。

- なお、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させ、全ての児童の安全・安心な場所の確保を図ることを内容として、新たな放課後児童対策のプラン「新・放課後子ども総合プラン」が 2018 年 9 月 14 日に公表されている<sup>4</sup>。

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、児童館を活用して実施する放課後児童クラブについて、以下のように解説している。

(児童館を活用して実施する放課後児童クラブに関する解説、一部抜粋)

- 児童館の中の放課後児童クラブは、日常的に児童館に来館する子どもと一緒に遊びや活動に取り組むことができるという利点をいかして、放課後児童クラブに通う子どもとそれ以外の子どもが共に過ごすことができるよう遊びや活動に配慮し、自然な交流が図られるようにすることが求められます。
- また、児童館内にある放課後児童クラブには、児童館内のみに活動を限定することなく、近隣の環境を活用し、公園や児童遊園、図書館等地域の公共施設等に遊びや活動の場を広げることが求められます。(以上すべて、第 3 章放課後児童クラブにおける育成支援の内容)

## 第5章 児童館の職員

本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められる。

### 1 児童館活動及び運営に関する業務

- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
- (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。
- (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
- (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。
- (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
- (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。
- (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインでは、「5 児童館の職員」として館長や児童厚生員の職務を示す項目を設けているが、すべての児童館職員に関わる事項に関する記載はない。

<sup>4</sup> 「新・放課後子ども総合プランについて」(平成 30 年 9 月 14 日 30 文科生第 396 号・子発 0914 第 1 号 文部科学省障害学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長通知)

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業及び平成 27～29 年度子ども子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

○ 児童館の基本的な理念や考え方を継承しつつ時代の潮流等に応じて昇華・発展させていけるよう、すべての児童館関係者が「児童館ガイドライン」に示された児童館の理念と目的、機能や役割等について共通の理解を持つことが不可欠である。(平成 29 年度事業)【再掲】

## 2 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。
- (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。
- (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
- (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。
- (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。
- (6) 必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

### (1) 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ① 児童館の運営を統括する。
- ② 児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」という)が業務を円滑に遂行できるように指導する。
- ③ 子育てを支援する人材や組織等との連携を図り、子育て環境の改善に努める。
- ④ 利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。
- ⑤ 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその問題解決に努める。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業及び平成 27～29 年度子ども子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

○ 専任の館長配置を進めることは、児童館ガイドラインの「児童館の活動内容」を進めるにあたって極めて効果的である。専任の児童館長が配置されている場合、児童館ガイドラインの「児童館の活動内容」に関するすべての項目において実施できている割合が高かった。専任の児童館長の配置は、児童館ガイドラインに基づく事業の実施にあたり極めて効果的であるといえる。(平成 28 年度事業)

- 専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 「児童館年間運営計画」(年間運営目標、月別活動計画、地域内の行事予定、会議・研修予定等)を作成し、数値目標も立て、その計画を基に児童館の機能や役割が十分に発揮されるように運営・管理に努めることを書き加える。
- 年間計画や達成の状況を振り返り、定期的に運営を評価し(内部評価・外部評価・第三者評価等)、その改善に努めることを書き加える。
- 学校や役所をはじめ、社会資源と積極的に連携を図り、児童館の機能・役割が十分に発揮できるように調整を行うこと書き加える。
- 館長の資質が児童館の活動内容に影響していることが明らかになっており、何らか館長の要件について書き込めないか。

- 本事業における WG では、以下のような指摘があがった。

- ・ 館長は法定化されていない。唯一法定化されているのは、館長の義務(児童福祉施設設備運営基準第 40 条)である。新しい制度の中で、今後館長を法定化するという課題がある。実態がなければ法定化されないため、今回のガイドラインに明記した。

(関連法令・通知等)

- 児童福祉施設の設備運営基準では、以下のように定めている。

### 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

(保護者との連絡)

第 40 条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

(参考情報等)

- 財団法人子ども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

### 3 管理者の責任とリーダーシップ

- (1) 管理者の責任が明確にされている。
  - ①管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。
  - ②遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。
- (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。
  - ①室の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。
  - ②経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。

### 3 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、子どもや保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

- (1) 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- (2) 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援する。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- (4) 地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- (5) 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- (6) 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。
- (7) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

### (2) 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ①子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- ②子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自治的な成長を支援する。
- ③発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- ⑤児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。
- ⑥子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業及び平成 27～29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- 利用者数の増加した児童館は、連携する社会資源の種類が多くなる傾向があることから、多様な社会資源とつなぐマネジメント能力が必要である。児童館には、利用者が求める地域ニーズを実現させていくような人材マネジメントが期待されている。(平成 28 年度事業)
- 地域のニーズを把握するソーシャルワーカーとしての力量の向上が必要である。児童厚生員は、地域のニーズを把握する調査力を身に付け、適切な社会資源との連携のために必要なソーシャルワーカーとしての力量の向上が必要とされる。(平成 28 年度事業)

- 専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- ④の「子どもの遊びや生活の環境を整備する」の具体的な内容を示す。
- (児童虐待の防止について)「予防」の観点から書く。
- 児童厚生員に求められる援助技術として、遊びの援助技術(プレイワーク)と福祉の援助技術(ソーシャルワーク)を明記する。



#### 4 児童館の職場倫理

- (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
  - ① 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
  - ② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
  - ③ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
  - ④ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
  - ⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- (3) 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- (4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持つこと。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

#### (3) 児童館の職場倫理

- ① 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- ② 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
  - ア 子どもの人権尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
  - イ 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
  - ウ 個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること。
  - エ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

(背景・基本的考え方)

- 昨年度の調査結果<sup>5</sup>によると、市区町村において、児童館に特化した倫理規範モデルを作成している割合は14.3%。児童館のなかでは、児童館倫理規範を設けている割合が76.5%。公設公営や民設民営の児童館、研修を実施している児童館の方が児童館倫理規範を設けている割合が高い。なお、児童館が設けている倫理規範の具体的な策定内容は「児童館ガイドラインを活用している」が46.5%、「運営主体が作成したものを準用している」が43.6%となっている。
- また、専門委員会及び改正児童館ガイドラインWGにおいては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。
  - 利用対象者を誰でも公平・平等に受け入れる姿勢が必要であることを書き加える。
- 本事業のWGにおいては、以下のような指摘があがった。
  - ・ (2)②に関連して、利用する子どもが国際化、多様化している。専門委員会における視察でも、同様の指摘がなされている。
  - ・ (3)は、児童館において活動する前提として記載した。チェーン、ピアス等の服装について保護者から苦情が出るなどのトラブルが実際に発生している。指定管理が導入された後、事業所間格差がみられた。児童健全育成推進財団では、同様の課題意識のもと、「子ども支援者の倫理」というテキストを作成している。

(関連法令・通知等)

- 児童福祉施設の設備運営基準では、以下のように定めている。

#### 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第7条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第9条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

<sup>5</sup> みずほ情報総研株式会社「児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に関する調査研究」(平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)、2018

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、放課後児童クラブの職場倫理について、以下のように解説している。

**(放課後児童クラブの職場倫理に関する解説、一部抜粋)**

- 放課後児童クラブの運営主体は、そこで働く全職員に求められる倫理(以下「職場倫理」という。)を明示し、全職員がこれを自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要があります。放課後児童クラブの職場倫理は、前述した放課後児童支援員に求められる「職業倫理」が基本になるものです。そして、放課後児童支援員のほかに補助員、アルバイト職員、ボランティア等、放課後児童クラブで働き、育成支援に関わる全職員が共通に守るべきものとして位置付けられます。
- 職場倫理は、「運営主体の指示があるから」「法律や社会的な道徳に規制されているから」という受け身の考えだけで理解すると、実際の場面では行き詰ってしまうことがあります。守るべき職場倫理についての共通理解があること、そのことを支えにして一人ひとりが自主的に考えること、職場倫理を支えにして協力し合うことが職員一人ひとりの資質向上と育成支援の充実に役立つことを確かめた上で職務に当たることが求められます。(第7章 職場倫理及び事業内容の向上)

- また、同書では、職場倫理の共有・遵守のための具体的な取組例を提示している。

**(職場倫理の共有・遵守のための取組例、一部抜粋)**

- 運営主体自身が学習し、職業としての倫理・法令とその理由を併せて知る。
- 運営主体が率先して、倫理・法令遵守を履行する行動を評価する職場環境をつくる。
- 放課後児童クラブを実施しているすべての事業所・職場で、倫理・法令を守ることを表明する(明文化して職場に掲示する、全職員に配布するなど)。
- 倫理・法令を守るためには心構えだけではなく技量・技術を身に付ける必要があることを明らかにして、研修や事例検討による学習を行う。
- 定期的に事業と育成支援の内容を振り返る機会を設けるなどして、倫理・法令の遵守状況を継続して確認できるようにする。(以上すべて、第7章 職場倫理及び事業内容の向上)

**5 児童館職員の研修**

- (1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- (2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
- (3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験に応じた研修内容にも配慮すること。
- (4) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

**(4) 児童館職員の研修**

- ① 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- ② 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
- ③ 市区町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、職員の経験に応じた研修内容にも配慮すること。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成26年度児童福祉問題調査研究事業及び平成27～29年度子ども子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- (調査結果から明らかになった、児童館の発展に役立つと思われる事項について)事例検討会や研修会など児童館職員の資質向上と児童館活動の活性化を図る取り組みを結び付けて、実践している。(平成26年度事業)
- 「児童館職員の研修を実施している市区町村が80%にとどまっていること」「安全管理や危機管理に関するマニュアルの整備が60.4%にとどまっていること」「児童館職員に対する健康診断の実施が83.5%に留まっていること」の3点は、改善されなければならない課題である。特に安全管理や危機管理に関するマニュアルの整備は、利用する子ども・保護者等の安全にとって大きな問題であることから、早急な対応が望まれる。(平成27年度事業)
- 多くの施設で研修を積極的に受講するようしていた。しかしながら、職員体制に左右され、なかなか参加しづらいという声も聞かれた。資質向上や新たな情報は質の高い運営を目指す以上は不可欠である。安心して受講し、それが共有されるような環境が望まれる。(平成28年度)
- 調査対象としたすべての児童館運営団体において、児童厚生員として身につけるべき知識や専門性を習得できるような研修、館長・施設長向け研修が実施されており、その重要性を確認した。(平成29年度事業)
- (ヒアリング調査をおこなった)すべての団体では、館長・施設長向け研修が実施されていた。より専門性の高い子ども

もとの関わりに関するものや、管理者として求められる役割に関するものなど、研修内容は団体により異なるが、館長・施設長の役割の重要性を意識している点は共通であり、求められる職責・役割を果たせるよう、館長・施設長についても研修等を通じてステップアップできる環境を整備することが重要であると示唆される。(平成 29 年度事業)

(関連法令・通知等)

- 児童福祉施設の設備運営基準では、以下のように定めている。

**【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】**

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第 7 条の 2 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、放課後児童支援員等の研修について、以下のよう

**(放課後児童支援員等の研修に関する解説、一部抜粋)**

- 放課後児童クラブの運営主体には、事業内容の向上を図るため、職場内外の様々な機会を捉えて、放課後児童支援員等の資質向上を図るための教育訓練や研修等の機会を充実させ、参加を保障することが求められます。この研修には、運営主体あるいは各放課後児童クラブが実施する研修のほか、外部研修への参加や他の放課後児童クラブ等との交流研修も含まれます。
- 研修等の機会の確保については、事例検討会、外部講師を招いての勉強会、他の放課後児童クラブ等との交流研修等、様々な形態が考えられます。放課後児童支援員等の意見やニーズを把握しながら、様々な研修等の機会を工夫していくことが望まれます。また、研修等の日程や内容を積極的に放課後児童支援員等に伝え、参加を促すことも求められます。
- 研修等は、参加する放課後児童支援員等にとって貴重な学びの機会であるだけでなく、放課後児童クラブにとっても新たな知識や視点を職場に取り入れ、日々の実践を振り返る貴重な機会となります。そのため、放課後児童支援員等には、研修等に積極的に参加し、知識及び技能の習得、維持及び向上に努めることが望まれます。また、研修等に参加した放課後児童支援員等が、研修参加後にその内容を職場内で伝達するなどして、学んできた知識や技能を職場内で共有することで、職場全体の知識及び技能の向上が期待できます。
- 放課後児童クラブにおける育成支援の質の向上のためには、放課後児童支援員等が継続して自ら学び続けられる環境を整備することが重要です。そのため、運営主体には放課後児童支援員等が日々の業務における経験から学び、自己研鑽に励むことを促進することと併せて、日々の業務以外の場においても学習を積み重ねるために研修等への参加や自己啓発活動を支援することが求められます。
- 研修計画を定め、年間事業計画の中に明確に位置付けるとともに、放課後児童支援員等の間で共有することが望まれます。
- また、個々の放課後児童支援員等についても計画的な学びを実現し、学ぶ意欲を向上させる観点から、個別の研修受講計画を作成することが望まれます。放課後児童クラブの運営の責任者等が個々の放課後児童支援員等の知識や技能の状況や関心について把握し、互いに話し合いながら計画を立てていくことが望ましいといえます。
- 研修等への参加の保障に関しては、それを実現できる職員体制や労働環境の整備に取り組むことも必要とされます。
- また、直接的に研修に派遣するだけでなく、放課後児童支援員等個々が自ら行う自己研鑽のための取組についても情報提供等を含めて奨励し、そのための活動時間の確保や活動に係る経費補助等の形で支援していくことも考えられます。(以上すべて、第 7 章 職場倫理及び事業内容の向上)

- また、財団法人子ども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

2 人材の確保・養成

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。

②個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。

③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。

**第6章 児童館の運営**

本章では、「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。)等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。

1 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- (1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。
- ① 静養室及び放課後児童クラブ室等
  - ② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等
  - ③ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等
- (2) 乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

- 6 児童館の運営
- (1) 設備  
児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。
- ① 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、以下の設備・備品を備えること。  
ア 静養室及び児童クラブ室等を設けること。  
イ 年長児童の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等を備えること。  
ウ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等を備えること。
  - ② 乳幼児や障害のある子どもの利用にあたって、安全に配慮し、必要に応じて施設の改善や必要な備品等を整備しておくこと。

(関連法令・通知等)

- 児童館の設備については、児童福祉施設の設備運営基準及び「児童館の設置運営について」において以下のよう定めている。

**【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】**

- 第 37 条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- 2 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

**【児童館の設置運営について(厚生事務次官通知)】**

- 第 2 小型児童館
- 3 設置及び運営
- (1) 設備
- ア 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。
- (中略)
- 第 3 児童センター
- 3 設置及び運営
- (1) 設備
- 第 2 の 3 の(1)に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、次によるものであること。
- (注得約)
- ウ 機材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の機材、体力等の測定器材等を整備すること。
- また、年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備すること。

**2 運営主体**

- (1) 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- (2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。
- (3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

(2) 運営主体

- ① 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- ② 市区町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

(背景・基本的考え方)

- 児童館の第三者評価については、平成 14 年度から開始した「児童館等の第三者評価についての調査研究」の成果を基盤として、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン(平成 16 年度)／全国社会福祉協議会」の提示を受け、平成 18 年度に始動している。

(関連法令・通知等)

- 児童館の設備については、児童福祉施設の設備運営基準及び「児童館の設置運営について」において以下のよう定めている。

【児童館の設置運営について(厚生事務次官通知)】

第 2 小型児童館

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、次のとおりとすること。

- (1)市町村(特別区を含む。以下同じ。)
- (2)公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人(以下「社団・財団法人」という。)
- (3)社会福祉法人
- (4)次の要件を満たす上記(1)から(3)以外の者(以下「その他の者」という。)
- ア 児童館を設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。
- イ 社会的信望を有すること。
- ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。
- エ 児童館の運営事業の経理区分が明確に出来る等、財務内容が適正であること。

- 社会福祉施設の第三者評価については、社会福祉法による規定がある。

【社会福祉法】

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

(参考情報等)

- 児童館における評価の実施状況に係る最新の調査結果は以下の通り<sup>6</sup>。

受審の状況

項目	回答数	割合
定期的に受審している	320	76.0%
不定期だが、これまでに受審したことがある	101	24.0%
合計	421	100.0%

評価の方法受審の状況

	該当		非該当		すべて	
	N	%	N	%	N	%
自己評価	1519	41.93	2104	58.07	3623	100.00
利用者評価	1176	32.46	2447	67.54	3623	100.00
行政のモニタリング評価	864	23.85	2759	76.15	3623	100.00
第三者評価	440	12.14	3183	87.86	3623	100.00
実施していない	1374	37.92	2249	62.08	3623	100.00

<sup>6</sup>平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」(主任研究員 植木信一)

### 3 運営管理

#### (1) 開館時間

- ① 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
- ② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

#### (2) 利用する子どもの把握・保護者との連絡

- ① 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

#### (3) 運営協議会等の設置

- ① 児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- ② 子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的に開催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。

#### (4) 運営管理規程と法令遵守

- ① 事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。
- ② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。
  - ア 子どもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と子どもの権利擁護
  - イ 虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
  - ウ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止
  - エ 業務上知り得た子どもや家族の秘密の守秘義務の遵守
  - オ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護
  - カ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築
  - キ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上
  - ク 事業の社会的責任や公共性の自覚

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

#### (3) 運営管理

##### ① 開館時間

ア 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。  
イ 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

##### ② 利用する子どもの把握・保護者との連絡

ア 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。  
イ 児童館でのけがや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

##### ③ 運営協議会等の設置

児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、子どもの保護者、教職員等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。

##### ④ 運営管理規程と法令遵守

児童館の運営管理の責任者を定め、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規程を定め、子どもや保護者の人権への配慮、守秘義務、個人情報の管理等の法令遵守に努めること。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成26年度児童福祉問題調査研究事業及び平成28～29年度子ども子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- 「自治体へのヒアリング調査」や「フォーカス・グループインタビューの中からは、児童館運営における子どもの参画、子どもの権利の尊重を具体的な児童館活動で実現している取り組みが紹介されている。このことについては、児童

館ガイドラインにも、「子どもの視点や意見が児童館の運営や活動に生かせるように努める」等として強調されているところである。(平成 27 年度事業)

- また、専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

○ 運営協議会の構成員に「子ども」を入れる。

(関連法令・通知等)

- 児童福祉施設の設備運営基準において、児童福祉施設内部の規定について以下のように定めている。

**【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】**

児童福祉施設内部の規程)

第 13 条 児童福祉施設(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 1 入所する者の援助に関する事項
- 2 その他施設の管理についての重要事項。

- 児童館の運営管理については、「児童館の設置運営について」において以下のように定めている。

**【児童館の設置運営について(厚生事務次官通知)】**

2 小型児童館

3 設置及び運営

(3) 運営

ア 開館時間、開館日数等については、設置された地域の実情を勘案して設定すること。

イ 運営管理の責任者を定めるとともに、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。

ウ 運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すること。

**【児童館の設置運営について(厚生省児童家庭局長通知)】**

1 小型児童館

3 設置及び運営

(3) 運営

ア 運営委員会の設置

児童館の適正な運営を図るため、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等を委員とする運営委員会を設置し、その意見を聴くこと。

イ 利用児童の把握

児童館を利用する児童については、その児童の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を必要に応じて登録すること等により把握しておくこと。

(中略)

エ 利用時間

小型児童館の利用時間は、地域実情に応じて定めることとし、次によるものであること。

(ア) 一般児童の利用と集団指導の利用が交互に支障を及ぼさないよう配慮すること。

(イ) 母親クラブ等地域組織や年長児童等の夜間利用についても配慮すること。

(ウ) 日曜・祝祭日の利用は、適宜定めるものとする。

(参考情報等)

- 児童館における運営委員会の実施状況に係る最新の調査結果は以下の通り。

運営委員会(運営協議会)の回数

項目	回答数	割合
なし	1341	36.8%
年 1～3 回	2164	59.3%
年 4 回以上	144	3.9%
合計	3649	100.0%

<sup>7</sup>平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」(主任研究員 植木信一)

運営委員会の構成員

	該当		非該当		すべて	
	N	%	N	%	N	%
小学校教員	575	24.8	1746	75.2	2321	100.00
中学校教員	1516	65.3	805	34.7	2321	100.00
保育所職員	1688	72.7	633	27.3	2321	100.00
自治会代表	912	39.3	1409	60.7	2321	100.00
民生・児童委員	678	29.2	1643	70.8	2321	100.00
主任児童委員	875	37.7	1446	62.3	2321	100.00
母親クラブ役員	1650	71.1	671	28.9	2321	100.00
PTA 役員	1243	53.6	1078	46.4	2321	100.00
子ども会役員	1541	66.4	780	33.6	2321	100.00
社会福祉協議会職員	1758	75.7	563	24.3	2321	100.00
利用者代表	1798	77.5	523	22.5	2321	100.00
利用児童代表	2251	97.0	70	3.0	2321	100.00
その他の運営委員	1282	55.2	1039	44.8	2321	100.00

(5) 要望、苦情への対応

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- ② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

⑦ 要望、苦情への対応

- ア 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- イ 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみをつくること。

(関連法令・通知等)

- 社会福祉事業における苦情解決の体制や手順等については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知)で具体的に示されている。
- 同指針では、①苦情解決責任者、②苦情受付担当者、③第三者委員からなる苦情解決体制を構築するとともに、苦情解決の手順を整備すべきことについても示している。具体的な手順として、①利用者への周知、②苦情の受付、③苦情受付の報告・確認、④苦情解決に向けての話し合い、⑤苦情解決の記録、報告、⑥解決結果の公表に区分したうえで、その概要を解説している。

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、要望・苦情への対応について、以下のように解説している。

(要望及び苦情への対応に関する解説、一部抜粋)

- 放課後児童クラブでは、子どもや保護者、地域住民等からの要望や苦情があった時、それをどこに相談すればよいかを示しておく必要があります。要望や苦情の受付担当者を決め、そのことを放課後児童クラブ内に掲示する、通信等に掲載するなどにより、子どもや保護者等に知らせておくことが求められます。
- なお、子どもや保護者等が要望や苦情を述べやすいようにするためには、日頃から子どもや保護者等が放課後児童支援員等に遠慮なく話せるような関係づくりに努めることが求められます。
- 放課後児童クラブの運営主体には、子どもや保護者等から寄せられた苦情に的確に対応することができるように、市



町村と連携して苦情の解決に向けた手順を整理して、子どもや保護者等に周知するよう取り組むことが求められます。(第7章 職場倫理及び事業内容の向上)

#### (6) 職員体制と勤務環境の整備

- ① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」(児童厚生員)の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。
- ② 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、また、職員が健康・安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険、厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

#### ⑧ 職員体制と勤務環境の整備

ア 児童館の職員には、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」(児童厚生員)の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められることから、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。

イ 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、健康・安全に勤務できるようその環境の整備に留意すること。また、安全面への配慮や事業の円滑な運営のため、常に児童厚生員の連携体制に配慮すること。

- また、当該項目の背景となる調査結果として、平成26年度児童福祉問題調査研究事業及び平成27～29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- 「児童館職員の研修を実施している市区町村が80%にとどまっていること」「安全管理や危機管理に関するマニュアルの整備が60.4%にとどまっていること」「児童館職員に対する健康診断の実施が83.5%に留まっていること」の3点は、改善されなければならない課題である。(平成27年度事業)【再掲】

- 児童厚生員が長く勤務できるような環境条件の整備が「児童館の活動内容」を充実させることにつながる。任期制等による職員の短期間雇用のしくみは、構造的に「児童館の活動内容」の充実に寄与しにくいことになる。(平成28年度事業)

- 利用者の増加にともなう児童厚生員の適正配置によって「児童館の活動内容」に十分な対応が可能となる。現在の配置は1児童館あたり2名以上となっているが、本来であれば、利用者数の増加に応じた人員の配置基準が検討されてよい。(平成28年度事業)

- 今後は、職員が専門資格を持つことの意義と構造をさらに検証し、職員採用の基準に明確に取り込むなどの措置を講じて、児童館職員としての専門性の明確化を推進していくことも必要であると考えられる。(平成28年度事業)

- 児童館がその役割を適切に果たしていくためには、長期的な観点から取り組む必要があり、児童厚生員が雇用期間の制約を大きく受けることなく、働き続けられる環境を整備することが重要である。同時に、「児童厚生員として働きたい」と思う人が増えるよう、賃金や雇用形態等の処遇の改善により魅力的な雇用環境を整備するとともに、将来的なキャリアパスを示していくことが不可欠である。(平成29年度事業)

#### 第7章 子どもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組みべきことが含まれている。

##### 1 安全管理・ケガの予防

##### (1) 事故やケガの防止と対応

子どもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

##### (2) 施設・遊具の安全点検・安全管理

- ① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施すること。その安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。

- ② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。

- ③ 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。

##### (3) 事故やケガの緊急時対応

- ① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。

- ② 子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。
- ③ 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。
- ④ 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。

## 2 アレルギー対策

- (1) アレルギー疾患のある子どもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。
- (2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

## 3 感染症対策等

- (1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- (2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。なお、子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

### ⑤ 安全対策・緊急時対応

#### ア 事故やけがの防止と対応

子どもの事故やけがを防止するため、安全対策・安全学習・安全点検と補修・緊急時の対応等に留意し、その計画や実施について整えておくこと。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業及び平成 27～29 年度子ども子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- 「児童館職員の研修を実施している市区町村が 80% にとどまっていること」「安全管理や危機管理に関するマニュアルの整備が 60.4% にとどまっていること」「児童館職員に対する健康診断の実施が 83.5% に留まっていること」の 3 点は、改善されなければならない課題である。特に安全管理や危機管理に関するマニュアルの整備は、利用する子ども・保護者等の安全にとって大きな問題であることから、早急な対応が望まれる。(平成 27 年度事業)

- また、専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようことが挙げられている。

- 緊急事態に備え、止血法、心配蘇生法、AED・エピペンの取り扱い方法等の訓練をしておく必要があることを書き加える。
- 施設・設備の日常の点検と定期的な点検について記録をとり、改善すべき所があった場合には、迅速に対応し記録に残しておくことを書き加える。

(関連法令・通知等)

- 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成 28 年 3 月)では、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について示している。以下にその目次を示す。

### 【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～】

#### 1 事故の発生防止(予防)のための取組み

- (1) 安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等
- (2) 職員の資質の向上
- (3) 緊急時の対応体制の確認
- (4) 保護者や地域住民等、関係機関との連携
- (5) 子どもや保護者への安全教育
- (6) 設備等の安全確保に関するチェックリスト
- (7) 事故の発生防止のための体制整備

#### 2 事故の再発防止のための取組み

- (1) 再発防止策の策定
- (2) 職員等への周知徹底

**【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～】**

事故発生時の段階的な対応

- (1) 事故発生直後の対応(応急処置及び状況把握)
- (2) 事故直後以降の対応(関係者への連絡、地方自治体の支援による事故対応、教育・保育の継続等)
- (3) 事故状況の記録
- (4) 保護者等への対応
- (5) 報道機関への対応
- (6) 国、地方自治体への事故報告
- (7) 明らかな危険要因への対応
- (8) 事故後の検証

- アレルギー疾患対策については、その総合的な推進に向け、平成 26 年 6 月に「アレルギー疾患対策基本法」(平成 26 年 6 月 27 日法律第 98 号)が成立した。同法に基づき、平成 29 年には「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(平成 29 年厚生労働省告示第 76 号)が示されている。

**【アレルギー疾患対策基本法】**

(学校等の設置者等の責務)

第 9 条 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設(以下「学校等」という。)の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

**【アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針】**

第 5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- (1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項  
(中略)

エ 国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等について、教育委員会等に対して必要に応じて適切な助言及び指導を行う。児童福祉施設や放課後児童クラブにおいても、職員等に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成 23 年 3 月 17 日付け雇児保発 0317 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等についても地方公共団体と協力して取り組む。また、老人福祉施設、障害者支援施設等においても、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の啓発に努める。

- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成 23 年 3 月 17 日付け雇児保発 0317 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)では、保育所でのアレルギー疾患への対応の実態と、保育所における代表的なアレルギー疾患についての原因や治療法、保育所での生活上の留意点、食物アレルギーへの対応の方法について示している。
- また、感染症対策については、「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成 24 年 11 月 30 日雇児保発第 1130 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)において、対策の基本が示された。2018 年 1 月にはその改訂版(素案)が示されている。

**【保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年改訂版)(素案)】**

1. 感染症に関する基本的事項
  - (1) 感染症とその三大要因
  - (2) 保育所における感染症対策
  - (3) 学校における感染症対策
2. 感染症の予防
  - (1) 感染予防
    - ア) 感染源対策
    - イ) 感染経路別対策

- ウ) 感受性対策(予防接種等)
- エ) 健康教育
- (2) 衛生管理
  - ア) 施設内外の衛生管理
  - イ) 職員の衛生管理
- 3. 感染症の疑い時・発生時の対応
  - (1) 感染症の疑いのある子どもへの対応
  - (2) 感染症発生時の対応
  - (3) 罹患後における登園時の対応
- 4. 感染症対策の実施体制
  - (1) 記録の重要性
  - (2) 医療関係者の役割等
    - ア) 嘱託医の役割と連携
    - イ) 看護師等の役割と責務
  - (3) 関係機関との連携
  - (4) 関連情報の共有と活用
  - (5) 子どもの健康支援の充実

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、安全管理・衛生管理について以下のように解説している。

**(事故防止と発生時の対応に関する解説、一部抜粋)**

- 放課後児童クラブの中で子どもが遭遇する危険として最も頻度が高いのは、日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガです。施設設備等の些細な不具合が大きな事故やケガにつながる可能性もありますので、施設、設備、遊具、用具、屋外遊びの場所及び遊具等について日常的に安全を確認することが求められます。
- 施設設備等については、安全点検表を作成して点検項目や点検頻度、点検者を定め、定期的に点検します。点検の結果については記録しておき、不具合がある場合には必要な補修等を行います。
- なお、安全点検の対象には、近隣の公園に行く場合や遠足等の放課後児童クラブの外で活動する場合の環境も含まれます。遠足等の場合は、行き帰りの経路や現地の状況を、天候や交通事情等も含めて事前に調べることが必要です。
- 事故やケガの防止のために日常においてどのような点に留意すべきか、また、事故やケガが起きそうになった場合、あるいは起きた場合にどのように対応して被害を少なくするかといったことについて、日常の行動にいかすための事故防止マニュアルを整備し、それを効果的に活用できるように訓練や研修を行う必要があります。特に、事故やケガが起きた場合を想定した実地の訓練は、実際に事故等が発生した際の迅速な対応につながるため、様々なケースを想定して定期的に行うことが必要です。
- 事故やケガが発生した場合には、応急手当等の初期対応のあり方が非常に重要です。少しの対応の遅れが命に関わることもあり得るため、放課後児童支援員等は応急手当等の具体的な方法についてあらかじめ学んでおき、いざその場面に直面した際には迅速に対処できるようにしておく必要があります。そのためには、応急手当の方法を学ぶ機会に参加することも求められます。
- 事故やケガが発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、保護者に連絡し、事故原因等については改めて具体的かつ丁寧に説明することが求められます。保護者へ連絡する際には、家庭の状況や保護者の心情に配慮しながら、誠意ある対応を心掛けることが重要です。なお、万が一、事故やケガが発生した場合の対応や連絡方法については、事前に保護者と共有しておくことが望まれます。
- なお、重大事故が起きた場合には、放課後児童クラブの運営主体から市町村・都道府県を通じて厚生労働省及び消費者庁に報告することが求められています。
- 事故やケガが発生した場合は、その発生時刻や場所、その内容や対応の経過について正確な時刻の記述も含めて記録しておくことが必要です。発生時の状況を迅速かつ正確に記録することにより、その後の対応を適切に進めることができます。更に、発生に至った経緯や事故・ケガの内容、発生後の対処等を記録することによって、それらの発生した原因や対処のあり方を検証し、その後の事故やケガの予防や対応に役立てることもできます。なお、これらの記録は、事故について報告や説明が求められる場合の基礎資料にもなります。
- 事件事例や事故につながりそうであったヒヤリ・ハット事例等の情報は、共有して対策のあり方を探ることで、多くの類似の事故を防ぐことにつながります。軽微な事故や結果的に事故に至らなかった事例であっても、一歩間違えれば重大な事故に発展していた可能性があることを踏まえ、事例の情報を収集して記録の上、原因や要因を分析することが望まれます。この際、分析のために必要な事項が明確になるよう記録の方法や様式を工夫し、検討しやすい状態にしておくことによいでしょう。
- また、一つの放課後児童クラブで起きた事例は、繰り返し起きたり、他の放課後児童クラブでも起きる可能性があるものです。実際に起きた事例を詳しく分析して教訓を引き出し、その内容を必要に応じて同一の事業者内あるいは市町村内の他の放課後児童クラブとも共有し、予防策にいかすことも考えられます。(第 6 章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策)

**(アレルギー対策に関する解説、一部抜粋)**

- 食物アレルギーのある子どもについては、書面及び面談により、保護者と緊密に連携し、アレルギー症状を起こす食品や現れる症状、家庭での対応状況、幼稚園、保育所等での対応の経緯や学校での対応状況、医師の指示等、必要な事項を聞きとり、放課後児童クラブにおける対応方法を相談しながら決めていく必要があります。そして、対応方法と留意すべき事項については、子ども本人・保護者・全職員の間で共有しておく必要があります。
- 食物アレルギー事故、窒息事故等には、危機管理の意識を持って日頃から備えておく必要があります。そのためには、緊急時における対応の方針を定めた上で運用方法と各放課後児童支援員等の役割分担について確認し、対応の手順を全職員の間で周知徹底する必要があります。また、緊急時に適切な対応を行うために、放課後児童支援員等は、食物アレルギーの症状が現れた場合や窒息等がみられた場合の見極め方や、救急車の要請、「エビペン®」の使用法を含めた対応について、研修等で学んでおくことも必要です。
- 万が一、子どもがアレルギー症状を起こす食品を食べたりそれらに触れたりし(可能性を含む)、アレルギー症状と疑われる様子がみられる場合には、子どもから目を離さないよう注意しながら応急処置のために必要な準備を行うとともに、直ちに緊急性を判断することが重要です。緊急性が高いと判断される場合には、すぐに救急車の要請を行い、「エビペン®」の使用、AEDの使用等の心肺蘇生の対応を実施します。一方で、保護者への連絡、運営主体の責任者への連絡等も必要です。同時に、一連の対応について記録をとることや、他の子どもへの対応も求められます。それぞれの手順を、早急かつ確実に進めるためには、日頃から緊急時を想定した訓練を行い、全職員が子どもの安全を守る当事者としての認識を強く持って事故の防止に取り組む必要があります。(第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策)

**(感染症対策に関する解説、一部抜粋)**

- 感染症については、市町村、保健所や学校等と連携して、日頃から発生状況についての情報収集に努め、予防に努めることが大切です。
- 市町村が作成する感染症対策のマニュアル等の内容に従って、感染症等が発生した場合の罹患した子どもに対する対応と感染防止に関する対策についてあらかじめ定めておき、その内容を保護者にも伝えて、理解と協力が得られるようにしておく必要があります。
- 感染症が流行している時期には、特に衛生的な環境を整えるよう心掛ける必要があります。感染症が疑われる子どもを発見した場合には、他の子どもとの接触を断つようにし、保護者に速やかに連絡し、症状に応じて自宅安静や医療機関への受診を勧めます。症状に緊急性があると判断される場合には、救急車を要請します。嘔吐物や便等は、あらかじめ備えておいた感染症発生時の汚物処理等に対処できる用具や消耗品を用いて迅速に処理し、手指の消毒を徹底することが必要です。また、保健所の指示に従い、施設内の消毒、放課後児童支援員等や子どもの手洗いについて徹底することが必要です。
- なお、感染症等の発生時の報告については、市町村の定める対処方針に沿って行き、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、連携して必要な措置を講じて二次感染を防ぐよう努める必要があります。(第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策)

- また、財団法人子ども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

**II 組織の運営管理**

**3 安全管理**

- (1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。
  - ①緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。
  - ②利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。

**4 防災・防犯対策**

**(1) マニュアルの策定**

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

**(2) 定期的な訓練**

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置(学校110番・非常通報体制)や消火設備等(火災報知機、消火器)を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。

**(3) 地域ぐるみの安全確保**

来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成30年7月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。

**(4) 災害への備え**

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

⑥ 防災・防犯対策

ア マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

イ 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置や消火設備等を設けるなどの非常事態に備える対応策を講じること。

ウ 地域ぐるみの安全確保

子どもが自ら安全を確保する方法についての指導を行うこと。また、児童館への来館、帰宅途中の安全対策や保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。

(関連法令・通知等)

- 児童福祉施設の設備運営基準では、災害対策について以下のように定められている。

**【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】**

(児童福祉施設と非常災害)

第 6 条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

- 「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全確保について」(平成 28 年 9 月 1 日雇児総発 0901 第 3 号・社援基発 0901 第 1 号・障障発 0901 第 1 号・老高発 0901 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)では、平成 28 年 8 月の認知症高齢者グループホームにおける災害発生による被害を受け、以下の通り注意喚起を促している。

**【社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について】**

1. 非常災害時の施設等における入所者等の避難方法や、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定又は点検など、関係法令及び通知に基づき必要な措置を講じ、非常災害時に備えること。

2. 施設等の職員は、日頃から、気象庁など公的機関や、テレビ、ラジオ等の報道やインターネットによる貴省情報等に関する情報の収集に努め、危険が想定される場合は上記 1. の計画を踏まえ着実に避難を行うこと。

3. 日頃から消防等関係機関その他必要な訓練を実施すること。

4. 定期的に避難訓練その他必要な訓練を実施すること。

5. 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時の際に避難等に協力してもらえるような体制の構築に努めること。

- 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」(平成 28 年 9 月 15 日雇児総発 0915 第 1 号・社援基発 0915 第 1 号・障障発 0915 第 1 号・老高発 0915 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長通知)では、平成 28 年 7 月の障害者支援施設での事件発生を受け、以下の通り注意喚起を促している。

**【社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について】**

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。

2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策(例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等)を検討すること。(略)

(中略)

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施にあたっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配布し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)社会福祉施設等における点検項目(見出しのみ抜粋)

- 1 日常の対応
  - (1) 所内体制と職員の共通理解
  - (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携
  - (3) 施設等と利用者の家族の取組み
  - (4) 地域との協同による防犯意識の醸成
  - (5) 施設設備面における防犯に係る安全確保
  - (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保
2. 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応
  - (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制
  - (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 平成 30 年 7 月 発出「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅等における安全チェックリストについて」(平成 30 年 7 月 11 日子子発 0711 第 1 号・30 生社教第 4 号 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、文部科学省障害学習政策局社会教育課長事務取扱通知)より、「放課後児童クラブにおける点検項目」を以下に示す。

**【放課後児童クラブ等への来所・帰宅時における安全点検リスト(平成 30 年 7 月)】**

- 1 運営、研修等に関わる点検項目
  1. 放課後児童クラブの運営主体は、「放課後児童クラブ運営指針」や自治体の指針等を踏まえて、児童の来所・帰宅時の安全確保に関する計画及びマニュアルを策定し、放課後児童支援員等に周知しているか。
  2. 児童の来所・帰宅時の安全確保に関する計画及びマニュアルを児童、保護者に周知し、実際に活用できるよう定期的に見直しているか。
  3. 自治体等が主催する児童の安全に関する研修等に参加しているか。
  4. 自治体や教育委員会、学校等と来所・帰宅時の安全確保に関する情報を共有しているか。
  5. 児童の出欠席について、保護者からの連絡をあらかじめ確認しているか。
  6. 児童が保護者からの連絡なく欠席した場合や、来所が遅れた場合には、学校、保護者と連絡を取り合い、速やかに状況を把握して適切に対応しているか。
  7. 児童の所在を把握できないときや、不審者情報等の連絡が入ったときには、必要な手立てを迅速に講じられるように、対応策をあらかじめ検討し、共通理解を図っているか。
  8. 緊急時に保護者や放課後児童クラブの運営主体、自治体の担当部署、地域組織や児童に関わる関係機関と連絡を取り合うことができるよう、連絡先の一覧を作成する等、適切な体制を整えているか。
  9. 放課後児童支援員等は、児童一人ひとりの状況を踏まえて、児童が自ら危険を予測し回避できる力を身につけられるよう、援助を行っているか。
  10. 放課後児童支援員等は、児童の来所・帰宅経路や児童が一人で歩く「1人区間」の状況、「子供 110 番の家」の所在地等を把握しているか。
  11. 放課後児童支援員等は、児童と一緒に歩きながら、来所・帰宅経路の確認と安全点検を行っているか。
  12. 放課後児童支援員等が児童と一緒に「子供 110 番の家」等を実際に訪問して、児童自身が安全な場所として理解する取組をしているか。
  13. 緊急連絡先として、保護者や保護者以外の連絡先を把握しているか。
  14. 放課後児童クラブ等の周辺の地理的条件や交通事情等、児童の生活環境を日頃から把握しているか。
- 2 放課後児童クラブが保護者・児童へ伝える点検項目
  1. 保護者に対して、放課後児童クラブに出欠席の連絡をすることを伝えているか。
  2. 保護者が児童と一緒に来所・帰宅経路の安全確認を行うように伝えているか。
  3. 保護者に対して、自宅周辺の「1人区間」の状況や「子供 110 番の家」の所在地等について、児童と確認することを伝えているか。
  4. 児童がとるべき安全対策として、「行き帰りは友達と一緒に」「保護者と決めた同じ経路を通過して帰る」「見知らぬ人からの声かけや誘いにはのらない」等について、児童に伝えているか。
  5. 児童がとるべき安全対策として、危険を感じたらすぐにその場から逃げ、近くの大人や民家、商店等に助けを求めるよう児童に伝えているか。
  6. 児童がとるべき安全対策について、家庭でも繰り返し指導し、児童自身がそのことを身につけることを促すように保護者に伝えているか。
  7. 児童が一人で帰宅することについて、児童や保護者に不安がある場合は、保護者による迎えや近所の保護者同士での協力、ファミリー・サポート・センター及びシルバー人材センター等を活用した迎え等を行い、児童の安全を確保するよう保護者に伝えているか。
- 3 放課後児童クラブが学校と連携して行う点検項目
  1. 児童の来所・帰宅時の安全確保等に関する計画及びマニュアルの内容について、学校と共有しているか。
  2. 毎日の下校時刻を把握できるように学校と情報を共有しているか。
  3. 特別な事情で下校が遅れるときや、来所・帰宅時の緊急的な情報について、学校と共有できる体制があるか。
  4. 学校と協力し、「1人区間」等の危険箇所を把握し情報を共有した上で、来所・帰宅経路の安全点検を行っているか。
- 4 放課後児童クラブと地域が連携して行う点検項目
  1. 地域組織や児童に関わる関係機関等に対して、放課後児童クラブの育成支援の内容や、日々の児童の生活の様子、

- 児童の来所・帰宅時の状況を伝え、理解を得ているか。
2. 日頃から地域組織や児童に関わる関係機関等と交流し、児童の地域での行動についての情報提供を求め、共通理解を深めているか。
  3. 不審者対策等、緊急時に地域と連携した見守りを行うことができるよう、あらかじめ地域組織や児童に関わる関係機関の一覧を作成しているか。
  4. 地域における防犯対策について、警察、教育委員会、学校、自治体、地域の関係者等が参画した会合に出席し、防犯対策について意見交換を行っているか。
  5. 地域組織や児童に関わる関係機関等と連携して、児童の来所・帰宅における点検を行い、安全に不安がある箇所等の改善の取り組みをすすめているか。
  6. 地域組織や児童に関わる関係機関等に児童の来所、帰宅時に合わせた見守り活動を要請しているか。

## 5 衛生管理

- (1) 子どもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。
- (2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮すること。
- (3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

### イ 衛生管理

感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等が重要である。子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市区町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

(背景・基本的考え方)

- 本事業のWGにおいては、以下のような指摘があがった。
- ・ 児童館によって、子どもが利用する際の食品の扱いにばらつきがあった。お菓子を食べるコーナーがある児童館がある反面、食品は一切禁止の児童館もあった。アレルギーについても明記したため、本項で食品に対する扱いを整理した。

(関連法令・通知等)

- 児童福祉施設の設備運営基準では、衛生管理等について以下ように定められている。

### 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

(児童福祉施設の一般原則)

第5条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(中略)

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない

(衛生管理等)

第10条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第11条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。



(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、衛生管理について、以下のように解説している。

**(衛生管理に関する解説、一部抜粋)**

- 子どもが手洗いやうがい、身体・衣服の汚れへの対応等を日常的に行うなど清潔を保つための生活習慣を身に付けるよう援助し、子どもと共に日常の衛生管理に努めることが求められます。放課後児童支援員等は、日常の衛生管理に向けた取組のあり方や感染症や食中毒等の予防と対応等に関する基礎知識を習得した上で、日々の育成支援に当たる必要があります。また、衛生管理の観点から施設設備や備品等を定期的に点検することも求められます。
- 医師の指示により保護者を通じて児童の医薬品を保管するばあいは、適切に管理することが必要です。また、子どもの衛生管理に当たって必要となる医薬品(医薬部外品等)の備えが求められます。
- 急な病気や事故に際しての子どもの応急手当のために AED 等も備えておくことが望まれます。
- 放課後児童クラブは、子どもが集団生活を営む場であるため、多数の子どもが共に生活する環境が清潔に保たれるように、日頃から手洗い場(蛇口等)、台所設備、おやつ用の食器、トイレ、下駄箱、床・畳(カーペット)、棚、掃除用具、ドアノブ、玩具等の衛生管理を行います。施設設備等の清掃・消毒については、マニュアルやチェックリスト等を定めて計画的に行うとともに、実施点検した結果について記録することも必要です。(第 6 章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策)

**第8章 家庭・学校・地域との連携**

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域の子どもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。

**1 家庭との連携**

- (1) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
- (2) 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。
- (3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

**4 児童館と家庭・学校・地域との連携**

**(1) 家庭との連携**

- ① 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
- ② 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭や学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

(背景・基本的考え方)

- 専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 過程との連絡や子どもへの具体的な支援については、必ず記録をとり、職員間で共有し継続的な支援が可能となるように配慮することを書き加える。

**2 学校との連携**

- (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) 児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。
- (3) 災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

**(1) 学校との連携**

- ① 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換が行えるようにすること。
- ② 子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

(背景・基本的考え方)

- 専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 子どもの健全育成上の問題について適切な対応が取れるよう連絡体制を整える必要性を追加する。
- 学校・教員に児童館の活動を理解してもらうことの必要性や、児童館がなぜ学校と連携しなければならないかを具体的に明記する。
- 児童館職員と教員が、子どもをどう捉え、見ていくのかを共有することが必要との観点を盛り込む。
- 行事等だけではなく、日常の子どもの状況について、定期的に意見交換、情報交換していく環境を作っていくことが必要。

(参考情報等)

- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、学校との連携について、以下のように解説している。

**(学校との連携に関する解説、一部抜粋)**

- 放課後児童クラブに通う子どもは自宅、学校、放課後児童クラブで1日の多くの時間を過ごしています。放課後児童支援員等は、子どもが日々の生活を円滑に過ごすことができるよう、安全面も含めて学校と情報交換や情報共有をし、子どもの生活の連続性を保障する必要があります。
- 学校との連携を図るためには、放課後児童クラブの事業案内や行事の予定、放課後児童クラブに在籍する子どもの名簿等を届けるなどして、放課後児童クラブでの生活の様子を学校に伝えます。
- 更に、公開授業や学校行事に参加するなどして、学校での子どもの様子を知る機会を積極的に作るよう心掛け、学校からも子どもの放課後児童クラブでの生活に関わる情報を伝えてもらえるような関係を築くことも望まれます。
- 学校との情報交換や情報共有は日常的に行う必要があるほか、行事等で交流したり連携の窓口担当者同士が面談したりするなど、定期的な情報交換や情報共有、交流等の機会を設けることも重要です。
- 設置場所が学校内か学校外かに関わらず、放課後児童クラブに学校との連携の窓口担当者を置くことが求められます。学校からも連絡の際の窓口となる担当者を知らせてもらうと、連携がスムーズになります。可能であれば、担当者同士が面談する機会を、年間を通して定期的に設けられるようにすることが望まれます。
- 放課後児童クラブが入手した個人情報や放課後児童支援員等が職務上知り得た情報については、放課後児童クラブとしてあらかじめ情報の管理や取扱いのルールを取り決めておき、責任を持って情報を管理しなければなりません。なお、子どもに関して、保育所、幼稚園等に情報提供をしたり情報を得たりする際には、その情報に個人情報や本人にとって秘密とみなされる情報が含まれていることもあるため、原則として、情報を共有することについて保護者から同意を得る必要があります。(第5章 学校及び地域との連携)

**3 地域及び関係機関等との連携**

- (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3) 子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもと安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室との連携を図ること。

(H23 ガイドライン)

- H23 ガイドラインの該当項目は以下の通りである。

- (3) 地域との連携
  - ① 児童館の運営や活動の状況等について、保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、その信頼関係を築くこと。
  - ② 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
  - ③ 児童虐待等により支援が必要な場合には、市町村や児童相談所と連携して対応を図ることが求められるので、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。

(背景・基本的考え方)

- 当該項目の背景となる調査結果として、平成26年度児童福祉問題調査研究事業及び平成27～29年度子ども子育て支援推進調査研究事業における提言を以下に示す。

- (調査結果から明らかになった、児童館の発展に役立つと思われる事項について)児童館職員に対する地域の人々からの信頼が児童館活動の支えになっている。(平成 26 年度事業)【再掲】
- 中標津町の「子育て支援・虐待ネットワーク」への位置づけをはじめ、「NP プログラム」の実施(新潟市)や、保健センターとの共催で「子育てマネジメント教室」(静岡市)など事業として児童館が子育て家庭への積極的な関わりを持っていることがわかる。しかし、全国的には、児童館は法的な位置づけのある虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)のメンバーにも入っていないところも多い現状があり、実施事例の収集、行政機関への周知が必要と思われる。また、子どもの貧困対策が急務となる中で、児童館での子ども食堂の実践例(浦添市)や検討中の自治体もあり、児童館への期待を感じる。(平成 27 年度事業)【再掲】
- いずれの施設も、要保護児童対策地域協議会への参加など児童福祉施設としての機能を発揮しながら、福祉的な課題の発見や解決していくための体制づくりに努力していることがわかった。福祉的な課題に対応する児童館の役割は、普遍的な活動になりつつあると考えられるため、児童館ガイドラインへの反映が必要である。(平成 28 年度)【再掲】
- 地域に根ざした長期的な活動や支援は、児童館が施設として存在し、そこに児童厚生員という専門性を有する人材がいるからこそ可能なことである。児童館の多機能性、地域性、拠点性について、「児童館ガイドライン」に明確に位置づけることが期待される。(平成 29 年度事業)【再掲】

- 専門委員会及び改正児童館ガイドライン WG においては、見直し等に係る検討項目等として以下のようなことが挙げられている。

- 社会資源との連携の必要性について書き加える。
- 地域住民と連携することと相談(関係)機関と連携することは内容・方法が異なるので、相談(関係)機関を含めた社会資源との連携を別に 1 項目立てたほうがいい。
- 地域における子ども育成活動は、児童厚生施設等の公的施設・機関、社会福祉協議会、児童厚生員、主任児童委員等の公的ボランティア、地域子ども会や母親クラブ等の地域組織、住民主体型地域自主活動、企業、ボランティア、NPO 等により展開されており、これらの団体や活動の相互交流も必要であることについて書き加える。
- 核家族が主流となり、地域の社会関係が希薄になりつつある中、家庭の孤立化が進行している。地域の児童館には、児童福祉の予防的機能として、そのような働きを期待されていることを書き加える。

(関連法令・通知等)

- 要保護児童対策地域協議会への参加については、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」において、児童館が具体的な構成員として明記されている。

**【要保護児童対策地域協議会設置・運営指針】**

第 2 章 要保護児童対策地域協議会の設立

2. 構成員

地域協議会の構成員は児福法第 25 条の 2 第 1 項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、具体的には以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。なお、主な関係機関等の概要については、「市町村児童家庭相談援助指針」(平成 17 年 2 月 14 日雇児発第 0214002 号)第 5 章を参照のこと。

また、関係機関等の地域協議会への参加に際しては、地域協議会の業務内容や構成員に課せられる守秘義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが適当である。

**【児童福祉関係】**

- ・ 市町村の児童福祉、母子保健等の担当部局
- ・ 児童相談所
- ・ 福祉事務所(家庭児童相談室)
- ・ 保育所(地域子育て支援センター)
- ・ 児童養護施設等の児童福祉施設
- ・ 児童家庭支援センター
- ・ 里親
- ・ 児童館
- ・ 民生・児童委員協議会、主任児童委員、民生・児童委員
- ・ 社会福祉士
- ・ 社会福祉協議会

- 2018 年 7 月には、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議より「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が公表されている。

**【児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策】【再掲】**

《児童虐待防止のための総合対策》

2 児童虐待の早期発見・早期対応第 1 条 この法律は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)○児童虐待に関する研修の充実

- ・児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修の実施を促進する。

4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化

○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進  
 ○児童対策地域協議会に登録されている子どもについて、学校、保育所等から市町村又は児童相談所に定期的に情報提供を行うことについて、速やかに周知徹底する。

○ 2018年9月14日公表の「新・放課後子ども総合プラン」<sup>8</sup>より、本項目に関連性の高い内容を以下に示す。

**【新・放課後子ども総合プラン】**

5 市町村の体制、役割等

(1) 運営委員会の設置

市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。

(中略)

①主な構成員

行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者、地域住民等

②主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価等

(略)

7 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園や総合型地域スポーツクラブなどの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。

また、公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室等、保護者や地域のニーズを踏まえ、一体型として実施していない場合についても、量事業を連携して実施できるようにすることが必要である。

例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子供教室の場合、一体型と同様に、放課後子供教室の活動プログラムの企画段階から量事業の従事者や△者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携方法が考えられる。

(参考情報等)

○ 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」(2017)では、地域との連携について、以下のように解説している。

**(地域との連携に関する解説、一部抜粋)**

- 放課後児童クラブの行事に地域の人々を招待したり、放課後児童支援員等や子どもが地域の行事や他の関係機関が主催する行事に参加したりするなどの交流を通じて、地域から放課後児童クラブの存在やその役割が認知され、親しみを持ってもらえるように努めることが大切です。地域との交流を深めることは、不審者情報等を含めた地域の様々な情報について、地域組織や子どもに関わる関係機関等と日常的・継続的に情報共有ができる関係を構築することにもつながります。
- 放課後児童支援員等は、放課後児童クラブに通う子どもの生活が地域の中で円滑に営まれるように、日頃から地域の状況について把握するよう努めることが求められます。地域組織や子どもに関わる関係機関等だけでなく、交通事情や地域の安全の状況等、子どもの生活を視野に入れた近隣環境についても調べておくことが望まれます。
- 同時に、こうした放課後児童クラブと地域組織や子どもに関わる関係機関等との関わりや、そこで得られた地域の情報を保護者にも伝えることによって、保護者が地域の子どもの関する活動等に関わることを支援することも望まれます。(第5章 学校及び地域との関係)

○ また、財団法人こども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」((平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書), 2006)において作成された「児童館等第三者評価項目」のうち、当該項目にある関連性の高い項目として以下が挙げられる。

**II 組織の運営管理**

4 地域との交流と連携

(1) 地域との連携が適切に確保されている。

①利用者と地域とのかかわりを大切にしている。

②事業所が有する機能を地域に還元している。

③ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

<sup>8</sup> 「新・放課後子ども総合プランについて」(平成30年9月14日 30文科生第396号・子発0914第1号 文部科学省障害学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長通知)

- ①必要な社会資源を明確にしている。
- ②関係機関等との連携が適切に行われている。
- (3) 地域の福利向上のための取り組みを行っている。
- ①地域の福祉ニーズを把握している。
- ②地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。

A 児童館等の活動に関する事項(小型児童館用付加項目)

8 地域の子育て環境づくり

- ①住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している。
- ②地域社会で児童が安全に過ごせるように働きかけている。

9 広報活動

- ①広報活動が自治体や健全育成団体と連携して適切に行われている。
- ②地元広報誌やインターネット等を効果的に活用した広報活動が行われている。
- ③児童館の活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるよう創意ある広報活動が行われている。

## <参考資料 4>

### 参考文献

#### 【法令・通知等】

- アレルギー疾患対策基本法(平成 26 年 6 月 27 日法律第 98 号)
- いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)
- 個人情報保護法(平成 15 年法律第 57 号)
- 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)
- 児童の権利に関する条約(平成 6 年条約第 2 号)
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)
- 児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号)
- 「児童館の設置運営について」(平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知)
- 「児童館の設置運営について」(平成 2 年 8 月 7 日児発第 967 号厚生省児童家庭局長通知)
- 「放課後児童クラブ運営指針」(平成 27 年 3 月 31 日、雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(平成 29 年厚生労働省告示第 76 号)
- 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～」(内閣府、文部科学省、厚生労働省), 2016
- 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～」(内閣府、文部科学省、厚生労働省), 2016
- 「次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく行動計画策定指針」(厚生労働省), 2014
- 「児童館ガイドライン」(平成 30 年 10 月 1 日、子発 1001 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知)
- 「児童館ガイドライン」(平成 23 年 3 月 31 日、雇児発 0331 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(廃止)
- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議), 2018
- 「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全確保について」(平成 28 年 9 月 1 日雇児総発 0901 第 3 号・社援基発 0901 第 1 号・障障発 0901 第 1 号・老高発 0901 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)
- 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」(平成 28 年 9 月 15 日雇児総発 0915 第 1 号・社援基発 0915 第 1 号・障障発 0915 第 1 号・老高発 0915 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長通知)
- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成 23 年 3 月 17 日付け雇児保発 0317 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成 24 年 11 月 30 日雇児保発第 1130 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)
- 「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅等における安全チェックリストについて」(平成 30 年 7 月 11 日子子発 0711 第 1 号・30 生社教第 4 号 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、文部科学省障害学習政策局社会教育課長事務取扱通知)

- 要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について(平成 28 年 12 月 16 日雇児総発 1216 第 2 号雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)
- 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針(平成 17 年 2 月 25 日雇児発第 0225001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

## 【参考文献】

- 秋草学園短期大学「児童館の運営内容等に関する調査研究」(平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業報告書)、2015
- 一般財団法人児童健全育成推進財団「児童館における子育て支援等の実践状況に関する研究」(平成 27 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)、2016
- 一般財団法人児童健全育成推進財団「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する研究」(平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)、2017
- 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団子ども育成課「平成 29 年度 児童館連携事業報告書 近隣児童館連携事業／区内児童館合同事業／児童館フェスタ 児童館職員研修報告書 新任職員研修／階層別研修／テーマ別研修／業務研修／特別研修／児童館フォーラム」、2018
- 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団子ども育成課「児童館職員募集案内」、2018
- 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団子ども育成課「公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 児童館事業計画(平成 30～32 年度) 児童館子ども育成プラン 2018」、2018
- 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団「児童館オリエンテーションブック 第 2 版:平成 30 年 1 月改訂」、2018
- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」、2017
- 財団法人こども未来財団「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」(平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書)、2006
- 社会保障審議会児童部会 遊びのプログラム等に関する専門委員会「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について 報告書」、2018
- 町田市玉川学園子どもクラブころころ児童館「2004 年度 町田市玉川学園子どもクラブころころ児童館活動報告集」、2005
- みずほ情報総研株式会社「児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に関する調査研究」(平成 27 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)、2018

このほか、第 2 章は各自治体、法人、児童館発行資料を、本事業の成果である確認ツールは、社会保障審議会児童部会 遊びのプログラム等に関する専門委員会並びに今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ配布資料を参考にした。





厚生労働省 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書

「改正児童館ガイドライン（仮称）」の理解を促すための調査研究

－「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月）を理解するための確認ツールの開発－

平成 31 年 3 月

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2 - 3

電話：03-5281-5275

